

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



出身国情報報告書

スリランカ

2010年2月18日

英国国境庁
出身国情報局

目次

Preface

最新ニュース

2010年1月28日から2月18日までにスリランカで発生した出来事

2010年1月28日から2月18日の間に公表又は初めて閲覧したスリランカに関する報告

背景情報

1. 地理.....	1.01
地図.....	1.06
国民の祝日.....	1.07
2. 経済.....	2.01
3. 歴史.....	3.01
重要な政治的出来事 (1948年から2009年6月).....	3.01
内戦 (1984年から2009年).....	3.23
LTTEの敗北 – 2009年5月.....	3.46
内戦の影響 : 死傷者と国内避難民.....	3.48
4. 最近の展開 (2009年7月から2010年1月).....	4.01
LTTEの構成員(容疑者)に対する政府の扱い.....	4.02
Jaffna地区及び東部州の治安情勢.....	4.23
大統領選挙 – 2010年1月6日.....	4.28
5. 憲法.....	5.01
6. 政治体制.....	6.01

人権

7. 序論.....	7.01
8. 治安部隊.....	8.01
警察.....	8.02
恣意的逮捕と拘留.....	8.09
2009年以降の包囲捜索活動.....	8.16
失踪/拉致.....	8.25
拷問.....	8.35
超法規的処刑.....	8.41
政府軍.....	8.45
恣意的逮捕と拘留.....	8.47
拷問.....	8.48
超法規的処刑.....	8.49
苦情の提示手段.....	8.50
警察による人権侵害: 取調べと訴追.....	8.54
Human Rights Commission of Sri Lanka (HRCSL).....	8.63

特別調査委員会	8.66
重大な人権侵害の捜査及び調査のための調査委員会.....	8.68
証人の保護	8.70
9. 兵役.....	9.01
脱走	9.02
10. 非政府武装集団による人権侵害	10.01
タミル・イーラム解放の虎 (LTTE/タミルの虎)	10.01
民兵組織	10.05
恣意的逮捕と拘留.....	10.14
失踪/拉致.....	10.15
拷問	10.19
超法規的処刑	10.20
LTTEによる強制徴集(2009年5月まで).....	10.23
11. 司法	11.01
組織	11.02
独立性.....	11.04
公正な裁判	11.06
12. 逮捕と拘留(法的権利)	12.01
非常事態令 (ER)	
テロ防止法(PTA)	12.03
保釈/状況報告	12.16
逮捕令状	12.19
犯罪記録	12.20
13. 刑務所の現状	13.01
14. 死刑	14.01
15. 政治的所属	15.01
政治的表現の自由	15.01
結社と集会の自由	15.04
反政府勢力と政治活動家	15.07
16. 言論とメディアの自由	16.01
ジャーナリスト	16.07
インターネットの自由	16.22
17. 人権関連の機関、団体、活動家	17.01
18. 汚職	18.01
19. 信教の自由	19.01
概観.....	19.01
ヒンドゥー	19.07
ムスリム	19.09
キリスト教徒.....	19.11
20. 民族集団	20.01
概観.....	20.01
タミル人.....	20.06
内陸タミル人	20.12
ムスリム	20.15
先住民- Veddas.....	20.17
21. 女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者及び性同一性障害者	21.01
法的権利	21.01
国家当局による処遇とその態度.....	21.04

社会の処遇と態度.....	21.06
22. 障害者.....	22.01
23. 女性.....	23.01
概観.....	23.01
法的権利.....	23.06
婚姻/離婚法.....	23.07
政治的権利.....	23.10
社会的権利と経済的権利.....	23.13
雇用.....	23.13
家族計画/妊娠中絶.....	23.14
未婚の母/寡婦.....	23.17
異民族間結婚.....	23.20
女性に対する暴力.....	23.21
法的権利.....	23.21
強姦/家庭内暴力.....	23.23
ジェンダーに基づく暴力と内戦.....	23.25
女性が利用可能な支援.....	23.31
24. 児童.....	24.01
概観.....	24.01
主要法律情報.....	24.04
法的権利.....	24.07
子供に対する暴力.....	24.09
非嫡出子.....	24.15
児童兵士.....	24.16
LTTE.....	24.20
Karuna Group/TMVP.....	24.25
児童の養育と保護.....	24.27
政府及び NGO による児童保護.....	24.30
教育.....	24.32
25. 人身売買.....	25.01
26. 医療問題.....	26.01
医療の現状.....	26.01
安価で提供される薬品.....	26.08
HIV/エイズ問題 -抗レトロウイルス治療.....	26.09
癌治療.....	26.11
人工透析.....	26.12
精神衛生.....	26.16
精神医療施設.....	26.17
精神科医と精神分析医.....	26.19
心的外傷後ストレス障害 (PTSD).....	26.21
抗鬱剤・治療薬剤の利用.....	26.22
27. 人道問題.....	27.01
28. 移動の自由.....	28.01
Colombo.....	28.06
警察登録.....	28.11
Colombo 市内の宿泊施設.....	28.20
検問所.....	28.23
鉄道網での治安検査.....	28.29

A9 幹線道路 (Kandy/Colombo to Jaffna).....	28.30
Jaffna 地区：出入境.....	28.33
不発弾(UXO).....	28.34
紛争当時の LTTE 統制地域と政府掌握地域の間の移動	28.36
29. 国内避難民(IDP).....	29.01
IDP 向け文書類.....	29.15
30. 外国人難民.....	30.01
31. 市民権及び国籍.....	31.01
身分証明書	31.05
渡航文書.....	31.13
32. 文書の偽造及び不正取得.....	32.01
33. 出国及び帰国	33.01
出国手続き.....	33.02
入国手続き	33.07
失敗に終わり帰還した亡命希望者の処遇	33.12
身体検査/傷跡	33.27
34. 雇用の権利.....	34.01

付録

- 付録 A: 主な出来事年表
- 付録 B - 年代記
- 付録 C - 政治組織
- 付録 D - 著名人
- 付録 E - 略語リスト
- 付録 F - 出典リスト

序文

- i この出身国情報に関する報告書(COI Report) は、亡命申請/人権関連の決定プロセスに関与する職員の利用に向けて、英国国境庁(UKBA)の COI 局が作成した。同報告書は、英国で請求される亡命/人権申請において最も共通して提起される問題について、全般的な背景情報を提供する。報告書の本文には 2010 年 1 月 27 日時点で利用可能な情報が掲載される。「最新ニュース」の箇所では、2010 年 1 月 28 日から 2 月 18 日までにアクセスされた事件および報告書に関する簡略な情報を掲載する。この報告書は 2010 年 2 月 18 日に公表された。
- ii この報告書は広い範囲の公認外部情報源から作成された資料を総括したものであり、UKBA の意見または政策を一切含むものではない。報告書に掲載されるすべての情報は本文全体にわたって、最初の情報源の出典資料に帰属し、亡命/人権関連の決定プロセスに取り組む職員が利用できるようになっている。
- iii 同報告書は亡命および人権申請で提起される主な問題に焦点を当てた特定の出典資料を簡潔に要約することを目的とする。詳細な調査あるいは包括的調査を意図したものではない。詳細な説明については、関連する出典文献を直接検討するとよいだろう。
- iv COI 報告書の構成および形式は、特定問題に関する情報への迅速な電子アクセスを必要とし、必要な主要項目を直接閲覧するために目次頁を利用する UKBA の意思決定者、ならびに申請提示担当官が使用する様式を反映している。重要な問題はたいていの場合、専用の項目で多少とも掘り下げて取り上げられる他、他の項でも簡単に言及される場合がある。従って報告書の構成にはいくつか反復する箇所がある。
- v この COI 報告書に掲載される情報は、情報源の文献から特定できるものに限定される。特殊な話題に関連するすべての局面を網羅するために全力を尽くしているが、必ずしも関連情報を入手できるとは限らない。これにより、同報告書の掲載情報が実際に記述される範囲以上のことを含意すると解釈してはならないことが重要である。例えば、特殊な法律が可決されたという記述がある場合、記述がない限り有効に実施されたと解釈されてはならない。
- vi 上述の通り、この報告書は信頼できる多くの情報筋が作成した資料の総括である。報告書を取りまとめるに当たっては、異なる出典文献ごとに提供された情報間の矛盾を解決する試みは行われなかった。例えば、出典文献ごとに、記載される個人、場所および政党名の訳語や表記が異なることはよくあることである。COI 報告書は表記の一貫性を生むことではなく、情報筋の出典文献で用いられた表記を忠実に反映することに主眼を置いている。これと同様に、数字もそれを提供した出典文献ごとに異なることがあるため、出典元の本文通り単純に引用した。「原文通り」という用語は本書では、引用された本文の誤った表記または誤字を示す目的でのみ使用した。つまり、その使用は、資料の内容に関する意見を含意するためのものではない。
- vii 報告書は実質的に過去 2 年間に発行された出典文献に基づいている。ただし、直近により近い文献では入手できない関連情報を掲載するという理由から、

それより古い出典文献が一部掲載された可能性もある。出典はすべて、この報告書が発行された時点で関連があるとみなされた情報を掲載するものである。

- viii この COI 報告書および添付する出典資料は公文書である。COI 報告書はすべて、内務省ウェブページの RDS 欄上で公表されており、本報告書に関しては、出典資料の大部分がパブリックドメインで常時閲覧できる。同報告書で特定される出典文献が電子形態で閲覧可能な場合は、それに関連するウェブリンクがアクセス歴の日付と共に記載される。官庁または購読サービスが提供する文献等の、アクセス可能性の低い出典文献の複製は、要請に応じて COI から入手することができる。
- ix COI 報告書は亡命受入国上位 20 カ国について定期的に公表される。21 位以下の亡命受入国に関しては、運用上の必要に従って COI 重要文献が作成される。UKBA 職員も情報要請サービスに常時アクセスし、特定の調査を要求することができる。
- x COI 局はこの COI 報告書を作成するに当たって、利用可能な出典資料の正確かつ偏りのない要約を提供することを目指した。この報告書に関する意見または出典資料の追加に関する提言は常時受け付けており、以下の通り UKBA まで送付されたい。

出身国情報局

英国国境庁

2nd Floor B Block

Whitgift Centre

15 Wellesley Road

Croydon CR9 1AT

United Kingdom

電子メール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国情報に関する独立諮問委員会

- xi 国別情報独立諮問団体(IAGCI)は、UKBA の出身国情報資料の内容について UK 国境庁の主任調査官に勧告を行う意図で 2009 年 3 月に同調査官によって設立された。IAGCI は UKBA の COI 報告書、COI の重要文書その他の出身国情報資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCI の職務に関する情報は、同調査官のウェブサイト <http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk> で閲覧可能である。
- xii この職務過程において、IAGCI は選定された UKBA の COI 文書を見直し、この文書に特定したより一般的な勧告を提示する。IAGCI 又は国別情報諮問会議(2003 年 9 月から 2008 年 10 月までに UKBA の COI 資料を調べた民間組織)が見直した COI 報告書及びその他の文書の総覧は、<http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/> で入手できる。

- xiii 注意：IAGCI の役割は UKBA の資料や手順を擁護することではない。同団体が検討した一部の資料は、猶予のない上訴(NSA)リストに指定若しくは指定が提案される国に関係する。かかる場合は、同団体の職務はある特定の国を NSA に指定する決定又は提案、若しくは NSA のプロセス自体に関する決定若しくは提案に賛同する含意を示すことと解釈してはならない。

国別情報独立諮問団体の連絡先

英国国境庁主任調査官事務所

4th floor, 8-10 Great George Street,
London, SW1P 3AE

電子メール：chiefinspectorukba@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブページ：<http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/>

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

最新ニュース

2010年1月28日から2月18日までの出来事

2月16日 欧州連合は、スリランカの人権記録に対する懸念から、スリランカの特恵関税優遇制度を一時停止する決定を下した。スリランカ政府は現在、昨年発生した治安部隊とタミル・イーラム解放の虎の最終決戦で実行されたと主張される戦争犯罪について、国際社会から個別調査を強く求められている。

BBC News、EUは2010年2月16日、人権侵害を理由にスリランカに制裁措置を講じることを発表。

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/8518054.stm>

2010年2月9日閲覧

(第3項「歴史」も参照のこと)

2月14日 再定住・災害救援相 Rishad Bathiudeen によれば、北部州で再定住が進んでおり、Kilinochchi 地区 Karachchi 地域では既に 2,216 人が再定住した。同相の指摘によれば、再定住民に対する財政援助として 50,000 ルピーと半年分の非常食が支給されるということである。北部州の再定住者は既に 175,000 人に達した。

www.news.lk、2010年2月14日時点で、既に 175,000 人が北部州に再定住した。

http://www.news.lk/index.php?option=com_content&task=view&id=13677&Itemid=44

2010年2月15日閲覧

(第29項「国内避難民」も参照のこと)

2月9日 先日再選されたスリランカ大統領 Mahinda Rajapaksa は議会を解散し、選挙の前倒しの道が開いた。選挙法では国民投票は解散後 6 週間ないし 8 週間以内 to 実施すると定められており、当局筋によれば、投票を 4 月 8 日に行い、[2010]年 4 月 22 日に議会在招集される可能性が高いとされる。

BBC News、2010年2月9日、スリランカ大統領は議会を解散。

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8506563.stm

2010年2月9日閲覧

(第5項「憲法」も参照のこと)

「退役したスリランカ軍前参謀長で先日実施された大統領選挙の野党候補の Sarath Fonseka 将軍の逮捕で、選挙後の弾圧はより激しさを増している。Fonseka 将軍は先週月曜日[2月8日]夜に逮捕され、伝えられるところによれば、軍の機密文書漏洩罪と Mahinda Rajapaksa 大統領暗殺未遂罪で軍法会議にかけられるということである。

Amnesty International (AI)、2010年2月9日、スリランカ野党党首の逮捕で選挙後の弾圧が激化。

<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/news/arrest-sri-lankan-opposition-leader-escalates-post-election-repression-20100209>

2010年2月9日閲覧

(第4項「最近の展開」も参照のこと)

2月8日 大統領選挙で敗北した野党候補 **Sarath Fonseka** が逮捕された。軍広報担当官 **Prasad Samarasinghe** 少将によれば、この逮捕は 2009年11月に退役した **Fonseka** の現役時代の違法行為に関連するものである。

BBC News、2010年2月8日、スリランカ大統領選挙で敗北した Sarath Fonseka を逮捕。

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8504882.stm

2010年2月8日閲覧

Reuters Alertnet、2010年2月8日スリランカ政府、大統領選挙に出馬した Fonseka 氏を逮捕。

<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/SGE6170M3.htm>

2010年2月8日閲覧

(第4項「最近の展開」も参照のこと)

大統領選挙の終了後まもなく、メディア労働者に対する脅迫行為に対抗するメディア組織団体による抗議行動が行われた。**Free Media Movement (FMM)** によれば、野党候補 **Sarath Fonseka** を支持した複数名のジャーナリストが国営メディアから解雇された。

BBC Sinhala、ジャーナリストが「度重なる抑圧」に警告、2010年2月8日

http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2010/02/100208_media_protest.shtml

2010年2月8日閲覧

(第16項「言論とメディアの自由」も参照のこと)

72月7日 児童保護局長の話によれば、政府は1年間の社会復帰プログラム終了後、元子供兵士全員を親元や親戚に戻すことを約束した。元子供兵士は2010年5月中旬までに全員の解放が予想される。

BBC Sinhala、子供兵士「開放間近」、2010年2月7日

http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2010/02/100207_child_soldiers.shtml

2010年2月8日閲覧

(第24項「児童」も参照のこと)

2月6日 **Colombo** 治安裁判所は調査の結果、幹部テロリストではないことを正式に認めた上で、**Boossa** 拘留施設に留置されたタミル・イーラム解放の虎(LTTE)の容疑者 67人に社会復帰を命令した。

BBC Sinhala、2010年2月6日 LTTE 容疑者に社会復帰命令。

http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2010/02/100206_tdi.shtml

2010年2月8日閲覧

(第4項「最近の展開」も参照のこと)

2月5日 議会は、逮捕及び訴追なしの無期限拘留を実施する広範囲の権限を治安部隊に与える非常事態令を1カ月延長した。非常事態延長は憲法上、毎月投票で可決されなければならない。

TamilNet、2010年2月5日、国民議会、非常事態を1カ月延長。
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=31145#>
 2010年2月8日閲覧

(第5項「憲法」、第12項「逮捕と拘留」も参照のこと)

2月3日 選挙管理委員会は1月26日に行われた大統領選挙で不正行為があったとする野党側の申し立てを却下した。この申し立てをめぐって、ColomboではSarath Fonsekaの支持者およそ5,000人が平和的抗議デモを行った。27日以降、政府はFonseka氏とその支持者がクーデターと現大統領の暗殺計画を企てたと主張し続けている。国営紙Daily Newsの報道によれば、非常事態規制下で拘留された者は合計37人にも上るとのことである。この中には1月30日の一斉検挙中にFonseka氏の事務所で逮捕された元軍職員の同氏の部下15人が含まれる。

Reuters Alertnet、2010年2月3日、スリランカ選挙管理委員長、不正行為の申し立てを却下。
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/SGE6120A2.htm>
 2010年2月3日閲覧

Daily News (Sri Lanka)、2010年2月3日、37人を拘留。
<http://www.dailynews.lk/2010/02/03/sec01.asp>
 2010年2月3日

BBC News、2010年2月3日、スリランカ政府、大統領暗殺未遂で37人を拘留。
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8495799.stm
 2010年2月3日閲覧

(第4項「最近の展開」も参照のこと)

2月2日 最高裁判所はMahinda Rajapaksa大統領の在任期間を1年延長し、新任期の開始を2010年11月からとする判決を下した。同氏は2005年11月に大統領に就任し、2010年1月26日の大統領選挙(2年繰り上げ)の大勝利で2期目の6年任期を獲得した。

BBC News、2010年2月2日、スリランカ法廷、Rajapaksa大統領の任期を延長。
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8493712.stm
 2010年2月3日閲覧

Reuters Alertnet、2010年2月2日、スリランカ大統領2期目の就任。
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/SGE6110HF.htm>
 2010年2月3日閲覧

(第4項「最近の展開」も参照のこと)

2月1日 Amnesty Internationalはスリランカ政府に対し「先週の大統領選挙以来引き続くジャーナリスト、政治活動家及び人権擁護団体の弾圧を中止する」よう要求した。投票日以降、野党支持者及びジャーナ

リストの逮捕、著名な新聞社編集長に対する殺人脅迫、さらに労働組合員及び野党支持者に対する嫌がらせ行為が続いている。」

(第16項「[言論とメディアの自由](#)」も参照のこと)

先日行われた大統領選挙で **Fonseka** 将軍の選挙活動に協力した軍幹部 - 少なくとも高官 9 人を含む - が、防衛当局者の言う「国の治安の脅威」を理由に解雇された。

Amnesty International (AI)、2010年2月1日、スリランカ政府、選挙後の反対派弾圧中止を勧告。

<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/sri-lanka-urged-end-post-election-clampdown-dissent-20100201>

2010年2月2日閲覧

2010年2月1日、スリランカ軍高官が解雇される。

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8491242.stm

2010年2月2日閲覧

(第4項「[最近の展開](#)」も参照のこと)

1月29日

防衛大臣は質疑応答の中で、政府は現在、機密情報の漏洩疑惑を理由に野党統一大統領候補で元軍参謀長の **Sarath Fonseka** 将軍に対する措置を検討中であると述べた。同氏は、タミル・イーラム解放の虎の副司令官を海外拠点で逮捕し、**Rajan**(別称 **Subramaniam Sivakumar**)として周知の同容疑者を1月28日に東南アジアの国で逮捕し、**Colombo** に連行したと付け加えた。

BBC Sinhala、2010年1月29日、政府は Fonseka 将軍に対する措置を検討。

http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2010/01/100128_gotabhaya_anbarasan.shtml

2010年2月2日閲覧

(第4項「[最近の展開](#)」も参照のこと)

Committee to Protect Journalists (CPJ) によれば、「今週実施された大統領選挙以来、スリランカのジャーナリストは政府の脅迫行為、逮捕、検閲及び嫌がらせの対象になっている。」 **CPJ** は政治記者 **Prageeth Ekneligoda** の事件も報道した。同氏の同僚の説明では、同氏は政治アナリストで、野党候補 **Sarath Fonseka** を支持したが、1月24日夜に消息を絶って以来、今も行方不明だということである。

Committee to Protect Journalists (CPJ)、スリランカを拠点とするジャーナリストに対する脅迫及び検閲の実施、2010年1月29日

<http://cpj.org/2010/01/journalists-in-sri-lanka-face-intimidation-censors.php>

2010年2月2日閲覧

(第16項「[言論とメディアの自由](#)」も参照のこと)

1月28日

再選された **Mahinda Rajapaksa** の大統領府は、大統領は議会を解散し総選挙を要求する意向であることを発表した。現議会の任期は2010年4月に満了する。

Reuters Alertnet、スリランカ大統領、議会を解散し総選挙を求める、2010年1月28日

<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/SGE60R0JS.htm>

2010年2月2日閲覧

(第5項「憲法」も参照のこと)

今後の情報に必要な有用な情報源

スリランカに関する重要な出典リスト及びそのウェブリンクを以下に列挙する。下記の出典は、COI 報告書の内容を補足するために最新情報の追加が緊急に必要な場合に有用である。本 COI 報告書に記載される全出典リストについては、付属書 Annex F - 出典資料の参考文献を参照のこと。

AlertNet (Thomson Reuters) <http://www.alertnet.org/db/cp/srilanka.htm>

Amnesty International <http://www.amnesty.org/en/region/asia-and-pacific/south-asia/sri-lanka>

Asian Human Rights Commission
<http://www.srilankahr.net/index.php>

BBC News <http://newssearch.bbc.co.uk/cgi-bin/search/results.pl?scope=newsukfs&tab=news&q=sri+lanka&qo.x=32&qo.y=8>

BBC Sinhala <http://www.bbc.co.uk/sinhala/>

Daily Mirror (Sri Lanka) <http://www.dailymirror.lk/>

European Country of Origin Information Network
http://www.ecoi.net/index.php?countrychooser_country=190162%3A%3ASri%20Lanka&step=1&command=showcountryhome

Foreign & Commonwealth Office (FCO)
<http://www.fco.gov.uk/en/travelling-and-living-overseas/travel-advice-by-country/asia-oceania/sri-lanka>

Human Rights Watch <http://www.hrw.org/en/asia/sri-lanka>

Immigration and Refugee Board of Canada (IRB)
http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/index_e.htm?id=878

IRIN News Sri Lanka <http://www.irinnews.org/Asia-Country.aspx?Country=LK>

The Guardian <http://www.guardian.co.uk/world/srilanka>

The Official Government News Portal of Sri Lanka
<http://www.news.lk/>

The Official Website of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka
<http://www.priu.gov.lk/>

Relief Web
<http://www.reliefweb.int/rw/dbc.nsf/doc104?OpenForm&rc=3&cc=lka>

South Asia Terrorism Portal
<http://satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/timeline/index.html>
<http://www.satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/databas e/index.html>

The Lanka Academic <http://www.theacademic.org/>

UN OCHA Humanitarian Portal - Sri Lanka
<http://www.humanitarianinfo.org/sriLanka%5Fhpsl/>
http://www.humanitarianinfo.org/srilanka_hpsl/Catalogues.aspx?catID=74

UNHCR Refworld <http://www.unhcr.org/refworld/country/LKA.html>

UNICEF Sri Lanka <http://www.unicef.org/srilanka/>

COI局は外部ウェブサイトの内容には一切の責任を負わない。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

2010年1月28日から2月18日までの間にスリランカで発行された報告書又は閲覧した報告書

UNICEF

人道支援活動報告 2010、2010年2月

[http://www.unicef.org/har2010/files/UNICEF Humanitarian Action Report 2010-Full Report WEB EN.pdf](http://www.unicef.org/har2010/files/UNICEF_Humanitarian_Action_Report_2010-Full_Report_WEB_EN.pdf)

2010年2月4日閲覧

(第24項「児童」も参照のこと)

Children and Armed Conflict

Special Envoy of the Special Representative for Children & Armed Conflict to Sri Lanka の(元)少将 Patrick Cammaert の訪問、2009年12月5日～11日。

<http://www.innercitypress.com/sri1caac.pdf>

2010年2月8日閲覧

(第24項「児童」も参照のこと)

Campaign for Free and Fair Elections (CaFFE)

2010年大統領選挙に関する最終報告、2010年2月3日

[http://www.caffe.lk/CaFFE Final Report on the Presidential Elections 2010 \(Part 1\)-5-1751.html](http://www.caffe.lk/CaFFE_Final_Report_on_the_Presidential_Elections_2010_(Part_1)-5-1751.html)

2010年2月3日閲覧

(第4項「最近の展開」も参照のこと)

Foreign & Commonwealth Office

国概要スリランカ編、2010年1月29日

<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/asia-oceania/sri-lanka>

2010年2月3日閲覧

(第1項「地理」、第2項「経済」も参照のこと)

Centre for Monitoring Election Violence (CMEV)

大統領選挙 – 2010年大統領選挙後に発生した暴力事件最新情報、2010年1月28日

http://cmev.files.wordpress.com/2010/01/post-election-violence-updates_28_01_2010.pdf

2010年1月29日閲覧

(第4項「最近の展開」も参照のこと)

Human Rights Watch (HRW)

Legal Limbo、スリランカの拘留中 LTTE 容疑者の不確実な今後、2010年1月29日

<http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/srilanka0210webwcover.pdf>

2010年2月3日閲覧

(第4項「最近の展開」も参照のこと)

Sri Lanka:大統領の再選、説明責任を問われる 2 期目、2010 年 1 月 27 日
<http://www.hrw.org/en/news/2010/01/27/sri-lanka-president-s-new-term-time-accountability>
2010 年 1 月 29 日閲覧

(第 7 項「[人権](#)」も参照のこと)

スリランカの戦争犯罪の証明、2010 年 1 月 22 日
<http://www.hrw.org/en/news/2010/01/22/uncovering-sri-lankas-war-crimes>
2010 年 1 月 29 日閲覧

(第 7 項「[人権](#)」も参照のこと)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

背景情報

1. 地理

- 1.01 中央情報局(CIA)のワールド・ファクトブックスリランカ編(2009年12月29日更新)の報告によれば、旧セイロンとして周知のスリランカ民主社会主義共和国はインド南方のインド洋に浮かぶ島嶼国である。国土面積は65,610平方キロメートルである。首都はColomboで、Sri Jayewardenepura Kotteを立法首都とする。スリランカの人口は2009年7月時点で21,324,791人と推定される。スリランカは中部州、北中部州、北東部州、北西部州、サバラガムワ州、南部州、ウバ州及び西部州の8州から成る。[30] 主要都市はColombo、Dehiwala-Mount Lavinia、Moratuwa、Sri Jaywardene Kotte、Negombo、Kandy及びGalleである(Sri Lanka Department for Census and Statistics, Statistical Abstract 2008、主要都市の男女別人口、国勢調査、年及び2009年6月1日に閲覧したウェブサイトの表2.4) [58a]。
- 1.02 CIA ワールド・ファクトブック(2009年12月29日更新)の報告によれば、国民は2つの多数派シンハラ人(73.8%)、スリランカムーア人(ムスリム)7.2%、インド・タミル4.6%、スリランカ・タミル3.9%、その他の民族0.5%、民族性が特定できない者10%に分類することができる(2001年国勢調査暫定データ) [30]。これに対し、2001年国勢調査に記録された総人口18,797,257人を基に(2009年6月1日に閲覧したウェブサイト、2008年統計要覧第II章表2.10-2.11(日付不明))スリランカセンサス・統計庁が報告したところでは、2001年の人口構成は、シンハラ人(82%)、スリランカ・タミル(4.3%)、インド・タミル(5.1%)、ムーア人(7.9%)、バーガー人(欧州入植者の子孫)(0.2%)、マレー人(0.3%)、スリランカ Chetty(0.1%)及びその他の民族(0.1%)のようになっている。ただし、2001年国勢調査一覧が完成されなかったJaffna地区、Mannar地区、Vavuniya地区、Mullaitivu地区、Kilinochchi地区、Batticalo地区及びTrincomalee地区のデータはこれには組み込まれなかった。[58a] 2009年2月25日に発行された米国国務省(USSD)人権実践に関する国別報告書2008スリランカ編(USSD 2008)の推定によれば、総人口の16%がタミル人であった。[2b] (序論)
- 1.03 2009年10月26日に公表された米国国務省の2008年に関するスリランカの宗教の自由に関する報告書によれば、人口のおよそ70%が仏教徒で、続いて15%がヒンドゥー、8%がキリスト教徒、7%がムスリムとなっている。キリスト教徒は西部に集中する傾向があるのに対し、ムスリムは東部に居住し、北部は圧倒的にヒンドゥーが多くなっている。[2a] (第1項)
- 1.04 スリランカでは主に3つの言語が話されている。国民の74%が使用するシンハラ語(公用語で国語)、18%が使用するタミル語(国語)、及び(政府職員が使用することが多く、人口の10%が話す)英語である。(CIA ワールド・ファクトブック、スリランカ編、2009年12月29日更新) [30]
- 1.05 スリランカセンサス・統計省から報告されたように(2009年6月1日に閲覧した統計要覧2008、第II章、表2.10)、シンハラ人の居住者数が最も多いのは、Gampaha地区、Colombo地区、Kurunegala地区、Kandy地区及び

Galle 地区である。Colombo 地区、Ampara 地区、Gampaha 地区、Kandy 地区、Puttalam 地区及び Nuwara Eliya 地区はタミル人が圧倒的に多い(2001 年国勢調査の数字)。ただし、2001 年国勢調査一覧が完成されなかった Jaffna 地区、Mannar 地区、Vavuniya 地区、Mullaitivu 地区、Kilinochchi 地区、Batticaloa 地区及び Trincomalee 地区のデータはこれには組み込まれなかった。**[58a]**

第 19 項「宗教の自由」及び第 20 項「民族集団」も参照のこと

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

地図
1.06



<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/srilanka.pdf> [6a]

詳細地図に関しては

国連人道問題調整事務所(OCHA)

<http://ochaonline.un.org/srilanka/MapCentre/tabid/2591/language/ja-JP/Default.aspx>

国連高等難民弁務官事務所 (UNHCR)
<http://www.unhcr.org/publ/PUBL/3dee2ccd0.pdf>

European Country of Origin Information Network (ecoinet)
<http://www.ecoi.net/sri-lanka/maps>

Media Centre for National Security (MCNS)/Defence News (LTTE-controlled areas
November 2005 – May 2009)
<http://www.nationalsecurity.lk/maps.php>

Daily Mirror (Sri Lanka), Army operations September 2007 – May 2009
http://www.dailymirror.lk/DM_BLOG/Sections/frmNewsDetailView.aspx?ARTID=49597

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

国民の祝日

- 1.07 2010年1月の Economist Intelligence Unit (EIU)、国別報告書スリランカ編が
列挙した 2010年の国民の祝日は以下の通りである。

「1月14日(Tamil Thai Pongal Day)、2月4日(独立記念日)、2月13日(Maha Sivaratri の日)、2月27日(マホメット生誕祭)、2月28日(メディン月のポヤデー)、4月2日(グッドフライデー)、4月13日～14日(シンハラ人とタミル人の新年)、4月28日(アディウサック月のポヤデー)、5月1日(メーデー)、5月27日～28日(ヴェサック月のポヤデー)、6月25日(ポソン月のポヤデー)、7月25日(エサラ月のポヤデー)、8月24日(ニキニ月のポヤデー)、9月10日(ラマダン明け)、9月22日(ビナラ月のポヤデー)、10月22日(ワプ月のポヤデー)、11月5日(ディーパワリ祭り)、11月21日(イル月のポヤデー)、11月28日(Eid al-Adha, Hadji 祭り)、12月20日(ウィンドワプ月のポヤデー)、12月25日(クリスマス)」 [75d] (p22)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

2. 経済

2.01 CIA ワールド・ファクトブックスリランカ編(2009年12月29日更新)の報告によれば、

「1977年、Colombo市は国家統制的な経済政策と輸入代替貿易政策を廃止し、より市場志向的な政策、輸出志向貿易への転向と外国投資の誘致を図る政策に転向した。最近の政権交代によって元の政策に逆戻りする傾向が見られる。現在では、与党スリランカ自由党による、恵まれない地域への投資優遇政策や、発展途上の中小企業の成長促進、農業部門の推進、及び既に巨大化した民間サービスの更なる拡大を実行することで貧困削減を目標にする、どちらかと言えば国家統制的なアプローチが強くなっている。政府は民営化をほぼすべて中止した。1983年に勃発した激しい内戦の影響を受けたにもかかわらず、スリランカの[国内総生産]GDPは2001年の景気後退を除き、10年間の平均伸び率が4.5%になった。2004年12月末に大型津波に襲われ、およそ31,000人が命を失い、6,300人以上が行方不明になった他、443,000人が国内避難民となった。損失資産額はおよそ15億ドル相当と推定される。スリランカではおよそ150万人が外国人労働者で、90%は中東の出稼ぎ労働者である。出稼ぎ労働者の年間送金額は25億ドルを超える。[30]

2.02 2007年のスリランカの人間開発指数(HDI)は0.759で、182カ国中102位であった。同じ年の国民1人当たりGDPは4,243米ドルであった。「HDIは人間開発の3つの側面、すなわち長寿で健康な生活(寿命で計測)、教育水準(成人識字率及び初等、中等及び高等教育登録率で計測)、及び人間らしい生活水準(購買力平価PPPに換算した調整済み所得)の計算指数の平均値である。」(UNDP、人間開発報告2009、国別ファクトシート、スリランカ編) [60a] 2009年12月29日に更新されたCIAファクトブックの記載によれば、2008年の国民1人当たりGDPはおよそ4,300米ドルで、失業率は5.2%であった。同じ情報源によれば、2002年に貧困ラインを下回った人口は全体の22%であった。[30]

2.03 2010年1月に公表されたEconomist Intelligence Unit (EIU)、国別報告スリランカ編の記録では、2008年の平均消費者物価上昇率は22.6%であり、2009年の推定上昇率は3.4%であった(2010年の推定上昇率は9.7%)。[75d] (9頁) EIUは2008年の実質失業率5.2%も提示した。2009年の推定失業率は7%(2010年の予測は7.3%)であった。[75d] (9頁)

2.04 スリランカセンサス・統計省は統計要覧2008年の社会経済指数(2009年6月1日に閲覧したウェブサイト(日付不明))の中で、2007年の総労働力7,488,896人、失業率6%と記録した。[58c]

2.05 2010年1月14日のxe.com Universal Currency Converterの概算為替レートでは、1ポンドは187スリランカルピであった。[33]

2.06 スリランカセンサス・統計省は貧困指数・世帯の家計収支情報2006/2007(2009年6月1日に閲覧したウェブサイト(日付不明))の中で、「スリランカの平均世帯収入はおよそ16,735スリランカルピ[2009年6月1日の為替レートで約90ポンド]であると記録した(収入が16,735ルピーを下回る世

帯は全世帯の 50%[原文通り]。世帯の平均収入が最も高かったのは Colombo 地区で(24,711 ルピー[およそ 130 ポンド])、世帯平均収入額が最低だったのは Nuwara Eliya 地区であった(11,914 ルピー[およそ 63 ポンド])。」 [58f] (6 頁)

- 2.07 Economist Intelligence Unit (EIU)、国別概要 2008 スリランカ編(2008 年 7 月公表)の中で述べられたように、「経済活動は西部州、特に首都 Colombo に集中している。2004 年の 1 人当たり平均 GDP は 1,000 米ドルを上回ったが、貧困は国全体、特に農村地帯に蔓延している。」 [75b] (3 頁)
- 2.08 センサス・統計省。2009 年 12 月の国内での『スリランカの公式貧困ライン』(『基本的ニーズを満たすための 1 人当たり最低支出額』と定義される)は 3,038 ルピー(Colombo 地区は 3,385 ルピー)であった。(2010 年 1 月 27 日に閲覧した最新版地区別公式貧困ライン) [58g]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

3. 歴史

重要な政治的出来事(1948年から2009年6月まで)

以下の各項は独立後のスリランカの最近の歴史を、2005年以降の出来事に絞って概観したものである。

3.01 Foreign & Commonwealth Office (FCO)のスリランカの国概要(2009年8月27日最終更新)の報告によれば、

「1948年に英国から独立して以来、政治の舞台は統一国民党(UNP)と現在人民連合(PA)の中心政党であるスリランカ自由党(SLFP)の2大政党に支配されてきた...1972年に共和国憲法が採択され、Sirimavo Bandaranaike率いる連立与党がその後2年にわたって政権を支配した。1978年、UNPは政権を奪回し、大統領制に基づく新憲法を採択した。スリランカでは比例代表制選挙が初めて導入された。[15j] (歴史と最近の近代政治史)

3.02 FCOのスリランカ国概要によれば、1993年の時点で「SLFPは既に SWRD Sirimavo Bandaranaikeの娘 Chandrika Kumaratungaを党主とする人民連合(PA)陣営の主体であった。Kumaratungaは1994年11月と1999年の総選挙で勝利を収め、2005年11月まで大統領を務めた。」[15j] (近代政治史)

3.03 2009年8月27日に改訂されたFCOのスリランカ国概要によれば、「2004年4月の総選挙でUPFA(SLFPとJVPの左派連合)が勝利を収め、新政権が発足した。古参政党の支持率が低下し、少数派政党-JVP [Janatha Vimukthi Peramumna]、TNA[タミル国民連合]及びJHU[Jathika Hela Urumaya]が相当数の議席を獲得した。UPFAは少数与党政府を結成した。」[15j] (近代政治史)

3.04 2010年1月13日に閲覧したEuropa World Onlineの記録によれば、

「2004年4月2日に行われた総選挙において、UPFAが投票総数の45.6%を獲得し、225議席中105議席を獲得した。Wickremasingheを党主とするUNPは82議席(総投票数の37.8%)を堅持したのに対し、TNAが獲得したのは22議席(7%)であった。予測外の展開の中で、Buddhist Jathika Hela Urumaya (JHU—国民遺産党)が9議席を獲得した。選挙活動期間中、LTTEは公然とTNAを支持し、LTTEを『タミル人の唯一の代表』として支持及び認定する統一連合が多数の議席を獲得したと説明した。投票率は有権者の75%に達したと伝えられた。この総選挙は無事に終了したが、特に北部及び東部州では、有権者に対する脅迫行為や選挙中の違法行為があったと言われている。UPFAは議席の圧倒的過半数を確保できなかったため、連立政権を形成する意図で交渉に入り、4月6日にUPFAの幹部党員で前水産大臣のMahinda Rajapakseを首相に任命した。」[1a] (近代史)

3.05 2008年9月17日に閲覧した選挙管理課の公式ウェブサイトに公表された選挙の公式最終結果

統一人民自由連合(UPFA)	105
統一国民党(UNP)	82
タミル国民連合 TNA	22

Jathika Hela Urumaya (JHU)	9
Sri Lanka Muslim Congress (SLMC)	5
Eelam People's Democratic Party (EPDP)	1
Up-Country People's Front (UCPF)	1
[39a]	

3.06 FCO のスリランカ国概要の記録によれば、「スリランカでは、2004年12月26日に発生した津波で大被害を受け、40,000 余人が死亡、北東部、南部及び南西部州沿岸域の州民の3分の2を含め40～50万人が避難を余儀なくされた。漁船団の半数が壊滅し、被災地域ではホテルの4分の1が甚大な損害を被った。」[15j] (地理)

3.07 また FCO の国概要によれば、

「2005年11月、50.3%の賛成票を獲得し Mahinda Rajapakse (SLFP) が大統領に選出された。LTTE は支配下若しくは強い影響下にあるタミル人地区で投票のボイコットを実施した。この結果、北部及び東部州の投票率は極端に低下した。UNP の大統領候補で野党党首の Ranil Wickremesinghe が 48.4% を得票した。2007年1月、UNP 党員多数が政府陣営に加入し、これによって議会の過半数が確保された。これに続いて内閣再編が実施された。2008年から2009年にかけて、UPFA は州議会選挙で連続勝利を収めた。」[15j] (最近の政治展開)

3.08 閣僚一覧はスリランカ政府の公式ウェブサイトから閲覧できる(2009年9月4日最終更新)。[44a]

3.09 2010年1月13日に閲覧した Europa World Online の記録によれば、

「2008年3月の地方議会選挙では、東部州 Batticaloa 地区において UPFA の旗印の下で選挙活動を行った TMVP が確実な勝利を収めた。しかし、TMVP 候補者が選挙活動中に暴力及び脅迫行為を行ったとして批判を受け、UNP と TNA は投票をボイコットした。5月に正式な州議会選挙が行われ、TMVP の支持を得た UPFA が州議会の過半数議席を獲得したが、一部の監視員から自由かつ公正な選挙ではなかったとする主張が提示された。この期間には暴力事件が絶えなかった。[2008]年4月初めには、LTTE の犯行とみられる Colombo 付近の自爆テロによって道路開発相 Jeyaraj Fernandopulle(及び少なくとも14人)が死亡し、5月半ばには Colombo 市中心街で10人が死亡した。」[1a] (近代史)

3.10 選挙の公式結果はスリランカ選挙管理課のウェブページで閲覧できる。[39c](過去の州議会選挙結果)

3.11 2008年6月の Economist Intelligence Unit (EIU)、国別報告書スリランカ編によれば、

「東部州議会選挙の結果が公表されてまもなく、『Pillayan』としても周知の Tamil Makkal Viduthalai Pulikal (TMVP) の Sivanesathurai が初めて州首相に宣誓就任した。この動きは野党勢力の激しい抗議を浴び、ムスリム議員はこの任命が有効になる場合は、辞任を強く求める姿勢を示している。タミル・イーラム解放の虎(LTTE, Tamil Tigers)から離脱した TMVP のあやふやな沿革

と対立集団に対する暴力及び脅迫行為への関与疑惑は多くから指摘されている。しかし、Pillayan が任命されれば、合法政党の地位を求める TMVP の主張を強化する一方で、東部州における(TMVP を主体とする)統一人民自由連合の支配が徹底化される。」 [75c] (9 頁)

- 3.12 International Institute for Strategic Studies (IISS) の武力紛争データベーススリランカ編・政治情勢(2009年5月27日に閲覧したウェブサイト、日付不明)が東部州の情勢について述べたところによれば、

「2008年には、州政府の就任以来190件を超える暴力事件が発生し、推定で199人が死亡したとされる。ムスリムとタミル人間の民族衝突が多数発生し、その多くは、5月10日の州議会選挙に続く Tamileela Makkal Viduthalai Puligal (TMVP)の党主 Sivanethurai Chandrakanthan、別名 Pillayan の1988年以來の首相任命に抗議するものであった。州に一定レベルの民主主義を取り戻すことで、治安状況と経済展望が向上するという期待感が高まっていた。しかし、7月3日に Karuna 大佐が Colombo 市議会に復帰すると、Karuna 派と Pillayan 派間で激しい党内対立が発生した。」 [51d]

- 3.13 2008年9月の EIU 国別報告書スリランカ編の報告によれば、

「先日投票が行われた北中部州とサバラガムワ州の州議会選挙で、与党統一人民自由連合(UPFA)は圧倒的勝利を収めた。一部では戦争遂行をめぐる国民投票とみなされた。UPFA はサバラガムワ州で 55.4%、北中部州で 56.3%を獲得し、Mahinda Rajapakse の大統領就任を後押しした。野党第1党の統一国民党(UNP)はサバラガムワ州で 40.5%、北中部州で 37.6%をそれぞれ獲得した...2州の投票が行われた8月23日は比較的静かであった...

「投票日は比較的穏やかに過ぎたが、それまでの数週間は、殺人、誘拐、殺人未遂及び脅迫行為などの、選挙関連の暴力事件が多数発生した。各州には21,000人を超える警察官の他、スリランカ陸軍兵士が配備された [75f] (9-10 頁)

- 3.14 2009年3月の EIU 国別報告書スリランカ編の報告によれば、

「与党統一人民自由連合(UPFA)は、[2009年]2月15日に実施された北西部州の議会選挙において圧倒的な勝利を収めた。両州の選挙には12を超える政党と独立団体が出馬し、選挙管理官の発表によれば、両州の有権者340万人のうち約65%が投票したとのことである...UPFA の勝利は、政府軍の対タミル分離主義者運動に対する強い国民の支持を反映したものとみなされた。」 [75i] (11 頁)

- 3.15 2009年4月の EIU 国別報告書スリランカ編の記録によれば、

「3月初め、Tamil Makkal Viduthalai Pulikal (TMVP、2004年にLTTEから離脱した集団)の元指導者で、Karuna Amman としても周知の Vinayagamoorthy Muralitharan が多くの党員を引き連れて与党スリランカ自由党(SLFP)に加入した。Karuna は閣僚にはならなかったが、国家統一・調停相に就任した。しかし、TMVP 元指導者と当時の副官で東部州現首相の Sivanethurai Chandrakanthan(別名 Piliyan)間の対立は依然として激しくなっている。この緊張は2人のタミル系政界有力者の支持者間でさらに拡大する危険性があり、

これまでも暴力行為に発展したことがあるため、依然として東部州再構築プロセスにおける大きな脅威となっている。」 [75k] (10 頁)

第 10 項「非政府軍による人権侵害」も参照のこと。

3.16 2009 年 4 月 27 日に国営紙 *Daily News* が報じたところによれば、

「土曜日に行われた西部州議会選挙において、UPFA は Colombo 地区、Gampaha 地区及び Kalutara 地区で未だかつてない大勝利を収め、過半数票を獲得して西部州議会の 3 分の 2 – 102 議席中 68 議席を獲得した。UNP は Colombo 地区の 4 選挙区で辛うじて過半数を確保したものの、Kalutara 地区及び Gampaha 地区で敗北を喫した... 選挙では暴力事件は発生しなかった。投票率は Kalutara 地区が 65%、Gampaha 地区が 60%、Colombo 地区が 50%であった。」 [16a]

選挙の公式結果は [スリランカ選挙管理課のウェブページ](#) で閲覧できる。
[39c](過去の州議会選挙結果)

3.17 2009 年 9 月の Economist Intelligence Unit (EIU) 国別報告書スリランカ編によれば、

「与党統一人民自由連合(UPFA)は 8 月初めに行われた Uva 州議会選挙で快勝し、Moneragala 地区で 80%、古くから野党第 1 党統一国民党(UNP)の本拠地である Badulla 地区では 60%を獲得した...UPFA は Jaffna 地方議会選挙においても総投票数の 51%を確保し、23 議席中 13 議席を獲得した。タミル国民連合(TNA)は 8 議席を確保したが、タミル統一解放戦線はもう 1 つの分派と同様に 1 議席であった...TNA は Vavuniya 地区議会選挙において 11 議席を獲得し頭角を現した。UPFA は 2 議席を獲得し、Tamil party、the Democratic People's Liberation Front 及び Sri Lanka Muslim Congress は残り 3 議席を獲得した。選挙管理課によれば、UPFA は脅迫行為の訴えで選挙活動に支障をきたし、Jaffna で善戦したものの、得票率はわずか 20.8%であった(有権者登録機関の誇張により投票率が低下した)。Vavuniya 地区議会選挙の得票率はこれより高く 49.9%であったが、UPFA の苦戦は多くの監視団を驚かせた。Vavuniya の選挙結果が示すように、UPFA は北部州の一部のタミル人多数派地域では、それ以外の地域ほどの高い支持を得ていない可能性がある。」 [75q] (10 頁)

3.18 2009 年 Uva 州議会選挙に関する州議会選挙の最終公式結果; Jaffna 地方議会及び Vavuniya 地区議会選挙の公式結果は [スリランカ選挙管理課のウェブページ](#) で閲覧できる。 [39c] (過去の州議会選挙結果)

3.19 当該選挙の結果に関する情報は [PAFFREL \(People's Action For Free & Fair Elections\) Uva 州議会選挙及び Jaffna 市議会選挙と Vavuniya 地区議会選挙に関する地方議会選挙](#) で閲覧できる。 [78a]

3.20 2009 年 11 月の Economist Intelligence Unit (EIU) 国別報告書スリランカ編の記録によれば、

「与党統一人民自由連合(UPFA)は予想通り、10月10日に行われた南部州議会選挙において圧倒的な勝利を収めた。UPFAは総投票数の68%という大量票を確保し、55議席中38議席を獲得した。野党統一国民党は総投票数の25%を確保し、14議席を獲得した。Marxist Janatha Vimukthi Perumena (JVP)は悲惨な結果に終わり、獲得票は総投票数のわずか6%で議席も3議席にとどまった。投票が行われたのは Galle 地区、Matara 地区及び Hambantota 地区で、合計 170 万人の有権者が投票したと見られている。Hambantota は Mahinda Rajapakse 大統領の地元であるため、政府はかなりの得票数を期待していたが、結果は、5月にタミル・イーラム解放の虎(LTTE, Tamil Tigers)がスリランカ内戦の敗北宣言をして以来、勢力を蓄えてきた UPFA の圧倒的力を裏付けるものとなった。」 [75o] (10 頁)

- 3.21 南部州議会選挙に関する 2009 年州議会選挙の公式結果は [スリランカ選挙管理課のウェブページ](#) で閲覧できる。 [39c] (過去の州議会選挙結果)
- 3.22 選挙の実施経過に関する情報は [PAFFREL Election Day Report - 南部州議会選挙](#) で閲覧できる。 [78b]

目次に戻る
出典リストに戻る

内戦(1984年から2009年)

- 3.23 2009年8月27日に更新された FCO の国概要スリランカ編の述べたところでは、

「スリランカ政府とタミル・イーラム解放の虎 (LTTE) の民族紛争は 25 年以上続いたが、2009 年 5 月の LTTE 軍の敗北で終結したと思われる。この紛争で 70,000 人が命を失い、数百万人が国内避難民になったと推定される。内戦の根本的原因は 1950 年からタミル人とシンハラ人コミュニティ間の関係が悪化したことにある。1970 年までに、北部及び東部州では多数の武装集団が活動していた。1983 年には、Colombo で激しい反タミル暴動が発生し、およそ 2,000 人のタミル人が暴行や殺人の犠牲になった。この暴動にはスリランカ政府の一部の閣僚も関与した。多くのタミル人が北部州のタミル人居住地区に戻ったが、外国の亡命申請を受けようとする者も多かった...1987 年半ばには、スリランカ政府が Jaffna 地区に外出禁止令を発した結果、極めて困難な状況に陥り、タミル・ナドゥ州の世論に加担したインド政府によって、スリランカ政府はインド・スリランカ協定の締結を余儀なくされた。これによって北部及び東部州におけるインド平和維持軍 (IPKF) が定められた。しかし、IPKF と LTTE 間の関係が破綻して両者間で激しい戦闘が勃発し、それに伴う多数の人権侵害が報告された。Premadasa 大統領は IPKF の撤退を求める交渉を行い、1990 年 3 月に完全撤退が完了した。1988 年には、インド軍介入に対する抵抗もあって、シンハラ人コミュニティ間の不安は人民解放戦線 (JVP) による反政府暴動に発展し、これを受けてテロ防止活動が盛んになった。反政府暴動は JVP 指導者の死亡後、1989 年に終結した。スリランカ政府軍は容赦ない反政府武力行動を実施し、犠牲者は 10,000 人に上った。その後、しばらくの間、北東部州では比較的平和な時期が続いたが、1990 年になると、状況は悪化した。18 カ月後、交渉は決裂し LTTE は再び武力行動を開始した。LTTE はその支配範囲をタミル人の心臓地帯である Jaffna 半島及び

北東部州の広範囲まで拡大した。治安部隊は東部州の大半は奪回に成功したが、北部州は依然として支配権を奪われた状態である。 [15j] (内戦)

3.24 2009年8月27日に更新されたFCOの国別概要スリランカ編の続きによれば、

「1995年7月、スリランカ政府軍は軍事作戦を開始し、この作戦は1995年12月にJaffnaが政府軍に陥落する形で終結した。1996年1月、LTTEはColombo市内で爆破作戦を開始した...1996年を通じて、スリランカ政府軍は州民のJaffna市への帰還が可能になるように、Jaffna半島の安全を確保した。LTTEは東部州の支配権を再度主張し、Jaffna半島に潜入した。南部州ではLTTEに触発されたテロ攻撃が連続発生し、KandyのTemple of the Toothを含むスリランカの仏教聖地の大半が攻撃された...北部州では1999年後半に戦闘が集中的に発生し、紛争開始以来の激しい戦闘を繰り返した後、Vanni (Kilinochchi, Mullaitivu 東部、Mannar 西部及び Vavuniya 南部を網羅する密林地帯) はLTTEに制圧された。2000年4月、LTTEは大規模な攻撃を行い、スリランカ政府軍をElephant Pass (Jaffna半島とスリランカ本島をつなぐ) から撤退させた。LTTEはElephant Passを封鎖した上で、Jaffna半島への徹底攻撃を続けた。半島戦は新選されたUNF「統一国民戦線」政府がLTTEの新たな停戦表明を受け入れる2001年12月まで続いた。2002年2月、政府とLTTE間で停戦協定が締結された。」 [15j] (内戦)

3.25 FCO国概要スリランカ編の報告によれば、

「2004年4月、LTTEの東部司令官Karuna [V Muralitharan] 率いる一団がLTTEから離脱した。司令官は、LTTE指導部は東部州の利益を十分配慮していないと不満を訴えた。Karuna団は政府に寝返り東部州でLTTEと交戦した。

「2005年11月のRajapakse大統領就任後、LTTEと政府は初めのうちは衝突を繰り返し、その後2005年12月から2006年1月にかけて短期間の和平交渉が行われた。2006年4月には大規模な武力衝突が発生した。最終的な和平交渉は2006年10月にジュネーブで行われたが、成立には至らなかった。2008年1月、スリランカ政府は停戦協定を無効化した。」 [15j] (内戦)

3.26 House of Commons Libraryの2009年6月5日付けの調査書『スリランカにおける戦争と平和』の記録によれば、

「...2005年8月、外相Lakshman KadirgamarがColomboで暗殺された。LTTEは犯行を否定したが、説得力のないものばかりであった。政府当局は、直ちに非常事態令を再発令した。この命令の下では、一度に3カ月間の拘留が可能で、違法活動への関与疑惑がある場合は、最大18カ月までの拘束が認められる。この命令は過去に一度発令されたことがある。」 [80]

第12項「逮捕と拘留 - 法的権利、非常事態」も参照のこと。

3.27 スリランカからの亡命申請者の国際的保護の必要性を評価するためのUNHCR該当性指針2009年4月が述べたところでは、

「2007年7月、SLAは東部州におけるLTTEの唯一の拠点Batticaloa市Thoppigala地域を制圧し、これによってLTTEの東部地域の支配は終焉した。

LTTE の小戦闘集団は東部州に駐留する政府治安部隊を依然として標的にしているが、内戦関連の対立はかなり縮小された。

「東部州全体の治安状況は依然として緊張状態にあり、政府及び非政府団体による深刻な人権侵害が定期的に報告されている。

「2008 年の後半数カ月間を通じて、東部州全体の治安及び人権状況は著しく悪化した。」 [6h] (10 頁)

3.28 IISS Armed Conflict Database のスリランカの政治 (日付不明、2009 年 12 月 14 日閲覧) の記録によれば、

「スリランカ政府とタミル・イーラム解放の虎 (LTTE 又はタミルの虎) 間の 30 年にわたる紛争は、2008 年に未だかつてないほどの武力攻撃に発展した。この年はノルウェー政府が介入した 2002 年停戦協定によるスリランカ政府の撤退に始まった。過去 2 年間で徐々に増加した相互の攻撃は、急激に標的が絞られるようになった。LTTE は総力を挙げてスリランカ陸軍 (SLA) を攻撃したが、2008 年後半になると、政府軍による LTTE の北部拠点制圧が毎日のように報告された。」

3.29 House of Commons Library の 2009 年 6 月 5 日付け調査報告『スリランカにおける戦争と平和』の記録によれば、

「[2008 年]4 月、スリランカ陸軍は北部州への大規模な攻撃を再開した。現時点で兵力の差は明らかで、政府軍 160,000 人に対し、LTTE 戦闘員はおよそ 10,000 人と推定される。激しい戦闘であったが、この攻撃で LTTE はさらに衰弱した。継続的な掃討作戦によって、Viddattativu 及び Mallavi の LTTE 海軍拠点を含む多くの重要な要塞が掌握された。報告によれば、インド軍との連携海上警備によって、LTTE.24 への武器供給はかなり妨害された。しかし、戦闘の再開によって数万人もの州民が国内避難民と化した。」 [80] (18 頁)

3.30 IISS Armed Conflict Database のスリランカの政治情勢 (日付不明、2009 年 12 月 14 日閲覧) の追加記載によれば、

「内戦は LTTE 軍に総攻撃をかける総力戦に発展し、毎日の空爆に続いて政府軍の武力攻撃が行われた。[2008 年]6 月 30 日、LTTE は従来型の軍隊としての全戦闘能力を喪失したと伝えられた...解放の虎はその 2 カ月半前に Paranthan、Elephant Pass そして Jaffna を失っており、これが 11 月 15 日の Pooneryn 陥落という結末につながった。治安部隊は Vavuniya 地区及び Mannar 地区でも LTTE の抵抗を終結させた。SLA 司令官 Sarath Fonseka 将軍によれば、2008 年を通じて、LTTE は保有地の 95% と戦闘員 8,000 余人を失った。SLA は前線攻撃で 50,000 人を超える兵を配置し、制圧地域の支配を維持した。一方、スリランカ海軍 (SLN) は 20 回を超える大規模な海戦で LTTE 最大の過激派との通称で周知の Sea Tigers を降伏させた。」

「政府軍の戦果にもかかわらず、LTTE は依然として重大な脅威とみなされている。2008 年 7 月に外務長官 Palitha Kohona が警告したように、LTTE は従来の低強度紛争を戦う力を今も蓄えている。」 [51d]

3.31 2010年1月13日に閲覧した Europa World Online の記録によれば、

「2008年後半、スリランカ陸軍は LTTE に対しかなり有利な立場に立ったが、LTTE はそれにもかかわらず激しい抵抗を示し、全国各地でテロ攻撃作戦に打って出た。双方とも多数の犠牲者を出したが、政府による厳重なメディア規制により、正確な数字は確認できなかった。スリランカ陸軍の対 LTTE 攻撃に起因して発生する(主に)タミル人の死傷者については、国際的懸念が次第に高まりつつある。スリランカ政府はこれに対し、LTTE は人民を人間の盾に利用して撤退したと主張した。」 [1a] (近代史)

3.32 2008年10月の EIU 国別報告書スリランカ編によれば、

「タミル・イーラム解放の虎 (LTTE、タミルの虎) は 10月6日に Anuradhapura 市で発生した大規模な爆破事件について非難された。この爆発で野党第1党の統一国民党 (UNP) が所有する事務所が破壊された。この攻撃は先日行われた州議会選挙で最も支持を集めた UNP 党員 Janaka Perera を狙ったものと思われる。同氏は事務所を開設するために Anuradhapura にいた。退役陸軍士官で、1990年以降、LTTE を退け何度も議長に当選したと評価されている北中部州の元 UNP 党主を狙った犯行の可能性も考えられる。この爆破事件で Perera 将軍の他、少なくとも 26人が命を失った。」 [75g] (9頁)

3.33 EIU が 2008年11月の報告書の中で述べたところによれば、

「LTTE は 10月28日夜、抵抗努力の一環として、2度の空爆を行った。最初の攻撃では、首都 Colombo から北方約 250km にある Mannar 地区 Thallady の陸軍本部が爆破された。LTTE はその直後に Colombo 郊外の Kelanitissa 火力発電所に爆弾を投下した。Colombo 市内は一瞬にして暗闇と化した。対空射撃設備が作動し、発電所は炎に包まれた。政府高官は後日、空爆による発電所の被害はごくわずかであったと述べた。何機の航空機が攻撃に関与したかは不明で、報道の多くは 2機と指摘するが、両機とも対空射撃設備及びスリランカ空軍のいずれからも撃墜されなかった。この攻撃は 2007年の初めての空爆以来、単発プロペラ機で構成される LTTE 空軍が実施した 8度目及び 9度目に当たる空爆であった。」 [75h] (9頁)

3.34 EIU の 2008年12月の報告書が述べたところでは、

「[Kilinochchi 地区]で発生した地上戦は依然として激しく、両軍とも相手に打撃を与えたと主張するが事実は証明されていない...Pooneryn の要塞都市及び沿岸幹線道路 A32 を掌握するとする政府軍の 11月15日の発表後、LTTE は大打撃を受けた。政府軍は現在、西部沿岸全域を実効支配しており、それによって、インド南部に通じる狭い Palk 海峡を通る LTTE の直接供給経路をすべて遮断した...11月30日、国防筋も、陸軍が Kilinochchi の南方約 20マイルの地域 Kokavil を掌握したと報告した。 [75i] (9頁)

3.35 上記の事件に関する詳細及び 2008年におけるスリランカの展開に関する情報については、[South Asia Terrorism Portal, Sri Lanka Timeline - Year 2008](#) を参照のこと。

3.36 2009年1月7日にBBC Newsが報じたところによれば、

「スリランカ政府はタミル・イーラム解放の虎に対し、2002年の停戦協定の一環として取り下げた正式な非合法化措置を改めて実行した。象徴的とも言えるこの措置は反政府集団がスリランカのテロ組織に指定されることを意味する...ある政府閣僚は、自分がこの決定を下したのは、LTTEがまだ支配下にある北部州の戦域から州民を非難させなかったからだ。」と述べた。[9n]

3.37 2009年1月8日にスリランカ政府の公式ウェブサイト上で発表されたように、

「政府は昨日、政府の開放要求にもかかわらず密林地帯で州民を人間の盾に利用し、その命を危険に曝したとして、現地時間の深夜、タミル・イーラム解放の虎(LTTE)を非合法化した。この決定はMahinda Rajapaksa大統領が提出した覚書に従って、閣僚全員一致で下された。Rajapaksa大統領は12月22日、2009年の1月1日に[原文通り]人質として拘束している無実のタミル人を全員解放し、政府及び治安部隊が提供する安全な場所に来させるようLTTEに呼びかけた...LTTEが初めてスリランカで非合法化されたのは、停戦協定後の和平交渉に先立ちDalada Maligawaで爆破事件を起こした直後の1988年である。」[44b]

3.38 スリランカ大統領は同日発表した声明を次の言葉で締めくくった。

「...タミル・イーラム解放の虎として周知の同組織を非合法化し、タミル・イーラム解放の虎として周知の同組織と協力する他の組織又はそれを代表するか若しくはそのために活動することで、治安状況、社会的秩序の保持及びコミュニティの生活に不可欠な備品とサービスの維持管理を脅かすようになった他の組織の非合法化を定めることが必要になった。大統領閣下の意思により公安条例(第40章)に照らして非常事態令を公布する。[10e]

3.39 2009年1月30日のReuters報告書によれば、「政府及び人権擁護人権監視要員によれば、LTTEは州民の避難を妨害したばかりか、人間の盾、戦闘員又は防衛設備の建設労働者になることを強要した。LTTEはこれを否定し、州民は政府軍の虐待行為を恐れて自らの意志で残留したと述べている。」[4f]

3.40 Human Rights Watch (HRW)の2009年2月報告書『国内避難民に仕掛けた戦闘 - Vanni住民に対するスリランカ政府軍とLTTEの人権侵害』によれば、

「スリランカ政府軍とLTTEは道理に反した競争に夢中になって国民を完全に無視した態度を示している...スリランカ陸軍(SLA)の進撃から逃走したLTTEはタミル人をその支配下に置いた。LTTEの所有領域が縮小されるにつれて一現在は、北東部沿岸域のわずかな狭い地域—州民は危険を冒して、次第に狭まるわずかな場所に移動せざるを得なかった。」[21k] (概要)

3.41 2009年4月のスリランカからの亡命申請者の国際的保護の必要性を評価するためのUNHCR該当性指針が述べたところでは、

「戦闘に起因して生じる政情不安の蔓延と武力行為の拡大はその地域内外への避難民増大の原因になっている。IDPキャンプ、病院及び政府が「非戦闘地域」に指定した地域等の、タミル人居住地域における両者の集中爆撃と砲

兵射撃は、子供や高齢者をはじめ、多数のタミル人犠牲者を出した。SLAはタミル人を標的にした爆撃と『非戦闘地域』に追い込んだタミル人の安全を無視した行動は広い範囲で非難されたが、政府はこの責任を否定した。伝えられるところによれば、LTTEは戦域から政府の支配下にある地域に逃亡したタミル人を収容するIDPセンターでのタミル人女性を利用した自爆テロの実行、子供を含む多数のタミル人の殺人及び致傷を含め、タミル人が避難する北部州地域でも攻撃を行い、子供を含め多数の州民を死傷させた。独立した監視団による現状監視はほとんど行われなかったが、国連が信頼する情報筋によれば、2009年1月20日からこれまでの死亡者は2,800人を超え、負傷者は7,000人以上に上る。報告された死傷者の3分の2は指定された安全地域(非戦闘地域)で発生したと伝えられた。」 [6h] (5頁)

3.42 UNHCRの上記資料の報告によれば、「主としてLTTEによる自爆攻撃やクレイマイン地雷等の爆破行為はColombo及びその周辺で発生した。爆破攻撃の多くは市民を無差別に狙ったものと思われる。政府高官を含む軍及び政府職員も標的にされた。」 [6h] (12頁)

3.43 House of Commons Libraryの2009年6月5日付けの調査書『スリランカにおける戦争と平和』の記録によれば、

「2009年1月、スリランカ政府軍は北部州で決定的な戦果を収めた。タミル・イーラム解放の虎は主要都市KilinochchiとElephant Passという、Jaffna半島とスリランカ本島を結ぶ要路を奪われた。同陸軍はこれに続いて、最後に残ったLTTEの支配都市Mullaitivuを包囲し、わずかな期間でこの地も制圧した。スリランカ政府は全軍の勝利は目前であると宣言した。2月初めの時点で、LTTE軍の残存兵力はわずか1,000人で、Vanni地域北部の沿岸域30平方キロメートルの範囲に集中していると推定された。伝えられるところによれば、毎日多数の州民が命を失っており、この地域の犠牲者はおよそ250,000人と言われる。スリランカ政府はこの地域を一方向的に「安全地帯」に指定し、戦闘に巻き込まれないようにこの地に逃げるよう州民に呼びかけた。その後3カ月間にわたって、スリランカ政府軍は徐々にその領土を回復しつつある。政府当局は戦闘に巻き込まれた州民の保護を怠ったことに対する国際社会の非難をほとんど省みなかった。LTTEは州民を「人間の盾」として利用したことを非難された。いずれの紛争当事者も戦争犯罪を犯した責任を問われた。5月18日、最後の領土が攻略され、ようやく終結が訪れた。全員ではないが、総司令官Vellupillai Prabhakaranを含むLTTEの指導者はほぼすべて処刑された。」 [80] (3頁)

3.44 2009年8月27日に更新されたFCOのスリランカ国概要の述べたところによれば、

「戦闘の最終局面になって多数の州民が激しい戦闘に巻き込まれ、その結果命を奪われたり負傷したりした。多くの州民が犠牲になったと思われる。紛争地域への独立したアクセスはなく、紛争終結までの数カ月間に両者が行った敵対行為について国際社会の懸念が高まっている。ここ数カ月間の戦闘に起因して数万人の住民が国内避難民になり、現在もスリランカ北部のIDPキャンプで生活している。」 [15j] (最近の展開)

- 3.45 2010年1月20日に公表された Human Rights Watch (HRW) 世界報告 2010 (2009年の出来事) によれば、

「戦闘の最後の数カ月間を通じて、両者は、国連高官が『大量殺人』と表現した国際人道法に著しく違反する行為を犯し、その一方で、政府が弾圧政策を強化したことで国内の人権状況は全体的に悪化の一途をたどっている。5月に決着した内戦終盤の数カ月間、LTTEは子供を含め州民を強制徴兵し、人間の盾として利用して身を守った。その支配下にあり戦域から逃亡しようとするタミル人を射殺することもあった。政府軍は病院を含め人口が密集する場所を砲撃した。両当事者の意図的な妨害によって生死に関わる人道支援物資が州民に届かなくなった。

「2008年3月、政府は戦域から逃れたタミル人避難民を拘束した。5月のLTTEの敗北宣言以来、政府の拘束下にある難民キャンプの人口は25万人に急激に増加した。治安部隊も10,000人を超えるLTTE被疑者又は支持者を拘留したが、多くの場合国内及び国際法に違反する行為であった。」 [21b] (序論)

目次に戻る
出典リストに戻る

LTTEの敗北- 2009年5月

- 3.46 The International Institute for Strategic Studies (IISS) の Armed Conflict Database、スリランカの最新時系列情報 2009 (日付不明、2010年1月5日閲覧)の記録によれば、

「[2009年5月16日] スリランカ政府軍は過去数十年間で初めて全沿岸域を制圧し、LTTE軍をジャングルと海に挟まれた狭い1.2平方マイルの地域に追い込んだ...その日の午後遅く、Mahinda Rajapakse スリランカ大統領は政府軍が25年にわたる内戦を終結させたことを宣言。」

「[2009年5月17日] 政府軍の報告によれば、LTTE軍は25,000人以上の政府軍に包囲され、人質として強制的に拘束したタミル人を解放し、敗北を宣言。タミル・イーラム解放の虎は「祖国建設を目指す戦いは終わった」ことを認めた上で、降伏を宣言。」

「[2009年5月18日] スリランカ政府軍、200体以上の遺体が散乱する反乱軍の最後のわずかな陣地を掌握...政府軍は5月18日、救急車及び他のバンから逃走しようとしたLTTEの指導者 Prabhakaran、機密部隊長 Amman 及び Sea Tigers の代表 Soosai を殺害したと公表。

「[2009年5月20日] 国防省の報告によれば、スリランカ政府軍は、全部隊司令官を Mullaitivu 海岸域に集結させ、LTTE 反政府軍との戦闘を厳かに終結。」 [51b]

SATP の 2001 年から 2009 年までにスリランカで治安部隊との交戦中に死亡した LTTE 指導者一覧 [37e] は、内戦の最後数週間に死亡した LTTE 指導者に関する包括的情報を提供する。Daily Mirror (Sri Lanka) の項目のこの ウェブリンク は、戦争の最終局面の詳細を記載する地図と政府軍が特定地域を掌握

した時期に関する情報を提示する。[11f] スリランカ政府の Media Centre for National Security (MCNS)/Defence News は 2005 年 11 月から 2009 年 5 月の反乱軍敗北までに LTTE の支配地域が徐々に縮小された様子を図示した一連の地図を掲載する。 : [ウェブリンク](#)

3.47 The International Institute for Strategic Studies (IISS) の武力紛争データベース、政治情勢 (日付不明、2009 年 12 月 14 日に閲覧したウェブサイト) によれば、

「[2009 年]5 月 19 日、Mahinda Rajapaksa 大統領はタミル・イーラム解放の虎 (LTTE 又はタミルの虎) の敗北を正式に発表し、26 年に及んだスリランカの内戦に区切りをつけた。Tamil Tiger の指導者 Velupillai Prabhakaran をはじめ、集団の幹部構成員はほぼ全員死亡した。しかし、政府軍の勝利が決定したにもかかわらず、内戦中の国民の扱いについての論争—そして、多数派シンハラ人と少数派タミル人間の長期にわたる関係にこれがどう影響したかに関する懸念は泥沼化している。ニューデリーを拠点とする Institute for Conflict Management が報告した死傷者 10,300 人のうち 8,250 人が民間人であった。同研究所の推定では、タミルの虎関係者 1,682 人と治安部隊員 368 人が死亡した。ただし、独立した人権監視要員がいなかったため、正確な数字はわからない。」
[51d]

内戦の影響: 死傷者と国内避難民

3.48 2009 年 5 月 22 日の Reuters の報道によれば、

「国連は今週、1983 年に内戦が本格化してからの累計死者は 80,000 人から 100,000 人—これには非公式で未検証の集計結果が示す [2009 年]1 月以降の民間人の死者 7,000 人が含まれる。政府は民間人の死傷者数を提示せず、最終局面の数カ月間では重兵器は使用しなかったと述べ、民間人の犠牲を Tigers の責任だとした。政府側は、国連の数字は停戦協定に必要な圧力を確保する意図で LTTE が誇張したものだと言主張する。戦争の最終局面になって、西側政府と国連は戦争犯罪及び人権侵害の可能性を慎重に調査するよう両者に要求した。」 [4]

3.49 2009 年 5 月 27 日の Guardian 紙の報道によれば、

「[Vavuniya]のマニックファームは、うだるような暑さの低木地にあり 1,400 エーカーの区画に有刺鉄線が張り巡らされており、ここに 200,000 人を超える避難民が強制的に収容されている。仮設住居として提供された多数のテントの中に血縁者を見つけることに望みをかけている者もいるが、タミルの虎の容疑をかけられた者は政府軍によって家族と引き離されたということである。スリランカ政府によれば、これまでに特定されたタミル・イーラム解放の虎 (LTTE) の構成員は 9,000 人を超え、これから『社会復帰センター』に移送され、1 年間収容される予定である。政府の主張によれば、LTTE の構成員でないことを確認するまでは、北部州に建設中の収容所に避難民を留めておく必要があるということである。収容所は四方に広がる広大な土地にあり、1 マイルごとにテントが設置されている。伝えられるところによれば、最近の戦闘で避難民になった不幸な州民は、家に戻る許可を得るまでに長ければ 2 年をそこで過ごす可能性もあるということである。」 [20b]

3.50 2009年5月27日の *Guardian* 紙の報道記事によれば、：

「タミル人を無期限に救済キャンプに封じ込める戦術は、広い範囲で批判された。政府当局は昨日[5月26日]、これに反論する説明を提示した。政府高官及び軍高官の主張は様々だが、タミル人は自身の安全、他の国民の安全のため、また収容者の大半が LTTE の活動に『何らかの形で関与したことがある』ために残留しているということである。一部の高官は、キャンプ内でタミル人の調査が行われていると言うが、そうでないと言う者もいる。LTTE の有名構成員一覧を入手したことを認めたにもかかわらず、政府当局は元戦闘員を特定する時間が足りなかったと主張する。ある軍高官の個人的見解では、構成員を特定するために他の被拘留者から情報を引き出そうとしていた。」 [20b]

3.51 2009年5月26日の *BBC News* の報道によれば、政府軍広報担当官 Brig Udaya Nanayakkara は「*Tamil Tiger* のゲリラ容疑者の『排除と社会復帰』プロセスは既に進行中で、容疑者ごとに訴追が行われている」と話したという。

「同氏によれば、タミルの虎から武器の携行訓練を受けた者は全員戦闘員とみなされた。『様々な場所で戦闘が開始されるようになって以来、*Tamil Tiger* の幹部構成員 9,100 人が自白した。これまでに起訴手続きを終えた 7,000 人を収容キャンプに移送した。』政府軍の発表では、25年に及ぶ内戦の最終局面の 34 カ月間の攻撃において、22,000 人の反乱戦闘員を殺害し、政府軍兵 6,200 人が命を失った。」 [9w]

3.52 5月29日の *Times* 紙の報道によれば、

「スリランカ内戦の最終局面で 20,000 人を超えるタミル人が命を奪われ、その多くが政府軍の爆撃に起因することが *Times* 紙の調査で明らかになった。犠牲者の数は公式数字の 3 倍である。スリランカ当局の主張によれば、政府軍は[2009年]4月27日以来重兵器の使用を中止しており、男性、女性及び子供合わせて 100,000 人のタミル人を収容する非戦闘地域を監視したということである。政府当局は民間人の犠牲を民間人に紛れた *Tamil Tiger* 反乱軍の犯行であるとした。航空写真や公式文書、さらに目撃証言及び専門家の証言では話が異なる。各国メディア及び支援組織は戦域からかなり離れた場所に避難した状態にあり、政府軍は 4 月末に開始した激しい集中砲火をおよそ 3 週間にわたって行った。この攻撃によってスリランカの 26 年に及ぶ内戦に終止符が打たれたが、タミルの虎だけでなく無関係な市民までが犠牲を払う結果になった。

「*Times* 紙が撮影した航空写真を多数分析した民間の防衛専門家によれば、政府軍と反乱軍の射撃位置の配置と狭い非戦闘地域を見る限り、迫撃砲又は砲兵射撃でこれだけの死者が出る可能性は極めて低いということである。英国軍誌編集長の Charles Heyman によれば『射撃位置はスリランカ軍に近かった可能性が高いと思われ、迫撃砲による砲兵射撃及び接地射撃を意図したものであった。』 [50a]

3.53 同じ日の *Reuters* 紙の報道によれば、

国連人道問題調査事務所長は金曜日[2009年5月29日]、「スリランカ政府軍とタミルの虎反乱軍の戦闘の血にまみれた最終局面で無実の国民の命がどれほど失われたかは世界の誰にもわからないだろう。」と述べた。...国連の人道問題を多数監督する国連事務次長 John Holmes は Reuters 紙の取材の中で、「5月18日に起こされたスリランカ政府の対 LTTE 勝利宣言までの数カ月間でどれだけの命が奪われたかは明らかでない。」と述べた。

「同氏は最終局面の数カ月間で少なくとも 20,000 人が死亡したとする推定を支持し『国連情報筋』を引用した Times of London 紙の死者数について Holmes は、『我々に関する限り、この数字は何の確証もない。正しい可能性もあり間違いである可能性もある。多すぎる可能性もあれば少なすぎる可能性もある。率直に言ってわからない。常々言っているように、望ましいのは調査を行うことである...この数字は、[2009年]4月末までの民間人死者数約 7,000 人という非公式に示された検証されていない数字を基準にしたものだと述べた上で、これ以降は概算で一日 1,000 人以上の死者が出たと補足した。Holmes によれば、死者 7,000 人という最初の数字は公式発表としてはあまりにも疑わしいということである。』 [4b]

3.54 2009年5月29日の Reuters の報告によれば、

「国連人権会議は今週、内戦の犠牲者を調査しない決定を下した。この決定に人権擁護団体は遺憾の意を表明した。

「英国メディアも報じたように、国連代表団が先週元内戦地域を偵察飛行した際に撮影した航空写真には、大量の墓場が映されていた。代表団に同行した Reuters の記者が撮影したこの場所の写真では、個々の墓は視認できたものの、大量の墓跡を示すものは確認できなかった。Holmes によれば、仮設墓地の出現は驚くことではなく、『数千人もの多数の死者が出たのだから、その場所に多数の墓があることは予想のつくことだ』と述べた。」 [4b]

3.55 2009年6月1日の UN News Service によれば、「国連事務総長 Ban Ki-moon は今日、『スリランカ政府とタミル反乱軍の内戦における受け入れ難いほど高い犠牲者数に強い懸念を示した一方で、国連に起因するいかなる数字も強い口調で否定した。』 [6b]

3.56 2009年の内戦に関する詳細情報については、[the South Asia Terrorism Portal, Sri Lanka Timelines - Year 2009](#) を参照のこと。

See also [第 27 項「人道問題」](#)、[第 29 項「国内避難民」](#)、[付録 A「主な出来事年表」](#) も参照のこと。

The Sri Lankan government's Media Centre for National Security (MCNS)/Defence News は、2005年11月から2009年5月の反乱軍敗北までの、LTTE 支配地域の漸次的縮小を図示した地図を掲載する。
<http://www.nationalsecurity.lk/maps.php>

目次に戻る
出典リストに戻る

4. 最近の展開 (2009年7月から2010年1月まで)

4.01 The International Crisis Group (ICG) の2010年1月11日付の報告書、スリランカ: 苦い平和によれば、

「政府軍がタミル・イーラム解放の虎 (LTTE) に決定的勝利を収めてからこれまで、崩壊した民主主義的機構の再構築においても、安定した平和情勢の確立においてもほとんど進展は見られなかった。内戦終結から8カ月が経ったが、Mahinda Rajapaksa 大統領の内戦後の政策は、LTTE 反乱軍を生み出し存続させた原因を解決するどころか却って深刻にした。」

「政府は25万人を超える北部州の避難民タミル人 – 中には収容期間が半年を超える者もいる – を収容しており、これは何カ月もの間激しい戦闘の犠牲になったタミル人にとって屈辱的状況である。

「...再定住プロセスは、安全かつ尊厳を守った帰還について国際基準が満たされない状態にある。避難民及び独立した監視団との協議はほとんど或いは全く行われたことがなく、帰還先の多くは地雷及び不発弾が残る地域であった。財源不足により帰還者の住宅資金は抛棄されなかった。政府軍は依然として避難民の動向を管理している。これらをはじめとする懸念は1990年にLTTEが北部州から強制追放したおよそ80,000人のムスリムの帰還者にも当てはまる。[76b] (概観)

LTTE 構成員 (容疑者) に対する政府の扱い

4.02 2009年9月のThe Economist Intelligence Unit (EIU) 国別報告書スリランカ編の記録によれば、

「タミル・イーラム解放の虎 (LTTE、タミルの虎) の残存勢力の再統合に向けた努力は、[2009年]8月に武器調達を担当するKumaran Padmanadan (別称KP) がマレーシアで逮捕後、スリランカに移送された時点で大きな打撃を受けた。Padmanadanは[2009年]5月にLTTEの指導者Velupillai Prabhakaranが死亡した直後に組織の後継指導者として名乗り出ただけに、同氏の逮捕はTigersの再生を希望する構成員にとって大きな痛手となった。スリランカ政府は8月、他のTamil Tiger反乱分子と総額数百万ドルと伝えられる資産を引き渡すよう諸外国に要求した。」 [75q] (10頁)

4.03 2009年7月28日にHuman Rights Watch (HRW) が公表した報道発表によれば、

「伝えられるところによれば、政府軍はLTTEの構成員又は支持者の疑いがあるとして、数千人の収容者を追放し、詳細な取り調べを行うためにLTTE戦闘員専用の社会復帰センター又は首都Colomboのいずれかに移送した。多くの事例において、政府当局は追放者の状況及び居場所について収容所に残留する血縁者に連絡しなかった。これによって虐待又は強制失踪の可能性に対する懸念が浮上した...

「スリランカ当局は **Tamil Tiger** 戦闘員を識別するために戦域から避難する個人の調査権限を与えられているが、恣意的拘留及び自由に移動する権利の不必要な規制は国際法の禁じるところである。これはつまり、被拘留者はすべて、迅速に訴追し有罪判決を言い渡すか釈放しなければならないということである。人権擁護法では治安上の理由による移動の規制が認められているが、この規制は明確な法的根拠が不可欠であり、必要な範囲に限定され、脅威の程度に比例するものでなければならない。[21c]

4.04 The International Institute for Strategic Studies (IISS) の **Armed Conflict Database**、スリランカの最新時系列情報 2009 (日付不明、2010 年 1 月 5 日閲覧) の記録によれば、スリランカの社会復帰担当長官 **Daya Ratnayake** 少将は、元 **LTTE** 構成員 9,797 人を通称社会復帰センターに拘留し、近い将来にこの 2 倍の人数を拘留すると発表した。この収容施設では、戦闘員は内戦に関与した程度に応じて区別され、有罪判決を受けることになる。」[51b]

4.05 この数日前の 2009 年 7 月 25 日に **Official Government News Portal of Sri Lanka** が報じたところによれば、

「政府の護衛下で **LTTE** 幹部を訪問し、健康状態を調査した際に **Minister Mahinda Samarasinghe** が述べたように、**LTTE** 構成員容疑者向け社会復帰プログラムは、対象者の社会復帰を成功させるためのものである。」

「このプログラムは災害管理・人権擁護相が仲介役を務め、国際労働機関の協力の下に検討されており、内戦に関与した個人の国家社会復帰計画に基づき、対象者に特別な注意が向けられている。」[44d]

4.06 2009 年 8 月 5 日の **BBC Sinhala** 支局の報道によれば、**Colombo** 高等裁判所は **Tamil Tiger** の女性政治部門指導者の **Subramaniam Sivagami**、通称 **Thamilini [Tamilini]** の拘留延長を警察当局に認める判決を下した。それによると、「北部州の『非戦闘地域』に逃亡し、[2009 年]5 月にスリランカ当局に降伏した **Thamilini** はそれ以来警察に拘留されている。警察が治安判事に申し述べたところでは、同氏は非合法化組織の構成員であった可能性について調査中だということである。[9a]

4.07 2009 年 8 月 10 日に公表された **Amnesty International (AI)** の発表資料『スリランカ: スリランカの収容施設を公開せよ: 今こそ避難民に安全と威厳を』の報告によれば、

「収容所から逮捕事件が報告された他、スリランカの人権擁護団体の主張によれば、強制失踪事件も発生した。スリランカの人権擁護団体の報告によれば、2009 年 3 月以降、元 **LTTE** 構成員及び政府と連携する他の武装政党の構成員は **IDP** キャンプに紛れ込んでいる。未確認情報だが、政府はこれらの構成員を利用して他の **LTTE** 容疑者を炙り出し、その後逮捕又は拉致するか失踪させるという報告もあった。こうした構成員の存在は特別拘留施設でも報告された。**LTTE** との関係が疑われる容疑者逮捕の場合は、スリランカ当局が同意し、報道関係者に通達されたものもある。他の要員の居場所は不明である。収容所の被拘留者に内密で話を聞ける可能性や個人的に 1 対 1 の聞き取

り調査を行う可能性を含め、避難民と接触手段が一切断ち切られたため、人道組織がその保護義務を遂行することも、民間の人権擁護団体がこうした侵害行為の規模を判断することも不可能になっている。」 [3a] (23-24 頁)

4.08 SATP のスリランカ 2009 年時系列情報 (日付不明、2010 年 1 月 5 日閲覧) の記録によれば、

「社会復帰担当長官 Daya Ratnayake 少将は[2009 年 8 月 16 日]、政府は北部州の元 LTTE 幹部を対象に社会復帰措置を講じ、その数は 10,000 人を超えたと述べた。同氏は Sunday Observer との取材の中で、「元幹部を年齢、性別及び組織への関与程度に応じて分類するプロセスは既に完了しており、幹部構成員を新しい社会復帰センターに移送するための下準備もほぼ完了した。」と話した...12 歳から 18 歳の子供は既にこの集団から分離した。子供の数は 455 人を超え、その多くは内戦の最終局面で LTTE に強制徴兵された者である。LTTE の元女性幹部 1,700 人も別の収容所に移送した。スリランカ当局は 45 歳以上の LTTE 元男性幹部を分離し、職業、技能及び希望する職業訓練の種類に応じて異なる訓練を提供する措置を講じた。」

「[2009 年 8 月 28 日]、スリランカ最高裁判所は、政府当局に拘留中の LTTE 容疑者の訴訟手続き又は釈放を行うよう命令した。」 [37b]

4.09 Colombo の英国高等弁務団が 2009 年 9 月 4 日に行った報道発表によれば、

「2009 年 9 月 4 日、英国高等弁務団長 Dr. Peter Hayes 及び国際移民機構代表の Mohammed Abdiker は、司法相 Hon. Milinda Moragoda の同席のもと、元戦闘員の社会復帰及び再統合に向けて英国がおよそ 1,700 万ルピーの財政支援を行うことについて協定を締結した。

「司法相は英国高等弁務団からスリランカ政府に提供される財政支援を歓迎した。司法相及び社会復帰担当長官は特に、国際移民機構と緊密に協力してコミュニティ中心の動員解除・社会復帰・再統合プログラムを展開した。このプログラムは能力強化、受け入れ地域への支援及び持続可能な解決の構築に向けた民間部門の積極的な参加に主眼を置くものである。」 [15k]

4.10 2009 年 9 月 11 日に AI が報告したところでは、

「政府はタミルの虎との関係が疑われる容疑者およそ 10,000 人を拘留したことも発表したが、実際の数はいくらか多い可能性がある。今回の被拘留者は訴追も裁判所での審理もないままに、政府が『社会復帰センター』と呼ぶ場所に拘束されている。多くの場合被拘留者の居場所及び拘留状態はわからない。

「International Red Cross (ICRC) は[2009 年 9 月 11 日]金曜日に、これらの被拘留者への面会は禁止されていると述べた。隔離拘留では拷問及び超法規的処刑の危険性が増すことが証明された。スリランカは古くからこうした行為が行われている。」 [3h]

4.11 2009 年 9 月 11 日に AI が報告したところでは、

「政府はタミルの虎との関係が疑われる容疑者およそ 10,000 人を拘留したことも発表した。実際の数はこれより多い可能性がある。今回の被拘留者は訴追も裁判所での審理もないままに、政府が『社会復帰センター』と呼ぶ場所に拘束されている。多くの場合被拘留者の居場所及び拘留状態はわからない。

「International Red Cross (ICRC) は[2009年9月11日]金曜日に、これらの被拘留者への面会は禁止されていると述べた。隔離拘留では拷問及び超法規的処刑の危険性が増すことが証明された。スリランカは古くからこうした行為が行われている。」 [3h]

4.12 2009年9月19日のLTTE系ウェブサイト TamilNet の報告によれば、

「Colombo 高等裁判所の首席治安判事 Nishantha Hapuarachchi は[2009年9月18日]金曜日、テロ活動への関与疑惑で逮捕された民間人のタミル人 27 人に対する訴追調査を迅速に進め、これまでの進捗状況を 9月29日に裁判所に報告するよう刑事部 (CID) に命令した。この命令が下される前に、被告側弁護士団はテロ調査課 (TID) の調査活動に不正があると主張した。被告側の首席弁護士 K. V. Thavarasa は裁判所に対し、TID は Daya Master と George Master について、テロ活動への関与を否定しながら、逮捕後 4 カ月以内に釈放するよう行動していたと申し立てた。同氏はまた、非常事態規制の下に逮捕された他の容疑者は適切な審理なしに 1 年以上不必要に再拘留されていることも訴えた... 弁護士は Daya Master と George を 4 カ月以内に釈放できた TID が、上記の容疑者の調査及び訴追を終了し、保釈を許可することができなかった理由を質問した。」 [38r]

4.13 2009年9月22日にHRWが公表した意見書によれば、

「Human Rights Watch によれば、収容施設に保護メカニズムがないこと、戦闘員容疑者の秘密拘留、隔離拘留及び強制執行の可能性について懸念すると述べた...

「政府は LTTE との関与が疑われる避難民 10,000 人以上を拘留したと発表した。政府は容疑者を家族と引き離し、別の収容施設や通常の刑務所に移送した。Human Rights Watch はスリランカ法の下に定められる保護なしに個人が拘束された事実を示す証拠資料を提示した。多くの場合、政府当局は家族成員に被拘留者の居場所を教えず、秘密拘留、隔離拘留若しくは強制失踪の状態に置くことで、虐待の対象にした。」 [21d]

4.14 2009年9月24日のAIの報告によれば、Poonthotham Teachers Training College — AI がスリランカ北東部州の非公式拘留施設として機能すると述べた—でスリランカ政府軍 (SLA) と被拘留者間に衝突が発生した事件で、被拘留者が重傷を負い病院に搬送されなければならない状況になった。AI の報告の詳細によれば、

「Amnesty International のアジア局長 Sam Zarifi は「被拘留者が公式に認定されていないため適切な法的措置及び防護手段がない場所に収容される場合は、拷問、強制失踪及び超法規的処刑等の重大な人権侵害の危険性はかなり

大きくなる。」と述べた。Poonthotham Teachers Training College 等の拘留施設は臨時拘留施設である。2009年5月以降、タミル・イーラム解放の虎 (LTTE 又はタミルの虎) への関与が疑われる容疑者およそ 10,000 人から 12,000 人が、スリランカ治安部隊及び傘下の民兵組織の運営する臨時拘留施設に拘留されたと推定される。

「Vavuniya では People's Liberation Organisation of Tamil Eelam (PLOTE)、Tamil Eelam Liberation Organization (TELO)、Eelam People's Democratic Party (EPDP) 及び Tamil Makkal Viduthalai Pulikal (TMVP) の分派を含む複数の集団が活動しており、これまで複数の人権侵害事件に関与している。」 [3i]

4.15 AI が詳しく報告したところによれば、

「スリランカ政府がタミルの虎に対する勝利宣言をした翌週の[2009年]5月25日、陸軍司令官 Sarath Fonseka 将軍は、タミルの虎の幹部 9,000 人が軍に降伏したと発表した。これを境に、定期的な逮捕事件が報告されている。正式に承認され、報道機関に通達されるものもあれば、避難民キャンプで生活する被拘留者の血縁者から報告されるものもあった。

「被拘留者の多くは隔離拘留された。これは家族又は弁護士との連絡や出廷を禁止されることを意味する。

「Amnesty International は当初北部州の避難民キャンプに指定された学校やホテル内のこうした施設 10 箇所の場所を確認した。国内の他の場所にある非公式拘留施設についても頻繁に報告された。

「International Committee of the Red Cross はこうした被拘留者への面接を禁じられており、現在の登録及び扱いについては全く不透明である。」 [3i]

4.16 2009年11月19日の *Daily Mirror* (スリランカ) 紙の報道によれば、

「政府は過去 2 年間に自ら降伏した LTTE 幹部多数に社会復帰の機会を与え、職業訓練プログラムを全課程修了した者は、就職のために海外に移送した。この期間を通じて、政府は司法省と協力して、強制徴募され、子供兵士として LTTE 防衛軍に配置された児童 273 人を学業が継続できるよう Hindu College Ratmalana に収容した。元 LTTE 子供兵士を社会に役立つ国民に育てる意図で、Vavuniya の Punthottam Rehabilitation Centre で職業訓練を実施した。長官の Daya Ratnayake 少将によれば、1,854 人を超える元 LTTE 女性幹部も社会復帰センターで正規の学校教育を受けている。」 [11p]

第 24 項「児童」も参照のこと。

4.17 The International Crisis Group (ICG) の 2010 年 1 月 11 日付の報告書、*スリランカ: 苦い平和*によれば、

「政府軍は法律外の拘留施設を維持し、LTTE とのつながりが疑われる容疑者をおよそ 11,000 人から 13,000 人収容している。被拘留者は弁護士、家族、ICRC その他全ての保護機関との連絡を禁止されており、施設内で何が起きているかはわからない。また、『元戦闘員を識別する根拠及び拘束する法的

理由も全体的に曖昧で恣意的である』。前政権及び現政権下で LTTE 容疑者に対する拷問、強制失踪及び超法規的処刑の実践が十分に組織化されたことを考えると、当然ながら被拘留者の運命に対する重大な懸念が生じる。政府が現在拘留中の LTTE 容疑者のうち裁判が行われるのは 200 人だけで、大半は『社会復帰』に必要な期間収容された後で解放する意向だと発表した。」
[76b] (8 頁)

4.18 ICG はさらに、「北部州の特別収容キャンプには LTTE 構成員容疑者 11,000 人以上が収容されており、これ以外にも緊急拘留令その他のテロ防止法の下に 1,500~2,000 人が訴追なしに何年も拘留されている。」と付け加えた。
[76b] (18 頁)

4.19 2010 年 1 月 5 日の *Daily Mirror* (スリランカ)紙の報道によれば、「現在収監中の LTTE 容疑者は 600 人で」、「検事総長局は、訴訟が提起されないことを理由に数年前に警察に逮捕された LTTE 容疑者を解放するよう司法省に要請した。」 [11o]

4.20 2010 年 1 月 10 日の *BBC News* の報道によれば、

「政府関係によれば、現在、政府の拘留施設には数千人のタミルの虎構成員容疑者が拘留されているが、早期釈放の見込みはない。電力エネルギー相 WDJ Seneviratne によれば『14,000 人の拘留者の中にはかなりの数の自爆未遂者がいるとのことである... これに対し、軍広報担当官 Brig Udaya Nanayakkara は BBC シンハラ局に「土曜日に元 LTTE 戦闘員 712 人が釈放されたが、拘留中の LTTE 容疑者はまだ 11,000 人を少し超える。」と伝えた。なぜこれだけの差が生じるのかはすぐにはわからなかった。』 [9g]

4.21 2010 年 1 月 21 日の *Daily Mirror* (スリランカ) 紙の報道によれば、

「LTTE 構成員容疑者として拘留された青年 36 人[原文通り]は釈放されたが、Colombo 治安判事裁判所及び Welikada 治安判事裁判所は昨日、他の 20 人を社会復帰センターに移送する決定を下した。Colombo 裁判所の治安判事補 Mohamed Maky は、TID が提示した男女合わせて 16 人の容疑者を解放し、他の 18 人を Welikada の社会復帰センターに移送する判決を下した...これに対し Welikada 治安判事裁判所の治安判事補 Giyan Ranawaka は 20 人を釈放し、他の 2 人を社会復帰センターに移送する判決を下した。釈放された 16 人の容疑者は男女共に、Colombo 地区に自爆装置一式と銃弾を持ち込んだ LTTE の自爆テロ幹部の嫌疑で逮捕された...Welikada 治安判事裁判所の決定で釈放された容疑者は当初、Karikalan 及び Thamil Chelvam 等の LTTE 幹部が行った会合に出席した疑いで逮捕された。」 [11h]

4.22 [2010 年 1 月 22 日]に *Daily Mirror* (スリランカ) 紙が報じたところによれば、「今日、LTTE との関与容疑で拘留されたと見られる容疑者のうち少なくとも 118 人が釈放された。今回の釈放は、容疑者が訴追されなかったとする検事総長局の提案によるものであった。」 [11k]

治安部隊による人権侵害に関する情報については、[治安部隊](#)を参照のこと。避難民に関する情報については、下記の [国内避難民 \(IDP\)](#) の項目を参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

JAFFNA 地区及び東部州の治安状況

4.23 2010年1月12日付けの在 Colombo 英国高等弁務官 (BHC) 事務所の書簡は、Jaffna 地区及び東部州の治安及び発展について報告した。書簡によれば、

「政府及び非政府組織が同意したように、2009年8月5日以降、検問所の規模が縮小され、一部の地域では検問所の設置数が減らされた。

「2009年5月の紛争終結以来、警戒線や搜索活動が見られなくなったことでも意見が一致した。

「Sri Lankan Human Rights Commission の Jaffna 支部によれば、超法規的処刑は2008年の30件から2009年には4件まで減少した。著名な人権擁護者である Jaffna Bishop の確認したところでは、人権侵害事件の発生数は急激に減少し、準軍事組織は政府軍の直屬下に置かれたようである。」 [15p]

4.24 2010年1月12日の BHC の書簡の報告によれば、

「警察報道官の話では、警戒線及び搜索活動は中止され、ここ数カ月間は拉致、失踪又は超法規的処刑も報告されなかった。同報道官は、今後数カ月間で治安はさらに安定すると予測した。政府及び非政府組織の発表によれば、最近では拉致や失踪、及び超法規的処刑の報告はなかった。

「2009年12月29日、政府は2006年8月8日に Jaffna 半島に発令した夜間外出禁止令を完全に解除すると発表した。2009年8月5日の早期緩和に伴って、24時間の電力供給が再開され、特に、ここ数年の夜間外出時間の停電がなくなり正常な状態に復活した。これによって、夜間の出漁が可能になり地方の水産業にいい影響を与えている。

「警察、政府及び非政府組織が同意するように、夜間外出禁止令の緩和/解除以来、犯罪率が一気に上昇した。空き巣や窃盗だけでなく、窃盗に関連して強姦や強盗事件も起きている。最近では、若い男女が家に押し入った強盗に襲われた。加害者は逮捕され起訴処分になった。警察の優れた対応によって多くの容疑者が逮捕され、Jaffna 市でその存在感が大きくなっている。Jaffna 警察の警官は以前のように政府軍に依存するのではなく、自ら警察職務を率先して行うようになっている。

「A9 が再開通して以来、交通量が増加し、交通警察官が市内に配備されるようになった。」 [15p]

4.25 2010年1月12日の BHC の書簡によれば、

「最近の報道が指摘するように、A9 線 Kandy-Jaffna 区間の再開通によって旅行者が南部州から Jaffna 地区に移動できるようになった。政府情報部が報

告したように、Jaffna 地区次官事務所によれば、現在、外国人旅行者を含め一日に 1,000 人から 1,500 人が南部州を經由して Jaffna 地区を訪れるということである…複数の情報筋によれば、今は他地区や外国に居住する元 Jaffna 地区民の多くは、平和の回復に伴って道路及び輸送施設が復旧した北部州の家族を訪問するようになった。

「Colombo 市の国営企業は、Jaffna 地区との通信及び交通機能の向上可能性を見越して、それを重視した投資を行っている。」 [15p]

4.26 同書簡が東部州について報告したところによれば、

「2009 年を通じて Trincomalee 地区の治安規制は大幅に緩和された… Batticaloa の治安状況も改善したが、市内はまだ Trincomalee ほど安全ではなく、政府軍が多数配備されている。2009 年 7 月に Batticaloa 市郊外の British Council のフォーラムシアターの作品を鑑賞するためにおよそ 300 人の観客が集まったが軍の姿はなく、この状態を強調するかのようなようであった。これは数カ月前までは考えられなかった状況である。

「警察の配備状況は Colombo 市と同じだが、職務中にもかかわらず武器を携行していない警官もいる。

「Batticaloa 市警察の警視正 (SSP) は、地区内の治安状況が著しく向上し部下の武器携行義務を解除できるまでになった現実を誇らしげに語った。同氏によれば、地区内には LTTE 幹部は残存せず、隠匿した武器の多くは押収されており、今後発見される可能性は極めて低い。拉致及び軽犯罪の報告もほとんどなくなった。

「Trincomalee 地区及び Batticaloa 市内の Church Elders in the Diocese は地域レベルの評価を提供した。それによると、Batticaloa 地区内には LTTE 構成員は存在しない。内戦後半になると、生き残った残り少ない LTTE 幹部、特に若年者は武器を置いて家族の元に戻って行った。コミュニティでは元幹部の身元を認識しているが、再武装については懸念していない。この 9 カ月間で、警察及び SLA のコミュニティレベルの関与もかなり改善した。現在、異なるコミュニティの指導者と副調査長官 (DIG) 及び SLA 司令官の間で定期会合が行われており、準軍事組織、治安部隊による拉致や嫌がらせ行為について懸念される点を述べることができる。この会合の成果として、準軍事組織は武器を携行しなくなり、拉致事件が減少した (コミュニティ指導者に報告されると、指導者が直ちに DIG に提起することができるようになった) 他、治安部隊の検問所も問題でなくなった。」 [15p]

4.27 2010 年 1 月 12 日の BHC の書簡の詳細によれば、

「東部州における最近の治安向上は、居住者にはっきり理解できるものになりつつある。

「Divisional Secretary (DS) は、東部州における進歩の程度を、道路、電気及び電話回線について説明し、目に見える進歩がたくさんあると述べた。まず、警察及び政府軍の存在感が軽減され、LTTE がいなくなった。長い間外国人コミュニティだけが享受してきた海岸が一般開放され、伝えられるところによれば、

週末には 300 人以上のスリランカ人がバスで Unlovely 海岸を訪れるようになった。今後は、好奇心のある初めてのバスツアー参加者が増えると期待される。Passikudah 海岸は 1980 年代を通じて海浜レジャー地として有名になり、最近では休日に数百人のレジャー客が訪れている。レジャー客の話では、治安の不安はなくなり、海岸に散乱する大量のごみが唯一の不満だということである。」 [15p]

第 10 項「非政府軍による虐待」及び第 28 項「移動の自由」 も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

大統領選挙 - 2010 年 1 月 26 日

4.28 2010 年 1 月の Economist Intelligence Unit (EIU) 国別報告書によれば、

「[2009 年]12 月 17 日を期限に、22 人の候補者が推薦を提示した。このうち 17 人は公認政党员で 5 人は無所属であった。しかし、当選の可能性があると思われているのは 2 人だけである。スリランカ自由党 (SLFP) の Mahinda Rajapakse 大統領と連立野党が擁立する Sarath Fonseka 将軍である。選挙運動が進むにつれて両者の応酬は次第に過熱した...二人の対立候補は (非難を裏付ける証拠を提示せずに) 不正行為、汚職、詐欺行為、偏重主義及び身内びいきを取り上げて相手を攻撃した。

「Rajapakse と Fonseka 将軍はいずれも、2009 年 5 月に LTTE を敗北させ、それによってこれまでの長い内戦を終結させた国家的英雄の地位を武器に高い支持を得ている。Rajapakse の中核支持層が保守派有権者であるのに対し、野党第 1 党統一国民党 (UNP) が推薦する Fonseka 将軍は、進歩主義寄りの学者や実業家の支持を集めている。」 [75d] (10 頁)

4.29 2010 年 1 月の EIU 報告書が詳しく述べたところでは、

「ドイツを拠点とする汚職調査機関 Sri Lanka office of Transparency International はその報告書の中で、綱領に違反する公金と選挙活動費の不正使用について大統領を批判した。Rajapakse の選挙事務所は政府の公用車、ヘリコプター及びオフィスビルを使ったと指摘された。選挙管理委員も国営メディアを利用して Rajapakse の支持を強化したとして大統領の選挙運動を非難したが、かかる慣習をやめさせようとする努力は徒労に終わった。」 [75d] (11 頁)

4.30 2010 年 1 月 27 日の Thomson Reuters Alertnet の報告によれば、

「スリランカでは内戦後初めての国内選挙が水曜日に行われ、Mahinda Rajapaksa 大統領が当選したが、対立候補は自分を逮捕するために配備したと主張する兵士が包囲するホテル内から不正投票があったと申し立てた。軍を率いてタミルの虎反乱軍を壊滅させた元陸軍司令官 Sarath Fonseka 将軍は、兵士が解散すると、ようやくホテルから姿を現した...選挙管理委員長 Dayananda Dissanayake によれば、公式の選挙結果は、Rajapaksa が総投票

数 1,040 万票のうち 57.8%を獲得したのに対し、Fonseka は 40.2%を獲得した...政府軍広報官の Brigadier Udaya Nanayakkara によれば、Rajapaksa 大統領が勝利宣言を行った直後、Gampola の中心部にある仏教寺院で手榴弾攻撃が起こり、2 人が死亡、4 人が負傷した。」 [4e]

4.31 2010 年 1 月の大統領選挙の全投票結果は、[スリランカ選挙管理部のウェブサイト](#) で閲覧できる。 [39d](2010 年大統領選挙、公式結果、全島の最終結果)

4.32 選挙の実施経過に関する情報は [PAFFREL Election Day Report \[78c\]](#); [CaFFE Election Day Monitoring Report \[41a\]](#) 及び [CMEV Statement on Election Day](#) で閲覧できる。 [81a]

4.33 2010 年 1 月 26 日の PAFFREL (People's Action for Free and Fair Elections) 投票日に関する報告が特に指摘したところによれば、

「大統領選挙はほぼ平和かつ穏やかな環境で行われた。

「最終投票率は約 70%であった。ただし、北部州の投票数は低く 20%を下回った。Jaffna 地区では早朝、投票が開始される前に手榴弾が爆発する事件が連続発生した。この事件で北部州の他の地域、避難民 (IDP) が居住する地域では特に公共交通機関が大幅に麻痺し、これによって投票率が低下した。

「PAFFREL が過去の報告書の中で指摘したところによれば、投票日当日は平和で重大な選挙法違反は発生しなかったが、選挙運動期間はそうではなかった。PAFFREL が選挙前に受理した苦情は 757 件で、そのうち 578 件は立証され、300 件は重大な違反であった。高額の公金不正使用と国営メディアを利用した全候補者の公正かつ平等な選挙放送に関連した選挙法違反が発生した。」 [78c]

4.34 同じ日に公表された CaFFE (Campaign for Free and Fair Election) の投票日モニタリング報告によれば、

「選挙前の武力衝突[原文通り]と比較すると、北部州のわずかな事件を除き、大統領選挙は総体的に平和に執り行われた。

「選挙というものには暴力性の低い事件があるだけでも『自由かつ公正な』選出にはならない。特に、北部州の有権者の大半は時間内に投票所に着くための交通機関が提供されなかったために、投票権を剥奪される結果になった。Vavuniya 及び Jaffna 市で発生した爆発事件も多く有権者に恐怖感を与え、結果的に有権者の投票を妨害された。」 [41a]

4.35 2010 年 1 月 27 日に公表された CMEV (Centre for Monitoring Election Violence) の投票日に関する記述も同様の内容で、投票当日に発生した武力衝突事件に加え、3 つの問題が指摘された。それによると「第 1 は、IDP の投票を配慮した交通機関の手配が明らかに不十分だった点で、これによって IDP の多くは有効な公民権を行使することができなかった... 第 2 の問題は投票前及び直後に Jaffna 地区内で発生した爆破事件である。CMEV は、これらの武力行使は半島地域の投票率を下げることを意図したものであると考える... 最

後の問題は... 党員及び国民から提起された特に重大なものであり、集計の誠実性に関する問題である。」 **[81a]**

選挙後の出来事に関する詳細については、[最新ニュース](#)を参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

5. 憲法

5.01 2010年1月13日に閲覧した Europa World Online スリランカ編: 政府と政治、憲法によれば、「スリランカ民主社会主義共和国憲法は 1978年8月17日に国家議会(議会に改名)によって承認され、1978年9月7日に公布された...憲法では、基本的人権と、思想、良心及び信仰の自由を含む全人民の自由、法の前の平等と権利が保障される。」 [1a]

5.02 2010年1月13日に閲覧した Europa World Online スリランカ編: 政府と政治、憲法によれば、

「憲法改正は議会の3分の2による賛成を必要とする。1979年2月の憲法改正において、特定の状況下で辞職又は党から解雇された議員が議席を取り戻すことが認められた。1981年1月の憲法改正では、議席数を168から169議席に増やすことが議会で承認された。1982年8月の改正では、4年後の大統領の再選要求が承認された。1983年2月の改正では、議会の空席を補充する補欠選挙が定められた。1983年8月には、分離主義を支持する政党の非合法化を定める改正案が議会で承認された。1987年11月、議会は8の州議会(北部州と東部州が1つの行政単位に統合された)を創設する規定を採択した。1988年12月、議会は2つの公用語の1つとしてタミル語にシンハラ語と同等の地位を与える改正案を採択した。」 [1a]

5.03 第17回憲法改正案は、2000年10月5日のスリランカ民主社会主義共和国の官報第2部の補足要素として公表された。この改正案では、憲法会議、公務員管理委員会、選挙管理委員会、司法サービス委員会及び国家警察委員会が導入された。(スリランカ政府の公式ウェブサイト、憲法) [44i]

5.04 2009年2月25日に発行された米国国務省 (USSD) 人権実践に関する国別報告書 2008 スリランカ編 (USSD 2008) によれば「[2008年を通じて]行政府は憲法の下に義務付けられる憲法会議を指名しなかったため、人権委員会、賄賂防止委員会、警察委員会及び司法サービス委員会等の重要な機関に独立した代表を指名することができなかった。」 [2b] (序論)

5.05 2009年7月16日に公表された Freedom House の報告書『世界の自由 2009、スリランカ編』によれば、

「第17回憲法改正案は、警察、司法及び公務員を監督する独立した委員会構成員の任命責任を負う憲法会議の創設によって、主要機関の統制と非政治化を強化する目的で考案された。2006年には、前任者の任期満了後、議会の行き詰まりによって Rajapaksa は憲法会議を再編することができなかった。このため、Rajapaksa は2007年4月に公務員管理委員会及び警察委員会、また、5月には人権擁護委員会、司法サービス委員会、最高裁判所及び他の裁判所を一方向的に指名した。一部の地方自治体団体は、この措置は上記機関の独立性を脅かし、大統領の権限でその地位を得る被指名者を生み出したと主張している。」 [46c] (政治的権利と市民の自由)

憲法及び第17次改正憲法の全文については、
<http://www.priu.gov.lk/Cons/1978Constitution/Introduction.htm> [44i]

第 8 項「苦情の提示手段」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

6. 政治体制

- 6.01 2010年1月13日に閲覧した Europa World Online のスリランカの記述によれば、大統領は Mahinda Rajapakse で首相は Ratnasiri Wickremanayake である。詳しい説明によれば、

「大統領内閣制の形式は 1977 年 10 月に採択され、1978 年 9 月に憲法において承認された。最高立法機関としての一院制議会は憲法の定めるところであり、議員は改正された比例代表制で選出される。行政権は国家元首である大統領に与えられる。大統領は 6 年任期で直接選出され、議会に対する説明責任はない。大統領は首相及び閣僚を任命又は解任する権限を有し、いかなる構成を想定することも可能で、議会を解散する権限を与えられる。スリランカは 9 の州と 25 の行政区で構成され、それぞれ指名された知事と選挙で選出される地区開発評議会を置く。1987 年 11 月、8 つの州議会創設を定める憲法改正案が採択された (北部州と東部州が 1 つの行政単位に統合された)。」

[1a]

- 6.02 『スリランカの巨大内閣(報告書第 1 号)認識と影響力』と題する Transparency International Sri Lanka の方針説明書 (日付不明) によれば、

「スリランカ国の内閣は 26 閣僚を擁し 2005 年 11 月 23 日、Mahinda Rajapakse 大統領の下に就任宣言を行った。その後内閣改造を繰り返した結果、2 年も経たないうちに内閣は当初の人数の 4 倍に拡大され、現在合計 108 人の閣僚を擁する。この構成は閣僚 52 人、閣外大臣 36 人及び副大臣 20 人で、財政計画を含む 6 つの閣僚会議を保有する大統領が含まれる。」 [63a] (2 頁)

- 6.03 2009 年 4 月の EIU 国別報告書スリランカ編の記述によれば、

「Economist Intelligence Unit の 2008 年民主主義指数の中で、スリランカは『欠陥のある民主主義』と格付けされ、167 国中 57 位であった。民主主義は市町村レベルでは定着しており、政権交代が定期的に行われた。議会で過半数を獲得するために主要政党が弱小政党の支持者を取り込む風潮は、複数政党制度の伝統を強化している。裁判所はこれまでの間、当時の大統領 Chandrika Kumaratunga が 2005 年に任期延長を要求した事例等の、政治家が提起する異議申し立てを既定の選挙制度に合わせて何とか処理してきた。スリランカのメディアは(党派心が強ければ)比較的活発に活動している。」

[75k] (11 頁)

- 6.04 EIU 報告書が詳しく述べたところでは、

「ただし、大きな問題が残っている。非効率的な官僚制度と近年における腐敗の証拠事実の増加を反映し、政府機能の総合評点は極めて低くなっている。かつては強力だった大統領府は幹部議員との折合いが悪く、党派政治は依然未熟な上汚職が絶えず、極めて不安定な状態にある。政治参加は特にひどい。これに関しては、政府と LTTE 間の長期に及ぶ内戦の影響を最も受けた北部及び東部州で参加率が低迷したことも影響している。しかし、2008 年の東部州議会選挙では、スリランカは投票率の面で向上を示した。」 [75k] (11 頁)

政治的権利の実施に関する情報については、[第 15 項「政治的所属」](#)を参照のこと。また [第 18 項「汚職」](#)も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

人権

7. 序論

7.01 2010年1月20日に公表された HRW ワールドレポート 2010 (2009年の出来事)によれば、スリランカ政府とタミル・イーラム解放の虎 (LTTE) との間に発生した内戦の最後の数カ月間で、国際人道法に大きく違反する行為を行った。

「一方、政府が徹底した弾圧政策を採択したため、人権状況は悪化の一途をたどった。ジャーナリスト、人権擁護団体及び人道活動家に対する脅迫行為、身体的暴力及び恣意的逮捕が絶えず発生し、これによってかなりの人数が国外に脱出した。過去の事例でもそうであったように、人権侵害の加害者はほぼ完全な刑事免責を認められた。相当数の個人が国外に脱出した。」 [21b] (序論)

7.02 2009年8月27日に最終見直しされた FCO のスリランカ国概要の記録によれば、「スリランカは6つの主要[国連]条約の締約国である。スリランカ政府は1980年代及び1990年代の極めて評価の低い人権記録を改善するために様々な措置を講じた。相当の進歩が見られたが、問題はまだ残っている。」 [15] (人権)

7.03 2009年4月の亡命希望者の国際的保護の必要性評価に関する UNHCR 該当性指針 (UNHCR 指針 2009) が述べたところでは、

「基本的人権はスリランカ憲法に明記されているが、現在施行中の非常事態令 [第12項「逮捕と拘留 - 法的権利、非常事態令」も参照のこと] は、非常事態時に警察及び政府軍に幅広い権限と自由裁量の執行を認める。政府の反政府勢力及びテロ活動防止強化作戦には、この非常事態令の度重なる拡大が含まれており、これがスリランカの人権状況を著しく悪化させた原因だと考えられている。非常事態令において定義される広範囲の犯罪は、それを利用して政府又はその政策に対する異議及び反対を不当に取り締まることを可能にするという懸念も示された。」 [6h] (15-16 頁)

7.04 UNHCR の同じ資料が詳しく述べたように「重大な人権侵害は依然として国内の複数機関によって行われている。国内で発生した多数の拉致事件、失踪、殺人、強奪及び強制徴募には政府軍や警察、治安部隊をはじめ、LTTE [敗北宣言の前] TMVP 及び EPDP や PLOTE 等の他の政党の武装党派、さらには犯罪集団が全面的に関与していた。」 [6h] (16 頁)

7.05 UNHCR 指針 2009 の記録によれば、

「2007年10月の監視視察後、UN の拷問及び残酷かつ品位を傷つける扱いに関する特別報告者が述べたように、『拷問はスリランカの広い範囲で慣習として行われており、テロ防止作戦の文脈において日常化する傾向にある。』報告者によれば『自白を引き出す又は他の刑事犯罪に関する情報を入手するための警察から虐待行為を受けたとする一貫した信頼できる申し立てが被拘留者から提示された。』同様の申し立ては政府軍についても提示された。特

別報告者によれば、警官に対する訴訟の有罪判決が極度に少ないのは、有効な調査が実施されないだけでなく、提訴を阻害する脅迫行為や拷問の被害者及び目撃者に対する不十分な保護措置、さらには拷問に最低刑期が宣告される可能性が高いことにも原因があると述べた。特別報告者は同報告書の中で、『一部の刑務所では、極度の過密状態と昔の生活設備という悪条件が重なって、品位を傷つける扱いという結果が生まれている』と述べた。非常事態令に準じる拘留命令の下に、訴追なしに数カ月から最大 1 年間警察の留置施設に拘留される容疑者に関しては、『非人間的な状態だ』と述べた。[6h] (20 頁)

7.06 UNHCR のガイドライン 2009 が詳しく述べたところによれば、

「スリランカで報告された人権侵害事件の大多数は、北部及び東部州出身のタミル人に関係する... 政府管理下の地域では、北部及び東部州の現在もしくは過去の LTTE 支配地域に居住するタミル人は多くの場合 LTTE との関係を疑われる。このため、北部及び東部州出身のタミル人は反テロ対策及び対反政府勢力措置に関連して人権侵害に遭遇する危険性が最も高い。この危険性はスリランカのどの地域にも存在するが、特に北部州と東部州の一部並びに Colombo 市周辺では、LTTE が [敗北宣言まで] 活動していた地域及び治安措置が最も厳重であった地域の方が高くなっている。[6h] (21 頁)

7.07 2009 年 7 月付けの UNHCR2009 年スリランカ指針の妥当性に関する注記によれば、

「UNHCR が検討してきた出身国情報は、スリランカ北部州出身のタミル人は、人種(民族性)、または(有しているとみなされる)政治的意見によりその地域(およびそれ以外のスリランカ内の領土)において深刻な人権侵害を受ける大きなリスクに直面していることを示している。北部州のタミル人は依然として、指針で述べているような治安措置、反テロ対策で最重要の標的とされている。北部のタミル人の広範にわたる拘留、監禁は依然として、深刻な懸念である。政府側の民兵組織分子も、依然として訴追されることなく、北部州でタミル人を標的とした軍事行動を展開している。」 [6i] (2 頁)

7.08 2009 年 5 月 28 日に公表された Amnesty International 報告書 2009 スリランカ編 (2008 年 1 月から 12 月までの出来事) は 2008 年の主な人権問題を概説した。それによると、

「北部州における戦闘の結果、数十万人もの州民が避難民になった。政府は国連その他の人道団体職員の立入りを禁止したため、Wanni 地域では [2008 年]11 月時点で、数万世帯の家族が十分な食料、避難所、衛生設備及び医療を与えられない状態で拘束されている。政府軍は非合法的処刑及び強制失踪を行った。タミル・イーラム解放の虎 (LTTE) は 2008 年を通じて南部州民を故意に狙った攻撃を多数繰り返した。政府は過去の人権侵害に対する刑事免責に取り組もうとしなかったため、強制失踪事件は後を絶たなかった。政府は次々とタミル人を逮捕し、訴追なしに拘留した。国内の人権擁護団体及びジャーナリストは、殺害脅迫を含め、増加する攻撃を報告した。」 [3c]

7.09 2009 年 2 月 25 日に発行された米国国務省 (USSD) 人権実践に関する国別報告書 2008 スリランカ編 (USSD 2008) の記述によれば、

「内戦が激しくなるにつれて、政府は次第に人権尊重を軽視するようになった。タミル人は全人口のわずか 16%であるにもかかわらず、殺害及び失踪等の人権侵害の被害者の大多数はタミル人青年であった。信頼できる報道では民兵組織及び政府の対反乱軍意識に同調したと思われる他の集団による超法規的殺人、身元不明の実行犯による暗殺、政治的動機に基づく殺人、政府と関係する自警武装集団による子供兵士の継続的徴募、失踪、恣意的逮捕と拘留、刑務所の悲惨な状況、公開裁判の拒否、透明性の欠如を含む政府の腐敗、移動の自由の侵害、並びに少数派に対する差別が伝えられた。信頼できる情報筋によれば、政府系民兵組織は、一般市民を狙った武力攻撃に参加した他、拷問、誘拐、人質確保及び強奪を行ったが、刑事免責の対象にされた。2008年を通じて、政府軍、警察及び非軍事集団はいずれも、国内で発生した人権侵害事件について有罪判決を受けなかった。行政機関は憲法の下に義務付けられる憲法会議を指名することに失敗し、これによって人権委員会、賄賂防止委員会、警察委員会及び司法サービス委員会等の重要な機関に独立した代表を指名することが困難になった。」 [2b] (序論)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

8. 治安部隊

- 8.01 治安部隊は総勢 5,850 人から成る準軍事的な特殊任務部隊を含む 65,000 人を擁するスリランカ警察 (SLPS) (USSD 2008) [2b] (第 1 項 d)、総勢 150,900 人の軍 (再招集された予備兵を含め、内訳は 117,900 人、海軍 15,000 人、空軍 18,000 人である) 及びおよそ 88,600 人 (自警団 13,000 人、国家警備隊およそ 15,000 人及び総勢 3,000 人の対ゲリラ部隊を含む) で構成される民兵組織で構成される。(2010 年 1 月 13 日に閲覧した Europa World Online、国防) [1a]

警察

- 8.02 2009 年 2 月 25 日に発行された米国国務省 (USSD) 人権実践に関する国別報告書 2008 スリランカ編 (USSD 2008) の記録によれば、警視総監 (IGP) はスリランカ警察の責任者であり、国防相に直属する。同報告書によれば、「タミル人多数派地域に勤務する警察官のうちタミル人はごく少数で、警察官の大半はタミル語も英語も話せなかった。[2008 年]10 月に公募活動を行った結果、175 人のタミル人警官が採用され、東部州に配属された。[2b] (第 1 項 d)
- 8.03 スリランカ警察のウェブサイト上 (2008 年 9 月 17 日閲覧) に記載された通り、

「特殊任務部隊は、主として国内の反テロ活動及び対反政府勢力活動のために配備されるスリランカ警察の準軍事組織である。この部隊は要人及び重要施設の警護を行う近接警護部隊にも配属される...1983 年に創設された特殊任務部隊 (STF) の中核部は現職警官から登用され、陸軍から歩兵兵器の扱いについて訓練を受ける他、『森林戦術』の基礎訓練を受けさせられる。最初に結成された少数の小隊は主にスリランカ北部州の警察署を支援する意図で派遣された。STF は人数を拡大し、Colombo 地区の重要施設の警護及び大統領、首相、一部の閣僚その他の要人警護という新たな任務を与えられた。」 [7] (特殊任務部隊)

- 8.04 警察部門には特殊任務部隊の他、騎馬警官隊、交通警察、人権擁護課、女性・子供局、麻薬取締局及び観光警察がある。警視総監 (IGP) は Functional Command 及び Territorial Command を統制する。(2008 年 9 月 17 日に閲覧したスリランカ警察のウェブサイトの特殊情報) [7] (国内)
- 8.05 Jane's Sentinel 国別リスク評価、国別報告書スリランカ編 (2010 年 1 月 27 日閲覧) に記録されたように、

「警察官は薄給で、下層階級では汚職が蔓延している。上級警察官は政治圧力を受けることが多い。人権擁護団体はスリランカ警察に対し極めて批判的で、不十分な訓練が原因で職業意識が欠落していると非難する...現在警察業務は全国に設置された 300 を超える警察署で行われている。警察署は階級により 6 つのカテゴリーに分けられ、警察署の階級に応じて調査長官、調査官及び調査補佐官の各階級の警察官の管理下に置かれる。警察署はさらに 132 の所轄署に分割され、それぞれ、警察署長/警察署長補佐の管理下に置かれる。上記の所轄署は 35 の管轄区に分割され、それぞれ警視/警部の管轄下に置かれる。」 [5a] (治安部隊と外国軍、2008 年 1 月 24 日)

8.06 同じ出典資料によれば、

「スリランカ警察は 警察署長補佐見習い、調査副長官見習い及び巡査の 3 階級で職員を直接公募する。巡査から上級職への昇進機会はほとんどない。従来の警察技能を身に付けさせ、コミュニティ及び刑事裁判制度の果たす警察の役割と警察業務の特徴を教え込む目的の 6 カ月間の研修プログラムがある。新人研修項目には、警察業務の由来と特徴、警察の全般的責任、組織構成と管理、倫理、作戦行動と巡回制度 (専門技術、戦術及び巡回) 及び治安素乱の処理などがある。 [5a] (治安部隊と外国軍、2008 年 1 月 24 日)

8.07 The International Crisis Group (ICG) の 2010 年 1 月 11 日付の報告書、スリランカ: 苦い平和によれば、

「警察組織は Gotabhaya Rajapaksa が大臣を務める国防省の管轄下に置かれ、警察幹部職員は - 憲法が義務付ける国家警察委員会ではなく大統領が任命するため『警察機関は大統領及び副大統領の直屬下に置かれる...これは間接的な憲法違反である。政治的影響を直接受ける警察である。』 [76b] (19 頁)

8.08 2010 年 1 月 12 日付けの在 Colombo 英国高等弁務官 (BHC) 事務所の書簡の伝えるところによれば、

「スリランカ警察の広報担当が新聞の報道記事を正式に認めた。記事によれば、Jaffna 地区では、タミル人コミュニティとムスリムコミュニティから 500 人を超える新任警官が採用された。伝えられるところでは、6,000 人を超える応募者が面接を受け、この中にはおよそ 1,000 人の若年女性がいたということである。採用面接試験は巡査及び運転手を対象に、警察幹部職員によって行われた。政府は LTTE の支配下にあった地域に警察署を開設する措置を講じた。政府は警察官の採用条件を記載し、月給及び諸手当を合わせた初任給 14,280 ルピー (75 ポンド) を提示した公募案内を広い範囲に配布した。広報担当は警察と地元住民との間には言葉の問題が生じることが多かったが、現在は警察官を対象に上司職員が積極的な言語研修を行っていると話した。」 [15p]

第 8 項「苦情の提示手段」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

恣意的逮捕と拘留

この情報は全般的に、警察だけでなく治安部隊に対する言及でもあることに注意。

8.09 USSD の 2008 年報告書によれば、

「恣意的逮捕及び拘留は法律で禁じられているが、現実ではかかる事件が発生した。非常事態令が定める逮捕及び拘留基準に基づき、法律では恣意的逮捕が何たるかが明確に定義されなかった。非常事態令の下に作成された逮捕に関するデータは断片的で信頼できるものではなかった。国全体で見ると、数千人の個人が少なくとも一時的に収容されており、その大多数は逮捕後 24 時間以内に釈放された。」 [2b] (第 1 項 d)

- 8.10 欧州委員会『スリランカにおける特定の人権条約の効果的実施に関する調査結果報告書』2009年10月19日(2009年10月のEU報告書)によれば、「非常事態令及びテロ防止法を利用して、政府に批判的なジャーナリスト、新聞社及び野党党員の逮捕及び拘留が— 一部の場合は訴追なしに - 実行された。」 [24a] (55)

第12項「逮捕と拘留 - 法的権利、非常事態令」 and 第16項「言論とメディアの自由」も参照のこと。

- 8.11 2008年9月2日にウェブサイト TamilNet が報告したところでは、Upcountry Peoples Front (UPF) 党員 P. Rathakrishnan は、取り調べなしに Boosa 拘留センター、Kalutara 及び Welikada の刑務所及び西部州の警察署に拘留された(多くは北部州、東部州及び高地出身の)若年層のタミル人およそ 1,200 人の詳細をまとめた報告書を作成した。 [38ah]

- 8.12 2008年10月17日の *Daily Mirror* (スリランカ) 紙の報道によれば、P. Radhakrishnan は「Colombo 市内及び近郊において、登録詳細を利用して一日に5人から10人のタミル人を逮捕したこと、及び身分証明書の住所が反政府勢力の保有地域である個人をその場で逮捕したことについて警察を非難した。司法長官 Sarath N. Silva はこの数字の裏付けを取った上で、現在およそ 1,400 人のタミル人が拘留されているとメディアに伝えた。 [11i]

- 8.13 2009年4月の亡命希望者の国際的保護の必要性を評価するための UNHCR 該当性指針が述べたところでは「登録時及び首都周辺に設置された警戒線や検問所での尋問 [以下を参照] を決め手に多数のタミル人が逮捕され治安拘留施設に連行された。」 [6h] (p14)

第12項「逮捕と拘留 - 法的権利、非常事態令」、第28項「移動の自由」、第31項「身分証明書及び渡航文書 従属項「身分証明書」も参照のこと。

- 8.14 2009年7月5日の pro-LTTE ウェブサイト TamilNet の報告によれば、

「テロ防止法 (PTA) の下に [Colombo 市内の] Welikada 刑務所に取り調べも訴追もなく 13年間拘留された 33人のタミル人政治犯は、関連当局が事件を取り上げ、早期釈放許可を獲得するよう人権擁護団体に訴えた。一部の女性を含め、33人はいずれも北部州、東部州及び高地の住民であった...この期間にも PTA の下に起訴された法廷で有罪判決を受け、禁固刑に服していた7人のタミル人も政府の恩赦による釈放を要求した。資料によれば、この7人も人道的基準に基づいて関連当局が事件を取り上げるよう、人権擁護団体に訴えた。」 [38z]

- 8.15 同じ出典資料の 2009年9月20日の報告によれば、

「Colombo 市 Welikada で最大規模の治安中央刑務所に収容中のタミル人政治犯合計 600人のうち 135人は、依然として死の断食を続け、事件の早期処理、訴追なく拘束される被拘留者の釈放及び軽犯罪受刑者の社会復帰を国に要求している...タミル人政治犯の多くは、訴追及び正当な法手続きなしに拘

留期間を延長する上で不可欠なテロ防止法 (PTA) 及び非常事態令 (ER) の下に拘留されている。」 [38j]

第 12 項「逮捕と拘留 - 法的権利」、第 28 項「移動の自由」、第 31 項「市民権及び国籍」も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

2009 年 5 月以降の包囲搜索活動

注: 包囲搜索活動は 2009 年 5 月に実施された。詳細はスリランカ国別報告書の 2009 年 6 月版に記載される。

- 8.16 2009 年 5 月 8 日の TamilNet の報告によれば、この 3 日間に Colombo 市内の複数地域で行われた包囲搜索活動においてタミル人青年 75 人 (Jaffna 地区、Batticaloa 地区、Trincomalee 地区及び高地地域の住民) が逮捕された。現在 100 人近いタミル人が詳細な取り調べのために Colombo 市内の警察署及び犯罪防止部に拘留されているということである。 [38q]
- 8.17 pro-LTTE のウェブサイト TamilNet では、2009 年 7 月中に Colombo 市内で発生した以下のタミル人の逮捕拘留事件が報告された。

「[2009 年 7 月 1 日] Colombo 市の Sri Lanka Terrorist Intelligence Division (TID) は Kotahena で小屋に隠れていたタミル人 3 人の身柄を確保した...逮捕されたタミル人は Vavuniyaa に設置されたスリランカ政府軍 (SLA) の捕虜収容所の 1 つからの脱走容疑をかけられている...警察の話では、この 3 人の IDP が現地当局に通報されずに Vavuniyaa 収容所から脱走した経緯について取り調べを進めているとのことである。警察側はこのタミル人が LTTE の支持者である疑いも持っている。複数の情報筋によれば、逮捕された 3 人は国外脱出の準備を進めていたということである。」 [38aa]

「[2009 年 7 月 20 日] Katunayake 警察は木曜日朝、エジプトの首都カイロに向かう便を待っていたタミル人青年 2 人、さらに金曜日朝、ドバイから到着した別のタミル人青年 1 人を [Colombo 市内の] Katunayake 国際空港で身柄拘束した。Colombo 市の情報筋によれば、警察側はこれらのタミル人は LTTE 幹部の疑いがあるため現在拘留中であると話した。警察が行った取り調べによれば[原文通り]、木曜日朝に逮捕されたタミル人青年 2 人はこの 2 カ月の間、Wellawatte と Kotahena で小屋に潜伏していたということである。伝えられるところでは、もう 1 人は旅行代理店の責任者で、この 2 人のタミル人がビザその他の渡航書類を取得できるように協力しており、やはり Police Intelligence Unit に逮捕され、現在取り調べを受けている...Katunayake 署の補足によれば、予備調査が終わり次第、この 3 人のタミル人を犯罪捜査課に移送する措置を講じ、詳細調査を行うことになっている。 [38w]

「[2009 年 7 月 28 日] 火曜日朝、スリランカ警察は Colombo 地区 Ettiawathe を搜索中に、タミル人青年 8 人の身柄を拘束した。血縁者の話では、逮捕された 8 人の青年は Jaffna 地区民であった。警察はこの 2 日間、Ettiawathe 区域で巡回活動を行っていた。」 [38v]

- 8.18 2009年8月に pro-LTTE のウェブサイト TamilNet も同様の事件を報告した。それによれば、

「[2009年8月8日]木曜日、スリランカ警察は[Colombo]市内の Wellawatte の Arethusa 通りにある家から出てきた民間人2人の身柄を確保した。警察の話では家宅捜索中に自爆ジャケット2着、小型銃及び手榴弾5個を所持していたと主張した。警察報道官 Ranjit Gunasekara によれば、Jaffna 地区に居住するタミル人はテロ部の取り調べを受けている。Gunasekara は西部州署の秘密情報部及び Western 州署の秘密情報部は隠れ家を探すための合同作戦を実施したと話した。」 [38n]

「[2009年8月31日]木曜日夜、スリランカ警察は異なる2つの事件に関わるタミル人2人を Colombo 地区で身柄拘束した。メディア広報担当 Ranjit Gunasekara がメディアに話したところでは、1人は Katunayake 国際空港 (KIA) 周辺で逮捕され、もう1人は Colombo 市 D. R. Wijewardene Mawatte 沿いで逮捕された。同氏によれば、2人は LTTE の現構成員の疑いがあり、テロ秘密情報部が取り調べを行っているということである。」 [38t]

「[2009年8月31日]土曜日夜、Colombo 地区の高度警戒区域 (HSZ) Katunayake の親戚及び友人宅に滞在中であったタミル人4人が警察に逮捕され、現在も Katunayake 署に拘留されており、テロ秘密情報部 (TID) の取り調べを受けている。複数の情報筋によると4人はいずれも北部及び東部州出身者である。逮捕された4人は警戒区域への滞在を警察に届け出ておらず、身元証明に応じようとしなかった。警察情報筋の補足によれば、見慣れない者を見かけたという地元住民からの通報を受けて身柄を拘束したということである。」 [38o]

- 8.19 2009年6月から8月までの包囲捜索活動に関する包括的情報は、2009年10月22日に公表された [情報収集のための2009年8月23～29日のColombo訪問に関するFCOの報告 \(FCO 2009年10月付け報告\)](#) で閲覧できる。報告の記載内容によれば、

「多数の情報筋によれば、包囲捜索活動は以前ほど大規模ではなくなったものの、実施頻度はここ数カ月間でほとんど変わらなかった。逮捕者数に関する情報は入手できなかった。全般的に、スリランカ北部及び東部州出身のタミル人青年はこの要因によって拘束される危険性が高くなるため、包囲捜索活動で拘束される危険が最も高い。失業者や Colombo 地区に滞在する『合法的な』目的がない者も容疑の対象になる可能性が高い。」 [15m] (要旨、2009年6月以降の包囲捜索活動)

- 8.20 同報告書は、2009年6月初めから Colombo/Gampaha 地区で行われた包囲捜索活動で逮捕された人数の質問に対するスリランカ情報高官の回答を伝えた。それによると、

「... 高官はかかる逮捕について数字を示さず、包囲捜索活動を実施したのは警察で、SISはその記録照合を手伝っただけだと補足した。SISは警視総監に情報を提供した。特定の情報が存在し、捜索活動が必要な場合は、SISが直

接関与することもあるということである。」(FCO 2009年10月報告書)
[15m] (第 2.1 項)

「在 Colombo スイス大使館代表は、包囲搜索活動に関する統計データを見たことがないが、集会所やタミル人地域における包囲搜索活動や特定情報に基づく標的を定めた作戦を含め、あらゆる方法で逮捕及び拘留が行われたと述べた。スイス大使館代表は、内戦終結以降、包囲搜索活動の回数は減少したと付け加えた。」 [15m] (第 2.4 項)

「Centre for Policy Alternatives (CPA) の代表は逮捕について聞いたことはないと答えたが、Wellawatte や Kotahena 等のタミル人が居住する一部の低所得層地域では、かかる活動が週に 1、2 回行われていることは知っていた。他の地域ではこの活動はこれほど頻繁に行われませんが、Colombo 地区には毎日家宅捜査が行われる地域もある。全般的傾向として、包囲搜索活動は『緩和されつつある』が、まだなくなったわけではない。」 [15m] (第 2.8 項)

「前司法長官 Sarath Silva によれば、包囲搜索活動は長期間にわたって行われたが、過去数年間と比べると、この活動の頻度は以前より低くなった。同氏が司法長官を務めていた半年前までは、非常事態令及び PTA の下におよそ 1,200 人が Boosa 拘留センター等の拘留施設に収容されていた。[Boosa 拘留センターはスリランカ南部州 Galle 地区にある。伝えられるところによれば、非常事態令 (ER) の下に全国各地で逮捕された数百人の被拘留者は、起訴されずにこの施設に収容されている。] 前司法長官 Silva は、被拘留者の大半は、専用の収監房がある Colombo 地区の Welikada 刑務所に収容されていると話した。」 [15m] (第 2.9-2.10 項)

「Wijesinha 教授 [災害管理・人権省 – スリランカにおける人権擁護を担当する政府行政機関の書記官] によれば、最近では、包囲搜索活動に対する苦情が提示されなくなったが、以前はかなりの申し立てがあった。かかる活動での逮捕者/被拘留者の全体人数については認識していなかった。過去に示された証拠資料では、かかる活動中に多数の個人が尋問を受けたが、その日又はその直後に解放されたことが示されている。同教授によれば、大規模な活動を実施した際 (例えば 2007 年) には、過去に発生した事件を追跡するのが習慣で、これに関連した苦情の検証を行うことが義務付けられていた。最近では、大規模な活動は実施されていない。」(FCO 2009年10月報告書) [15m] (第 2.8 項)

8.21 包囲搜索活動中に逮捕されたタミル人の人数に関する質問に答えて、「Mano Ganesan MP は、非常事態令 (ER) 及びテロ防止法 (PTA) の下に 360 人のタミル人が拘留されていると述べた。」(FCO 2009年10月報告書) [15m] (第 2.24 項)

8.22 FCO の 2009 年 10 月報告書によれば、

「Silva 少将によれば、内戦終結以降、ER/PTA の下に再拘留される人数は減少した。現在、ER 及び PTA に基づく被拘留者の数は国内合計 600 人程度である。刑事裁判を受けた者はごく少数であった。これらの被拘留者の多くは多くが Colombo 地区にある未決囚専用拘置所に収容される。告訴理由によっては再拘留が継続されることもある。2 年を超える者はほとんどいない...容疑

者を送還する場所は治安判事が決定する。」(FCO2009年10月報告書) [15m] (第 2.52 項)

第 13 項「刑務所の現状」も参照のこと。

8.23 包囲捜索活動中に身柄を拘束された者に対する訴追の問題については、

「在 Colombo スイス大使館の代表によれば、容疑者は『テロ活動の容疑』で起訴され、異なる非常事態令のいずれか 1 つの拘留命令 (DO) 又はテロ防止法の下に拘束された。」(FCO 2009 年 10 月報告書) [15m] (paragraph 2.33)

「CPA の代表が述べたところによれば、この問題は様々な要素が混在している。警察又は裁判所の証拠資料が示される場合もあれば、そうでない場合もある。証拠資料が一切受理されず、弁護士が拘留理由を知らない場合もあった。実際の起訴理由は『の容疑で』又は『幫助』及び『教唆』になることもあるが、『何に対して』又は『誰が』は特定されないことが多い。単に『疑わしい場合』は非常事態令 (ER) の特定箇所に記載されている。」(FCO 2009 年 10 月報告書) [15m] (第 2.34 項)

「前司法長官 Sarath Silva によれば、多くは『の容疑で』逮捕及び拘留される。(非常事態令の中で言及される特定区分)。起訴が見込まれる事例はほとんどない。」(FCO2009年10月報告書) [15m] (第 2.35 項)

「非政府組織の職員によれば、たいていの場合は未決拘留で起訴されずに拘束されるということである。Wijesinha 教授の話では、被拘留者の多くは起訴されなかった... Mano Ganesan MP によれば、警察に拘留されただけで起訴されない者もいる。民兵組織が管理する拘留施設に移送されたものもいる。」(FCO 2009 年 10 月報告書) [15m] (第 2.36-2.38 項)

8.24 FCO の 2009 年 10 月報告書では、包囲捜索活動中に身柄拘束した個人の拘留期間についても取り上げた。それによると、

「情報高官によれば、最大拘留時間は 72 時間で、その後起訴されることになっている。MOD が拘留命令を発する場合は、拘留期限は 3 カ月間になるのが普通である。裁判所に提出されることもあるが、訴訟理由によって異なる。」 [15m] (第 2.39 項)

「人権擁護活動家によれば、最近 (2009 年 6 月以降) の事例はないが、過去には 2、3 時間又は一昼夜、場合によっては最大 3 カ月に及んだ事例もある。過去に拘留され、10 年以上経った今も起訴されず拘留されている者もいる... 早期釈放の事例は、基本的に個人的縁故、賄賂又は地元警察の許可等の規定外の手段を講じた場合である。賄賂を払えば釈放許可を得ることができる。」 [15m] (第 2.40 項)

「在 Colombo スイス大使館代表によれば、拘留期限は通常 24 時間から 3 日間で、その後、釈放されるか TID、CID、Boosa 刑務所および他の刑務所に移送される。」 [15m] (第 2.41 項)

「CPAによれば、拘留期限は状況によって異なる。被拘留者が可能な限り速やかに法定代理人の助力を得られる場合は、釈放される可能性が高いが、そうでない場合は拘留状態が続き、移送され、さらに長い期間拘留される。」 [15m] (第 2.42 項)

「Mano Ganesan MPによれば、被拘留者は取り調べなしに長期間拘留された。Boosa 拘留センターには保釈、社会復帰又は恩赦を受ける権利が与えられなかった被拘留者が 1,500 人以上収監されている。7 年以上拘留されている者もいる。」 [15m] (第 2.45 項)

第 28 項「移動の自由」も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

失踪/拉致

以下の情報は全般的に警察だけでなく治安部隊に対する言及でもあることに留意すること。

8.25 欧州委員会『スリランカにおける特定の人権条約の効果的実施に関する調査結果報告書』2009年10月19日(2009年10月のEU報告書)によれば、

「スリランカは 2006 年以降の失踪者数が世界で最も高かった。失踪者として提示した数字は提示機関によって異なるが、かなりの数の失踪者がいる点ではどの報告書も共通している。国連人権高等弁務官によれば、2005 年 12 月から 2007 年 12 月までの失踪者数は約 1,500 人であった。Human Rights Watch の報告によれば、2006 年には 1,000 件の失踪事件が報告されたが、2007 年は最初の 4 カ月で既に 300 件が報告された。2008 年 6 月、UN Working Group on Enforced and Involuntary Disappearances はこの 2 カ月間だけで 22 通の緊急措置を送付し、女性及び人道支援活動家が標的になっていることを伝えた。元スリランカ外相 Mangala Samaraweera は 2007 年 1 月、スリランカでは 5 時間に 1 人が拉致されると発言し、複数の通信社に取り上げられた。2008 年 11 月に Presidential Commission on Disappearances 委員長 Tillekeratne 判事が提示した数字では、12 カ月未満で 886 人が失踪したことが示された。」 [24a] (62)

「複数の報告が指摘するように、当初失踪者として処理された個人が政府の拘留施設で発見される事例が相当数見られた。これは最初の失踪に政府が関与していたことを明確に示すものである。UN Working Group on Enforced and Involuntary Disappearances が調査した結果、2006 年 11 月から 2007 年 11 月までに発生した失踪事件には政府軍、警察及び TVMP/Karuna 集団が関与していたことがわかった。この報告書が述べたように、政府がこの問題を打開する方策を講じなかったために刑事免責の文化が次第に定着しつつあり、強制失踪を実行した治安部隊や政府系軍事集団がそれを享受している。失踪は、政府の反政府勢力戦略の一環であるように見える。」 [24a] (63)

8.26 2009年6月から8月までに発生した拉致及び失踪に関する詳細情報は、2009年10月22日付けの 2009年8月23～29日のスリランカ、Colombo 訪問時の情報収集に関するFCOの報告書で閲覧できる。同報告書によれば、

「多くの情報筋が同意したように、拉致/失踪の発生件数は2009年6月以降減少した。ジャーナリストの事例は言及されたが、拉致の標的になりやすいタミル人の背景に関する情報は提供されなかった。

「複数情報筋が同意したように、拉致は身代金目的及び政治的理由で行われる。非政府系情報筋はいずれも、多くの事例に治安部隊が何らかの形で関わっているため、警察は有意義な調査を行わなかったと主張した。」 [15m] (要旨、2009年6月以降に発生した拉致及び失踪)

8.27 FCOの2009年10月報告書の詳細記録によれば、

「人権擁護活動家によれば、身代金目的の拉致はたいてい、治安部隊とつながりがある個人が実行者であるというのが個人的印象である。治安部隊員は全面的に関与せず、拉致現場を見逃し、検問所を通過させることで協力者の役割を果たす。政治的動機に基づく失踪の場合は、政府当局の全面協力の下に行われる。」 [15m] (第3.24項)

「UNHCRのProtection Officerによれば、Colombo市内で『白いバン』の失踪が報告されたが、ここ数カ月は発生していない。」 [15m] (第3.26項)

「前司法長官 Sarath Silva は、実行犯は一般的に治安部隊及び警察と何らかのつながりがある個人であると述べた。刑事免責と説明責任の欠如が見られた。」 [15m] (第3.27項)

「非政府組織の職員によれば、実行犯は国家機構の一員ではなく、テロ防止活動の名目で犯行を行った。」 [15m] (第3.28項)

「Mano Ganesan MPによれば、失踪者の多くが警察署で発見された。」
「Wijesinha教授 [災害管理・人権省書記官]によれば、数件しか発生しなかった。」 [15m] (第3.37-3.38項)

「前司法長官 Sarath Silvaによれば、警察はかかる事件を調査せず、告訴も行われなかった。」 [15m] (第3.44項)

「Mano Ganesan MPによれば、警察は実行犯が所属部署の職員である可能性を認識していたため、調査を行わなかった。」 [15m] (第3.47項)

8.28 International Crisis Group (ICG) の2010年1月11日付の報告書、スリランカ: 苦い平和によれば、「失踪と拉致- 身代金目的か LTTE の協力容疑者狙いか - は、内戦終結以降も北部及び東部州ではかかる事件が報告されたが、2006～2008年ほど頻繁ではなかった。」 [76b] (18頁)

8.29 2009年5月28日に公表された Amnesty International Report 2009 スリランカ編 (2008年1月から8月までの出来事) によれば、

「強制失踪は依然として、政府の対反政府勢力戦略に明らかに関連する人権侵害行為である。強制失踪は北部及び東部州、並びに **Colombo** 地区及び南部州を含む以前は発生しなかった地域でも報告されるようになった。強制失踪の多くは嚴重な武装地帯で夜間外出禁止の時間帯に発生した。」 [3c]

8.30 2009年4月の亡命希望者の国際的保護の必要性を評価するための UNHCR 該当性指針 (UNHCR 指針 2009) が述べたところでは、

「スリランカ、特に北部及び東部州並びに **Colombo** 地区では拉致及び誘拐行為は依然として問題である。拉致事件の多くは、LTTE 構成員又は支持者の嫌疑がかかる市民が関わっている。これまでに報告された拉致事件も、特に北部州の LTTE 及び東部州の TMVP による強制徴募の実施と関連性があった。身代金目的の誘拐も報告されている。これまでに報告された拉致事件の大多数はタミル人が被害者だったが、ムスリム及びシンハラ人も標的にされた。

「失踪事件も広い範囲で起こっており、女性、人道支援活動家、教職者、ジャーナリスト、宗教指導者、労働組合員及び政治家が行方不明になっている。これまでに報告された事件の多くは、やはり北部州、特に **Jaffna** 地区、東部州及び **Colombo** 地区で発生している。」 [6h] (16 頁)

8.31 UNHCR 指針 2009 の続きによれば、

「拉致及び失踪事件の犯行声明はどの集団からも出ていないが、人権擁護団体が証拠書類を提出した事件の多くを見ると、治安部隊、政府軍、海軍又は警察等の政府機関の関与が指摘されている。これまでに報告された事件は、警備、取り調べその他の警察又は治安部隊との接触後に発生したものが多く、実行犯の身元は故意に隠蔽される。」 [6h] (16 頁)

8.32 USSD 2008 報告書によれば、

「伝えられるところによれば、**Sri Lanka Human Rights Commission (SLHRC)** は政府の圧力を理由に、治安部隊、政府系民兵組織又は LTTE による強制失踪に関する統計データの提示を中止した...目撃者及び潜在的被害者は多発した拉致事件の実行犯として、タミル語を話し、ナンバープレートをつけていない白いバンを利用する政府軍職員を特定した。政府はこの種の事件を調査しないのが一般的である... [2008 年を通じて]治安部隊員又は民兵を含め、失踪関連事件への関与について起訴又は有罪判決を受けた者はいなかった。」 [2b] (第 1 項 d)

第 8 項「警察官による人権侵害：取り調べと訴追」も参照のこと。

8.33 2008年5月16日付けの BHC Colombo の書簡によれば、

「伝えられるところによれば、[**Colombo/Gampaha** 地区]で通報された失踪/拉致事件に対する警察の調査はほとんど進展が見られない。これはテロ行為の撲滅推進運動という広義の文脈においては必要悪とみなされるようで、拉致事件の実行集団は事実上その恩恵にあずかっている。実際に、野党 UNP は議会の場で、これらの拉致事件に関与したとされる警察本部長の **Rohan**

Abeywardena 副調査長官を名指しする行動に出た。この主張はその後の調査で立証されなかった。

「高等弁務団は Civil Monitoring Commission から、2006 年 1 月から 2008 年 3 月までに発生した拉致/失踪事件の被害者 224 人の一覧を提示された。被害者のほとんどが Colombo/Gampaha 地区で行方不明になっていた。しかし CMC によれば、これは『氷山の一角に過ぎず』一覧には苦情が申し立てられ、警察記録で検証された者しか記載されていないため、実際の数字はこの 10 倍になる可能性がある」 [15r]

- 8.34 スリランカセンサス・統計省 (統計概要 2008 – 第 XIII 章 – 社会状況、犯罪の種類別に分類した重大な犯罪 2003 – 2007 (日付不明、2008 年 6 月 1 日にアクセスした) の記録によれば、2007 年の拉致/誘拐事件は合計 1,229 件であった。2004 年、2005 年及び 2006 年の数字はそれぞれ、868 件、953 件及び 1,190 件となっている。 [58d]

第 8 項「苦情の提示手段及び警察官による人権侵害 :取り調べと訴追」 も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

拷問

以下の情報は全般的に警察だけでなく治安部隊に対する言及でもあることに留意すること。

- 8.35 欧州委員会『スリランカにおける特定の¹人権条約の効果的実施に関する調査結果報告書』2009 年 10 月 19 日 (2009 年 10 月の EU 報告書) によれば、

「スリランカ憲法では、『拷問又は... 残虐で非人道的若しくは品位を傷つける扱い又は刑罰』を禁止している (第 11 条)。スリランカには、拷問を予防し刑事罰の対象とする様々な国内法もある。CAT の実施に関連して、スリランカ政府は CAT を国内法化する目的で 1994 年の拷問及びその他の残虐・非人道的・もしくは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰を禁止する国連条約 (『CAT 法』) を採択した。一般的には憲法及び CAT Act は CAT を国内法化するが、いくつかの欠点が特定されてきた。特に、刑事訴訟法には拷問を禁止する複数の保護措置が欠落している。これには、逮捕者及び被拘留者が家族成員に逮捕を連絡する権利及び自ら選んだ弁護士及び/又は医師に連絡する権利などがある。刑事訴訟法では、取り調べ時の条件も規定されていない。CAT 第 12 条に基づく有効な職権上の取り調べメカニズムがない点も弱点である。また、非常事態令の下では、刑事訴訟法に記載される拷問を防止する保護措置の多くが適用されないため、対テロ活動という文脈において拷問が日常的慣行になる状況が生じる。テロ対策の文脈における重要な法的保護措置の適用除外、並びに極端な拘留延長は、人権侵害の扉を開け放すようなものである。拷問の被害を訴える多数の告発が CAT 法の下に提示されたが、起訴状の多くは未決のままである。 [24a] (26)

第 12 項「逮捕と拘留 - 法的権利、非常事態令」 も参照のこと。

8.36 EU2009年10月報告書が詳しく述べたところによれば、

「国際報道では、国軍(警察及び政府軍)が行った、特に拘留状態での広範囲の拷問及び虐待に対する継続的かつ証拠資料で裏付けられた申し立てが指摘されている。拷問に関する国連特別報告者は、はんだごてを使った火傷や親指での宙吊りなど政府軍が行った拷問の過酷さについて動揺を示した。超法規的処刑に関する国連特別報告者によれば、警察内で行われた拷問による死亡事件の多くは、『悪党』警察官ではなく、決まった日常業務に参加する普通の警察官が引き起こしたものである。近隣の戦闘地域で発生した拷問及びCIDT[残虐で非人道的な品位を傷つける扱い]の申し立ては特に、広い範囲に及ぶ。申し立ての内容には、IDPキャンプでの性的虐待や強姦も含まれる。GOSLは拷問が蔓延していることを否定した上で『極度に熱心な取り調べ官にごく稀に起こることだ...と述べたが、政府高官は、警察及び治安部隊による拷問が蔓延していることを認識している。』[24a](第44-45項)

「拷問又はCIDTの申し立ては迅速かつ公平に調査されないとする報告は絶えずある。被拘留者及びその他の被害者は、警察官による脅迫行為や更なる暴力の脅迫を理由に、拷問又はCIDTの発生を当局に報告するのを本意としない。拷問を訴える被害者の診断書は全体的に内容が不十分である。」[24a](第46項)

「国内法に記載される拷問を防止する保護措置の多くは、非常事態令に基づく拘留事例には適用されない。非常事態令では法が正常時に適用する範囲を大きく超えた状況での拘留が認められている。非常事態令では、国防相が発令する『予防拘留』命令の下に、刑事訴訟法に定める被拘留者の手続き上の保護措置を遵守することなく、治安部隊が最大1年まで容疑者を拘束することが許される。自白の強要は証拠能力がないが、自白の強要を立証する責任は拷問を申し立てる個人に付与される。」[24a](第47項)

第12項「逮捕と拘留 - 法的権利、非常事態令」も参照のこと。

8.37 ICG報告書『スリランカの司法: 裁判所の政治化、権利の損傷』2009年6月30日によれば、

「警察は逮捕と軽犯罪の起訴手続きを職務とする。拷問の多くは逮捕直後に連行される警察拘留施設内で発生する。警察が拷問を行うのは、1つには有効な調査に必要な基本的手段がないためである。未熟だが意欲的な警察官には、自白を引き出す拷問は、昇進への最も楽な道と認識されている。拷問は貧困者には効果がある場合とない場合がある。警察拘留施設で頻繁に発生することを考えると、収監者がいつどのようにして保釈金を確保するかが特に重要になる。」[76c](17頁)

第12項「保釈/状況報告」も参照のこと。

8.38 USSD報告書2008によれば、

「拷問は法律で刑事罰の対象になっており、7年以上の禁固刑が科せられる。しかし、2004年以降を見ると、公表された拷問の有罪判決において裁判所は被告を無罪判決にするか、起訴を待って保釈金で釈放してきた。人権擁護団

体の主張によれば、特定の状況下では、治安部隊は拷問を行うことを許可される。2007年10月の訪問を終えて、拷問に関するUN特別報告者(UNSR) Manfred Nowak は、『拷問はスリランカの広い範囲で習慣的に行われている』と結論した。」 [2b] (第1項 d)

8.39 USSD 報告書 2008 の続きによれば、

「拷問及び虐待の方法には、多くの場合、棒、鉄パイプ又はゴムホースでの殴打、電気ショック、手首又は足の一部を固定した宙吊り、金属片及びタバコによる火傷、性器への虐待、耳の殴打、チリペーパー又はガソリン入りビニール袋を使った窒息、水攻めなどがある。被拘留者は、虐待行為に起因して発生した骨折その他の重篤な外傷を報告した。UNSR Nowak は拷問方法の『完全な公開』に向けて Boossa のテロ捜査部の施設を選定した。

「東部州及び戦闘が行われた北部州では、場合によっては軍の諜報部員その他の治安職員と武装民兵組織が協力して LTTE との関係が疑われる民間人を公認施設及び非公開施設で拘留した。伝えられるところによれば、拘留中には、多くの場合拷問を伴う取り調べが行われる。取り調べ期間に証拠の提示ができない場合はたいてい、被拘留者に逮捕に関わる情報を漏洩しないよう警告し、拘留に関わる情報を漏洩した場合は再逮捕又は殺害すると脅迫した上で容疑者を釈放する。人権擁護団体の推定によれば、刑務所等の国内 1,200 箇所を超える警察署、犯罪捜査部、テロ調査部、政府軍又は民兵キャンプの正規の拘留施設、若しくはその他の非公式の拘留施設に収容されている LTTE 容疑者は 2,000 人を超える。政府軍はどの施設にも被拘留者を収容していないと主張し、政府軍による拷問の申し立てを調査する国内又は国際監視団の立ち入りを許可しなかった。

「報告された拷問事件に関する正確な公式統計データは入手できなかったが、市民社会団体からいくつかの事例が報告された。」 [2b] (第1項 d)

8.40 「2009年4月9日、Medical Foundation (MF) for the Care of Victims of Torture は、スリランカの拷問を逃れた人々について報告し、政府の治安部隊及び LTTE が行った虐待行為に言及した。それによると、

「スリランカの内戦を逃れた人々には、拷問を受けたことが明白な傷跡が残っており、Medical Foundation for the Care of Victims of Torture の医師がこれまで見たことのない方法で迫害された跡が多数見られた。...MF で 10 年間患者を診察してきた Dr John Joyce によれば、『毎年、多くのスリランカ人拷問被害者を診断しているが、現在使用されている拷問方法の過酷さは次第に増しており、視認できる傷跡がどの被害者にも共通して見られるようになっている。』この数カ月間に MF に委託された拷問被害者の証拠は、拷問及び迫害が依然として日常的な脅威であることを示している...別の顕著な症例では、被害者は足、背中及び手首に火傷を負っていた。意識を失うまで殴打された被害者及びてんかん発作の症状を起こした事例も報告された。患者の多くは体の様々な部分にタバコの火を押し付けられたためにできた傷跡があった。性的虐待及び強姦もよく見られた。

「昨年1年間スリランカ人の患者を診察した結果、MFに助けを求める被害者の数の増加傾向も、被害者に見られる症状にも変化はなかった。2008年を通じてMFは187人のスリランカ人男女を委託された。これは、2006年の80人、2007年の137人と比べて著しい増加傾向を示している。」 [40b]

目次に戻る
出典リストに戻る

超法規的処刑

以下の情報は全般的に警察だけでなく治安部隊に対する言及でもあることに留意すること。

8.41 欧州委員会『スリランカにおける特定の人権条約の効果的实施に関する調査結果報告書』2009年10月19日(2009年10月のEU報告書)によれば、

「兵士、警察及び政府と結びつきのある民兵組織が行う非合法的処刑は、スリランカでは解決が難しい問題である。複数の報告書によれば、民間人の殺人及び失踪事件の多くはLTTE側の情報提供者又は協力者の容疑者に発生した。伝えられるところでは、政府軍は政府系タミル人民兵組織の協力を得て、LTTEの支持者と思われる容疑者に対し、周到に準備された超法規的処刑政策を実施したとされる... 様々な情報筋の報告が指摘するところでは、超法規的処刑の発生数は2006年から2008年の2年間で急激に増加した... また、警察が即決処刑を行った事実も多数報告されており、警察の拘置所内で何人も射殺された一方、拷問による死亡者も出た。」 [24a] (第34-35項)

8.42 USSD2008報告書によれば、

「政府又は政府機関が恣意的若しくは超法規的処刑を行った事実が多数報告された。監視団体の報告によれば、[2008年]を通じて、政府治安部隊とLTTEの対立に関連する死亡者数千人のうちおよそ800人は、居住地域への砲兵射撃、航空爆弾、地雷その他の軍事行為による民間人の犠牲者である。国際組織が言及したように、民間人の死亡の大半は、超法規的処刑等の個人的事件において発生したが、かかる殺人に関する信頼できる統計データを入手するのは困難であった。これは、苦情を提示したために報復措置を受けることを家族が恐れたためである。報告された発生件数は組織によって異なる。非政府組織(NGOs)によれば、失踪として報告された民間人の多くは実際は殺されたものと考えられる。」 [2b] (第1項a)

8.43 2008年11月24日に公表されたHRWの資料『悪化するスリランカ東部州の人権状況』が伝えたところによれば、

「Human Rights Watchの調査の結果、東部州では[2008年]9月からこれまでに少なくとも30件の超法規的処刑が行われたことがわかった。直近の事例としては、治安部隊の一斉検挙において2008年10月3日に警察に身柄拘束されたタミル人青年2人の遺体が、手と足をコンクリート柱に縛られた状態で海岸で発見された。体には多数の拷問の跡があった。」 [21]

8.44 The International Crisis Group (ICG)の2010年1月11日付の報告書、スリランカ: 苦い平和によれば、

「2009年7月に南部州 Angulana 市で発生した警察拘置所内でのシンハラ人青年2人の殺害は、社会の激しい怒りを買った。2009年10月に Colombo 地区の警察署で精神障害を負うタミル人男性が撲殺されたビデオ映像も市民の怒りを募らせた。政府は議会の証人喚問で、2009年の1月から9月までの間に警察拘留中に32人が死亡したことを認めた。」 [76b] (19頁)

第4項「最近の展開」、第8項「苦情の提示手段」、第8項「警察官による人権侵害:取り調べと訴追」、第10項「非政府軍による虐待」も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

政府軍

8.45 2007年11月時点の「政府軍の総兵力は150,900人(予備兵を含む)で、内訳は陸軍117,900人、海軍15,000人、空軍18,000人であった。これに加え、準軍隊88,600人(郷土防衛団(Home Guard)13,000人、国民防衛団推定15,000人及び対ゲリラ部隊3,000人)がある。(2010年1月13日に閲覧した Europa World Online 国防) [1a]

8.46 Jane's Sentinel 国別リスク評価、国別報告書スリランカ編(2010年1月27日閲覧)で伝えられたように、

「複数の要因が重なって、政府軍の自発性、意欲及び職業意識は低下しつつある。最も重要な要因は、低階級の兵士の大半が最低所得階層の出身で、他に就職先が見つからないために入隊したことである。強烈さにおいても効力においても民族主義を教え込まれたタミルの虎の幹部要員に匹敵する観念的な熱情は見られない。タミルの虎の自爆テロに張り合っただけで殉教者のように命を投げ出す衝動は政府軍の兵士には全くない。軍を脱走して処罰を受ける危険さえなかった。それどころか、一部の兵士は、多くの場合は政治家の支援や保護の下に犯罪に従事することで、成功を手に入れている。政府軍の身勝手な政策と軍上層部や政治家、さらには政治問題を支配する民間人にも蔓延する腐敗は、欲求不満や批判の意識を生み出している。将校団内の派閥争いも道徳観念に悪影響を与える。

「徴兵はシンハラ人コミュニティに限定して行われる。反政府勢力が多大な影響を及ぼす国内の経済状況を考慮すると、水準は低いものの補充兵はほとんど不足していないようである。ただし、保持率は問題で、退役/脱走以外の不在率が高い。」 [5a] (政府軍、2009年7月22日)

恣意的逮捕と拘留

8.47 多くの報告が一般的に『治安部隊』に言及しているため、第8項「警察、恣意的逮捕と拘留」を参照のこと。

拷問

- 8.48 多くの報告が全般的に『治安部隊』に言及しているため、第 8 項「警察、拷問」を参照のこと。

超法規的処刑

- 8.49 多くの報告が全般的に『治安部隊』に言及しているため、第 8 項「警察、超法規的処刑」を参照のこと。

苦情の提示手段

- 8.50 2009 年 4 月のスリランカからの亡命申請者の国際的保護の必要性を評価するための UNHCR 該当性指針が述べたところでは、

「スリランカにおける政治犯罪及び人権侵害の通報数は、2006 年に敵対関係が激しくなって以来増える一方であるが、警察の調査及び有罪判決がそれに比例して増加することはなかった。スリランカ政府は問題の重大さを認識しようとはせず、人権侵害の加害者、特に警察、治安部隊及び政府軍をしかるべき方法で処罰しなかったとして広い範囲から非難された。最近の報告では、10 人構成の独立した国連専門家チームが『スリランカの人権状況の悪化、特に批判的意見を述べる機会の減少、並びに - 調査の効力低下と共に - 人権侵害の終りなき刑事免責を生み出した被害者及び目撃者への報復の恐怖に深い懸念』を示した。」 [6h] (20 頁)

- 8.51 USSD 報告 2008 がさらに述べたところでは、

「苦情を個別に調査する独立した機関はない。警察軍では上級職員が警察に対する苦情を処理してきた.... 汚職と同様に、警察官による拷問及び高度警戒区域 (HSZs) 内での民間人の失踪事件は特に、刑事免責が深刻な問題であった。2007 年の AHRC 評価では、警察軍の調査能力及び効果的な立件能力不足の主な理由として、汚職の蔓延に対する政府の寛容さが取り上げられた。」 [2b] (Section 1d)

- 8.52 Amnesty International 2009 報告書が述べたように、「政府軍及び警察による人権侵害事件の調査は行き詰まり状態で、目撃者が報復を恐れて出廷を拒否したため訴訟も遅々として進まなかった。「スリランカ政府は[2008 年]7 月、国内の刑事裁判制度の不十分な機能を無視して、国連人権会議の普遍的定期的審査において加盟 10 カ国以上で作成された、国連人権高等弁務官事務所と協力して独立した人権監視機構を創設するよう要請する勧告を拒否した。」 [3c]

- 8.53 2010 年 1 月 20 日に公表された HRW World Report 2010 (2009 年の出来事を記載) によれば、「過去と同様に、人権侵害はほぼ全面的に刑事免責が認められた。」 [21b] (序論)

目次に戻る
出典リストに戻る

警察官による人権侵害: 取り調べと訴追

- 8.54 2009 年 6 月 11 日に公表された Amnesty International の報告書『20 年に及ぶスリランカ事実調査委員会の見せかけ』によれば、

「国際人権法及び国際人道法の違反が懸念されるこの国では、代々の政府がその方法を望んできたため、刑事免責はこれまでずっと国の規則として存在した... 場合によっては、国家機関が直接的に介入し、賄賂、強迫、嫌がらせ、恐喝及び殺人を含む暴力を利用して目撃者を排除し、警察の捜査を妨害し、国民を欺くこともある。高官その他の有力者は不正行為及びスリランカの司法機構の非効率性を駆使して、起訴させないようにした。裁判所が『指揮官の責任』の原則を一貫して認識していないために、有力者や年長者がその権限を悪用し既存の司法制度の欠陥をうまく利用できるようになっている。」
[3f] (1-2 頁)

8.55 2009年7月16日に公表された Freedom House の『世界の自由 2009、国別報告スリランカ編』によれば、「被害者及び証人の保護が不十分だったために、過去に発生した人権侵害の多くが積極的に告発されなかったことが、完全な刑事免責の風土を作りだした原因である。」 [46c] (政治的権利と人民の自由)

8.56 欧州委員会『スリランカにおける特定の人権条約の効果的实施に関する調査結果報告書』2009年10月19日(2009年10月のEU報告書)によれば、

「法務長官は重大な犯罪について訴追を認める責任を有する首席行政官であり、幅広い訴追裁量を享受する。政府が犯した重大な人権侵害の申し立ての調査を含め、刑事訴訟における幅広い権限、義務及び職務を考えると、スリランカでは法務長官の独立性と公平性は特に重要である。第17次憲法改正を無視した現法務長官の指名方法は、同長官の独立性と公平性について疑問を投げかけるものである。複数の報告書が指摘するように、司法省には重大な人権侵害事件を積極的に訴追する姿勢が見られない。」 [24a] (第30項)

8.57 USSD2008 報告書によれば、「2007年を通じて、国内で発生した人権侵害訴訟で政府軍、警察又は準軍隊職員が有罪判決を受けた事例はなかった。」 [2b] (序論) 報告書の詳しい説明によれば、

「4月2日、Negombo 高等裁判所は Gerald Perera の拷問で起訴された警察官6人に無罪判決を言い渡した。拘留中に拷問を受けた被害者 Perera は2004年に、裁判所に証拠を提示する日の1週間前にバスの車内で殺害された。判事は判決文の中で、各警察官の有罪を証明する直接の目撃者がいなくなったため、裁判の続行は不可能である。」と述べた。

「5月、最高裁判所は Tony Fernando は2003年に、看守から拷問を受けたことを認める判決を下し、150,000ルピー(1,330米ドル)の賠償金を認めた。」 [2b] (第1項c)

8.58 USSD2008 報告書によれば、

「治安部隊員が人権侵害を行ったと訴えられた訴訟において、政府は加害者を特定し、刑事裁判を受けさせる努力をほとんどしなかった。判例法では、人権侵害に対する指揮官の責任の原則が支持されなかった。人権擁護団体によれば、拷問の最低刑期は過酷さ又は強要の問題を問う余地のない7年であることから、一部の判事は拷問訴訟で有罪判決を下すことを躊躇するようである。」 [2b] (第1項d)

8.59 2008年5月16日付け BHC Colombo の書簡によれば、

「[警察官による人権侵害の]苦情が提出される場合でも、警察の事実調査が行われることはめったになく、被害者は警察に対する人権嘆願という形式で行動に出た。少なくとも2つの訴訟は最高裁判所に委託された後、社会の注目を集めた。政府も警察も、警察官による拷問を認めない方針であるため、申し立てに対する政府の『通常の』対応は、人権嘆願プロセスを提示することである。」 [15r]

8.60 2008年9月20日に AHRC が公表した意見書の伝えるところによれば、

「2008年9月20日、上級警察官1名及び他の警察官複数名を相手に拷問と賄賂の苦情を提示した Nishantha Fernando が Negombo の Dalupotha 交差点で射殺された。...Nishantha Fernando は本人と家族の暗殺の脅迫を定期的に受けたことについて、調査長官及び法務長官、国家警察委員会 (NPC) 及び Human Rights Commission of Sri Lanka 等の全地方当局、さらに賄賂委員会にも苦情を繰り返し提出していた。2008年6月23日、警察に雇われたと思われる男性4人が Fernando の自宅を訪ね、現在スリランカ最高裁判所で審理中の基本的権利の苦情を取り下げるよう命令した上で、24時間以内に取り下げない場合は、Fernando とその家族を暗殺すると脅迫していた。」 [47a]

8.61 2009年8月15日に pro-LTTE ウェブサイト TamilNet が伝えたところによれば、Mount Lavinia 主席治安判事は、Angulana 出身の青年2人が警察拘留所内で死亡した事件について、Angulana 署の指揮官 (OIC) を含む警官5人を8月26日まで再拘留する命令を下した。」 [38ag] 2009年8月17日、同じ情報筋が伝えたところでは、Kaduwalla 治安判事は学生暗殺容疑で起訴された警官11人について、8月31日まで再拘留するよう命令した。しかし、この記事によれば、主犯容疑者 (警視正の息子) は、調査官3人、巡査部長1人、及び巡査7人の他11人の容疑者と共に裁判所に出廷しなかった。」 [38ag]

8.62 2009年11月1日の *Sunday Observer* の報道によれば、CCD (Colombo Crime Division) は2009年10月29日、精神障害者を殴打し、水攻めにした様子がビデオ映像に映っていた容疑者警官を逮捕した。この警官は取り調べを行った上で起訴される見込みで、警察は、激怒した巡査が被害者を殴打し、水攻めで死亡させるまでその暴行を止めようとしなかった行為について、現場に居合わせた調査長官、調査官1名及び調査官補佐1名に対する懲戒措置を検討していると伝えられた。 [16c]

Human Rights Commission of Sri Lanka (HRCSL)

<http://www.hrsl.lk/english/index.html>

8.63 欧州委員会『スリランカにおける特定の人権条約の効果的実施に関する調査結果報告書』2009年10月19日 (2009年10月のEU報告書) によれば、

「National Human Rights Commission (NHRC) of Sri Lanka は、国内の人権を推進し保護する意図で設立された独立した委員会である。委員会の主な職務は法的手続きに関する苦情の取り調べ及び調査、憲法の下に保障された基本的人権に関する規定の遵守の徹底化及び基本的人権の尊重を推進しこれを遵守することである。NHRC は基本的人権の侵害に関する苦情の取り調べ及

び調査を行い、NHRC法の規定に従う和解と仲裁によって苦情の解決策を定めることも義務付けられている。NHRCは刑事事件の詳細調査を行う能力が欠如しており、資金と人材も十分でない。司法機関と学界の共通する意見では、NHRCは重大な人権侵害問題に取り組む意欲がなく、その権限も与えられていない。政府はNHRCの権限を拡大する意向を公表した。2007年10月、国内機関に関する国際調整委員会(ICC)は、2006年7月に発生した2,000件の失踪事件を追跡し続けなかったことについて、(1)委員の任命がパリ原則に準拠したものであることが明確でない、(2)実際に、NHRCの構成が均衡を保ち、客観的かつ政府から独立していることが明確でないという2つの主な懸念事項を理由に、NHRCを『A』から(パリ原則を完全に遵守していない)監視団『B』の地位に格下げした。この決定によって、重要な職務を遂行する上でのNHRCの欠陥が確認された。」[24a](第33項)

8.64 USSD 2008 報告書によれば、

「[スリランカ人権委員会] SLHRCは法の下に、幅広い権限とリソースを与えられており、その公務に関連する問題について法廷で証言を求められたり、起訴されたりする可能性はない。ただし、実際のところ、SLHRCがその権限を行使した事例はほとんどない。2006年以降にSLHRCのJaffna支部に報告された200件を超える事件を見ると、調査に向けた措置は一切講じられなかった。SLHRCは山積する申し立てを処理する十分な職員やリソースがなかった上、政府の全面協力も得られなかった。SLHRCは裁判所的な取り組み方法で調査に臨み、犯罪調査官のように予備尋問を行うことを拒否した...2004年に設立されたSLHRCの拷問防止監視団は資金不足のため2006年から効果的な機能を果たさなくなっている。」[2b](第4項)

8.65 2008年10月1日付けの在Colombo英国高等弁務官事務所の書簡が伝えたところによれば、

「SLHRCは2006年半ばに終了した前委員の任期後の実績と後任委員が憲法に反して憲法会議ではなく大統領によって直接任命されたことについて論議と懸念的になった。SLHRCは全委員が議員で構成される委員会(憲法会議)から任命されるため社会的立場は依然として強く、証人を喚問し情報を求める広範な法的権限を有するが、実際にはこの理論が反映されることはめったにない。SLHRCの議長が立証したように、同会議には政府軍又は身元不明者/集団に異議を唱える裁判権[原文通り]はない。SLHRCとその主な能力育成者であった国連間、並びに多くの資金を提供してきた国連と外交社会間で広範囲の話し合いが行われた。現SLHRCの妥当性については国際社会の構成員間で意見が大きく異なり、スリランカの人権問題により適切な答えを提供するのは市民社会団体だと確信する者もいる。」[15c]

目次に戻る
出典リストに戻る

特別調査委員会

8.66 2009年10月のEU報告書によれば、「スリランカ調査委員会(Col)は、特に衝撃的な一連の事件に対し、その場しのぎの対応を示し、通常の人権保護機

構の欠陥から注意を逸らす傾向があったため、広い範囲で非難されてきた。」 [24a] (34)

- 8.67 6月11日に公表された Amnesty International の報告書『スリランカ事実調査委員会の20年間に及ぶ見せかけ』によれば、

「スリランカ政府は重大な人権侵害事件を検証する通常の司法機構の欠陥について、数十年にわたって国内外から集中的に圧力を受けてきた。この圧力をはね返す意図で、スリランカ政府は特に注目度が高い事件を調査する特別調査委員会を任命することがあった。この委員会も司法機構と同様に刑事免責に取り組む上で効果がないことが証明された... 調査委員会はスリランカの司法機構として機能しなかった。この大統領委員会は、政敵に党全体で攻撃を仕掛けたり、国が人権侵害に関与した確かな証拠を突きつけられた時に批判を他に逸らしたりする道具程度であることを自ら証明した。 [3f] (第2-3項)

重大な人権侵害の捜査及び調査のための調査委員会

- 8.68 Foreign & Commonwealth Office (FCO)の国概要スリランカ編 (最終更新日2009年8月27日)の記録によれば、

「2006年秋、Rajapakse 大統領は過去12カ月間にスリランカで発生した極めて重大な人権侵害の申し立てを調べる特別調査委員会(Col)の設立を発表した。大統領は Col の仕事を監督し国際規範の遵守を徹底する権限を有する同等の組織として Independent International Group of Eminent Persons (IIGEP) も創設するよう命令した。IIGEP は政府の協力を得られなかったとして2008年にスリランカから撤退した。」 [15j] (人権)

- 8.69 2009年6月17日に公表された Amnesty International の新聞発表によれば、

「2006年以降に発生した重大な人権侵害事件を精査する意図で設立された大統領調査委員会は [2009年6月14日]木曜日に解散された。実施期間は延長されなかったため、同調査委員会はその任務を果たすことができなかった。言及された16件のうち、調査が行われたのは7件だけで、最終報告書が提出されたのは5件であった。刑事裁判に持ち込まれた事件は1件もなかった。

「6月16日、元高等裁判所判事 Mahanama Thilakarathne は、同調査委員会が調査した事件について独立した警察の捜査が行われないことに懸念を示した。」 [3j]

第8項「警察、失踪/拉致」、第8項「超法規的処刑」、第17項「人権関連の機関、団体及び活動家」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

証人の保護

- 8.70 USSD 2008 報告書によれば、「[2008年]末の時点で、証人保護プログラムは全く機能していなかった。 [2b] (第1項c)

- 8.71 これは2009年6月11日に公表された Amnesty International の報告書『スリランカ事実調査委員会の20年間に及ぶ見せかけ』によって裏付けられた。それによると、

「スリランカには証人保護プログラムはない。証人を脅迫から守る効果的な保護措置の欠如は、人権侵害事件の訴追の障害であり、証人の証言や内部告発者が現れる可能性を阻止することで、事実調査委員会の作業を妨げる原因になっている...スリランカに基礎的な証人保護プログラムを制定する法案は2006年6月以降、進展が見られなかった...立法措置の度重なる遅滞は、証人保護に実効的に取り組む意欲の欠如を示唆している。」 [3f] (29-30 頁)

第8項「警察」及び従属項「特別調査委員会」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

9. 兵役

- 9.01 2008年5月20日に公表された **Coalition to Stop the Use of Child Soldiers of the Child Soldiers Global Report 2008** スリランカ編の記録によれば、

「政府軍への入隊は志願制で、1955年の **Soldiers Enlistment Regulations** に準拠する。最低年齢は18歳で『新兵』又は『下士官兵』として入隊する。入隊資格者は真正な出生証明書を提出しなければならない... 1985年の **Mobilization and Supplementary Forces Act** に従って、16歳以上の男子はだれでも **National Cadet Corps** に入学することができる。この部隊では学生に入隊前訓練及び民間訓練を行ってきたが、士官候補生は現役兵及び政府軍兵には召集されなかった。」 [61a] (政府)

脱走

- 9.02 2008年9月2日に **Government Media Centre for National Security (MCNS)/Defence News** が伝えたところによれば、

「陸軍本部が行った報道発表によれば、スリランカ軍の軍事裁判所は有罪判決を受けた脱走兵106人に刑事罰を課した後、[2008年9月]火曜日午後、**Welikada Prisons Headquarters** に移送し収監した。 **Army Directorate of Legal Services** によれば、水曜日には、起訴手続きの完了後、有罪判決を受けた別の脱走兵199人がまとめて収監される予定である。上記の脱走兵は、昨年5月に設けられた、政府軍が早い段階に認めた大赦期間の終了直後に軍事警察及び所属部隊の警察署に逮捕された。これに対し、脱走者4,870人はいずれも、この処罰猶予期間を利用して2008年5月2日から31日の間に軍に投降した。他の脱走兵2,661人もこれと同様に、2008年6月13日までの大赦期間内に名乗り出た。上記の有罪判決者は、逃亡期間に基づいて決定される判決に従って、逃亡期間によって3カ月から1年までの異なる刑期を言い渡された。」 [49a]

- 9.03 2008年10月3日に **Daily Mirror (Sri Lanka)** 紙が報じたところによれば、

「政府軍広報官の **Brigadier Udaya Nanayakkara** によれば、政府軍はこの数カ月間で、2,000人を超える脱走兵と21人の士官を逮捕した。逮捕者は軍法会議にかけられることになっているが、既に一部は収監された。政府軍は同じ期間に2人の士官を含む脱走兵2,981人を逮捕した。 **Brigadier** によれば、このうち896人は軍事裁判官の前に出廷の上、収監された。536件は軍法会議裁判所で係争中である。」 [11d]

- 9.04 2009年1月11日に **pro-LTTE** のウェブサイト **TamilNet** が伝えたところによれば、

「スリランカ軍(SLA)の脱走兵およそ2,000人は審理を経て軍事裁判所から有罪判決を受け、現在、3カ月から1年まで禁固刑で服役しており、スリランカ南部の複数の刑務所に収容されている。メディアが伝えた **Commissioner General of Prisons Vajira Gunawardene**. **Gunawadene** 少将の発表によれば、

これ以外にも、4,000人の脱走兵が拘禁されており、間もなく軍事裁判所で審理を受けることになっており、刑務所当局は現在、既に有罪判決を受けた脱走兵と今後の有罪判決者を所内に収容する問題を検討している。」 [38b]

9.05 2009年9月15日の *Daily Mirror* (Sri Lanka)紙の報道によれば、

「軍によれば、今年5月31日までに脱走した18,400人を超える陸軍及び海軍脱走兵が名誉除隊の受理を申請した。軍広報官 Brigadier Udaya Nanayakkara の話では大赦期間内に15,400余人の兵士が軍に名乗り出た。『これらの脱走兵は軍が定めた大赦期間内に名乗り出て、正式な除隊命令を受けた。』同広報官がさらに説明したところでは、9月24日に終了するはずだった大赦期間は、脱走兵に名乗り出る時間を与えるよう30日まで延長された。一方、海軍は昨日、9月10日に終了する海軍が定めた大赦期間内に3,000人を超える脱走兵が名乗り出たと述べた...現在、空軍も脱走兵の除隊計画を実施している...統計データが示すところでは、現在国軍の脱走兵はおよそ60,000人いるということである。陸空海軍はこれらの脱走兵に対し、各軍の大赦期間内に所属軍に投降するよう繰り返し呼び掛けているが、これに応えた兵士はほとんどいなかった。」 [11b]

9.06 2009年11月4日に国営 *Daily News* 紙が報じたところによれば、

「議会在昨日述べたところでは、2009年5月19日までに軍を脱走し、その後収監されたスリランカ軍の士官136人及び他の階級兵4,855人は、特赦の下に釈放された。院内政府幹事で都市開発・聖地開発相の Dinesh Gunawardena によれば、海軍及び空軍には脱走の罪で収監された兵士はいなかったということである。」 [16b]

第8項「政府軍」も参照のこと。LTTEによる強制徴集に関する情報については、第10項「非政府武装勢力による人権侵害、強制徴集」を参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

10. 非政府武装集団による人権侵害

タミル・イーラム解放の虎 (LTTE/タミルの虎)

LTTE は 2009 年 5 月に政府軍に事実上敗北宣言を行った。歴史: LTTE が敗北宣言 - 2009 年 5 月を参照のこと。

- 10.01 2009 年 7 月 16 日に公表された Freedom House の報告書『世界の自由 2009、スリランカ編』は 2008 年の出来事を掲載する。それによれば、

「何年にもわたって、LTTE はスリランカ領土のおよそ 10% を実効的に支配し、学校、病院、裁判所及び法執行機関で構成される行政機関を運営してきた。この組織は国内外のタミル人の恐喝行為、誘拐、窃盗及び財産の押収によって資金を調達した。LTTE はタミル人に軍事教育と民間防衛訓練を義務化し、即決処刑、暗殺、失踪、恣意的拘禁、拷問及び子供の徴兵を日常的に行った。」 [46c] (政治的権利と人民の自由)

- 10.02 2008 年 12 月 15 日に公表された Human Rights Watch (HRW) の報告書『閉じ込められ虐待される民間人 - Vanni における LTTE による虐待』によれば、

「独立したタミル人国家—タミル・イーラムを求めて戦ってきた LTTE は嘆かわしい人権記録を綴っている。LTTE は過去 25 年間を通じて、シンハラ人、ムスリム、タミル人の大量殺害、国内外の政治家の暗殺、多くの命を犠牲にした自爆攻撃を行ってきた。LTTE は爆弾や遠隔操作地雷を使って頻繁に民間人を標的にする一方で、タミル人政治家多数を含む公認の政敵、ジャーナリストさらに敵対組織の構成員を殺害した他、LTTE 軍への強制徴集も行った。徴兵の多くは子供であった。LTTE はその支配地域において、恐怖政治を実践し、表現、結社、集会及び移動の基本的自由を否定した。新たな戦闘が展開される中、虐待行為が再び行われるようになり、その数は徐々に増えている。スリランカで活動する Human Rights Watch が 2008 年 10 月から 12 月にかけて行った調査—北部州における目撃者及び支援活動家 5 人の聞き取り調査を含む—の結果、LTTE の民間人の強制徴集、虐待を伴う強制労働の幅広い利用及び民間人の移動の自由に対する不適切かつ不当な制約を示す多くの証拠が確認された。」 [21e] (3 頁)

- 10.03 USSD 2008 報告書がさらに述べたところでは、

「米国、インド、欧州連合及びカナダで非合法化されたテロ組織 LTTE は、[2008 年を通じて]北部州の支配地域を徐々に縮小された。LTTE は多くの民間人を攻撃し殺害した他、拷問や恣意的な逮捕及び拘禁を励行し、公正な公開裁判を否定し、プライバシーを恣意的に侵害し、言論、報道及び集会と結社の自由を否定し、子供を含む幅広い強制徴集を実践した。LTTE は現在、支配下に置かれていなかった南部州を中心に活動しており、政府軍の他、公共バスや列車を含め民間人を標的にした武力攻撃を行う一方で、政治家の暗殺にも携わった....(序論) 政府の治安部隊、政府系民兵組織及び LTTE 軍はいずれも、過度な武力を行使し、民間人に虐待行為を行った。政府は Deep Penetration Unit として周知の軍特殊部隊を利用して、LTTE が支配する Vanni で対 LTTE 作戦を実行した。しかし、標的を誤ったため、この攻撃で多

数の民間人死者が発生した。LTTE も特殊工作員を使って政府の治安部隊に潜入作戦を実行した。『ブラックタイガー』として周知の LTTE の自爆テロ専門部隊は対立する政府軍を狙った攻撃で多数の民間人の命を奪った。」 [2b] (第 1 項 g)

10.04 2010 年 1 月 20 日に公表された HRW World Report 2010 (2009 年の出来事を掲載)によれば、

「LTTE は政府の進攻作戦によって撤退を余儀なくされ、数万人の住民を事実上人間の盾にを使って、スリランカ北東沿岸部の狭い帯状の区域にタミル人を追い込んだ。LTTE は戦闘区域から政府の保有領土に脱出しようとした住民多数に向かって発砲し、多くの死傷者を出した。LTTE は人口密集地域付近にも軍を配備したため、近隣住民は攻撃に巻き込まれる危険が高くなった。戦闘が激しくなるにつれて、LTTE は子供を含む民間人の軍への強制徴集と戦闘地帯での危険な強制労働への徴用を強化した。」 [21b]

民兵組織

10.05 2010 年 1 月 12 日付けの在 Colombo 英国高等弁務官事務所の書簡によれば、

「警察報道官によれば、Jaffna 地区には民兵組織は存在しないということである。政府職員の話では、民兵組織は現在、政府軍に合流することを希望しているため、大きな問題は起こっていない。少し前までは、民兵は身代金の徴集を目的とする集団だと思われていた。警察の報告によれば、調査を行ったが、明確な措置は講じられなかった。政府及び非政府組織の情報筋は特定集団を名指しすることを拒絶したが、一部の人道組織によれば、最もよく見られる脅威となる有力団体は Eelam People's Democratic Party (EPDP) だということである。政府と連携するこの準軍事的政党の活動は刑事免責が適用される上、政府軍と行動を共にすることが多いため、公然と武器を携行する。民兵組織は道路を封鎖して、通行人にニュースレターを無理やり買わせることでも知られている。これに代わる政党がないため、一部の貿易業者は EPDP を支持する姿勢を取った。EPDP は政府の操り人形であるが、道路建設や犯罪者の対応支援等、支持基盤を持つコミュニティに多少なりとも目に見える形で恩恵を施している。」 [15p]

10.06 2010 年 1 月 12 日の BHC の書簡の続きによれば、

「東部州の不安定の主な原因は、この土地に以前から準軍事武装集団が存在したことである。双壁をされる 2 つの団体は東部州首相 Sivanethurai Chandrakanthan (別称 Pillaiyan) を支持する Tamil Makkal Viduthalaip Puligal (TMVP) 幹部集団と Vinayagamorthy Muralitharan (別称 Karuna) 首相を支持する元 TMVP 幹部集団である。政治情勢の向上は東部州の複数の支援機関、Bishop of Batticaloa 等によって確認された。現時点では、Trincomalee 地区でも Batticaloa 地区でも武装民兵組織の姿は目撃されていない。SSP Batticaloa が確認したように、最近まで公然と武器を携行していた民兵組織は、現在は武装解除されている。

「政治レベルでは、Chandrakanthan を引き続き支持する党员と Muralitharan に転向した 党员間に緊張が見られた。最近になって、Batticaloa 地区の地元大物政治家が TMVP を離党し、与党スリランカ自由党(SLFP)の Muralitharan 派に加盟した。結果的に、党员の身の安全が確実に変わった。元 TMVP 陣営も SLFP 党に鞍替えした。現在は、Muralitharan と大統領が握手を交わす広告が見られるようになり、今回の離党の重大さを示唆している。

「人道支援機関及び地元監視団が同意したように、1年前と比べて状況ははるかによくなった。東部州から LTTE の姿が消えた。シャツの下にピストルを隠し持っていることは周知の事実だが、民兵組織が公然と武器を携行することはなくなった。」 [15p]

10.07 2009年4月の亡命希望者の国際的保護の必要性を評価するための UNHCR 該当性指針(UNHCR 指針 2009)が述べたところでは、

「東部州では、ムスリムコミュニティとタミル人コミュニティ間の長期にわたる緊張が原因で、民族間武力紛争が絶えず発生している。 [Tamil Makkal Viduthalai Puligal] TMVP の指導者が 2008年5月に東部州議会議長に任命されて以来、ムスリムコミュニティとタミル人コミュニティの間に何度も武力衝突が発生した。Batticaloa 地区では TMVP 党员が複数殺害されたのに続いて、ムスリム住民の拉致及び殺害事件が発生した。

「東部州における標的を定めた暴力事件も LTTE と政府系 TMVP 間の権力闘争及び TMVP 内の分裂による多数の武装集団の出現に関係するものと考えられている。東部州における TMVP と最大の対立政党 [Eelam People's Democratic Party] EPDP 間の衝突に伴い、両者に対する砲撃、殺人及び拉致行為が発生した。

「LTTE が東部州民の生活に与えた直接的影響はかなり治まったが、TMVP は現在 Batticaloa 地区及び東部州の他の地域を実効支配しており、伝えられるところによれば、テロ攻撃や犯罪行為に関与している。拉致、子供兵士の徴集、窃盗及び対立勢力の抑圧事件への TMVP の関与は広い範囲で証明された。また伝えられるところによれば、TMVP 軍は政府が事前に知っていて黙認したとされる超法規的処刑、拘禁中の死亡及び拉致事件にも関与している。Batticaloa 地区及び Trincomalee 地区内の IDP キャンプでも TMVP 武装集団による拉致及び強制徴集が発生したことが報告されている。Batticaloa 地区で発生した若い女性の一連の拉致事件は現地 TMVP 幹部の犯行だと考えられている。」 [6h] (10頁)

10.08 ICG (International Crisis Group) の論文『スリランカにおける開発援助と内戦: 東部州から得た教訓、アジアレポート N°165』、2009年4月16日の記録によれば、

「2008年半ばを境に、治安状況は、Batticaloa 地区で特に悪化した。政治家の殺害、強制失踪、警察及び軍の前哨基地への攻撃、窃盗、強奪その他の犯罪的暴力が日常的に発生するようになった。2008年11月には Batticaloa で1昼夜の間に 18人が異なる集団に殺されるという事件が発生した。一般市民、実業家及び開発事業関係者は恐怖感に苛まれている。個々の襲撃ごとに犯人

を特定することは難しいが、武力集団の概要を示すことはできる。暴力行為の多くは、Pillayanとして周知の現在東部州首相 S. Chandrakanthanbetter 率いる Tamil Makkal Viduthalai Puligal (TMVP) 構成員と TMVP 創設者で現首相 V.Muralithera、別称 Karuna の支持者間で激しさを増す内戦が生み出したものである。[76a] (3 頁)

10.09 2009 年 4 月 16 日の ICG 報告書の続きによれば、

「2008 年 10 月 18 日に発生した Pillayan の最も重要な助言者、Kumaraswamy Nandagopan 殺害は大きな打撃を与えた。政府は今回の殺害を LTTE の犯行だとしたのに対し、Pillayan は他の集団の犯行だと仄めかした。TMVP から離脱し、Mahinda Rajapaksa 大統領のスリランカ自由党(SLFP) に加盟する 2009 年 3 月の Karuna の決断によって内戦の様相は変わったが、終結には至らなかった。TMVP 幹部は Pillayan 派も Karuna 派も、強奪、拉致及び殺人等の犯罪行為について広い範囲から非難された。2008 年後半から 2009 年初めにかけても、東部州における LTTE の武力攻撃は増加し続けた。これは、TMVP 事務所への潜入成功を含む TMVP と警察軍、政府軍及び民間自警団員に対する攻撃であった。最終的に、犠牲者の多くは、政府の対反政府勢力総合戦略の一環として、若しくは LTTE による TMVP 攻撃又は TMVP への潜入に対する報復として、LTTE の構成員又は支持者の容疑で TMVP 及び政府治安部隊から標的にされたことを示す信頼できる証拠が見ついている。」 [76a] (4 頁)

10.10 同じ報告書がさらに述べたところでは、強奪及び窃盗事件は東部州の広い範囲、特に Karuna 及び TMVP の従来の拠点である Batticaloa で多数報告されている。ある人権擁護団体の弁護士によれば、『TMVP は両派とも小企業を除くすべての営利団体から手数料を強制的に徴収している。』 [76a] (15 頁)

10.11 2009 年 2 月 25 日に発行された米国国務省(USSD)人権実践に関する国別報告書 2008 スリランカ編 (USSD 2008)によれば、

「政府は LTTE との戦闘において、民兵組織を所属軍の補佐部隊として利用した。元 LTTE の東部州司令官 Vinayagamurthi Muralitharan、別称『Karuna』と Sivanesathurai Chandrakanthan、別称『Pillaiyan』を党首とする Tamil Makkal Viduthalai Pulikal (TMVP)は、東部州を中心に活動した。Pillaiyan は選挙の結果、5 月に東部州議会の州首相に就任した。Karuna は [2008 年]10 月 7 日に議員に任命された。社会サービス・社会福祉相 Douglas Devananda を党首とする Eelam People's Democratic Party (EPDP)は、Jaffna 地区で活動した。[2008 年]を通じて、正体不明の実行犯による民間人の殺害及び暗殺が多数報告された。犯人は TMVP 又は EPDP の関係者だと言われている。他の政府系準軍隊は Mannar 地区及び Vavuniya 地区を中心に活動するようになっている。」 [2b] (第 1 項 a)

10.12 この内容は、2009 年 4 月 30 日に公表された米国国務省の 2008 年のテロ攻撃に関する国別報告の中でも報告された。[2e] (第 2 章、国別報告：南アジアと中央アジアの概観、スリランカ)

10.13 2009 年 5 月 28 日に公表された Amnesty International 報告書 2009、スリランカ編 (2008 年 1 月から 12 月までの出来事)(AI 2009 report)によれば、「政府

は次第に連合武装集団を利用して対反政府勢力戦略を実施するようになった。」そして、

「東部州で活動する Tamil Makkal Vidulthalai Pulikal (TMVP)は、依然として非合法的処刑、身代金目的の人質捕獲、子供兵士の徴用及び強制失踪を行った。Jaffna 半島で活動する Eelam People's Democratic Party (EPDP)及び Vavuniya 地区で活動する People's Liberation Organization of Tamil Eelam は非合法的処刑及び強制失踪の犯行声明を出したと伝えられる。」 [3c]

第 4 項「Jaffna 地区及び東部州の治安と展開」、付録 B: 年表、付録 C: 政治組織、付録 D: 著名人も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

恣意的逮捕と拘留

- 10.14 USSD 報告書 2008 によれば、LTTE は恣意的逮捕及び拘留に携わっており (第 1 項 e) 「 [2008 年]を通じて多数の民間人を拘束し、たいていは子供を含む一般市民に対し、個人の意思に関係なく政府の治安部隊と戦うことを義務付けた...LTTE は LTTE 支配地域を手放す権利を買い取るよう要求した。また伝えられるところによれば、LTTE はタミル人を人間の盾として利用した。」 [2b] (第 1 項 g)

目次に戻る
出典リストに戻る

失踪/拉致

- 10.15 USSD 報告書 2008 は、TMVP、EPDP その他の準軍事組織は政府の保護を受けて拉致及び強奪事件に関与したと述べた。 [2b] (第 1 項 g)
- 10.16 AI 2009 年報告書の記録では、EPDP は「伝えられるところによれば、強制失踪の犯行声明を出し」、「TMVP による身代金目的の人質捕獲...や強制失踪も依然としてなくならなかった。」 [3c]
- 10.17 2008 年 11 月 24 日に公表された HRW の資料 『スリランカ: 東部州における人権状況の悪化』が伝えたところによれば、HRW は「信頼できる情報筋から、[2008 年]9 月から 10 月にかけて、Ampara 地区 Akkairappatu 及び Adalachennai 地区において 30 件以上の拉致事件が発生したことを確認した。目撃者の証言によれば、その拉致事件は私服姿でタミル語を話す複数の武装男性によって実行されたということで、TMVP その他の民兵組織の可能性を示唆している。」 [21j]
- 10.18 2010 年 1 月 12 日の BHC の書簡が東部州について伝えたところによれば、「最近では Trincomalee 地区に帰還したばかりの IDP3 人が拉致される事件が発生し、UNHCR 代表はこれに言及したが、この地域における拉致事件の発生数はこの半年間で著しく減少した。」 [15p]

第 8 項「失踪/拉致」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

拷問

10.19 USSD 報告書 2008 は序論の中で LTTE は拷問を行ったと述べた。 [2b]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

超法規的処刑

10.20 USSD 報告書 2008 の記録によれば、「その年を通じて、メディアは LTTE が政敵や民間人への武力攻撃に関与したことを伝えた...LTTE も政府軍及び警察を標的にした攻撃を何度も実行した。これには[2008 年]9 月に発生した Vavuniya 地区の空軍基地の攻撃などがある。伝えられるところによれば、この攻撃で少なくとも 20 人の空軍兵が死亡した。」 [2b] (第 1 項 a) 報告書が詳しく伝えたところによれば、

「Jaffna 地区では、政府系準軍事的政党 EPDP が情報ネットワークを利用して、軍諜報部や治安部隊との協力の下に LTTE 支持者又は工作員の容疑者を特定し、拉致及び殺人を実行した。」

「TMVP、EPDP その他の準軍事組織は恐喝団を運営している。この集団は拉致をはじめとする多くの事件で民間人を殺害したと言われている。信頼できる複数の報告によれば、超法規的処刑、拉致、恐喝及び拷問を行った TMVP と EPDP の上層部は政府から防衛・諜報・軍事訓練を受けていたという。 [2b] (第 1 項 g)

10.21 USSD のテロリズムに関する国別報告書 2008 の記録によれば、

「2008 年を通じて、LTTE が実行した武力攻撃は 70 件以上に上る。以下に例を挙げる。

- 10 月に発生した自爆攻撃による北中部州議員の野党党首の元少将 Janaka Perera、UNP 創設者 Dr. Raja Johnpulle 及び Anuradhapura 地区議員 26 名の暗殺
- 4 月に Gampaha 地区で発生した自爆攻撃で幹線道路・道路開発相 Jeyaraj Fernandopulle を含む 14 人が死亡した。
- LTTE による他の主な武力攻撃には、8 月に発生した Trincomalee 地区の空軍基地攻撃、9 月に発生した Vavuniya 地区の陸軍基地への空地攻撃、及び 10 月に発生した Mannar 地区の Thallady 陸軍キャンプ及び Colombo 地区の Kelanitissa 発電所に対する攻撃が挙げられる。
- LTTE は公共交通機関も標的にした。4 月には、Colombo 市内のバス停で小包爆弾が爆発し市民 26 人が死亡した。

「2008年、TMVP若しくはEPDP関係者とみられる正体不明の集団により多数の市民が死亡した。」 [2e] (第2章、国別報告書：南・中央アジアの概観、スリランカ)

- 10.22 AI 2009年報告書では、複数の非合法的処刑にEPDPとTMVPが関与したことが明らかにされた。 [3c] UNHCR 指針 2009もこれについて述べ、超法規的処刑の実行犯はTMVPだと考えられていると説明した。 [6h] (10頁) また、2009年4月16日のIGC報告書によれば、「Pillayan派及びKaruna派のTMVP幹部」も複数の殺人事件について広い範囲で罪に問われた。」 [76a] 4頁)

[付録 B](#) も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

LTTEによる強制徴集 (2009年5月時点)

- 10.23 2008年5月20日に公表されたCoalition to Stop the Use of Child Soldiersの『子供兵士世界報告書2008、スリランカ編』が伝えたところによれば、

「村を拠点に新たに開校した軍事訓練には15歳から50歳までの民間人が強制的に参加させられており、LTTE支配地域で行われていることに懸念が示された。また、LTTEが6カ月間の住み込み軍事訓練を運営していることも報告された。訓練の終了後は普通の生活に戻ることを許可されるが、いつでも軍務に就ける態勢を要求されるということである。」 [61a] (タミル・イーラム解放の虎 LTTE)

- 10.24 2008年8月24日の*The Sunday Times* (Sri Lanka)紙の報道によれば、

「政府高官 [原文通り] が伝えたところによれば、政府軍が北部州のLTTE拠点に徐々に迫ってきたため、反乱軍は元ゲリラ団や便利屋的に使ってきたタミル人を含む『予備』軍を呼び戻した。同高官の話では、LTTEの戦闘活動に協力させられているタミル人にはLTTE支配地域の農民や労働者が含まれるという。同高官によれば、LTTEの政治部門が緊急招集を発したのを受けて、元ゲリラ団及び民間人合わせて5,000人以上が戦闘軍に合流した...登録者は、訓練のために、LTTEに定期的に報告を行うよう指示された上、KilinochchiのLTTE拠点への政府軍の進攻を阻止する主要任務を与えられた。予備軍に課された任務には治安部隊の動向監視とLTTEへの警戒が含まれた...国防筋によれば、LTTEは既に民間人の強制徴集に着手しており、Welioya地区に移動させ、そこで掩蔽壕及び他の防衛設備を建設させているということである。予備軍構成員によれば、LTTEの人材が不足するにつれて、予備軍は政府支配地域への移動を妨害されるようになった。」 [11]

- 10.25 2008年12月15日に公表されたHRWの報告書『閉じ込められ虐待される民間人 - VanniにおけるLTTEによる虐待』によれば、

「LTTEは、子供を含む若い男女を集団で軍に強制参加させる行動を継続的に行っており、この強制徴集の頻度は次第に高まりつつある。最近になって

LTTE はこれまでの LTTE 支配地域への「1 家族から 1 人」の強制徴集という方針を変更し、今では家族の規模によっては 1 家族から 2 人ないし 3 人の徴兵を要求することもある... LTTE は、相変わらず戦闘員のための塹壕掘削や前線の掩蔽壕の建設等の危険な強制労働に民間人を従事させている。LTTE は、強制労働を制裁行為として利用することもあり、逃亡を図ったタミル人の家族に前線付近での危険な労働を強制する事例が多く見られる。」 [21e] (3-4 頁)

10.26 2008 年 12 月の HRW 報告書が述べたところによれば、

「LTTE は通行手段を封鎖する方法で(重傷患者を除き)タミル人が LTTE 支配地域から逃亡するのを阻止しており、人道支援をほとんど拒絶した状態で危険が増す戦闘地帯に数万人ものタミル人を閉じ込めている。閉じ込められたタミル人は次の強制労働及び戦闘員の徴集に備えた予備要員として待機させられている。LTTE はこれを行うに当たって、政府軍の管理下にある地域の住民も違法な手段で大量に徴用しようとしている。」 [21e] (4 頁)

10.27 2008 年 12 月 15 日に公表された HRW の報告書『閉じ込められ虐待される民間人 - Vanni における LTTE による虐待』によれば、「2008 年 9 月以降、LTTE は兵役経験のない住民を強制的に戦闘に参加させたり、前線での支援任務を遂行させたりしており、これによって多くの死傷者が発生した。」 [21k] (9 頁)

10.28 USSD 2008 報告書の記録によれば、「信頼できる情報筋によれば、内戦の激化に伴って、LTTE の『1 家族から 1 人徴兵』政策に、十代後半を含む全年齢集団の強制徴集策が組み込まれた。」 [2b] (第 1 項 g)

第 24 項「児童兵士」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

11. 司法

- 11.01 Jane's Sentinel 国別リスク評価、国別報告書スリランカ編 (2010年1月27日閲覧)によれば、

「スリランカの法制度は英国刑法及びローマ・オランダ民法を基本とする。相続、婚姻及び離婚に関する民法は、一部の地域及び一部のコミュニティでは土着の法伝統の名残が強く反映されている。裁判長(首席判事)を長とする最高裁判所は裁判所の階層の頂点に立つ。最高裁判所は国内の高等上訴裁判所であると共に、基本的権利に基づく訴訟の専属管轄権を有する。」 [5a] (国内事情、2007年12月4日)

構成

- 11.02 2010年1月13日に閲覧した Europa World Online の記録によれば、

「司法当局は最高裁判所、上訴裁判所、高等裁判所、地方裁判所、治安判事裁判所及び初等裁判所で構成される。4つの下級裁判所は第一審裁判所で、判決の不服はこれらの裁判所から上訴裁判所に提示され、法律上の問題又は特別許可の請求については最高裁判所に提出される。高等裁判所はあらゆる刑事訴訟を扱うのに対し、地方裁判所は民事訴訟を扱う。労使紛争の裁決を行う労働裁判所もある。Judicial Service Commission は最高裁判所の首席判事1人と判事2人で構成され、いずれも大統領が指名する。第一審裁判所の判事(高等裁判所の判事を除き)及び裁判所職員はいずれも、Judicial Service Commission に任命され、管理される。最高裁判所は首席判事と6人から10人の判事で構成される。上訴裁判所は裁判長と6人から11人の判事で構成される。」 [1a] (政府と政治、司法当局)

- 11.03 2009年2月25日に発行された米国国務省(USSD)人権実践に関する国別報告書 2008 スリランカ編 (USSD 2008)によれば、「大統領は最高裁判所、高等裁判所及び上訴裁判所の判事を任命する。Judicial Service Commission は最高裁判所の首席判事1人及び判事2人で構成され、下級裁判所の判事の任命及び異動を行う... 不正行為又は能力不足の場合は、大統領及び議会の共同調査を経て、判事を解任することができる。」 [2b] (第1項 e)

目次に戻る
出典リストに戻る

司法の独立

- 11.04 USSD 報告書 2008 によれば、

「司法の独立派法の定めるところであるが、実際には、下級裁判所は行政機関に依拠している...[2008年]を通じて、最高裁判所は複数の判決の中で、恣意的と判断した拘留及び様々な行政措置について政府からの著しい独立性を実証した。しかし、ここ数年間を見ると、政府は憲法会議を任命することを怠っている。この会議は Judicial Service Commission 等の独立した合憲的機関を確保する役目を果たすものである。このため、行政権に対する一連の重要な調査が行われなくなった。」 [2b] (第1項 e)

- 11.05 2009年7月16日に公表された Freedom House の『世界の自由 2009 国別報告書スリランカ編』によれば、「代々の政府は、司法の独立に関する憲法規定を尊重しており、判事は概ね政治機構のあからさまな脅迫を受けずに判決を下すことができる。」また報告書によれば、近年見られる「司法の政治化」について懸念が高まっていたが、「2008年を通じて最高裁判所は独立性の向上を示し、堅実な法的根拠が欠如していると判断した拘留その他の行政措置について、行政機関に反対する判決を下した。」 [46c] (政治的権利と人民の自由)

目次に戻る
出典リストに戻る

公正な裁判

- 11.06 USSD 報告書 2008 によれば、

「刑事訴訟では、陪審員は被告を公開して審理を行う。被告は起訴事実及び被告に不利な証拠を通知される。被告は弁護士を同伴する権利及び上訴権利を与えられる。高等裁判所及び上訴裁判所において刑事責任の審理を受ける貧困者には国から弁護士が提供されるが、下級裁判所ではこれは適用されない。弁護士の調達を行う Legal Aid Commission は被告から金銭を恐喝しているという申し立てが複数提出された。民間の法律扶助機関は被告に支援を提供した。」しかし、テロ防止法 (PTA) の元に提起された訴訟では陪審員は利用されなかった。PTA 訴訟の被告は上訴権を与えられた。

「被告は推定無罪とされる。拷問等の強制的手段で引き出された自白は刑事裁判では証拠として認められなかった。ただし、被告は自白が強制的に引き出された者であることを証明する立証責任を負う。一部の訴訟では、被告は司法審査の対象になり、審理が開始されるまで行政命令に基づき 18 カ月間刑務所に収監されることはある。訴訟が裁判に持ち込まれた場合は、比較的速やかに判決が下された。」 [2b] (第 1 項 e)

- 11.07 USSD 報告書 2008 の続きによれば、

「訴訟手続き及びその他の法令文書を英語、シンハラ語及びタミル語で記載することは法律の義務付けるところであるが、実際のところ、Jaffna 地区及び北部地域を除く訴訟手続きの多くは、英語又はシンハラ語で行われた。裁判所が指名する通訳の数が足りないため、タミル語を話す被告は公正な審理を受けられないことがある。北部州で行われる裁判と審理はタミル語と英語が使われた。治安判事レベルの訴訟ではタミル語を話す判事が同席するが、その他で流暢なタミル語を使えるのは高等裁判所の判事 4 人、上訴裁判所の判事 1 人及び最高裁判所の判事 1 人だけであった。タミル語の法律文書はほとんどなかった。」 [2b] (第 1 項 e)

- 11.08 2009年7月16日に公表された Freedom House の『世界の自由 2009 国別報告書スリランカ編』によれば、「下級裁判所では汚職がかなり多く見られる。賄賂を進んで払う者ほど有利な裁判を受けることができる。」 [46c] (Political Rights and Civil Liberties)

汚職に関する詳細情報については、[第 18 項「汚職」](#)を参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

12. 逮捕と拘留 - 法的権利

- 12.01 欧州委員会『スリランカにおける特定の人権条約の効果的実施に関する調査結果報告書』2009年10月19日(2009年10月のEU報告書)によれば、

「スリランカの逮捕及び拘留に関する憲法上の保護措置には、恣意的逮捕からの自由及び逮捕理由を知る理由等の基本的保護措置を想定する憲法第13条が含まれる。同条項によれば、拘留される者又は個人の自由を剥奪された者はだれでも、裁判官の前に出廷するものとし、裁判官の命令なしに、またその命令に関連して拘留又は拘留されたり個人の自由を奪われたりしてはならない。刑事訴訟法では、被拘留者の品位に関する保護措置が記載されている。しかし、同法の保護措置の多くは、非常事態令の下での拘留には適用されない[以下を参照]。非常事態令では、治安部隊が広義に定義される根拠に基づいて個人を逮捕し、刑事訴訟法に定める被拘留者の手続き上の保護措置を遵守することなく、国防大臣が公布する「予防拘留」令の下に最大1年間までその容疑者を拘留することが許される。」 [24a] (50)

- 12.02 2009年2月25日に発行された米国国務省(USSD)人権実践に関する国別報告書2008スリランカ編(USSD 2008)によれば、

「法の下では[ただし、これは非常事態令の下では適用外である、以下を参照]警察当局は逮捕者に逮捕理由を伝え、その個人を24時間以内に治安判事に提訴しなければならないが、実際のところは、被拘留者が治安判事の前に出廷するまでに数日を要することが多かった。治安判事は保釈金又は最大3カ月間まで審判前の拘留延長を認める権限がある。殺人、窃盗、強盗及び強姦等の特定の犯罪に関しては、警察は逮捕状を取る必要がない。殺人の場合は、治安判事は容疑者を再拘留しなければならないが、保釈を許可できるのは高等裁判所だけである。いかなる場合も、容疑者は法定代理権を与えられた。高等裁判所及び上訴裁判所での刑事裁判においては、貧困な被告には国選弁護士が提供されたが、他の裁判では与えられなかった。」 [2b] (第1項d)

第4項「最近の展開」、第8項「治安部隊」も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

非常事態令(ER)/テロ防止法(PTA)

- 12.03 2009年6月30日のICG報告書『スリランカの司法: 政治化する裁判所と損なわれた人権』によれば、

「基本的権利からの逸脱に関する憲法上の制約が弱いため、スリランカの非常事態権限の双壁、つまり、1947年の第25号公安安寧法(PSO)と1979年テロ防止法(暫定規定)(PTA)の下に公布される非常事態令の頻繁かつ自由な発動を阻止する規定はほとんどない。PSO及びPTAはいずれも、品位の失墜に関する憲法規定を逆手に取るもので、権利の保護措置を著しく弱める。PSO及びPTAはいずれも、対タミル・イーラム解放の虎(LTTE)戦略として公布されたと言われるが、テロと無関係のタミル人に対しても日常的に利用されている。」 [76c] (6頁)

12.04 2009年6月のICG報告書の続きによれば、

「1979年、議会は北部州における不安定化の対応措置としてPTAを制定した。同法は1982年に恒久化された。同法の規定は非常事態宣言の有無に関係なく適用される。第9条は、『個人が違法活動に関わっていると確信又は疑う理由があること』を条件に法務相が被拘留者を司法審査なしに、最大3カ月まで拘留を延長し、合計18カ月間の拘留を命令することを認めている。ただし、この場合は、同法第7条に基づく最初の拘留から72時間以内にこの個人を治安判事の前に出廷させなければならない。PTAは非拘留決定に治安判事を必要とする点では非常事態令と異なるが、非常事態令と同様に、判事に収監者の保釈権限を認めていない。第6条では、警察が司法当局の監督を受けずに個人を逮捕及び3日間拘留し、令状なしに家宅捜索を行うことが認められている。第16条は標準的な刑事訴訟法から逸脱するもので、判事は自白の証拠能力を認めることを義務付けられる。PTAには警察当局が収監者に拘留理由を伝える義務に関する規定はない。PTAでは、特定種類の政治的表現を非合法化し、特定の刊行物について事前承認を求めることで言論の自由も制限している。」 [76c] (6頁)

12.05 2009年6月のICG報告書の続きによれば、

「非常事態令はPSOの第II条の下に公布された。同法は(憲法規定を除く)他の準拠法に優先し、裁判所で異議申し立てができない『非常事態令』を公布する無制限の権限を行政機関に付与する。1987年の第13次憲法改正の採択以降、非常事態宣言は司法上の異議申し立てを免除された... スリランカはこれまでになく頻繁に非常事態宣言下に置かれるようになっている。」 [76c] (6頁)

「Kumaratunga 前政権は2005年に非常事態令をスリランカ全土に再発令し、その後継したRajapaksa政権はこの広範囲の権限を更に拡大した。最も重要なのは、2005年の非常事態(権限を含む雑規定)令第1号及び2006年の非常事態(特定テロ活動の防止と非合法化)令第7号である。2005年の規則では、国防相は「国の安全又は社会秩序の維持に有害な」行為を防止する意図で、個人を最大1年間まで拘留するよう政府軍又は警察に命令することを認めている。2005年令ではこの曖昧な基準を明確に説明していない。2008年の改正令では、政府の権限が拡大され、個人の6カ月間の拘留延長が認められた。また2005年令は、警察に広い範囲の捜索及び捕獲権限を与え、通常の刑法と異なり、警察は虐待に対する有効な保護措置を講じなくても自白を利用できるようにした。自白の強要の立証責任は被告が負うことになる。」 [76c] (7頁)

12.06 2009年10月のEUの報告によれば、

「非常事態令は多くの重大な問題をもたらした。合法性の原則は犯罪者を明瞭な表現で明確に定義することを義務付けているが、テロ活動に関与した罪『テロ行為』、テロ犯罪を行う個人又は集団との取引及び交信等の非常事態令の規定の多くは、範囲を拡大して解釈されていることが証明されている。の範囲が拡大されたことを示す証拠がある。」

「非常事態令は、捜査、搜索、逮捕及び拘留等の警察官の通常業務を遂行する広範な権限を政府軍職員に委譲する。非常事態令は裁判所による行政拘留の管理を制限するため、行政拘留は国連人権委員会が定める基準に従って逮捕後の拘留又は未決拘留を管理する規定では十分に制御されない。非常事態令は個人が警察の尋問に答える『義務』を設定することで、自己負罪を防ぐ権利を損なうものであると同時に、立証責任を無効化することで推定無罪の原則も弱めてしまう。最後に補足すると、非常事態令では、これに照らして措置を講じる GOSL が明確に認める公務員については、当該公務員が善良に行動しその職務を遂行していることを条件に、いかなる訴訟も提起することを許可しないという規定があるため、職務遂行上の行動に関する文官当局及び軍当局の説明責任が著しく制限される。」 [24a](第 25-26 項)

12.07 2009 年 10 月の EU 報告書が詳しく述べたところによれば、

「2005 年非常事態令 (規則 19)の下では、『国の安全又は社会秩序の維持又は必須業務の維持を損なう方法で行動した』疑いがある個人を逮捕し、独立した司法審査なしに 18 カ月間まで拘留することが許される。テロ防止法(暫定規定) 法 (『PTA』) 第 9 条の下でも、同様の方法で個人を拘留することができる。この他にも、『テロ活動に対する恐怖』を理由に国の保護を求める個人を含め、社会復帰の目的で『投降者』を 2 年まで自動的に拘留できる規定 (規則 22)がある。 [24a](第 51 項)

「規則 19(1)の下に行政拘留で拘束される個人は、刑事訴訟法の下に定める逮捕後 24 時間以内ではなく、『事件の状況を考慮した妥当な期間内で、いかなる場合もかかる拘束日から 30 日以内に』治安判事の前に出廷しなければならない。事実、規則第 19 条(1)の下では裁判所の詳細な調査と判決を逆転する自由裁量は明示的に排除されており、国防相が規則 19 又は 21 の下に拘留命令を出した場合は、裁判所は「拘留延長」命令を出さなければならない。」 [24a](第 52)

「非常事態令では、NHRC による調査を受けないテロ防止拘留施設の設定が認められている。2005 年非常事態令及び PTA の規定では、通常の警察署、拘留施設、刑務所又は拘置所以外の拘留場所で容疑者を拘留することが許され、上記の認定拘留施設についても公表は義務付けられていない。被拘留者がそれを保護する通常の手続き及び保護措置なしに認定施設以外で拘束される場合は、隔離拘留又は強制失踪等の人権侵害の危険が極めて高くなる。」 [24a](第 53 項)

「違法拘留に対する損害賠償の取得に関しては、非常事態令 2006 の第 19 条や PTA の第 26 条等の非常事態規制は、善意で行われた行為については、行政官に対する告訴を禁じている。上記の規定が適用される場合は、通常の救済及び補償手段を利用することはできない。高等裁判所及び上訴裁判所で人身保護令状を申請することは可能だが、かかる申請が認められ釈放された事例はほとんどない。恣意的逮捕及び拘留を防ぐ救済措置には、最高裁判所に基本的権利の申請を提出する方法があるが、訴訟当事者にとって最高裁判所までの移動距離及び弁護士の利用機会の問題は多くの訴訟申請者にとって大きな障害になっている。」 [24a](第 60 項)

- 12.08 2008年9月9日に pro-LTTE のウェブサイト TamilNet が伝えたところによれば、「2005年8月12日、非常事態宣言が公布され、それ以来非常事態は議会の承認を得て毎月徐々に拡大されつつある。」 [38ac]

非常事態に関する最近の詳細情報については、[最新ニュース](#)を参照のこと。

- 12.09 USSD 報告 2008 によれば、

「非常事態令の下では、政府軍は個人を逮捕する権限を与えられるが、軍職員の場合は逮捕後 24 時間以内に容疑者を警察に引き渡さなければならない。警察は調査副長官又は国防相が発令する拘留命令の下で被疑者を 1 年までは個人を拘留することができる。CFA [停戦協定]の破棄後、国防相はテロ防止法の下に一部の拘留期限を 1 年以上に延長した。多数の NGO 及び個人が苦情を提示したように、政府軍も民兵組織も LTTE 支持者の容疑者を逮捕した後、警察への移送を行わなかったため、これによって逮捕と拉致の境界線が曖昧になった。信頼できる報告によれば、治安部隊と民兵組織は法律上の保護措置を無視した処刑及び逮捕を実行した。」 [2b] (第 1 項 d)

- 12.10 2009年1月24日付けの在 Colombo 英国高等弁務官事務所(BHC)の書簡によれば、

「2008年6月、最高裁判所は非常事態令の下では、逮捕日から 90 日を超えない期間一箇所に拘束された被拘留者は、同拘束期間の満了日にその場所から釈放されなければならない。(出典資料: 2008年6月 *Daily Mirror* (Sri Lanka) 紙)。

「2008年12月15日、最高裁判所は当局が警察拘置所に個人を 1 年半拘留することを認めるよう要求した非常事態令の改正案の実施を留保した。裁判所は 1 年間の拘留後、検察拘置所から警察拘置所に移送(再拘留)された被拘留者は保釈申請権を与えられ、申請が認められなかった場合は法務長官に通知した上で検察拘置所に戻る申請を認められると指示した。」 [15a]

- 12.11 2009年1月24日の BHC 書簡が詳しく述べたところによれば、

「訴追なしに 90 日後に釈放する判断は裁判所の自由裁量に任されているようである。非常事態権限の下に拘留され、拘留期間が訴追なしに 90 日間を超えた個人の事例は周知である。英国高等弁務官事務所の領事館部の注意を引いた特殊事例では、裁判所は被拘留者の拘留期限を 2 週間ごとに審査した。裁判所はこの事例の特殊な状況を理由に、被拘留者の拘留を引き続き妥当であるとみなした。領事館部は、拘留期間を最大 12 カ月間とし、その後容疑者を訴追又は釈放しなければならない条件に限定して法制化された非常事態権限としての分類を要求する。当局の助言によれば、被拘留者は現在、無制限に個人を拘留する権限を定めたテロ防止法の下に拘束されているということである。」 [15a]

- 12.12 2009年6月の ICG 報告書によれば、

「政府軍又は警察による拘留は下級裁判所において以下の 3 つの方法で異議申し立てを行うことができる。まず、ある個人が刑事訴訟法又は非常事態法

(PSO 又は PTA)の下に拘留されている場合は、その個人はある時点で治安判事の前に出廷しなければならない。次に、違法に拘留延長されている個人の場合は、拘留の法的根拠に異議を申し立てる手続きである『人身保護令状』を提出することができる。最後に、最高裁判所に基本的権利の申請を提出することができる。上記の方法はいずれも、警察当局の有効な調査対象にならない。拷問の被害者が事後の損害賠償を取得することは極めて困難である。」 [76c] (16 頁)

12.13 同報告書の続きによれば、

「非常事態令では、警察は被疑者を収容する拘留施設一覧の公表を義務付けられない。被拘留者は警察又は政府軍の施設の一部に拘束されることが多く、そこでは弁護士の接見は受けられない。被拘留者は多くの場合逮捕された場所から他の場所に移送される。タミル人が多数派の Vavuniya 地区及び Trincomalee 地区はシンハラ人が多数派の Anuradhapura 地区から移送されるのが一般的である。Mannar 地区、Anuradhapura 地区及び Vavuniya 地区で逮捕された被拘留者は Kandy 地区に移送される。被拘留者は家族や弁護士に通知されずに隔離拘留されるか逮捕された場所から別の拘置所に移送されるため、正確な人数はわからない。」 [76c] (18-19 頁)

12.14 FCO による 2009 年 8 月 23 日～29 日のスリランカ Colombo への情報収集視察に関する報告書 (2009 年 10 月 22 日付、以下「FCO 報告書 2009 年 10 月版」)の記録によれば、

「元首席判事 Silva の話では非常事態令(ER)及びテロ防止法に対する救済措置はあるが、国民は法律扶助の利用方法について知識がなく、また人材や費用の問題もある。もう 1 つの大きな問題は、容疑をかけられた際に調査に要する時間の長さである。法務省検察局はこれに大きく貢献した。警察が容疑者を 2、3 カ月以内に起訴できない場合は、保釈金で釈放しなければならないことになっているが、必ずしも釈放するとは限らない。裁判所側に容疑者を釈放する特定の理由が常にあるわけではないため、拘留状態のまま忘れられる容疑者もいる。拘留状態が長期間続くのが一般的である。」 [15m] (第 2.11 項)

12.15 ER に関する広範な情報は 2009 年 3 月付けの International Commission of Jurists (ICJ) の『報告資料: スリランカの非常事態法』 (2009 年 12 月 16 日閲覧)で閲覧できる。 [79a]

第 8 項「包囲捜索活動」も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

保釈/状況報告

12.16 2008 年 10 月 1 日付けの在 Colombo BHC の書簡によれば、

「スリランカでは、不起訴の釈放はよく見られる慣習である。ただし、保釈不可能とみなされる犯罪もあり、保釈法 (1997 年の第 30 号)の規定では、死刑又は終身刑で罰すべき犯罪を実行する若しくは実行したことが懸念される

容疑者又は被告は、高等裁判所の判事以外によって保釈してはならない。保釈が認められた場合は状況報告が公布されるのが一般的である。状況報告を無視する者は、逮捕令状が送達される。」 [15c]

12.17 2009年1月24日付のBHCの書簡が詳しく伝えたところによれば、

「2008年12月30日にTamilnetが伝えたように、3カ月前の包囲捜索活動中の逮捕者は全員保釈された。弁護士は拘留命令で拘束中の個人は90日を超えて拘束できないはずであり、保釈すべきだと訴える嘆願書を裁判所に提出した。Jaffna地方裁判所の治安判事は、警察が90日の拘留期間内に起訴状を提出しなかったことを理由に、各被拘留者に公務員2人の保証人と現金30,000ルピー(188ポンド)を条件とする保釈を認めた。警察当局は、Colombo地区の法務長官から未決拘留の指示があったと主張した。」 [15a]

12.18 2009年6月のICG報告によれば、「治安判事が説明したように『非常事態令下では、簡単に保釈することはできない』ため、いかなる有効な措置も不可能である。非常事態令下での保釈申請は法務長官を経由して提出されるが、申請要請の回答は1カ月では出ないことが多い... 非常事態法に関連する拘留の場合は、法的代理権は刑事訴訟よりも困難である。」 [76c] (p18 頁)

第33項「出入国手続き」も参照のこと。

逮捕令状

12.19 上記の2008年10月1日のBHCの書簡が伝えたところによれば、

「被告が正式に逮捕令状の写しを入手することは困難である。逮捕令状が発行されると、写しは裁判所で保管され、原本は警察に渡される。被告は関連する裁判所に逮捕令状の写しを申請することはできないが、現実的に、スリランカでは偽造文書は容易に取得できる。現在の十分な証拠に裏付けられた警察の腐敗に対する懸念を考えると、警察内での事前の接触を要求されるだろうが、連絡が逮捕令状の写しを入手することは困難になると思われる。」 [15c]

第8項「治安部隊」、第28項「移動の自由」も参照のこと。

犯罪記録

12.20 2009年4月付けの在Colombo英国高等弁務官事務所(BHC)の書簡は、2009年4月9日に実施したスリランカ警察の犯罪記録課(CRD)への訪問、及びCRD課長と共同主催した会議について説明している。それによれば、

「CRDは国内犯罪記録の唯一の保管施設である。この部門は有罪判決を受けた犯罪者の写真及び指紋を添付した500,000人以上の記録書類を保管する。CDRでは400人を超える職員が勤務しており、犯罪現場から証拠となる指紋

を採取し、地元警察が容疑者から採取した指紋記録を回収する意図で、2週間の逮捕令状に基づき警察官官/指紋の専門家を国内各地に派遣している。

「SSP [警視総監] Wijegunawardena [CRD 部長] の説明によれば、中央的な統括機関はなく、指紋記録を照合又は保管する設備もない。同氏に付き添われて指紋部門を見学し、8人の『照合担当者』が木製の椅子に座って犯罪現場から採取した指紋を拡大鏡で比較している様子を見学した。この部門にはコンピュータシステムはなく、書類は部屋の棚に保管されていた。」 [15f]

第 31 項「市民権及び国籍」、第 33 項「出入国手続き、従属項失敗に終わり帰還した亡命希望者の処遇」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

13. 刑務所の現状

- 13.01 2009年2月25日に発行された米国国務省(USSD)人権実践に関する国別報告書 2008 スリランカ編 (USSD 2008)によれば、

「刑務所の現状は急激な過密化と衛生施設の不足により国際基準に適合しなかった。UNSR Nowak の 2007 年評価によれば、収容人数 8,200 人を想定して設計された刑務所は現在 28,000 人の受刑者を収容している。場合によっては青少年と成人が分離されないこともあった。公判前の被拘留者は受刑者と別々に収容された。Nowak によれば、受刑者はコンクリートの床で寝かされており、ほとんどの監房は日光が当たらず通気も不十分であった。女性受刑者は男性受刑者と別々に収容され、一般的傾向として男性よりも条件に恵まれていた。しかし、一部の人権擁護団体の主張によれば、過密状態、女性受刑者に対する虐待や嫌がらせを含む品位を傷つける扱いは個別に発生した。Nowak の評価によれば、『特定の刑務所施設の苛酷な過密状態と基礎設備の古さは業務にも職員にも耐えがたい負担を与えており、Colombo Remand Prison 等の一部の刑務所では、それが収容者にとって品位を傷つける扱いになっている。』Nowak によれば、拘留施設の状況を監視し、収容者の個人面接や健康診断を行う独立した機関がない。」 [2b] (第 1 項 c)

- 13.02 また同報告書によれば、

「政府は民間の人権監視団及び国際赤十字委員会(ICRC)の訪問を許可した。ICRC の報告によれば、政府からも LTTE からも支配地域の刑務所及び拘留施設への立入り制限を受けることはなかった。政府は 2007 年から Nowak の政府系刑務所及び警察の拘留施設への立ち入りを無制限に許可したが、政府軍諜報部が運営する拘留施設への立ち入りは、収監者はいないと主張して許可しなかった。信頼できる複数の情報筋によれば、LTTE 支持者の疑いがある者を収容し、拷問や処刑が行われる政府の秘密拘留施設が存在する。ICRC も民兵組織が運営する違法拘留施設への訪問は許可されなかった。」 [2b] (1 項 c)

- 13.03 2009年5月27日に公表された ICRC 年次報告書によれば、

「非常事態令の下に拘束される被拘留者の安全並びに政府軍に投降後拘留された LTTE 戦闘員を重視して、拘留施設の訪問を続けた。LTTE に拘留された人も訪ねた。

「武力紛争に関係する治安対策の強化によって、非常事態令の下に逮捕される人数が次第に増加した。同法では一時拘留施設における収容期間の延長が認められている。ICRC は標準的活動手続きに従って、警察拘置所内の収容者、Boosa 拘留施設の治安拘留者及び治安部隊に投降した元 LTTE 戦闘員等の内戦関連の逮捕者を訪問した。ICRC の記録では、165 箇所 of 拘留施設を延べ 992 回訪問し、合計 24,433 人の被拘留者に聞き取り調査を行った。このうち 3,340 人は個別に監視し、2,480 人を新たに登録した。 [34d] (211-212 頁)

- 13.04 ICRC 2008 年報告の詳細な記録によれば、「武力紛争は激しさを増していたが、ICRC は LTTE 拘留施設の収容者への面会を許された。収容者の多くは刑事犯罪で拘束中であった。」 12 箇所の拘留施設を述べ 23 回にわたって訪問

し、80人の被拘留者に面会した。このうち12人を個別に監視し、2人の拘留者を登録に追加した。[34d] (213頁)

- 13.05 International Centre for Prison Studies が作成し 2009年9月7日に最終改訂されたスリランカの刑務所概要の記録によれば、2007年7月31日時点で公認収容者数 10,692人(2004年時点)に対し、総収監者数は 25,537人(全体の49.4%を占める未決拘留/再拘留者を含む)であった。刑務所の人口比率(人口100,000人に占める収容者数)は、2007年7月末時点で(推定人口2,110万人を基準として)121人であった。」 [65]
- 13.06 FCOによる2009年8月23日～29日のスリランカ Colombo への情報収集視察に関する報告書(2009年10月22日付、以下「FCO報告書2009年10月版」)の記録によれば、

「少将 V.R. Silva 刑務局長の説明によれば、スリランカには以下の刑務所がある。

- 閉鎖刑務所 3箇所 (Welikada 刑務所、Matara 刑務所、Galle 刑務所)。
- 再拘留刑務所 19箇所 (公判前拘留)。このうち3軒は Colombo 地区にある (Colombo 刑務所、New Magazine 刑務所及び Negombo 刑務所)。
- 労働キャンプ 8箇所 (短期受刑者用)。
- 開放刑務所 2箇所
- 少年犯罪者のための更正センター 2箇所。
- 留置所 25箇所。

「Silva 少将の話では、初犯者は通常 Welikada 刑務所に送還され、再犯者は他の閉鎖刑務所に送られる。治安判事は管轄地域近隣の施設に被疑者を再拘留することができる。非常事態令(ER) 及びテロ防止法 (PTA) の下に逮捕された者は、初犯者の場合は Welikada に送られ、未決囚は再拘留刑務所に送られる。拘留後は、裁判所に出廷することになっている。被疑者を再拘留刑務所に送還するか否かの決定は治安判事が下す... (paragraphs) 受刑者は民族 (タミル人、シンハラ人及びムスリム) ごとに集団房に収容されるが、治安判事は安全上の理由で、一部の受刑者に対し独房収監を要請することができる。同少将によれば、女性は個別に収容され女性看守に監督される。新生児/幼児を同伴する母親は同じ監房に収容される。」 [15m] (第 2.52 項)

「Silva 少将は収監者について直近の数字を提示した。それによれば、
受刑者: 男性 14,000人、女性 350人
未決囚: 男性 13,500人、女性 975人」であった。 [15m] (第 2.53 項)

「同少将の話では、刑務所システムは収容者 12,000人までを楽に収容できるよう設計されたため、過密状態が刑務所の問題になっている。拘留条件については、法務・法律改革省が任命した Board of Prison Visitors が全刑務所を訪問した。この組織は全ての刑務所をいつでも抜き打ち訪問することができる。同組織は会議で様々な問題を討議し、報告書の形で同省に勧告を行うことになっている。」 [15m] (第 2.54 項)

「Silva 少将は Boosa 刑務所に関する質問に対し、全体は再拘留刑務所だが、一部の施設をテロ調査部 (TID) が利用及び管理する複合刑務所だと述べた。TID は取り調べを行うために Boosa を再拘留刑務所として使用する権限を与

えられた。再拘留刑務所の状況について具体的に尋ねたところ、Silva 少将はほとんどが英国人の建設した古い建物であると答えた。所内は基礎設備が設置されているが、過密状態の問題がいくつかあると述べた。」 [15m] (第 2.54 項)

13.07 FCO の 2009 年 10 月の報告書の記録では、

「[人権擁護活動家の話では]警察の留置所は超過密状態(小型監房に最大 14 人が収容される状態)だが、所内の状況は警察署ごとに異なる。所内の状況は通常、極めて粗末である(マットはなく収容者は新聞紙の上で寝ており、同じ監房の床穴をトイレ代わりに使っている)。同氏はタミル人囚が他の収容者と別々に収容されていることは知らなかった。当局者の重要関係者は通常、テロ調査部(TID)に拘束され、数カ月後によく Boosa 拘留施設に送られるということである。」 [15m] (第 2.47 項)

「在 Colombo スイス大使館代表によれば、[Colombo 地区]の Kotahena 署及び Matara 署等の警察署は拷問で有名である。容疑者は徹底的に殴られ、場合によっては逆さ吊りにされたり、ガソリンを含ませたビニール袋で窒息死寸前の状態にさせられたりする。女性はたいてい殴られないが、平手打ちを受けることがある。強姦や性的虐待を受けることはほとんどない。苛酷な拷問の適用が以前より少なくなったという点で刑務所内及び警察署は改善が見られた(ICRC も確認した)。また、[スイス政府がスリランカの国内亡命申請者を受け入れた]亡命申請者が提供した情報によれば、取り調べ中及び逮捕時にはたいてい拷問が行われるが、拘留中や再拘留期間中はめったに行われない。」 [15m] (第 2.49 項)

第 8 項「拷問」も参照のこと。

「CPA によれば、収容施設は「5 つ星」ではないが、状況は警察署によって異なる。タミル人居住地区は懸念が高まっており、高い水準に達しなかった。受刑者は食事を与えられるが、恐怖のあまり眠れないことが多いという。看守と良好な関係を築いた者は、他の受刑者よりも長く話すことができた。大使館員又は弁護士が訪問する場合は、受刑者は別々の会議室に入れられる可能性が高い。基礎施設は設置されていたが、たいていは超過密状態で警察署及び時間帯によって様子は様々であった。一部の警察署は、拉致事件で有名だが実情は単なる失踪であった。」 [15m] (第 2.56 項)

「Mano Ganesan MP によれば、刑務所は超過密状態で満足できるものではなかった。政府が基礎施設に注意を払ったことはなく、受刑者は定期的に暴力防止を訴える抗議運動をしている。」 [15m] (第 2.57 項)

13.08 2008 年 6 月 1 日にアクセスした Sri Lanka 統計局 (統計概要 2008 – 第 XIII 章 – 社会状況、犯罪の種類別に分類した重大な犯罪 2000 – 2007 の記録によれば、2007 年の未決囚は合計 99,513 人 (シンハラ人 66,230 人、タミル人 20,353 人)であった。同じ年の既決囚は合計 31,306 人(シンハラ人 20,502 人、タミル人 4,886 人)であった。 [58e] (表 13.09-13.10)

- 13.09 2008年10月15日に pro-LTTE のウェブサイト TamilNet が伝えたところによれば、「受刑者がタミル国民連合 Batticaloa 地区議員 [P. Ariyaneththiran に申し立てた苦情によれば、[10月15日] 木曜日、スリランカ軍(SLA)兵士20人は Colombo 地区の Magazine Prison に侵入し、収容者の服を剥ぎ、性的嫌がらせを行った。」 [38i]
- 13.10 同ウェブサイトが 2009年1月2日に伝えたところによれば、
 「Anuradhapura 刑務所に収容されていたタミル人及びムスリム容疑者7人は月曜日、Mannar 地方裁判所に苦情を申し立てた。Mannar 地区の司法筋によると、土曜日と日曜日に外部から侵入したシンハラ人の暴漢5人と看主10人に Anuradhapura 刑務所内で裸にされ、警棒で殴られたということである。被害者が苦情の中で述べたところでは、この事件は Anuradhapura 刑務所からタミル人受刑者3人が脱走した後に発生した。司法筋によると、Mannar 地方裁判所判事 A. Judson は収容者に残虐かつ非人道的な扱いに加担した看主を、2月2日に行われる次回の法廷審問に出廷させるよう警察調査長官(IGP)、Commissioner of prisons 及び Anuradhapura 警察署長に命令した。判事はまた、Judicial Medical Officer (JMO)に被害者の健康診断を行わせ、2月2日にその報告書を提出するよう Anuradhapura 刑務所長に命令した。」 [38c]
- 13.11 2010年1月5日に TamilNet が伝えたところによれば、
 「Colombo 再拘留刑務所に収容中の360人を超える受刑者が、警察当局に訴訟又は保釈の迅速な手続きを求めて大規模なハンガーストライキを決行した... 信頼できる情報筋が火曜日に TamilNet に伝えたところによれば、先週日曜日、釈放を要求する抗議運動を計画していたタミル人政治犯が看主に襲われた。タミル人受刑者の襲撃ニュースが Magazine 刑務所内に流れると、警察当局は2つの受刑者集団間で衝突が発生したと主張した。抗議運動に参加した受刑者と親しい情報筋はこの主張を否定し、受刑者は看主に襲われたと述べた。タミル人政治『犯』の多くは審理も法廷裁判もない状態で何年も拘留されている。」 [38x]
- 13.12 同じ報告書が伝えたところによれば、2009年には7月と9月と11月に Welikada 刑務所でハンガーストライキが発生した。「Welikada 刑務所で複数のタミル人政治犯が[7月28日]から決行したハンガーストライキが5日目を迎えた7月31日、政治犯がテロ防止法(PTA)の下に逮捕された後、出廷も起訴手続きもない状態で今も国防省管理下で拘留されているおよそ200人のタミル人がこのストライキに参加していた」 [38ad]伝えられるところによれば、2009年9月18日、「Colombo 地区の Welikada の大刑務所では、このストライキに参加していた少なくとも36人のタミル人政治犯が看主及び収監者からひどい虐待を受けた...」そして、「その数週間前の2009年8月には WALIKADA のスリランカ中央刑務所2人のタミル人政治犯が『疑わしい状態』下で死亡した。」 [38y] 「Colombo 地区の Welikada で最も警備の厳重な中央刑務所では、合計600人のタミル人政治犯のうち135人が2009年9月20日時点で、今もハンガーストライキを続けている...」2009年11月15日、「タミル人政治犯87人が命の保証と、金曜日に仲間のタミル人受刑者が看主のいる前でシンハラ人受刑者に襲撃されたため今後の安全強化を求めて、[11月14日]朝から始まったハンガーストライキが続いていた...」。 [38ab]

第 8 項「非常警戒及び捜索活動及び拷問」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

14. 死刑

- 14.01 2009年5月28日に公表された Amnesty International 年次報告書 2009 スリランカ編では、スリランカを「事実上の廃止国」とみなした。」 [3c] Hands off Cain は 2009年7月31日に更新した『死刑に関する各国の現況』の中でもスリランカを「事実上の死刑廃止国」とみなし、1976年を最後の死刑執行年と報告した。 [25a]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

15. 政治的所属

政治的表現の自由

- 15.01 2009年2月25日に発行された米国国務省(USSD)人権実践に関する国別報告書 2008 スリランカ編 (USSD 2008)によれば、

「平和的な方法で政権交代を行う人民の権利は法の定めるところである... EU の Election Observation Mission は 2005 年大統領選挙を概ね満足できると説明した。LTTE は投票をボイコットし、北部州及び東部州で手榴弾攻撃を行った。この結果、北部州の有権者の 1%弱は投票権を行使することができなかった。[2008 年]末の時点で、選挙前に Rajapaksa 陣営と LTTE 間に事前協定があったとする執拗なメディア報道について調査するために 2007 年から始まった議会審査会の結論は出ていなかった。

「[2008 年]5 月 10 日、政府は新設された東部州評議会 (EPC)の選挙を実施した。6 月 4 日、TMVP 党首 Pillaiyan が EPC 議長に就任した。野党及び監視団は不正投票疑惑について批判し、暴力行為と脅迫について TMVP を非難した。

「[2008 年]8 月 23 日、北中部州及び Sabaragamuwa 州の議会選挙において過半数を獲得した。選挙監視団の指摘では、投票前の数週間は選挙関連の激しい武力攻撃が発生したが、両州の投票とも概ね自由かつ公正に行われた。」 [2b] (第 3 項)

- 15.02 2009年4月の Economist Intelligence Unit (EIU)の国別報告書スリランカ編は 2008 年民主主義指標の中で、スリランカを「欠陥のある民主主義」と表現し、167 カ国中 57 位にランク付けした。民主主義はしっかりと定着したが、重大な問題が存在した。 [75k] (p)

- 15.03 International Crisis Group (ICG)の 2010 年 1 月 11 日付の報告書、スリランカ: 苦い平和によれば、「特に終結前数カ月間の内戦の残忍性は、スリランカの民主主義的な機構及び統治を弱体化させた。」 [76b] (概観)

最近実施された大統領選挙後の情報については[最新のニュース及び第 5 項「政治体制」](#)も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

結社と集会の自由

- 15.04 USSD 報告 2008 に明記されたように、

「結社の自由は法の定めるところであり、実際のところ政府は概ねこの権利を尊重したが、ある面では制約があった。例えば、2005 年非常事態令では、会合、集会及び抗議行進を制限する権限を大統領に付与する。同法によれば、国民投票の直前は政治色の強い全体集会及び抗議デモを行うことができないとあるが、野党及び少数派団体を含め、抗議デモの実施をほぼすべて許可した。」 [2b] (第 2 項 b)

15.05 同報告によれば、

「結社の自由は法の定めるところであり、実際のところ政府は概ねこの権利を尊重したが、非常事態令下では一部の制約が設けられた。政府は情報部員を使って個人情報を引き出し、結社を根拠に個人の逮捕及び取り調べを行った。LTTEはその支配地域において結社の自由を認めなかった。伝えられたところによれば、LTTEとTMVPは州民を政治集会に強制的に出席させた。」

[2b] (第2項b)

- 15.06 2009年7月16日に公表された Freedom House の報告書『世界の自由2009、スリランカ編』によれば、「結社の自由は概ね守られている。2005年の非常事態令は大会及び集会の開催を制限する権限を大統領に与えているが、通常、抗議デモの許可は認められている。警察は稀に、過度な武力を行使して抗議デモ参加者を解散させることがある。」 [46c] (政治的権利と人民の自由)

目次に戻る
出典リストに戻る

反政府勢力と政治活動家

- 15.07 欧州委員会『スリランカにおける特定の人権条約の効果的実施に関する調査結果報告書』2009年10月19日(2009年10月のEU報告書)によれば、対立政党員の逮捕及び拘留には非常事態法及びテロ防止法が利用された。 [24a] (第55項)

- 15.08 ICG の 2010 年 1 月報告書によれば、スリランカ政府軍は対立政党員に対する武力攻撃を続けている。

「Rajapaksa 大統領の家族が国有地の住宅建設計画に反対する抗議運動を主導した UNP 議員 Ranga Bandara の自宅が全焼した。2009年7月から8月にかけて行われた南部州議会選挙の活動期間中、及び11月に大統領選挙活動が開始されて以来、JVPの事務所と運動参加者は頻繁に襲撃を受けた。」 [76b] (18頁)

- 15.09 2010年1月22日のBBC Newsの報道によれば、「警察の話では、大統領選挙の数日前に、スリランカの首都 Colombo 市内にある反政府活動家の自宅が火炎瓶で襲撃された。この爆発で、Mahinda Rajapaksa 大統領の対立候補 Sarath Fonseka 陣営の1人である Tiran Alles の自家用車1台が破壊され、家屋が損傷した。Alles は家族と共に脱出し無事だった。」 [9k]

最近実施された大統領選挙後の情報については最新ニュース、また、第4項「最近の展開」、第12項「逮捕と拘留 - 法的権利、非常事態令」、第16項「言論とメディアの自由」、付録C: 政治組織も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

16. 言論とメディアの自由

- 16.01 欧州委員会『スリランカにおける特定の人権条約の効果的実施に関する調査結果報告書』2009年10月19日(2009年10月のEU報告書)によれば、

「報道の自由と表現の自由はスリランカ憲法の保障するところであるが、非常事態令では、政府は表現の自由を不均衡に制限することが許される。一部の非常事態法は、『国の安全を損なう』情報又は資料の伝達と保有を制限することを意図するため、様々な刑事犯罪を生み出す。この広義に定義される犯罪は解釈の余地が極めて大きく、個人は自分が罪を犯していることに気付きにくくなる。」 [24a] (74)

- 16.02 2009年5月1日に公表された Freedom House の『世界の自由 2009、国別報告スリランカ編』によれば、

「報道支局は政府とタミルの虎反政府軍間の激化する紛争の報道範囲を次第に制限されるようになり、特に戦乱で荒廃した北部州のジャーナリストが攻撃や脅迫を受ける危険性が高まったため、2008年を通じてメディアの自由は依然として縮小の一途をたどっている。表現の自由は憲法の定めるところであるが、この権利は多くの法規則によって制限される。1973年の報道評議会法では、会計、防衛及び治安に関する情報に加え、行政機関の特定の決定の公表が禁じられるのに対し、数十年前に制定された国家機密保護法では指定された『秘密情報』の報告が禁じられる。」 [46a]

- 16.03 2009年6月25日に International Federation of Journalists (IFJ) は報道評議会を再開する政府の決定を強く非難した。それによれば、

「1973年のスリランカ報道評議会法は、侮辱罪でジャーナリストを起訴し服刑期を延長する権限、及び政府の内部情報や内閣の決定事項、政府軍に関連する問題など、特定の内容のメディアによる公表を禁止する権限を含め、国の安全を損なうとみなされ得る軍関係の問題、さらに人為的不足と投機価格の上昇につながり得る経済政策問題等の特殊な内容のメディア公表を禁じる厳格な規定を包含する。」 [18d]

- 16.04 米国国務省(USSD)が2009年2月25日に公表した「人権状況に関する国別報告 2008年版、スリランカ編」(USSD 2008)によれば、

「言論と報道の自由は法の定めるところである。政府は国内最大規模の新聞社、2大テレビ局とラジオ局1社を所有するのに対し、民間報道各社は独立した様々な新聞社、雑誌社及びラジオ・テレビ局を運営している。政府はメディア企業の新設に政治的規制を課した。スリランカでは複数の海外メディア支局が活動している。Colombo 地区及び内戦の影響が大きい北部・東部州ではメディアの自由はかなり低下している。多くのジャーナリストが習慣的に自己検閲を行っている。

「政府は独立したメディア企業が政府とその政策を批判するのを阻止する努力をした。政府高官は政府に批判的なジャーナリストをたびたび反逆罪で告

訴したり、編集長や出版社に圧力をかけて政府の肯定的な面を強調する記事を書かせたりした。」 [2b] (第 2 節 a)

- 16.05 2009 年 5 月 1 日に公表された Reporters sans Frontières (RSF) スリランカ支部の年次報告書 2009 によれば、スリランカは最近の世界指標で 173 カ国中 165 位に格付けされた。報告書によれば、

「スリランカ政府軍がタミル人分離主義者に圧倒的勝利を収めた所産として、報道及び反政府勢力の意見を抑制する横暴な活動が開始された。スリランカは選挙で選出された民主主義政府の国の中でメディアの自由を最も尊重しない国である...政府軍及びシンハラ人超国家主義者は民間メディア企業及び特に軍事問題の専門家に対する日常的な嫌がらせを組織的に行った。国内報道機関は少し前までは優れた調査能力で有名だったが、追放処分又は活動停止処分を受けたことで、政府軍の戦略を敢えて批判したり調査したりするメディア企業は見られなくなった。」 [27a]

- 16.06 Freedom House はスリランカの報道部門を『自由でない』として 195 カ国中 155 位に格付けした。(報道の自由 2009、世界報道の自由ランキング一覧表) [46b]

ジャーナリスト

- 16.07 2009 年 10 月の EU 報告書によれば、

「表現の自由の権利実施は、依然として問題である。スリランカはジャーナリストにとって最も危険な国の 1 つに格付けされた。伝えられるところによれば、政府高官は政府に批判的なジャーナリストをたびたび反逆罪で告訴したり、編集長や出版社に圧力をかけて政府の肯定的な面を強調する記事を書かせたりした。政府に批判的なジャーナリストは、言葉の攻撃や暴力行為、嫌がらせ、アクセス制限及び中傷などを繰り返し受けた。これまでに相当数の国内ジャーナリストが国外追放された。場合によっては、スリランカに残された家族が脅迫行為を受け続けたこともある。政府高官は LTTE の支持者や反逆者と同様に、政府に批判的な声、特にジャーナリストを貶める戦略を頻繁に講じた。国防省はウェブページ上で、LTTE の代弁者の役割を果たしたとして複数のジャーナリストを非難した。」 [24a] (第 75 項)

- 16.08 USSD 2008 報告書によれば、「メディア職員は一年を通じて脅威や嫌がらせを受け続けた。国防相 Gothabaya Rajapaksa、軍司令官 Sarath Fonseka 及び労働相 Mervyn Silva をはじめとする政府及び軍高官の声明は政府に批判的な記事を公表したジャーナリストに脅威を与える役割を果たした。」 [2b] (第 2 節 a)

- 16.09 2009 年 5 月 1 日に公表された Freedom House の『世界の自由 2009、国別報告書スリランカ編』によれば、

「スリランカ全土で活動するジャーナリスト、特に人権問題や軍事問題を報道するジャーナリストは、高級官僚と下級官僚の両方から日常的に脅迫や圧力を受けた...このため、自己検閲の水準がかなり高くなった...この 1 年を通じて、ジャーナリスト及びメディア支局に対する脅迫行為や嫌がらせの程度

はますますひどくなった。タミル人の利益の支援者と認識されたジャーナリスト及び報道活動団体は、政府当局による言葉の暴力や身体的暴力に加え、シンハラ国家主義者の自警団員の怒りを買った...こうした脅威を受けて多くのジャーナリストが国外に脱出した。過去に起こったジャーナリスト襲撃事件及び殺人事件は十分な調査を踏まえて告訴されることはなく、これによって刑事免責の風潮が定着した。」 [46a]

16.10 報道の自由 2009 の続きによれば、

「一部の民間新聞社及び放送局は依然として政府の政策を厳しく調査した上で様々な見解を提供しているが、メディア支局は次第に分極化の様相を呈しており、報道内容のバランスを図る意図で紙面の枠が縮小された。ここ数年では、メディア所有権も統合化が進んでおり、民間報道支局が政府の身近な人物又は公的立場を有する人物の所有物になっている。Colombo 地区を拠点とする Free Media Movement は、スリランカ最大規模の新聞社、2 大テレビ局及びラジオ局 1 社を含む国営メディアは政府の影響力が大きいと述べた上で、編集長への圧力、上層部の不当な解雇及び偏向報道の事例を列挙した。」 [46a]

16.11 Reporters Sans Frontières (RSF) のスリランカ年次報告書 2009 によれば、

「スリランカ国内のジャーナリストを待ち受けているのは殺人、身体的虐待、誘拐、強迫及び検閲である。...長い間タミル系メディアに限られていた報道部門に対する暴力は、今ではシンハラ系及び英国系メディアに勤務するジャーナリストにも及ぶようになった。人気の高い MTV 系テレビ局 Sirasa が武装集団に襲撃され、伝えられるところでは、『愛国精神』の欠如が原因のようであった。2009 年 1 月には高い独立性を誇る Sunday Leader 紙の編集長 Lasantha Wickrematunga が Colombo 市内で暗殺された。この 3 年以内に発生したジャーナリスト殺人事件及び襲撃事件はすべてそうだが、警察当局は容疑者を逮捕することができなかった。」 [27a]

「政府は独立性が高いとされる Sunday Times 紙の J. S. Tissainayagam と Uthayan press group の N. Vithyatharan を含む 3 人のジャーナリストを収監し『テロ行為』で起訴するという方法で、タミル人ジャーナリストに意図的に恐怖感を植え付けた。3 人は [その後開放された]。(IF、2009 年 4 月 27 日) [18c] 他のジャーナリストは立件内容の証拠なしに拘束されている。

「海外報道各社は、スリランカ国内での活動がこれまでになく困難になったと述べた。大統領の弟に当たる Gotabhaya Rajapaksa は国内で報道を行ったことを受けて、BBD と al Jazeera after の両メディアに報復すると脅迫した。国際報道機関に勤務する複数のフォトジャーナリストは政府軍支持者から脅迫を受けた後、国外追放された。この他にも多くのジャーナリストや報道関係者が次々と追放処分を受けた。」 [27a]

16.12 2009 年 5 月 28 日に公表された Amnesty International 報告書 2009 スリランカ編 (2008 年 1 月から 12 月までの出来事)によれば、「ジャーナリストは政府職員及び武装集団構成員から身体的虐待、拉致、脅迫行為、嫌がらせを受け、場合によっては射殺されることもあった。北部及び東部州で活動するジャーナリスト及びメディア関係者は特に危険な状態にあった。」 [3c]

16.13 2009年1月8日に公表された RSF の報道発表によれば、

「Reporters Without Borders は、車で通勤途中に Colombo 地区でオートバイに乗った男性 2 人組に射殺された Sunday Leader 紙の編集長 Lasantha Wickrematunga の殺害事件に激しい怒りを示した。Reporters Without Borders は『スリランカは最も優秀で勇敢かつ進歩的なジャーナリストを 1 人失った』と述べた。そして、『直接責めを負うべきは Mahinda Rajapaksa 大統領、その側近及び国営メディアにある。彼に対する憎しみを煽り、報道機関に対する暴力に関して言語道断のレベルの刑事免責の発現を可能にしたからである』と付け加えた...Rajapaksa 大統領は昨年 10 月の Colombo 地区で活動する Reporters Without Borders 代表との取材の中で Wickrematunga を『テロジャーナリスト』と呼んだ」

「Sunday Leader 紙の歯に衣着せぬ表現と疑わしい取引の報道は、Wickrematunga が脅迫未遂と名誉棄損訴訟の標的になるという結果を生じた。つい先日訴訟は、大統領の弟 Gotabhaya Rajapaksa が起こしたもので、裁判所は数週間にわたって原告に関する言及を避けるよう同紙に命令する判決を下した。」 [27b]

16.14 2009年1月8日に公表された RSF の報道発表によれば、

「International Press Freedom Mission は今日、スリランカで活動するジャーナリストの殺人及び襲撃について『刑事免責と無関心の文化』を非難した。新年早々に、主任編集長[Lasantha Wickrematunga、上記参照]の殺害及び人気の高い民間テレビ局の襲撃が発生し、この結果メディア界全体が麻痺状態に陥った。International Mission は最新レポート『攻撃されるメディア: スリランカにおける報道の自由の封鎖』の中で政府が行動に出なかったこと、及び報道関係者の襲撃及び暗殺事件を真剣に取り上げなかったことについて政府を批判した。ジャーナリストに対する現状は、その後、長期内戦の最大の被害地域であるスリランカ北部及び東部州から独立した客観的報道を全面的に閉め出す結果になった。」 [27c]

16.15 RSF の新聞発表の詳細によれば、

「International Mission の調査結果によれば、政府の LTTE 掃討戦に批判的な意見を伝える記者や編集者は『反逆者』や『テロリスト』のレッテルを貼られ、検閲と恐怖という不利な状況の中で仕事をしている。International Mission は議員及び政府関係者が暴力や挑発的な発言でメディア関係の職員や組織を攻撃したことに驚きを示した。ジャーナリストの間で身を守るための自己検閲が習慣化したのも無理はない。」 [27c]

16.16 2009年5月4日に公表された International Federation of Journalists (IFJ) の報告書『攻撃の的にされる報道の自由、南アジア 2008-2009』 - 特に Lasantha Wickrematunga と J.S. Tissainayagam の事件に関する詳細によれば、「政府は過酷な対テロ法を展開し、ジャーナリスト逮捕及び訴追した。これは「...最も高い政治レベルから、メディア職員の中傷及び身体的危害の

脅迫や暴力行為は正当な戦術であるという合図が送られてきたようである。」 [18a] (38-43 頁)

- 16.17 2009年6月1日のBBC Newsの報道によれば、Colombo 郊外 Nugegoda の自宅付近で正体不明の襲撃者に拉致され殴打を受けたジャーナリストの Poddala Jayantha は頭と足を負傷して病院に搬送された。

「Jayantha はメディアの自由を訴える運動を展開しており、政府から反政府勢力の支持者と見られている。スリランカで活動する現地メディアの解説者はここ数年で過度の圧力を受けるようになった。既に民間ジャーナリストが何人も殺されている... ジャーナリストの保護義務を怠り、その責任者を訴追しないことについて、政府は報道の自由保護団体から日毎に高まる批判を受け続けている...」 [9b]

- 16.18 2009年9月1日の Amnesty International (AI)の報告によれば、

「[2009年8月31日]月曜日、スリランカの高等裁判所は、タミル人戦争被害者に対する政府の処遇法について批判的な記事を作成及び公表したとして、ジャーナリスト Jayaprakash Sittampalam (JS) Tissainayagam に禁固 20 年を言い渡した。同法廷によれば、その記事は『自主的憎悪』を生み出しテロ行為を助長した。Amnesty International はこれに対し、JS Tissainayagam は良心の囚人であると思われるが、職業上の義務を果たす中で表現の自由を行使しただけで収監されたと反論した。JS Tissainayagam は表現を理由にスリランカの過酷なテロ防止法 (PTA) の下で正式な有罪判決を受けた初めてのスリランカ人ジャーナリストであった。」 [3g]

- 16.19 AI の続きによれば、

「JS Tissainayagam は 2008 年 3 月に逮捕され、警察拘留所に 5 カ月間拘留の後、ようやく訴追された... 検察側も Tissainayagam が拘留中に行ったとされる自白を証拠として提示した。Tissainayagam は警察から拷問を受け、自白を強要されたと主張している。裁判所は提示された証拠には証拠能力があると判決した。スリランカは古くから、囚人の拷問及び虐待が行われてきた国である。PTA の下では、自白が脅迫又は拷問によって引き出された者であることを証明する立証責任は被告に課される。」 [3g]

- 16.20 2010年1月13日のBBC Newsの報道でJS Tissainayagamの保釈が伝えられた。それによると、

「タミル人のJS Tissainayagam は水曜日、上訴裁判所で自由を勝ち取った... 同氏の弁護士 MA Sumantharan が BBC に話したところによれば、保釈金は 50,000 スリランカルピ (440 米ドル) に設定された Tissainayagam はパスポートも強制的に没収された。Sumantharan によれば、依頼者は有罪判決に対する上告審理まで刑務所から釈放されることになっている。BBC Colombo 支局の Charles Haviland の話では、今回の事件は法務長官(検察長官)が迅速に動かない限り、2年にかかるということである。」 [9h]

- 16.21 ジャーナリストの状況及びジャーナリストに対する最近の攻撃に関する追加情報は、下記ウェブリンク: [Committee to Protect Journalists \(CPJ\)](#)、スリラ

ンカ 2009、Committee to Protect Journalists (CPJ) 2008年に発生した報道部門への攻撃, [57a] 及び International Federation of Journalists (IFJ) 2008年5月から2009年4月までに発生したスリランカ政府による報道の自由侵害事件で閲覧できる。 [18b]

インターネットの自由

16.22 USSD 報告書 2008 年が伝えたところによれば、

「2007年6月、政府は大手インターネットサービスプロバイダ2社に対し、LTTEのニュースウェブサイト TamilNet へのアクセスを制限する命令を下した。[2008年]末の時点で、アクセスは復帰していなかった。個人も集団も電子メール等を使えばインターネットを介して様々な意見交換に参加することができる。野党が運営するウェブサイトを含め政府に批判的なウェブサイトは多数存在するが、政府はシンハラ人に対する『反逆者』の殺害を要求するウェブサイトを取り締まる措置は講じなかった。」 [2b] (第2項 a)

16.23 2009年5月1日の Freedom House 『報道の自由 2009』国別報告書スリランカ編によれば、

「インターネット及び外国放送局へのアクセスは概ね制限されないが、海外支局は[2008年]を通じて報道規制下に置かれた。例えば British Broadcasting Corporation は国営放送局 Sri Lanka Broadcasting Cooperation (SLBC)から断続的な妨害を受けた。加入に伴う高額な費用が障害になっている国民が多いのが現状で、2008年のインターネット使用者は全人口のわずか3.7%であった。2007年6月、政府は大手インターネットサービスプロバイダ2社に対し、LTTEのニュースウェブサイト TamilNet へのアクセスを制限する命令を下した。この禁止令は2008年末時点で引き続き有効であった。オンラインニュースウェブサイト Lanka Dissent の編集長は5月に、サイトがサイバー攻撃で遮断されたと申し立てた。」 [46a]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

17. 人権擁護機関、組織及び活動家

- 17.01 米国国務省(USSD)が 2009 年 2 月 25 日に公表した「人権状況に関する国別報告 2008 年版、スリランカ編」(USSD 2008)によれば、

「国内外の多数の人権擁護団体は、政府の規制が強化される中、引き続き人権侵害訴訟を調査しその調査結果を公表した。政府は正規の拘留施設については、ICRC の無制限の立ち入りを引き続き許可した。ICRC は治安部隊に国際人道法の研修資料を配布し研修を行った。当年中に ICRC は北部及び東部州の LTTE 支配地域において保健教育プログラムも実施し、衛生用品、衣料品及び娯楽品等の物品を提供した。」 [2b] (第 4 項)

「NGO 職員と他の人道支援活動家が正体不明の暗殺者によって殺害された。[2008 年]9 月時点で、NGO 職員及び人道支援活動家 11 人のうち、4 人は行方不明又は失踪者として分類され、10 人は逮捕又は拘留された。」 [2b] (第 1 項 a)

「LTTE と TMVP は引き続き各国 NGO の活動を妨害した。LTTE は難民が北部州の支配地域から脱出するのを阻止し、支配地域で活動する支援組織を管理しようとした。」 [2b] (第 1 項 g)

- 17.02 USSD 報告書 2008 の詳しい報告によれば、「政府は引き続き、派遣団の拡大と国内での独立性を求める国連人権高等弁務官の要求を拒否した。国防省、政府高官及び在外公館は、人権擁護 NGO や国連機関の偏見を日常的に非難した。」 [2b] (第 4 項)

- 17.03 2008 年 9 月 16 日に IRIN が伝えたところによれば、

「UN 機関は 9 月 16 日に最後の国連救援物資隊を派遣した後、タミル・イーラム解放の虎(LTTE) の北部州の支配地域から外国人職員及び事務所をすべて撤退させた...スリランカ政府は 9 月 5 日に、安全状態の悪化を理由に Vanni 地区では国連機関及び職員の安全を保障できないとする指令を発表した...CHA [Consortium of Humanitarian Agencies]によれば、退去指令が発令された時点で、Vanni 地区では国連機関を含む 13 の組織の職員 534 人が活動していた。職員の多くは Vanni 地区内の地元住民であったため、退去しなかった。」 [55g]

- 17.04 International Institute for Strategic Studies (IISS) の武力紛争データベーススリランカ編 2008 年の出来事、日付不明 (2009 年 1 月 6 日に閲覧したウェブサイト)の記録によれば、

「[2008 年 4 月 20 日]、North East Secretariat on Human Rights (NESoHR)の議長 Father Karunaratna が、LTTE の支配地域 Mallavi の Vannivilangkulam で発生したが非合法的なクレイモア爆弾攻撃に巻き込まれて死亡した。NESoHR はノルウェー政府の和平交渉の一環として 2004 年 7 月に設立された機関だが、2005 年時点で創設者 11 人中 2 人が死亡している。政府と LTTE はいずれも暗殺の実行責任を否認している[原文通り]が、多くの外国政府は今回の殺人の責任は両者にあると主張している。」 [51a]

- 17.05 International Committee of the Red Cross (ICRC)のウェブサイト(2009年6月1日閲覧)が伝えたところによれば、

「ICRCは1989年以降、内戦当事者の同意の下に人道活動を実施しており、民間人に人道支援を提供し、市民が政府の領域とLTTE支配地域間を通行できるように検問所に人員を配置する一方で、内戦に伴う被拘留者の訪問も行った。2008年を通じて内戦が次第に激化し、250,000人の住民が250平方キロメートルの集中戦闘区域に閉じ込められる状況になったことで、こうした活動は次第に困難になった。」2009年にスリランカで活動するICRC職員は国外居住者70人を含む646人であった。」 [34c]

- 17.06 2009年5月27日に公表されたICRC年次報告書2008によれば、

「不安定な治安情勢により内戦被害者との接触は困難になったが、スリランカの武力紛争の激化を受けて、ICRCは人道的ニーズを満たす意図で保護支援活動を強化した。必需品の調達及び輸送が妨害されることもあり、これによって特定のプロジェクトの効果的実施に支障が生じるようになった。不安定な治安環境が続く中、政府は多くの国際人道組織にVanni地区からの退去命令を出したが、ICRCは残留を許可された。

「内戦が悪化するにつれて中立機関としてのICRCの役割は次第に重要になってきた。初めはOmanthai検問所に滞在し、その後護衛車を使う方法で住民や救急車、遺体運搬車及び人道救援物資が政府とLTTE支配地域間円滑に通行できるようにした... 検問所の監視又はICRC護衛隊のいずれかを利用して、住民280,000人、救急車両1,600台を含む車両36,000台...さらに食料を運搬するWFPトラックの安全な通行を達成した。」 [34d] (211頁)

- 17.07 2010年1月に公表されたHRW世界報告2010(2009年の出来事)によれば、

「人権活動家も標的にされた。[2009年]5月7日、Centre for Human Rights and Developmentの職員Stephen Suntharajが制服を着た武装男性集団に拉致された。同氏は警察拘留所に2カ月間拘留された後、最高裁判所の命令で釈放されたばかりであった。Suntharajは現在も行方不明である。8月20日、スリランカ系NGOの筆頭組織Centre for Policy Alternativesの代表Paikiasothy Saravanamuttuは欧州域内の貿易特権について同氏を非難した匿名の手紙で殺害の脅迫を受けた。警察は2週間後、再入国した同氏を空港で身柄拘束した。

「政府高官は引き続き、LTTEの協力者又は支持者であるとしてシンパUN及びICRCを含む国際機関を公然と非難した。政府は9月、内戦中及び内戦後の子供達の苦境に注目したUNICEF広報官を追放した。政府は7月、スリランカ東部州の事務所を閉鎖するようICRCに要請し、同機関が北部州避難民と接触することを禁止した。」 [21b] (市民社会アクターに対する攻撃)

第8項「治安部隊、苦情の提示手段」、第16項「言論とメディアの自由」、第27項「人道問題」、第29項「国内避難民」も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

18. 汚職

18.01 2009年2月25日に発行された米国国務省(USSD)人権実践に関する国別報告書2008スリランカ編(USSD 2008)によれば、

「公務員の汚職に対する刑事罰は法の定めるところであるが、政府はこの法律を実効的に実施しなかったため、公務員は頻繁に汚職を行い、刑事免責を付与された...Commission to Investigate Allegations of Bribery or Corruptionは当年末の時点で2,668件の苦情を受理し、このうち965件はまだ調査中であった。政府情報の一般公開を規定する法律はなかった。」 [2b] (第3項)

18.02 2008年7月16日に発表されたFreedom Houseの『世界における自由2009、国別報告書スリランカ編』によれば、「公務員の汚職は不断の懸念事項であり、現在の法的および行政的枠組みは、誠実を推進し、腐敗慣行を処罰するには不適切である... 賄賂・汚職調査委員会により数百件が調査されているかまたは訴追されているところであるが、有罪判決を受けた現役政治家または元政治家は一人もいない。」 (人民の自由)

18.03 2009年11月17日に公表されたTransparency Internationalの腐敗認識指数(CPI)においてスリランカのスコアは3.1点で(180カ国中)97位であった。CPIスコアは国内の公共部門がどの程度腐敗しているかの認識を、0(高度の腐敗)から10(低度の腐敗)の範囲で指摘するものである。[63b]

第6項「政治体制」、第8項「治安部隊、警察」、第11項「司法」、第15項「政治的所属」、第32項「文書の偽造及び不正取得」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

19. 信教の自由

概観

- 19.01 2009年10月26日に公表された、2008年7月から2009年6月までの出来事を網羅する米国務省(USSD)のスリランカの信教の自由に関する報告書が述べたところによれば、

「憲法は仏教に『第一の位置』を与えており、政府は仏教の保護を約束しているが、仏教を国教と認めているわけではない。他の宗教団体がその信仰を自由に実践する権利も憲法の定めるところである。報告機関を通じて政府が信教の自由を尊重する方針は変わらなかった。政府は信教の自由を公然と支持しているが、実際には一部の地域で問題が見られた。仏教過激派及び強制的改宗の疑惑が引き起こした社会的緊張によって、キリスト教教会への散発的攻撃が引き続き発生した。東部州では政府系タミル軍によるムスリムへの武力攻撃も発生した。これらの攻撃はムスリムコミュニティの信仰ではなく、民族間の緊張及び政治的緊張が原因であるとされた。[2a] (序論)

- 19.02 同報告書によれば、「人口の70%が仏教徒で、15%がヒンドゥー教徒、8%がキリスト教徒、そして7%がムスリムである。」 [2a] (第I項) 「宗教に基づく差別は民族に基づく差別ほど頻繁に見られなかった。」 [2a] (第III項)

- 19.03 USSDの信教の自由に関する報告書2009の続きによれば、

「宗教問題省には4つの部があり、それぞれ仏教徒、ヒンドゥー、ムスリム及びキリスト教徒の問題を特定して扱っている。各部の任務を定義する法令によれば、どの部局も宗教的価値観を説き、有徳の社会を促進する計画を策定し実行しなければならない。議会は2004年に初めて導入された『改宗禁止』法について一切措置を講じなかった。...離婚、子供の監護権及び相続をはじめとする家族法関連の問題は、所属する民族集団又は宗教集団の慣習法に合わせて調整される...憲法上では仏教が有意とされているにもかかわらず、政府は他の宗教の主な宗教的祝祭の多くを国民の祝日として祝っている。その中にはヒンドゥー教の豊穰祭、新年及びディーパワリ祭(光の祭り)、イスラム教の聖地巡礼、断食月、預言者ムハンマドの生誕祭、キリスト教の聖金曜日及びクリスマスなどがある。宗教は公立学校のカリキュラムで必須科目になっている。親と子供は仏教、イスラム教、ヒンドゥー教及びキリスト教のどれを学ぶかを選択することができる。他の宗教団体に所属する生徒は公立学校組織の外部で宗教教育を受けることになる。」 [2a] (第II項)

- 19.04 同報告書によれば、報告期間を通じて、北部及び東部州では治安部隊が礼拝施設で個人に人権侵害行為を行う事件が複数発生した。こうした事件は信教の自由に影響を与えたが、宗教的動機によるものではなく、内戦状況によって引き起こされたものであった。」 [2a] (第II項)

- 19.05 2009年2月25日に発行された米国務省(USSD)人権実践に関する国別報告書2008スリランカ編によれば、「法では仏教に『第一の位置』が与えられているが、その他の宗教の信徒が信仰を自由に実践する自由も与えられている。国民の大多数は仏教徒であるが、国教はない。」 [2d] (第2項a)

- 19.06 2009年5月1日に公表された US Committee on International Religious Freedom 年次報告書 2009 によれば、

「同委員会はこちら数年を通じて、宗教少数派の信徒及び礼拝施設を狙った攻撃、並びに制定された場合は国際法の規範に違反し、思想、良心及び宗教又は信仰の自由侵害が発生したと思われる改宗法案により、スリランカの信教の自由について懸念を抱いている... 内戦という背景の中で、民族及び又は宗教に基づく民間人への暴力が全土で発生した。複数の報告が指摘するように、紛争当事者はいずれも、国内の仏教派シンハラ人、ヒンドゥー派タミル人、ムスリム及びキリスト教徒間の宗教間衝突を防止又は中止する方策を講じる意思がない。どの宗教コミュニティの礼拝施設も政府軍と LTTE 軍の両方の標的になっている。宗教上の休日又は祝祭期間中に複数の武力攻撃が発生した。また、ここ数年にわたって、タミル人の統合を目指す LTTE 軍によって北部州及び北東部州から強制退去させられたスリランカ人ムスリムコミュニティは、一部の地域にとって脅威の存在になっている。LTTE は退去させた一部の地域のムスリムに帰還を勧告したとされるが、安全の保障がないため、多くのムスリムは LTTE 支配地域への帰還を躊躇している。」 [77] (224 頁)

ヒンドゥー

- 19.07 USSD 信教の自由に関する報告書 2009 によれば、人口の 15%はヒンドゥーで「最大の少数派民族であるタミル人のほとんどはヒンドゥーである。また、「北部州の[住民]のほとんどがヒンドゥーである。最大の少数派民族であるタミル人のほとんどはヒンドゥーである。」 [2a] (第 1 節)
- 19.08 同報告書によれば、「1983 年以降、政府は国内のタミル人、主に少数派ヒンドゥータミル人の分離独立国家を求めて戦うテロ組織、タミル・イーラム解放の虎(LTTE)と戦ってきた。内戦は 2009 年 5 月に正式に終結した。」しかし、「この紛争において信仰への忠誠は重要な役割を担っていない。これは、言語的、倫理的及び政治的な差異に根ざしたものである。紛争は仏教徒、ヒンドゥー、ムスリムそしてキリスト教徒はいずれも紛争の被害を被った。」 [2a] (第 1 節)

ムスリム

- 19.09 USSD 信教の自由に関する報告書 2009 によれば、「ムスリムのほとんどがスンニ派である。Bohra 族コミュニティの信者を含む少数のシーア派もいる。ムスリムは東部州に多く居住する...」 [2a] (第 1 節)
- 19.10 同じ報告書の記録によれば、

「1990年、LTTEは、国内北部州から、約46,000人のムスリム住民、事実上、住民のうちムスリム全員を追い出した。これらの人々のほとんどは、依然として福祉施設またはその周辺に暮らしていた。一部のムスリムは1997年に北部州ジャフナ市に帰還したが、LTTEから絶え間ない脅迫を受け、そこに留まらなかった。LTTEが、マナー地区から立ち退かされた数千人のムスリムに、紛争が終わるまでは家に帰ってはならないと警告した、という信憑性の高い

報告があった。LTTEのムスリムに対する行動は、イスラム教信仰が原因となるものではなく、LTTEに好意的でない人間を北部および東部から一掃しようとする包括的な戦略の一部だったと思われる。LTTEは、ムスリム社会に対して和解の声明を出したが、多くのムスリムはこの声明に懐疑的だった。LTTEはその後、いくつかの地区にいるムスリム国内避難民(IDP)に危害は加えないと説明し、自宅に帰るよう促し続けた。一部のムスリム国内避難民は自宅に帰ったが、大多数はそうはせず、LTTE支配地域における政府の安全保障が得られるまで待機することにした。2002年の停戦協定以降も、LTTEは、東部で何度も攻撃を繰り返し、ムスリムの命も奪われた。本報告書が対象とする期間の終了時点では、こうした事件での逮捕者はいなかった。2009年5月、政府軍はLTTE軍に勝利したが、こうしたムスリムが速やかに元の家に戻ることができる見込みは依然として立っていない。」 [2a] (第II節)

第 20 項「民族集団」、第 23 項「女性」、第 29 項「国内避難民」も参照のこと。

キリスト教徒

- 19.11 USSD 信教の自由に関する報告書 2009 によれば、人口の 8%がキリスト教であり、西部州に集中する傾向がある。

「キリスト教徒のほぼ 80 パーセントがローマ・カトリックであり、英国国教会やその他の主流のプロテスタント教会も、都市部にある。セブンスデイ・アドベンティスト派、エホバの証人、メソジスト派、バプテスト派、オランダ改革派、英国国教会派、ペンテコステ派、アセンブリー・オブ・ゴッド教団もある。福音主義キリスト教徒も近年増えているが、信徒の数はまだ少数である。」 [2a] (第節)

- 19.12 同報告書の記録によれば、

“... 改宗に反対する仏教過激派による、キリスト教徒への嫌がらせや、キリスト教徒の財物や礼拝施設への攻撃は、本報告書の対象となる期間中、継続的に起こっていた。別の宗派の指導者が、こうした攻撃を公に非難することもあった。イスラム教の少数派の教派のいくつかも、差別や嫌がらせ、礼拝施設や個人への脅しなどを、スリランカのイスラム教徒社会での多数派であるスンニ派から受けていた。警察は概ね、要望に応じて、こうした集団の保護を行った。いくつかの場合では警察の対応が不適切で、地元警察当局者は、伝えられるところによれば、攻撃に関与した個人を告訴するのが好まなかった。National Christian Evangelical Alliance of Sri Lanka は、報告期間中に、キリスト教の教会、組織、宗教指導者又は信徒に対する攻撃が多数発生し、そのうちのほとんどが警察に報告されたと発表した。これらの攻撃のうちのいくつかは、信頼性の高い情報源によって確認された。特に南部州の教会を狙った攻撃は 2008 年 4 月から 5 月にかけて、一般的に発生件数が増加した。最も激しい攻撃は Colombo 地区 Talangama で発生したもので、複数の仏教僧が暴徒を率いて Calvary Church を襲撃し、建物を破壊して牧師に重傷を負わせた。こうした襲撃事件では事件後誰も逮捕されなかった。 [2a] (第 III 節)

19.13 USCIRF 報告書 2009 によれば、

「紛争に直接関係するものではなかったが、教会、聖職者及びその他のキリスト教信者に対する過激な攻撃は依然としてなくなり、伝えられるところによれば、仏教ナショナリズムを信奉する過激派集団の構成員又は関係者の犯行だということである。複数の報告によれば、農村地域では教会や人口のおよそ 7% を占めるキリスト教信者が 1 人又は複数の個人又は大規模集団から物理的攻撃を受けた。伝えられるところによれば、仏教徒をキリスト教に改宗させようとしたことが原因だということである...2008 年 6 月には、**Hambantota** 地区で仏教寺院が主催した反キリスト教集会が開かれ、地元の教会に対する嘆願書が出された。500 人の参加者が集結したこの集会が行われる前には、キリスト教信者の少女が地区内の教会で礼拝に参加したために襲われる事件が発生した。2008 年 3 月には、**Galle** 地区で 200 人の群衆が牧師館を包囲し、この地域から永久に出て行かなければ殺すと言って脅迫した。礼拝後に教会建物の放火や礼拝帰りのキリスト教徒に対する暴行事件が複数報告された。2008 年 2 月には、**Ampara** 地区の **House Church Foundation** の神父 **Neil Sampson Edirisinghe** が、妻がキリスト教に改宗した男性によって殺害された。」 [77] (225 頁)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

20. 民族集団

概観

- 20.01 CIA ワールド・ファクトブック、スリランカ(2009年12月29日更新)の記録によれば、スリランカの人口はシンハラ族(73.8%)、スリランカ・ムーア族(ムスリム)7.2%、インド・タミル族4.6%、スリランカ・タミル族3.9%、その他の民族0.5%及び特定不能10%で構成される(2001国勢調査暫定データより)。**[30]** これに対し、スリランカ統計局の記録(2009年6月1日に閲覧した統計概要2008 – 第II章、表2.10 - 2.11)では、総人口は18,797,257人でその構成はシンハラ族(82%)、スリランカ・タミル族(4.3%)、インド・タミル族(5.1%)、ムーア族/ムスリム(7.9%)、バーガー人(欧州入植者の子孫)(0.2%)、マレー人(0.3%)、スリランカ Chetty(0.1%)及びその他の民族(0.1%)のようになっている。ただし、2001年国勢調査一覧が完成されなかった Jaffna 地区、Mannar 地区、Vavuniya 地区、Mullaitivu 地区、Kilinochchi 地区、Batticalo 地区及び Trincomalee 地区のデータはこれには組み込まれなかった。**[58a]**2009年2月25日に発行された米国国務省(USSD)人権実践に関する国別報告書2008スリランカ編(USSD 2008)の推定によれば、総人口の16%がタミル人であった。**[2b]** (序論)
- 20.02 2009年6月1日に閲覧した Minority Rights Group International のスリランカ概観(日付不明)は民族混合について調査した。それによれば、
- 「スリランカは多民族社会である。多数派はシンハラ族で、インド北部のインド・アーリア語ではなく独自の言語(シンハラ語)を話す。多くは仏教徒である。
- 「タミル族には2つの種族がある。1つは何百年も前にインド南部から移民した『スリランカ・タミル』(別称『Ceylon』タミル又は『Jaffna』タミル)で、タミル語を話す種族の子孫である。もう一方は比較的新しい移民の子孫である『アップカントリー・タミル』(別称『インド・タミル』又は『エステート・タミル』)である。どちらのタミル族もヒンドゥーが圧倒的多数を占め、キリスト教徒の割合は低い。どちらも独自の言語であるタミル語を話す。
- 「ムスリム(スリランカ・ムーア族、マレー族及びその他の少数宗派 Bhora 族及び Khoja 族を含む)の3分の2以上は北部及び東部州に居住する。ほとんどは東部州に居住し、人口の3分の1を占める。これ以外のムスリムコミュニティはスリランカの都市中心部に分散されている。ムスリムはまた、東部州の農民と島全体に分散される貿易商に広く分類することもできる。ムスリムはタミル語及びシンハラ語の両方を話す、居住地域によって異なる。
- 「Vedddhas 族又は Waaniy-a-Laato 族(山間居住民族)は先住民で構成されるごく小規模のコミュニティである。コミュニティ全体が絶滅の危機に瀕している。スリランカにはこれ以外にオランダ人やポルトガル人の血を引く Burgher 人等の少数派コミュニティがある。」 **[62a]**
- 20.03 2009年2月25日に発行された米国国務省(USSD)人権実践に関する国別報告書2008スリランカ編(USSD 2008)によれば、

「[2008年]を通じて、東部州のムスリムコミュニティとタミル人コミュニティ間の緊張状態が伝えられた。原因は TMVP によるムスリムへの脅迫や嫌がらせ行為であった... [2b] 州議会はタミル人議員 34 人とムスリム議員 24 人で構成される。女性議員や少数派議員について、一定数又は一定比率の政党議席を定める規定はなかった... (第 3 項) 全ての人民の平等な権利は法の定めるところであり、実際のところ政府はこれらの権利を概ね尊重したが、ジェンダー及び民族に基づく差別が発生した事例が複数見られた。」 [2b] (第 5 項)

- 20.04 Jane's Sentinel の国別リスク評価『国別報告書スリランカ編』(2010年1月27日閲覧)に記録されたように、

「...シンハラ族とスリランカ・タミル族間の関係は、独立(1948年)以降のスリランカの政治的傾向に最もよく表れている...スリランカ・タミル族が対立戦略を取っているのに対し、ムスリム及びインド・タミル族は1つ又は他のシンハラ族多数派政党との『しかるべき相手との協調』という姿勢を取っている...(国内問題、2007年12月4日、独立後の民族的緊張) スリランカでは言語及び宗教が民族同一性の主要要素である。シンハラ族の母国語はシンハラ語である。シンハラ族の93%は仏教徒である。タミル族の圧倒的多数はタミル語を話し、ヒンドゥー教徒である。ムスリムの大半はタミル語を話す、タミル人ナショナリスト計画に加わることに抵抗している。」 [5a] (人口統計、2009年4月9日)

- 20.05 2009年4月の亡命希望者の国際的保護の必要性を評価するための UNHCR 該当性指針が述べたところでは、「東部州では、長びく内戦と内戦終結後の行政機構で悪化した民族間の緊張及び政治的緊張によって、武力衝突が続いており、シンハラ人、タミル人及びムスリムコミュニティが被害を被っている。」 [6h] (10頁)

目次に戻る
出典リストに戻る

タミル人

- 20.06 人口のおよそ8~9% (USSD 2008 報告書では16%)はタミル族(インド・タミルとスリランカ・タミルの合計)である。- 上記 20.01 の Jane's Sentinel の国別リスク評価、スリランカ (2010年1月27日閲覧)を参照のこと。それによれば、

「タミル族は北部州人口のおよそ90%、東部州人口のおよそ40%を占めている。スリランカ・タミル族はこの2州をスリランカ・タミル族の従来の居住地とみなしているが、実際には、ほぼ半分のタミル族が北部及び東部州外に居住する(ただし、インド・タミル族は上記2州外に居住するのは33%であるためこれには含まれない。)」 [5a] (人口統計、2009年4月9日)

- 20.07 Colombo 地区の場合は、総人口 2,251,274 人のうち 247,739 人がスリランカ・タミル族で、24,821 人がインド・タミル族である(2001年国勢調査の数字)。Ampara 地区、Gampaha 地区、Kandy 地区、Puttalam 地区及び Nuwara Eliya 地区もタミル人が集中する地区である。ただし、2001年国勢調査一覧が完成されなかった Jaffna 地区、Mannar 地区、Vavuniya 地区、Mullaitivu 地区、Kilinochchi 地区、Batticaloa 地区及び Trincomalee 地区のデータはこれに

は組み込まれなかった。(2009年6月1日に閲覧したスリランカ統計局、統計概要2008、第II章、表2.10-2.11) [58a]

20.08 2009年9月10日付けのBHCの書簡が伝えたとところによれば、

「最近の対話の中で、元首席判事が述べたところでは、Colombo地区には400,000人のタミル人が居住している。Mano Ganesan MPから得た情報でも、Colombo地区には永住者として居住するタミル人およそ300,000人と、寄留者が50,000人いるということである。タミル人の大多数はColombo市近隣に居住するが、Colombo市郊外のDehiwala aやMount Laviniaもタミル人が多数居住する地域である。同氏の補足によれば、Wattalaに100,000人、さらに南下したKalutaraに50,000人のタミル人が居住する。つまり、Colombo地区及びその周囲に少なくとも500,000人のタミル人が居住していると思われる。上記の数字は明らかにColombo地区に関するものであり、2008年の推定数が示すように、Colombo地区の総人口の16-20%はタミル人である。」 [15q]

第28項「移動の自由」も参照のこと。

20.09 USSD 報告書2008によれば、

「スリランカ・タミル族とインド・タミル族の両方が主張したように、この民族は大学教育、公務、及びその他の行政問題において以前から組織的差別を受けてきた。SLHRCによれば、タミル族は住宅問題でも差別を受けた。国内に居住するタミル族、特に内戦の影響が強い北部及び東部州のタミル族は、若年層及び中年層のタミル人が治安部隊や民兵組織から頻りに嫌がらせを受けたと伝えられた。」 [2b] (第5項)

20.10 FCOのスリランカ国概要(2009年8月27日更新)によれば、「スリランカにおける[シンハラ人とタミル人間の]民族紛争は、祖国独立を目指すタミル・イーラム解放の虎(LTTE)の戦いとして20年以上続いてきた。」 ([15j] (内戦))

20.11 Jane's Sentinelの国別リスク評価、国別報告書スリランカ編(2010年1月27日閲覧)によれば、

「1980年代前半まで、この過程[シンハラ人とスリランカ・タミル族間の緊張]は、タミル人がシンハラ人暴徒の暴力行為で傷ついていた民族混合地域において定期的に発生する民族間衝突が散りばめられていたものの、主として政治的であり、スリランカ・タミルの利益を代表する政党及び団体が代々のシンハラ系政府に抱く不安や動揺と定義された。...この段階では、タミル人の苦境は主に経済的窮乏と政治的疎外が重視され、相応の政治権力、資源及び経済的機会、開発の利益を受ける権利を求める運動が注目された。時間が経つにつれて、タミル人コミュニティ内には、主として国家による阻害と排除に対応して、タミル人社会に別の『民族集団』を構成するという自覚と、タミル人コミュニティは『英領セイロン』の創成時に『シンハラ人の国』に恣意的に統合されたという考えが芽生えた。この概念は、スリランカ北・東部州における独立したタミル人国家(『イーラム』)の樹立を目指す分離主義者運動の思想的及び政治的基盤になった。

「複数の要因が功を奏し LTTE は他のタミル人集団への優越性を獲得した。最も基本的な要因は不満を抱くタミル人の若者を結集しその力量を取り込み、この集団の絶対的服従を自由に操ることに成功した点である。LTTE がその活動を阻む反乱分子及び敵対勢力を退けた凶暴な振舞いはこの集団が彗星のごとく浮上したもう 1 つの要因である。」 [5a] 国内問題、2007 年 12 月 4 日)

第 3 項「歴史」、第 4 項「最近の展開」、第 7 項「人権、序論」、第 8 項「治安部隊」、付録 C も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

内陸タミル人

20.12 USSD 報告書 2008 の記録によれば、

「2003 年のインド系移民に対する市民権付与法では、以前の無国籍者、特に Hill Tamil のスリランカ国籍が認められた。政府はほぼすべての無国籍者の帰化及び市民権証明書を提供する措置を講じた。しかし、[2008 年]初めの時点では、恣意的逮捕と拘留の標的であった Hill Tamil の 70,000 人はこの市民権証明の取り組みから除外された。Hill Tamil を代表する政党出身の閣僚によれば、この取り組みは、適正な証明書のない個人に身分証明書その他の市民権関連書類を提供する過程にあるということだった。」 [2b] (第 2 節 d)

20.13 2008 年 9 月 24 日に *Daily Mirror* (Sri Lanka) 紙が報じたところによれば、

「政府は昨日、市民の地位を持たずにスリランカに居住するインド系移民及び国内に長期間居住後様々な理由で国外へ移住した者に市民権を付与する 2 つの法案を議会に提出した。この 2 つの法案はインド系移民に対する市民権付与法(改正)案及び無国籍者に対する市民権付与法(特別規定) (改正) 案で、2003 年のインド系移民法第 35 号及び 1988 年の無国籍者に対する市民権付与(特別規定)法 第 39 号をそれぞれ修正するものである。」 [11e]

20.14 2009 年 1 月 9 日の Official Government News Portal of Sri Lanka の発表によれば、

「[2009 年 1 月 8 日]、28,500 人を超えるインド系無国籍タミル人にスリランカ人市民権を付与する法案が議会で可決された。インド系移民及び無国籍者に市民権を付与する 2 つの法案は、かかる無国籍者が市民権を獲得する権利に全党が同意したため、下院での投票なしに改正された。1983 年の反タミル暴動後に Tamil Nadu に逃亡したインド系タミル人およそ 28,500 人は、この新たな枠組みで市民権を付与されるものと思われる。1964 年の無国籍者に対する市民権付与法によれば、インド系タミル人は、市民権獲得に適切とされるには 30 年間連続して国内に居住しなければならなかった。」 [10g]

第 31 項「市民権及び国籍」も参照のこと。

ムスリム

- 20.15 ICG (International Crisis Group) の論文 『スリランカにおける開発援助と内戦: 東部州から得た教訓、アジアレポート N°165』、2009年4月16日の記録によれば、ムスリムは東部州 Trincomalee 地区及び Ampara 地区人口の41%を占め、Batticaloa 地区人口の26%を占めている。[76a] (付録 B) 論文によれば、

「ムスリムの多くは依然として TMVP の攻撃及び恐喝行為の標的になっていると感じている。程度の差はあるが、政府軍治安部隊に対しても同じ思いを抱いている。Pillayan 派と Karuna 派が講じた措置によって悪化したタミル人とムスリム間の緊張は引き続き高まる一方である。ムスリムの多くは、州首相にムスリム人候補 Hisbullah ではなく Pillayan が指名されたことに憤慨しており、タミル人は州政府と州議会を支配し続けていると不満を露わにしている。[76a] (5 頁)

「州議会選挙後に発生したタミル人とムスリム間の激しい争いは最小限に留められたが、深刻な緊張関係は今も続いている。中央政府は両コミュニティ間の対話及び和解を助長する努力をほとんどしなかった。」 [76a] (6 頁)

- 20.16 2009年4月の UNHCR 妥当性指針 Eligibility Guidelines によれば、「...東部州のムスリムは TMVP から頻繁に標的にされ、伝えられるところによれば、多数のムスリムが嫌がらせ、恐喝、脅迫行為及び殺人の犠牲者になったが、いずれも刑事免責を付与された。Ampara 地区で発生した政府軍とムスリムコミュニティ間の衝突は、この地域の土地利用をめぐるものであった。」 [6h] (10 頁)

第 10 項「非政府軍による虐待」、第 19 項「宗教の自由、ムスリム」も参照のこと。

先住民 - VEDDAS

- 20.17 USSD 報告書 2008 の記録によれば、

「Vedda として周知のスリランカの先住民の数は既に 1,000 人を下回っている。その伝統的生活様式の維持は一部では望まれており、名目上は法により保護されている。この種族が政治又は経済生活に参加することを制限する法律はなかったが、多くにとってはそれを認める法律文書がないことが問題であった。Vedda コミュニティの苦情によれば、森林保護地域の創設によって土地が縮小され、従来の生活手段が失われた。」 [2b] (第 5 項)

目次に戻る
出典リストに戻る

21. 女性同性愛者、男性同性愛者及び性同一性障害者

法的権利

21.01 2009年5月付けの International Lesbian and Gay Association (ILGA) の報告書、国ぐるみの同性愛嫌悪(2010年1月27日に閲覧した ILGA 報告書 2009)によれば、男性及び女性の同性愛関係は違法である。[29] 2006年7月に更新された Amnesty International の『性的少数派と法律: 国際調査』(2010年1月27日閲覧)の解説によれば、女性間の同性愛関係は法律では言及されていない。この報告書も、性同一性障害者については「明確なデータも法的状況もなかった」と述べている。[3d] 2009年2月25日に発行された米国国務省(USSD)人権実践に関する国別報告書 2008 スリランカ編 (USSD 2008)によれば、「男性同性愛」は法律では刑事罰の対象ではないが、この規定は実施されなかった。[2b] (第5項) 2010年1月27日に閲覧したウェブサイト Utopia-Asia.com の国別リスト、スリランカ(日付不明)でも、同性愛関係を非合法化する法律は執行されていないことが確認された。」 [72a]

21.02 NGO の Women's Support Group がそのウェブサイト (2010年1月27日閲覧)の中で述べたところによれば、

「スリランカの法体制の下では、我々のコミュニティが公然と生きることが難しい。19世紀の英国法に基づく刑法は、同性愛者の性交は犯罪だと明記している。1995年まで、この法規定の対象は男性だけであったが、1995年の刑法改正によって、対象は『男女区別なし』になり、今の刑法では、男女共に同性愛者の性交は刑事罰の対象である。」 [74a]

21.03 ILGA 報告書 2009 は同性愛者の関係について述べたスリランカ刑法の一部を以下のように抜粋した。

「第 365 – 『自然の理法に反する男性、女性又は動物との自主的な性交は、10年以下の禁固刑に処せられる。』 [原文通り]

「第 365A 条(1995年の『刑法(改正)第 22 号で導入』)『公式又は非公式の別に関係なく、他人と品位に欠ける猥褻行為を行う者、又はその作為の関係者、若しくはいずれかの個人による上記の作為を斡旋又は斡旋しようとする者は、有罪とし、2年以下の等級の有期刑又は罰金のいずれか、若しくはその両方に処せられる。この犯罪が十八(18)歳以上の個人によって十六(16)歳未満の個人に行われた場合は、10年以上20年以下の厳格な禁固刑及び罰金刑に処せられる。また、被害者に対しては、当該被害者に負わせた傷害について、裁判所が決定する金額の賠償金を支払うよう命令される。』 [29]

国家当局による処遇とその態度

21.04 USSD 報告書 2008 によれば、「女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者及び性同一性障害者問題に取り組む一部の NGO は、政府に登録しなかった。ここ数年を通じて人権擁護団体が報告したところによれば、警察は Colombo 地区及び他の地域の男性同性愛者に対し、嫌がらせ、金銭恐喝又は性的搾取及び虐待を行った。」 [2b] (第5項)

21.05 ウェブサイト **Utopia-Asia.com** の国別一覧、スリランカに記録されたように、「これまで法律は執行されていないが、その存在によって、同性愛者に対する公的な差別及び社会的な不名誉が許されるようになった。地元の男性同性愛活動家はこの法律が 21 世紀に導入されることを目指して活動を続けている。」 [72a]

社会の処遇と態度

21.06 **Gay Times** の男性同性愛者に対する手引き **Gay Guide**、スリランカ(2010年1月27日に閲覧したウェブサイト、日付不明)によれば、

「スリランカには多数の男性同性愛者がいるが、男性同性愛者及び女性同性愛者の多くは、家族の圧力やスリランカ文化の予想される行動により、本当の自分を受け入れることができない...スリランカでは西側諸国で見られるような男性同性愛者の光景は見られないが、男性同性愛者及び女性同性愛者、に対する支援やカウンセリングの改善及び提供を求めて抗議活動を行う男性同性愛者団体が複数ある。こうした団体の多くはパーティや郊外活動等の男性同性愛者イベントを主催することもある... [同性愛者の活動を非合法化する]法律は施行されてなく、過去 50 年間にわたって訴追が発生したことはないが、仏教徒が多数を占める国では、同性愛は宗教上の罪悪とみなされる。地元の男性同性愛擁護団体の苦情によれば、警察及び反男性同性愛団体が男性同性愛者及び女性同性愛者に『性倒錯者或いは法律違反者』のレッテルを貼るには法律の存在だけで十分である。同団体の主張では、これは差別であると同時に男性同性愛者及び女性同性愛者に対する名誉棄損であり、これが原因で男性同性愛者はコミュニティにおいて人権侵害行為を受けている。1996年、スリランカ人男性同性愛者団体『**Companions on a Journey**』が設立された。この団体は[原文通り]6年間の活動期間中[原文通り]、創設者に対する暴行、殺害の脅迫及び事務所への投石を含む様々な嫌がらせを受けた。スリランカでは、依然として反同性愛の風潮が蔓延している。例えば、**Sri Lankan Press Council** は有罪判決を受けた強姦者を女性同性愛者会議に放って、女性同性愛者に『本物の味』を味わわせるべきだと述べた書簡を公表した新聞を支持した。 [19a]

21.07 スリランカの男性同性愛者団体 **Women's Support Group** のウェブサイト上(日付不明)(2010年1月27日に閲覧したウェブサイト)で伝えられたように、

「**Women's Support Group** は女性同性愛者、女性両性愛者の及び性同一性障害者(LBT)の権利を求めて1999年から活動を続けている。我々の仕事は多岐にわたり、困難に見舞われることもある。男性同性愛者、女性同性愛者、両性愛者及び性同一性障害者(LGBT)コミュニティが直面する汚名や差別は、スリランカ刑法第365条によって正当化されている... この法律及び同性愛に否定的な社会環境は、LGBTを息苦しくさせる雰囲気を作り出す。LGBTは多くの場面で差別を受けている。他人から脅迫状を送られたり、家族や仕事そして命まで脅されたりする。家族から追放された者もいれば、仕事を失った者もいる。同性愛、両性愛及び性同一性障害に関連する法制度及び社会的な不名誉が社会に存在することで、LGBTコミュニティの人々は生活を十分に公然と全うすることができずにいる。我々の周囲には、自分の正体を知られた時

に起こり得る状況を恐れて、性同一性及びジェンダー同一性を隠している人が大勢いる。」 [74a]

21.08 スリランカ人組織のウェブサイト [Equal Ground](#) 「スリランカの女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、性同一性障害者、間性及び性未確定者(LGBTIQ)コミュニティの人権と政治的権利を要求する非営利組織」はその活動に関する最新情報を提供している。 [73]

女性同性愛者及び両性愛者の立場を検討する際は、スリランカ社会における女性の立場に関する詳細情報について[第 23 項「女性」](#)を参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

22. 障害者

22.01 2009年2月25日に発行された米国国務省(USSD)人権実践に関する国別報告書 2008 スリランカ編 (USSD 2008)によれば、

「障害を理由とする差別は法律で禁じられているが、現実には、雇用、教育及び行政サービスの提供において差別が発生した。社会サービス省は身体障害者及び精神障害者向けに8校の職業訓練学校を運営しており、職業訓練課程と卒業生の就職斡旋に資金を提供している。政府は障害者を支援するNGOに人工舗装具の補助金、障害者の店舗からの購入及びNGOが運営する74の障害者向け教育機関及び訓練施設の登録等の財政支援を実施した。社会サービス省はおよそ200,000人の就労適格障害者の就職活動を支援する職業斡旋担当官を選定した。こうした努力に反して、障害者は否定的な態度と社会的差別により困難に直面している。

「アクセシビリティに関する規則はあるが、実際のところ、障害者の建物への出入りを配慮した設備はほとんど見られなかった。社会サービス省は障害者を対象にした住宅補助金、自営業者手当及び医療補助金を提供した。同省は2007年から、障害者の家族に3,000ルピ(27米ドル)程度の月額補助金制度を実施した。[2008年]末の時点で、この補助金制度を利用する家族は合計2,125世帯であった。

[2b] (第5項)

22.02 日本障害者リハビリテーション協会(JSRPD)の障害保健福祉研究情報システムのウェブサイト(2010年1月27日に閲覧したウェブサイト)によれば、

「政府は... 職員の3%を障害者から採用することを義務付ける政策を導入した。この政策は大手企業全者に通知されたが、実施には至らず概ね実現されていない...特別なニーズを持つ子供専用の学校建設は20年以上前から廃止された。文部省は、特別研修を受けた(受講者も含め)教師を採用して特別なニーズを持つ子供を普通教育課程に組み込めるようにするために、学校内に特殊学級を設立することを希望している...スリランカ政府は移動が不自由な個人を配慮した建物への出入りに関する正式な政策を設定していない...スリランカ社会サービス省は現在実施中のプログラムから入手したデータを利用して、人口の4%から5%を何らかの障害を持つ個人と推定した。政府は障害者及びリハビリテーションに関する公式の政策を設けていないが、部門別政策には世界各国の展開に追随することを目指す姿勢が見られた...スリランカの障害者の原因は様々だが、内戦に関連する障害者の数が圧倒的に多いようである。これはColombo地区等で発生した地雷の爆発、辺境の村落への攻撃、戦闘又は戦闘中の十字砲火、及び自爆攻撃による負傷などによる。これ以外の原因には、出生時に発生した問題や先天的な問題、並びに散漫な[原文通り]保健医療サービスなどがあり、これは特に、高齢女性又は病弱者、栄養失調者に見られる。幼児期の健康不良や栄養失調も加齢と共に障害をもたらす原因になる可能性がある。ポリオも原因の1つであるが、政府は現在ポリオによる障害者の(発生)数を最小限に留めるべくこの問題の根絶に向けて複数の措置を講じた。」 [70]

目次に戻る
出典リストに戻る

23. 女性

概観

少女の状況に関する情報については第 24 項「児童」も参照のこと。

23.01 スリランカは 1980 年 7 月 17 日に、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する国連条約(CEDAW)に加盟した。(国連人権高等弁務官事務所、2008 年 2 月 15 日更新) [22a] (批准の状況)

23.02 2009 年 2 月 25 日に発行された米国国務省(USSD)人権実践に関する国別報告書 2008 スリランカ編 (USSD 2008)によれば、「全ての人民の平等な権利は新憲法の定めるところであり、実際のところ政府はこれらの権利を概ね尊重した」が、女性差別が発生した事例が複数見られた。 [2b] (第 5 項)

23.03 2008 年 2 月 1 日の UNIFEM のスリランカ内戦のジェンダーに関する概要 (2010 年 1 月 27 日閲覧) が伝えたところによれば、

「1983 年以降、スリランカでは北部及び東部州で民族紛争が続いており、武装集団による殺人、強姦及び捜索活動が日常的に発生する中、女性は外傷的体験を含め生命を脅かす経験に何度も遭遇してきた。多数の女性が戦闘員として内戦に参加する一方、民間人女性の多くが大黒柱として一家を支えている...**(序論)** 南アジアの他の国と比べると、スリランカ人女性の識字率、寿命及び経済的機会の水準は総体的に高かった...男性の 90%に対して成人女性の識字率は 83.8% である。若年女性の識字率は 96.6%である...雇用機会の均等は憲法の保障するところであるが、女性の失業率は高く、男性の 2 倍である。」 [66a] (経済の安定と経済的権利)

23.04 2009 年 7 月 16 日に公表された Freedom House の報告書『世界の自由 2009、スリランカ編』によれば、

「政府機関及び公務員に占める女性の割合は低い。民間部門の女性職員は性的嫌がらせや給与及び昇進面での差別を受けている。女性に対する強姦及び家庭内暴力は依然として深刻な問題であり、毎年数百件の苦情が報告された。警察当局は既存の法律の執行に消極的である。2008 年を通じて、内戦地域での戦闘の日常化に伴い、強姦を含む女性への暴力は増加した。女性は民法及び刑法の下に平等な権利を与えられるが、婚姻、離婚、子供の監護権及び相続等の家族関連の問題は民族集団又は宗教集団の慣習法によって確定されるため、こうした法律の適用は女性差別を引き起こすことがある。」 [46c] (政治的権利と人民の自由)

23.05 2009 年 1 月 15 日に公表された UNICEF の『世界子供白書』によれば、

妊産婦保健の分野でスリランカが際立った改善を見せたことの鍵は、貧困層にサービスを提供するため、相乗効果につながるような形で保健・社会サービスをパッケージ化・拡大したことである。その成果である女性の健康の向上を支え、強化しているのが、教育、雇用および社会参加を通じて女性の社会的及び政治的権利拡大を図るための方策である。」 [53f] (21 頁)

目次に戻る
出典リストに戻る

法的権利

23.06 USSD 2008 報告書によれば、

「女性は憲法、民法及び刑法の下に平等な権利を有する。しかし、婚姻、離婚、子供の監護権及び相続等の家族法関連の問題は民族集団又は宗教集団ごとに異なる慣習法に従って裁定されたため、事実上の差別を引き起こした。独自の婚姻の慣習に従い 15 歳で結婚できるムスリムを除き、女性の最低婚姻年齢は 18 歳であった。女性相続者の権利は法律で制度化されていないため、政府が支援する土地への入植の権利が女性には与えられなかった。」 [2e] (第 5 項)

第 19 項「宗教の自由」、第 31 項「市民権」 も参照のこと。

婚姻/離婚法

23.07 2010 年 1 月 27 日に閲覧したウェブサイト(日付不明)Centre for Reproductive Rights の報告書、*世界の女性: 南アジア編*のスリランカの章によれば、

「結婚に関する法律の本文は、一般法、慣習法および属人法で構成される。タミル人は婚姻関連のほとんどの問題で一般法に従うが、**Kandyan Sinhalese** は一般法かその慣習法のいずれに従うかを選択することができる。ムスリムはイスラム教の属人法に従う...**Marriage Registration Ordinance** および民事訴訟法では離婚に関する一般法が規定されている。法令の条項では離婚を、誤りに基づくもの[原文通り]として厳しく規定しており、判例法でもこの概念を再確認されている。法令における離婚の根拠は以下のようにになっている。

- 不倫
- 悪意の遺棄
- 婚姻時の不治の性的不能

「悪意の遺棄と判断される要因になるかもしれないが、虐待行為は離婚の根拠とはならない。一般法では、身体的な虐待[原文通り]自体も離婚の原因とはならないが、法律上の別居の根拠にはなる。民事訴訟法では法律上の別居の一般法が規定されている。この法律では、「別居を認めるスリランカの法律に規定される根拠があれば」、いずれの側からも別居を願い出ることができると定められている。1999 年の **Maintenance Act** は、婚姻中の生活費に関する一般法である。この法律では、配偶者自身が生活を維持することができない場合は、もう一方の配偶者が生活を維持するに足る手段を提供しなければならぬと定められている。親権に関する原則は、ローマ・オランダ民法の名残によって規定されている。普通法の大きな特徴は、父親に優先的親権が与えられていることである。これは子供の「生命、健康および品行」に危険が及ぶような場合以外に否定されることはない。よって、親権を求める母親は、父親の権利を外す義務を負うことになる。」このような問題に関しては、特

にイスラム教徒、タミル人およびKandyan Sinhaleseには明確な法律が存在する。[32](220～225頁)

23.08 同じ出典資料によれば、

「スリランカにおける財産に関する一般法はRoman-Dutch 法を基盤としている。1923年のMarried Women's Property Ordinance では夫婦財産権の一般法が規定されている。この法令では、結婚した女性は、夫の同意や仲介がなくても1人の女性としてすべての動産または不動産の保持、取得および処分が可能であり、契約を交わすこともできる。これは、婚姻時に女性本人が所持していた財産および婚姻後に同人が取得または譲渡された財産すべてに適用される。また、女性本人の財産の保護および安全に関する刑事訴訟を行えば、同様に賠償および救済を受けることができる。1876年のMatrimonial Rights and Inheritance Ordinance では相続権の一般法が規定されている。この法令では、相続に対する男女配偶者の平等な権利が定められている。一方の配偶者が死亡した際、残された配偶者は死亡した配偶者の財産の半分を相続する。一般法の適用の範囲は、法律、裁判所の決定および島内で有効な慣習法の司法制度によって制限を受ける。Kandyan Sinhaleseとタミル人の夫婦財産権および相続権は、それぞれの制度によって規定されている。イスラム教徒はイスラム教の属人法に従う。」[32](225頁)

23.09 2010年1月27日に閲覧した2008年1月付けのUNICEFの資料『子供の結婚と法律』の記録によれば、世俗/民法に基づく最低婚姻年齢は18歳である、ただし、

「ムスリムの婚姻法は以前と同じで、最低年齢は設定されていない...他の民族の18歳未満の婚姻は無効である。ムスリムには法で定められた最低婚姻年齢は[存在しない]。

「スリランカでは、1952年Kandyan婚姻・離婚法により、女兒が両親の同意の下に12歳で結婚することが認められている。ムスリム婚姻・離婚法の下ではQuaziの承認が12歳未満の少女の結婚を許容するのに十分であるとみなされている。したがって、スリランカは1995年に最低結婚年齢を12歳から18歳に引き上げたが、イスラム国家の人々には抜け道がある。」[53b](30-31頁)

目次に戻る
出典リストに戻る

政治的権利

23.10 UNIFEM は、2008年2月1日付のジェンダーに関する概要の中で、「1931年、スリランカは、アジア、アフリカ、ラテンアメリカにおいて女性に投票を認めた最初の国の1つとなった。1960年、Sirimavo Bandaranaikeが近代国家の最初の女性首相となった。1994年にChandrika Kumaratungaがスリランカの最初の女性大統領に選ばれ、1999年12月の選挙で2期目の大統領職を獲得した。スリランカは、力強い女性の運動の国である。」と述べた。 [66a](序論)

- 23.11 同情筋は、次のようにも述べた。「スリランカにおいて、女性が政治的レベルおよび意思決定レベルにおいて代表されている程度は、非常に低い。国連開発支援枠組みによると、これが政策レベルにおける女性の社会主流化を困難にしている。(UNIFEM、スリランカにおける内戦のジェンダーに関する概要[66a] (スリランカ内戦が女性に与えた影響))
- 23.12 USSD報告2008年の記録によれば、「225人の国会議員中、14人の女性議員、5人の女性閣僚、最高裁判所の判事11人中2人の女性判事が存在する...女性又は少数派のための一定数又は一定比率のポストを割り当てる規定は存在しない。(第3項)女性の政治参加は、議会及び州議会においておよそ5%である。

目次に戻る
出典リストに戻る

社会的権利と経済的権利

雇用

- 23.13 USSD 報告 2008 の記録によれば、

「公的部門における雇用機会の平等は法の定めるところである。実際には、女性は民間部門において差別に対する法的保護を受けておらず、頻繁に、同一労働に対して男性より少ない支払いを受け、監督職位への昇進において困難を経験している。女性は正規労働力のほぼ半部を構成しているが、アジア開発銀行によれば、女性に開かれている雇用の質は男性に開かれているものより低い。女性労働の需要は、主としてパートタイム、低賃金、非熟練労働である。」 [2b] (第5項)

家族計画/妊娠中絶

- 23.14 2010年1月27日に閲覧したウェブサイト、Centre for Reproductive Rightsの世界の女性: 南アジア、スリランカの章(日付不明)が述べたところでは、

「個人に家族計画手段を受入れることを求める法律又は政策はない...National Health Policy は政府に対し、安全で効果的であり価格が手ごろで許容可能な家族計画の方法について知らされ、その利用機会を与えられる男性及び女性の権利を保障するよう要求する...女性憲章は家族計画に対する女性の権利についてこの国にいくつかの指示を提示した。同憲章が国に保障を求めるのは以下である。

- 安全な家族計画手段の提供及びその安全に関する規定の導入と施行を含め、性と生殖を管理する女性の権利並びに家族計画に関する情報、教育、カウンセリング及びサービスを受ける平等な権利。
- 家族計画政策が女性と男性に平等に施行されることを保障すること。

「現在、毎年約 14,000 人ないし 15,000 人の女性が避妊手術を受けている...政府は法律によって避妊手術を規制していない...スリランカでは違法である中絶は、この国における最も重要な性と生殖に関する保健問題である...妊娠中絶は女性の命を救う場合を除いて、刑法に基づく犯罪行為である...合法的

な妊娠中絶は、通常、政府部門において行われる...非正規部門及び民間部門において民間医師又は秘密妊娠中絶業者により中絶が行われることもある。」 ([32] (212-213 頁及び 216-217 頁))

- 23.15 United Nations Population Division (UNDP) Department of Economic and Social Affairs の世界妊娠中絶政策 2007 (日付不明、2010年1月27日閲覧)の記録によれば、スリランカでは女性の命を救う場合にのみ妊娠中絶が許容される。[6f] (掛図) UNDP の国際評価・国別概要：スリランカ(日付不明、2005年11月23日最終更新、2010年1月23日閲覧)は、妊娠中絶問題に関する詳細を補足した。それによれば、

「妊娠中絶派、インド刑法に基づく 1883 年の刑法の下に、スリランカでは違法である。刑法第 33 条は、妊婦を意図的に流産させた者は、当該流産が母親の生命を救うために誠実に引き起こされた場合を除き、3 年以下の禁固刑及び/又は罰金の支払いに処せられると規定している。『予定日が近い』場合は、刑罰は 7 年以下及び罰金の支払いである。この用語は刑法では定義されていないが、単に『妊娠している状態』を意味する『妊婦』の対語として、胎動が感知される妊娠がかなり進行した段階を意味するものである。自分自身の流産を引き起こした女性は、同じ刑罰に処せられる。流産が女性の同意なしに引き起こされた場合、その女性が出産に近いか否かにかかわらず、それを引き起こした者は 20 年以下の禁固刑及び罰金の支払いに処せられる(第 304 条)。流産をもたらす意図で行われた行為の結果として女性が死亡した場合は、その行為者の行為が死亡を引き起こす可能性が高いことを知っていたか否かに関わらず、同じ量刑が課せられる(第 305 条)。」 [6d]

- 23.16 同報告書がさらに述べたところでは、

「厳しい法律規定にもかかわらず、妊娠中絶を希望する高額所得世帯のスリランカ女性は、それを行うことをほとんど或いは全く困難だと思わない。このような女性は、自殺傾向と結びつく激しい精神の憂鬱を医師に訴えることが多い。精神科医は母親の命を救うために妊娠中絶を勧告することが許されているため、妊婦はその後、民間又は政府系病院において有資格の医師により妊娠中絶を受ける。しかし、中程度の収入及び低収入世帯の女性は、『裏口妊娠中絶医師』により、粗末で非衛生的な状態で行われる妊娠中絶に依存せざるを得ないため、その結果として、妊婦の高い死亡率と慢性健康障害が生じる。母親の命を救う明確な意図なしに意図的に引き起こされる妊娠中絶は、スリランカでは違法妊娠中絶になるが、実際には違法堕胎の訴追はめったに行われず、有罪判決を受けることはさらに少ない。ある農村調査によると、毎年 1,000 人当たり 54 件の妊娠中絶が行われている。」 (UNPD ESA、妊娠中絶政策) [6d]

目次に戻る
出典リストに戻る

未婚の母/寡婦

- 23.17 2009年3月23日の英国高等弁務官事務所 (BHC) の書簡によれば、

「意民族間の結婚をした個人、非嫡出子の母の処遇は、この国の地域、個々の事例の家族及び宗教的背景によって全面的に異なる。

「Senevirathne 少佐は、Colombo 地区で特に未婚の母のために運営されている救世軍の施設 Haven & Sunshine Home を管理している。同氏の説明によると、スリランカにおいて同様の援助を提供する他の組織は、Colombo 市郊外の Moratuwa と Wattala にあり、カトリック教会と連携している Mother Teresa's Homes のみである。同氏の話では、そこに託される未婚の母の数は次第に増えつつあり、同氏のホステルでは需要に応えるために現在ベッド数を 10 床から 14 床に増やしているところである。女性が同氏を訪ねてくる主な理由は、家に帰って家族と顔を合わせたくないからだということである。

「同氏の話では、これらの女性達は明確に 2 つのカテゴリーに分かれる。一方は中東で働いている間に雇用主に虐待された女性であり、もう一方は Colombo 周辺の工場で働いており、既婚男性と性的関係を持っている女性である... Senevirathne 少佐は、子供が出生した時、通常は母親に自分がどうしたいか 1、2 週間かけて決めさせるのだと話した。母親が子供を手元に置くと決めた場合は、最初の対応は、救世軍が母親の家族と折衝することである。家族が子供を養子にすると決定した場合は、救世軍は児童保護局と折衝して養子縁組を取り決め、出廷を含むすべての法的手続きを実際に行う。同氏の経験では、10 人母親がいると子供を養子に出す決定を下すのは 2 人だけだということである。」 [15b]

23.18 同じ BHC の書簡がさらに述べたところでは、

「スリランカでは、妊娠中絶を希望する人々について学術的調査が行われたことがあるが、それによると、婚外妊娠は予期に反して比較的まれだということである。

「農村タミル人コミュニティは非常に保守的であり、この地域社会では非嫡出子の出生は普通ではない。未婚の母親は国の人種又は宗教又は居住地域の如何に関係なく、不名誉に直面するが、これは家族環境及び地元コミュニティによって全面的に異なる。Senevirathne 少佐の話では、個人的意見としては、未婚の母親の宗教的又は人種的背景は、女性が認識される態様には影響を及ぼさないということである。同氏の補足によれば、少佐の組織に援助を求めてやって来る女性の大半はタミル人である。」 [15b]

23.19 2008 年 2 月 1 日の UNIFEM の『スリランカ内戦のジェンダーに関する概要』(2010 年 1 月 27 日閲覧)の記録によれば、

「スリランカにはおよそ 40,000 人の戦争未亡人が存在する。男性の稼ぎ手の喪失が経済的困難に脆弱な新たな女性集団を創出した。スリランカ北部及び東部州にはおよそ 30,000 世帯の母子家庭がある... (スリランカ内戦が女性に与えた影響) International Alert が 2003 年 6 月に組織した協議会によれば、スリランカ人の多くは未亡人を災難だとみなしている。その結果、戦争未亡人又は行方不明者の妻は、住宅、雇用その他の権利について差別に直面する。」 [66a] (経済の安定と権利)

異民族間結婚

- 23.20 2009年3月23日のBHCの書簡が伝えたところによれば、「シンハラ人とタミル人同士の結婚は、かつてもそうであったように、現在でも珍しいことではなく、また、それほどコミュニティの輦蹙をかうものでもない。実際のところ、Colombo 地区において、異民族間の結婚が行われることは珍しくない。ただし、一部の家族はこの問題に関して断固たる考えを持っている。自分の家族の成員を憤慨させることを恐れて関係を秘密にしている異民族夫婦の知り合いもいる。」 [15b]

目次に戻る
出典リストに戻る

女性に対する暴力

法的権利

- 23.21 スリランカ司法・法律改革省のウェブサイト (2009年6月1日閲覧)の記録によれば、

「女性に対する暴力、特に家庭内暴力は重大な社会問題である... [家庭内暴力防止]法は、裁判所による保護命令の発行を規定する。同法の目的は新しい罪を創設することではなく、家庭環境内において攻撃者が他人に害を加えることを防止するために、裁判所が発行する治安判事の保護命令を規定することである。同法では、刑法第 XVI 章において既に認められている罪を構成する暴力行為、強要及び脅迫行為、並びに重篤な精神的外傷による情緒障害という影響を与える感情的虐待の行為に対する保護命令の発行が規定される。保護命令は、指定された程度 of 関係を有する者に対して求めることができる。保護命令は、攻撃者が家庭内暴力の行為を犯すこと及び被害者の住居に出入りすること禁止し、また、その他の禁止事項を課することができる。禁止を課するに当たって、裁判所は被害者とその子供の日常生活の便並びにそれにより攻撃者に引き起こされる困難を考慮しなければならない。同法は民事救済を規定している。保護命令の発行は通常 of 刑法司法権とは関係ない。従って、罪が犯された場合は、捜査、訴追、処罰に関する通常 of 刑法手続きが行われる。」 [43b] (L2005年に議会で可決された法律、2005年の家庭内暴力防止法、第34号)

- 23.22 2010年1月27日に閲覧した Centre for Reproductive Rights の世界の女性: 南アジア、スリランカの章によれば、

「刑法の下では、殺人、流産、傷害、不法監禁、襲撃、性的嫌がらせ、強姦又は重大な性的虐待、及び犯罪性脅迫に関する規定は、家庭内暴力の行為を訴追するために行使することができる...刑法は『性的な困惑又は嫌悪』を他人に引き起こす犯罪的な力、言葉又は行為の強迫又は行使と定義される性的嫌がらせを犯罪としている。この罪は、禁固刑と罰金刑で罰せられ、被告は別段に被害者に対する賠償金の支払いを命じられることがある。立証責任は訴追側にあり、訴追者は当該行為が合理的な疑いを超えていることを立証しなければならない...新生児に対する陰核切除は、スリランカのムスリムコミ

ユニティで広く行われているが、この慣行は法律で禁止又は規制されていない。

強姦/家庭内暴力

23.23 USSD 2008 報告の概要によれば、

「家庭内暴力は法律で禁じられているが、有効に実施されなかった。性的嫌がらせ、強姦及び配偶者への虐待は頻繁に発生する問題である。性的虐待及び性的搾取は法律で具体的に扱われており、強姦訴訟では公平な立証責任と厳罰を定める規定が記載されている。裁判上の別居状態にある配偶者の場合に限り、配偶者による強姦は犯罪とみなされる。法律は性的虐待の被害者が直面する問題を軽減することができるが、警察及び裁判所の秘密保持の徹底化が必要だと言うのが多くの女性団体の考えである。警察内に設置される **Bureau for the Protection of Children and Women (BPCW)** は学校及び草の根レベルで意識向上プログラムを実施し、これによって女性が苦情申し立てを行うようになった。しかし、政府はこの問題を緩和するために女性警察官の採用枠を増やすことはなかった。

「性的嫌がらせは刑事犯罪であり、最大禁固 5 年の刑罰が科せられるが、政府はこの法律を執行しなかった。女性は頻繁に性的嫌がらせに遭遇した。」
[2b] (第 5 項)

23.24 Sri Lanka 統計局 (統計概要 2008 – 第 XIII 章 – 社会状況、犯罪の種類別に分類した重大な犯罪 2003 – 2007 (日付不明、2008 年 6 月 1 日にアクセスした) の記録によれば、2007 年の強姦/近親相姦の発生数は 1,397 件であった。2004 年、2005 年及び 2006 年の発生数はそれぞれ 1,432 件、1,540 件、1,463 件であった。 [58d]

ジェンダーに基づく暴力と内戦

23.25 The International Crisis Group (ICG) の 2010 年 1 月 11 日付の報告書、スリランカ: 苦い平和によれば、

「女性は収容キャンプでも再定住先でも女性特有の方法で不快な経験に遭遇した。2009 年 9 月、多数の妊婦が収容キャンプから追放され、何の援助もなく自宅に戻るよう命令された。信頼できる多数の報告によれば、収容キャンプにはスリランカ治安部隊の公認と関与を受けて機能する売春ネットワークが存在する。女性の多くは他の収入源がないため、金銭や必需品を得るために売春するしかない状態にある。国家警察や政府軍が多数巡回する、隔離地域に帰還することを考えると、再定住家庭における母子家庭の保護について新たな懸念が生じる。 [76b] (5 頁)

23.26 2010 年 1 月の ICG 報告書の続きによれば、

「信頼できる異なる情報筋の定期報告書によれば、かなりの数の女性収容者が強姦又は性的嫌がらせを受けている。一部の情報筋は、警察や政府軍の協力を得て何人もの女性が収容キャンプから脱出した事例を報告している。別

の情報筋では LTTE 女性戦闘員が拘留施設で強姦されたことが報告された。伝えられるところによれば、被害者女性は恐怖感が強く犯罪を告発出来ないということである。恐怖感が極めて強い上、独立した監視要員の収容キャンプ訪問が禁止されているため、こうした告発を確認又は否定することは不可能である。」 [76b] (5 頁)

- 23.27 2010 年 1 月 12 日付けの在 Colombo 英国高等弁務官事務所(BHC)事務所の書簡の伝えるところによれば、

「政府及び非政府組織が認めるように、Jaffna 地区では家庭内暴力が問題になっている。政府職員によれば、発生率は IDP コミュニティで特に高く、原因は失業、貧困及び飲酒である。男性にとっては特に安い値段/ただで飲める酒という理由から、どの出典資料でも家庭内暴力の主因として『ヤシ酒』(ヤシの幹から集めた樹液を発酵させたアルコール飲料)が言及された。Jaffna 地区に地元 NGO が運営する 15 人程度を収容できる女性の避難施設が 1 箇所あるが、多くの情報筋が強調したように、コミュニティにはこうした措置を支援しない文化が存在する。女性及び子供は黙って苦しむよう教育されており、問題が起こっても家庭内で処理しなければならない。警察や裁判所が加害者を訴追した事例もあるが、多くは罪を免除された。警察署内には Jaffna 地区民を対象とする Women and Children's Bureau が設置されている。」 [15p]

- 23.28 2009 年 4 月の亡命希望者の国際的保護の必要性を評価するための UNHCR 該当性指針が述べたところでは、

「スリランカの女性、特に北部州の内戦地域及び北・東部州の重武装地域の女性は性的暴力の対象になりやすい。北・東部州では強姦事件が日常的に報告されている。この地域には政府軍及び民兵が嚴重に配置されており、兵士のこうした行為は刑事免責になる確率が高いため、暴力その他の犯罪が日常的に発生する。こうした地域では、兵士その他の武装男性から性的暴力及び強姦を受けたという女性の苦情が絶えず聞かれる。収容キャンプ及び拘留施設で生活する女性は特に被害に遭いやすい。家庭内暴力はスリランカ全体で深刻な社会問題であり、発生数が増加しているということである。」 [6h] (26 頁)

- 23.29 USSD 2008 報告書によれば、

「市民社会活動家の報告によれば、内戦が続くにつれて、治安部隊によるジェンダーに基づく暴力が増加した。かかる事件では訴追されることがめったにないため、統計データは入手できなかった。例えば、北部州の人権擁護団体の申し立てによれば、夫が行方不明になり経済手段を剥奪された妻が結果的に、民兵や治安部隊警官による性的搾取の被害者になってしまった事例があった。

「BPCW [Bureau for the Protection of Children and Women]によれば、10 月中に報告された強姦事件は 253 件であった。危機管理センター、法律扶助及びカウンセリングをはじめとする強姦及び家庭内暴力の被害者支援サービスは全般的に少なかった。

「BPCW が 10 月中に受理した重大な暴力犯罪の苦情は 723 件で、軽犯罪は 1,908 件で、2007 年同月と比べて減少した。」 [2b] (第 5 項)

- 23.30 2008年2月1日のスリランカの UNIFEM Gender Profile(2010年1月27日閲覧)によれば、20年に及ぶ内戦の中で、スリランカ人女性は検問所で強姦や身柄拘束、嫌がらせ行為を受けた他、個人の安全の侵害に遭遇した.... [66a] (内戦がスリランカの女性に与えた影響) 元女性に対する暴力に関する特別報告者 Radhika Coomaraswamy の報告によれば、スリランカの内戦では強姦が利用され、長引く内戦の陰で暴力犯罪が増加した。」 [66a] (女性への暴力を含む人権侵害事件)

政府軍による人権侵害、刑事免責及び訴追に関する一般情報に関しては第 8 項「治安部隊」を参照のこと。また、避難民の詳細状況に関しては国内避難民(IDP)の項も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

女性が利用可能な支援

- 23.31 スリランカの NGO、Home for Human Rights (HHR)のウェブサイト(2010年1月4日に閲覧したウェブサイト、日付不明)によれば、

「HHR の Women's Desk は、地域密着型の女性専用サービスをいくつか提供する。これには、性的暴力及び家庭内暴力の被害者に対する社会サービス並びにカウンセリング、虐待、強姦又は家庭内暴力で入院した被害者/生存者に対する支援、及びこうした女性のコミュニティへの統合支援[原文通り]などがある。HHR はシングルマザーを対象に、女性が毎月集まって独自の問題を話し合い、それに取り組む方法について考えを出し合う自助団体も結成した。Women's Desk では、子供を連れた避難民女性の帰還や新しい環境への適応にも支援を提供する。」 [26a] (社会サービスと地域密着型サービス)

- 23.32 South Asian Women's Network (SAWNET) のオンラインフォーラムのウェブサイト上に掲載されたリスト(日付不明)(2010年1月27日閲覧)によれば、スリランカには女性が直面する様々な問題を扱う組織が複数存在する。[17] 現地 NGO の一覧(日付不明)は 2010年1月27日に閲覧したウェブサイト [Peace Women - Women's International League for Peace and Freedom](#) からも入手可能である。 [23a]

- 23.33 2009年3月23日付けの BHC の書簡によれば、

「強姦被害者に対する政府の支援は極めて不十分であるが、若干の改善が見られた。スリランカ政府は問題があることを認識しており、Sri Lanka Police Service Children & Women Bureau は苦情を扱う 36 の『相談デスク』を全国に設置している。このデスクでは被害者の立場で苦情を記録する方法や被害者を適切な設備のある病院に委託する方法について研修を受けている。主に家庭内暴力の被害者にパストラルケアを提供する複数の NGO はあるが、拷問被害者に対する長期的支援は提供されていないようである。」 [15b]

第 24 項「児童」、第 25 項「人身売買」、第 29 項「国内避難民」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

24. 児童

概観

24.01 スリランカは 1991 年 7 月 12 日「児童の権利条約児童の権利に関する条約 (UNCRC) に批准した。続いて「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書(2000 年 9 月 8 日)」および「児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」(2006 年 9 月 22 日)に署名している(UNHCR Treaty Body データベース「各国の批准・留保の状況」2008 年 5 月 16 日更新) [6g]。

24.02 「ユニセフ人道支援行動計画 2008」(掲載日不明)

2006 年 4 月以来再び活発化している武力闘争は女性と児童の生活に深刻な被害をもたらしている。特に北部と東部の地域では 5 歳以下児童の重度急性栄養失調(SAM)が深刻な状況にある。紛争地域である Batticaloa 地区および Jaffna 地区の 5 歳以下児童のそれぞれ 6% および 6.7% が SAM とみなされている(2007 年報告)。なおスリランカ全土の SAM と診断される児童は 2.5% である(2000 年人口保健調査: DHS:)。全国的には水の供給は 79%、衛生設備の利用は 76% である。しかしながら、紛争地域では、衛生設備の利用は 30% のみである(2007 年報告)。また初等教育を受ける年齢の児童 100 万人の 25% 以上が一部また全ての教育制度から除外されている。戦闘が再開したことにより未成年の軍事徴用その他戦闘の影響により児童の権利が侵害される恐れが強まっている。クレイモアなどの地雷攻撃、不発弾および空爆など無差別の殺人行為が至る所で起きており、住民の暮らしは脅かされている。また脆弱な地域の被害が大きく、地域ごとの格差も深刻化している。[53d]

第 4 項「最近の展開」、第 10 項「LTTE による強制徴兵」、第 27 項「人道問題」、第 29 項「国内避難民」も参照のこと。

24.03 主要な人口統計データ

「スリランカの児童に関する主要人口統計」([UNICEF ウェブサイト スリランカ編](#): 2010 年 1 月 27 日更新情報)。

2007 年 18 歳未満の人口は総計 5.5 百万人と発表された。[53c]。なお栄養、健康、HIV/エイズ、教育、人口指標、経済指標、女性・児童の保護、5 歳児未満死亡率および児童の死亡率の低下傾向については UNICEF レポート別添「[The State of the World's Children – Special Edition](#)(2009 年 11 月 20 日)」に公表されている[53g]。

主要法律情報

24.04 刑事責任年齢は 8 歳、ただし裁判所は、その独自の裁量により、その児童の成熟度を主観的に判断して、これを 12 歳まで引き延ばすことができる。(「国連人権理事会普遍的定期審査—スリランカ」2008 年 10 月 1 日アクセス)[53e]。選挙権年齢は 18 歳(「CIA World Factbook(スリランカ)」2009 年 12 月 29 日アクセス) [30]。軍隊への自発的入隊は 18 歳である。(第 9 項「兵役」参照)。

- 24.05 結婚承諾年齢は 16 歳(「各国の婚姻承諾年齢」—ウェブサイト 2010 年 2 月 27 日アクセス)[64a]である。婚姻最低年齢は 18 歳だが、法律において婚姻する男女のいずれかが未成年の場合は両親が、その婚姻を認めることが定められている。いずれかの親が不当に同意を留保する場合、裁判所はその婚姻を認めることができる。ただし、裁判所による婚姻の承認は、その両親の承諾の拒絶が、正当な理由のないものであり、かつ、その未成年者のためにならない場合に限定されている。(HelplineLaw.com : 2008 年 9 月 24 日アクセス)[36a]。しかしながら、今もなお宗教上の慣例に基づく慣習法に準ずるイスラム教徒の場合は、結婚可能年齢になっても男性が経済的に家族を支えられる状態になるまでは、その婚姻は認められない(US State Department Report for 2009 「スリランカにおける宗教の自由—2009 年 1 月 26 日」 [2a] (Section II))。
- 24.06 米国国務省(USSD)が 2009 年 2 月 25 日に公表した「人権状況に関する国別報告 2008 年版、スリランカ編」(USSD 2008)によれば、「雇用最低年齢は 14 歳だが、法律において 14 歳未満であっても、その親または後見人が家業を手伝わせたり技術的な訓練をさせたりすることは認められている。」 [2b] (Section 6d)

[第 23 項「女性」: Women](#) も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

法的権利

24.07 児童の保護に関する法律について(2008 年度 USSD レポート)

「法において、児童虐待とは児童に対する性的犯罪、人身売買など児童に対する残虐な行為のすべてを含むものと定められている。また児童を労働に搾取したり不正な活動に利用したりすること、および、いかなる理由においても義務教育法に違反することは禁じられている。なお、児童を戦争に関与させることも虐待行為をみなされる。」

「政府は小児性愛の罪を裁くために国際協力を強く求めた。性犯罪の記録は保持されていないが、2006 年刑法典改正法において 18 歳未満の児童については、特にポルノ、買春、人身売買は禁じられている。児童ポルノ及び売春行為は禁固 2 年から 5 年に処される。なお小児性愛については禁固 5 年から 20 年および金額の制限のない罰金が科される。」 [2b] (Section 5)

24.08 (2008 年度 USSD レポート補足)

「National Child Protection Authority は児童保護に関する行動計画を策定し監視する中心機関である。労働省、保護観察所、および児童保育サービス機関及び警察は児童労働法の執行責任機関である。2008 年 11 月児童労働に関する違反行為は 2007 年を上回る 232 件報告されている。なお実際に訴訟についての情報はいっさい公開されていない。未成年者の雇用については、10,000 ルピー(\$89)の罰金または 12 か別の禁固刑が定められている。」 [2b] (Section 6d)

目次に戻る
出典リストに戻る

児童に対する暴力

- 24.09 スリランカ政府と LTTE との紛争について児童に対する直接的な影響はないと考えられている(The USSD report 2008)。

「NGOは児童搾取の問題は法が不適正なのではなく、その執行力がないためとみている。法執行機関は LTTE との紛争を最優先課題としている。しかしながら警察の BPCW は児童と女性に対する犯罪について調査を行った。また、教育、医療、警察および法曹関係の代表者で構成される The National Child Protection Authority (NCPA)は児童の状況について大統領に直接報告している。1月から10月までに BPCW に申し立てのあった児童に対する重大な犯罪行為は 888 件、軽犯罪は 1787 件である。」 [2b] (Section 5)

- 24.10 ウェブサイト Child Rights Network (CRIN)(2010年1月更新情報)には、国連の Universal Periodic Review の一環として行われた児童の状況に関する NGO 関係者のインタビューのコメントが掲載されている。

The Joint Civil Society Report (JCSR)には家族、教師、および聖職者による重大な肉体的及び性的な虐待が数多く報告されている。The Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (GIECP)には 2005 年の UN Secretary General's Study 「児童に対する暴力」に地域間協議の内容が掲載された後の 2006 年 7 月の South Asia Forum において、政府は家庭を含めいかなる状況においても児童に体罰を与えることを禁止すると公約したと記されている。

Sri Lankan Civil Society Working Group on Child Recruitment (SLCSWG)の報告によれば、スリランカでは、これまで民族紛争に児童たちが、強制的に徴用され戦闘に利用されてきた。SLDF は国連に対する確約および国際社会の監視の目にもかかわらず LTTE および Karuna グループは児童兵士の徴用を止めず、また徴用した児童たち全員を解放するという約束を守っていないことに深い懸念を表明している。さらに兵士徴用の主要責任は LTTE および Tamil Makkal Viduthalai Puligal (TMVP)(Karuna グループとも呼ばれる)にあるが TMVP は政府と密接に関係していることは明白であることから、TMVP の行動に関して政府はその責任を免れないとも主張している。HRW は政府に対し、直ちにカルナグループに協力して児童兵士徴用することをやめ、Karuna グループによる児童の兵士徴用その他拉致について治安部隊の任務を調査するという公約を実行し、その説明責任を果たすことを求めている。

WMC には、少女の拘置所について、刑事事件を犯した者と保護を必要とする者が区別されておらず、また性的虐待を受けた者は、その加害者の訴訟が終わるまで拘置されていると報告されている。[14a]

- 24.11 USSD レポート 2008 によると、政府は、2008 年 9 月の一か月間に政府に寄せられた申し立て 1650 件を公表したが、そのうち 746 件は法定強姦など児童に対する性的暴力および搾取を訴えるものである。なお 174 件の申し立ては却下され、その他は年度末時点において係争中である[2b] (Section 5)

24.12 さらに **USSD レポート 2008** には次の通り報告されている。

「NCPA は、2004 年の地震と津波の被害の後、親とはぐれた孤児を性的虐待から守るための「早期発見キャンペーン」を開始した。だが沿岸部では商業的な性的搾取が依然として行われている。民間調査団は、およそ 6,000 人の児童が国内において商業的目的で搾取されていると推定している。児童に対する商業目的の性的搾取の多くはスリランカ市民によるものである。しかしながら、International Labor Organization (ILO) および UNICEF は、何千人もの児童が外国人旅行者により搾取されており、特に風俗業で働かせるためにて少年が搾取されていることを明らかにしている。なお、その少年たちのほとんどは密売人により売春を強制されている。」 [2b] (Section 5)

24.13 The Sri Lanka Department for Census and Statistics(Statistical Abstract 2008 - Chapter XIII - 「社会状況、各種犯罪の実態— 2003 - 2007」 ; ウェブサイト掲載日不明、2009 年 6 月 1 日アクセス)

2007 年児童に対する残虐行為および性的搾取は 366 件報告されている。2004 年、2005 年及び 2006 年の数字はそれぞれ 471 件、451 件、362 件であった。 [58d]

24.14 児童労働に関する対応について(USSD レポート 2008)

「プランテーションおよび非プランテーション農園の収穫期、児童たちが労働力として駆り出される場面が見受けられる。情報筋は、14 歳から 18 歳の児童の多くが都市部の家庭の家業を手伝うために雇われているが、その実態については一切報告されていないと指摘している。国内の報告によると、一部の児童は肉体的、性的、および精神的な虐待を受けているということである。一般に児童たちは農業、手工業、小売業、レストランおよび修理店の家庭に雇われている。また未成年の児童が家事奉公人として外国で働かされているケースもある。」 [2b] (Section 6d)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

非嫡出子

24.15 2009 年 3 月 23 日付 Colombo、British High Commission の書簡

「児童に関して、Major Senevirathne に質問した。彼女は、児童たちは私生児であるという理由で差別されているということはあるかという私の質問に、そのようなことはないと答えた。さらに私は、中東の雇用者に暴行を受けた女性の児童や、スリランカ人とアラブ人の混血の児童が特に差別されていることはないかと訊ねたが、そういうこともないようだった。スリランカでは児童が非嫡出子であることにより教育や医療が受けられないということはない。出生証明が提供されている限り、スリランカ国内では無料で医療を受けることができる。また公立学校で教育を受けることもできる。」 [15b]

第 23 項「未婚の母/寡婦」も参照のこと。

[目次に戻る](#)

出典リストに戻る

児童兵士

- 24.16 Coalition to Stop the Use of Child Soldiers' 「児童兵士に関するグローバルレポート 2008 : スリランカ」 (2008年5月20日発表)

「2006年2月児童を武力闘争のために徴用した場合は禁固20年に処することが定められた。しかしながら、その定めにもかかわらず、これまで LTTE や Karuna グループのメンバーが児童を徴兵した罪で逮捕されたケースはない。これは一部に警察が児童を拉致された親からの申し立てを、その事実を証明する情報があるにもかかわらず認めなかったためである。」 [61a] (政府)

- 24.17 さらに同レポートにおいて次のように報告されている。

「治安部隊に降伏した児童の扱いについて、長年にわたる懸念がある。2006年12月政府は、この件に関して児童と大人を区別していないと批判されている。その後政府は児童たちの社会復帰のために高等弁務官を任命し、2007年半ばに UNICEF と協力してリハビリテーションプログラムを作成した。このリハビリテーションプログラムには児童の降伏者に対するリハビリテーションセンターの設立も含まれている。」 [61a] (政府)

- 24.18 The USSD レポート 2008 には LTTE および TMVP の両グループが自分たちの武装組織に未成年を徴用していることが報告されている。ただし、UN Children's Fund (UNICEF)の数字は、その徴用の規模は前年に比べ減少傾向にあることを示している。 [2b] (Section 1g)

- 24.19 LTTE および TMVP による児童の権利の重大な侵害」に関する詳細な情報については 2009年1月25日 UN Security Council の 「児童と武力紛争に関する事務総長の報告 ; スリランカ」 (2007年9月15日～2009年1月31日に関する)に公表されている。なお UN レポートの報告概要は次の通りである。

「Liberation Tigers of Tamil Eelam (LTTE)から一部児童が解放され、また Tamil Makkal Viduthalai Pulikal (TMVP)の努力もわずかに認められるが、極めて限定的な進歩ではあり、スリランカにおける児童の兵士徴用は依然深刻な問題である。また特に紛争地域において一般市民に直接的な影響が及ぶ闘争及び攻撃のなかで児童が殺害されたり暴行を受けたりすることが懸念されている。」 [6e]

LTTE

- 24.20 2008 年度「児童兵士の問題に関するグローバルレポート」には次のように記されている。

「LTTE は、児童たちが年齢を偽って入隊を求めたものであり、児童とは知らなかったと主張し続けている。しかしながら北部および東部の LTTE の支配地域および政府が支配する地域においても、いたるところで児童が強制的に徴兵されていることを示す明白な証拠がある。児童の徴兵は、一般に、寺院

の祭りの時や国際的な批判を浴び打撃を被った時に総体的な兵力の増員に合わせて増加する傾向がみられる。」 [61a] (Liberation Tigers of Tamil Eelam LTTE)

- 24.21 2009年5月31日オブザーバーは、スリランカの市民戦争において11歳の児童が銃で脅され LTTE として戦うことを強要された事実について次のように報告している。

「スリランカの市民戦争の最終局面において児童が前線で戦うことを強要された事実は LTTE の戦争犯罪を証明する有力な証拠である。」

「スリランカ軍に降伏した少年少女の話は衝撃的なものであった。彼らは家族のもとから泣き叫ぶなか引きずられるようにして連行され、わずか数日の訓練ですぐに前線に放り込まれた。児童たちは LTTE の年長者から「発射し前進し続けよ、さもなければ味方から撃たれる」と警告された。実際逃げようとして捉えられた者は、脱走兵と分かるように髪をそられ殴りつけられたということである。」 [20c]

- 24.22 UNICEF 「未成年兵士徴用に関する監視報告」(2009年6月更新情報、2009年12月4日アクセス)

「2009年6月30日付 UNICEF データベースには LTTE による未成年の徴兵についての申し立ては 1419 件に上ることが示されている。このうち 63 件は 18 歳未満であり、1356 件は 18 歳未満で徴用され現在は 18 歳を超えた者である。UNICEF は未成年者の兵役徴用について正確な情報を把握するため同データベースの監視を続けている。UNICEF は、LTTE が児童の解放を正式に文書により表明するか、あるいは児童たちが実際に両親のもとへ返されるまで監視を続ける。」 [53a]

- 24.23 HRW が 2008 年 12 月 23 日に公表した報告書、「*包囲、強制移転、抑留 - スリランカ Vanni 地域住民の窮状*」によれば、

「近年、LTTE に対する国際的な圧力が強まる中で UN Children's Fund (UNICEF) の監視の目も一層厳しくなるなど、いくつかの要因が重なり、結果的に児童の徴兵は大幅に減少している。児童の徴兵に関する申し立ては 2002 年 1494 件であったものが 2007 年には 166 件となっている。2008 年前半 10 か月間において UNICEF に報告された申し立ては 26 件だが、国際的な児童の保護機関の目が厳しくなる中で、その立ち入りを制限し、事実が報告されない状況になっている。現実に報告件数は減少しているものの、いくつかの報告は最近 LTTE においてますます児童が徴兵の標的にされていることを示唆している。2008 年 9 月の除籍以前に Vanni を査察した人権保護機関からは、LTTE の幹部が村や国内避難民のいる場所に出向いて徴兵し、特に 15 歳から 17 歳の児童を中心としたグループを作り、その児童たちが自発的に LTTE に入り参戦するように仕向けているケースが数多く報告されている。Vanni の教育機関の非政府組織(NGO)のメンバーからは、LTTE の幹部が学校の 14 歳から 17 歳の生徒の家を訪ね LTTE に加わるようすすめている事実が報告されている。」 [21e] (p5)

- 24.24 さらに 2008 年度 12 月 HRW レポートには次のように報告されている。

「政府通告による国連および人権機関の撤退により、LTTE の児童の徴兵に対する UNICEF その他保護機関の監視力は大幅に弱まっている。実際 9 月の撤退以来、UNICEF は Vanni における児童の徴兵の事実報告を受けることも、またそれを確認することもできなくなった。人権機関の撤退以来、LTTE が未成年を徴兵していることが確実視される報告は数多く寄せられているが、国際機関はそれらの報告の事実を単独で確認することはできない。現地の政府機関は、LTTE は地元住民からの公的支援を失う恐れがあるため未成年徴兵の方針を大幅に拡大することはないと報告している。だが LTTE は村の役人たちを通じて村民の家庭を厳重に監視し、少年少女が 17 歳になるとすぐに強制的に LTTE の戦闘訓練に参加させている。」 [21e] (p5-6)

LTTE は 2009 年 5 月の敗北の後、実質的に戦闘態勢にある軍隊ではなくなった。第 3 項「歴史、LTTE2009 年 5 月に敗北」、第 4 項「最近の展開」、第 10 項「LTTE による強制徴兵」も参照のこと。

Karuna group/TMVP

- 24.25 2008 年 5 月 20 日に発表された Coalition to Stop the Use of Child Soldiers の「児童兵士に関するグローバルレポート 2008 ; スリランカ」には次のように報告されている。

「政府は、その治安部隊が Karuna グループによる児童徴兵を認め、助け、これを促したものとして繰り返し非難されている。2006 年 11 月国連の児童と武力闘争を担当する国連特別顧問は政府の治安部隊の一部が児童の拉致を応援し、協力し、さらに徴兵を強要していることを確証する強力な証拠を明らかにした。Rajapakse 大統領及びスリランカ政府高官らは国家が共謀しているという事実を調査し、法に背いた治安部隊全員に責任を取らせると繰り返し宣言している。Human Rights Watch は、スリランカ政府に対し、その調査の結果を再三尋ね、2007 年 8 月に同政府に実際に調査を行ったかと質問した。スリランカ政府は、その 2007 年、この治安部隊の違反行為を調査するための政府委員会を設立した。」 [61a] (Government)

- 24.26 UNICEF 「未成年の徴兵に関する監視について」(2009 年 6 月更新、2009 年 12 月 4 日アクセス)において、2009 年 6 月 30 日現在 TMVP.による未成年徴兵の申し立ては 103 件と報告されている。そのうち 24 件は 18 歳未満、79 件は 18 歳未満で徴兵され、現在は 18 歳を超えた者である。[53a]

第 9 項「兵役」、第 19 項「宗教の自由」、第 13 項「刑務所の現状」、第 23 項「女性」、第 25 項「人身売買」も参照のこと。児童に対する影響の如何にかかわらず治安を維持すべきものの違反行為、および治安部隊及び非政府組織による虐待行為については「治安部隊」及び「非政府軍による虐待」を参照のこと。なお北部および東部で起きている民族内部の闘争により、それらの地域においては大量の避難民が発生し、また新たな人権問題も浮上しており、それらはともに児童に大きな影響を及ぼしている。第 27 項「人道問題」及び第 29 項「国内避難民」も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

児童の養育と保護

- 24.27 2008年国連 Universal Periodic Review of Sri Lanka(掲載日不明、2008年10月1日アクセス)に対する UNICEF のコメント。

「児童の保護には懸念がある。児童は法において犠牲にされる傾向にあり、虐待の被害者となった場合も、また自ら罪を犯した場合も適切な対応策が定められていない。そうした不適切な状況が、児童の犯罪者を苦しめ、家族から引き離され投獄されたまま、教育が断ち切られた状態で精神的なケアが遅れる状況が見受けられる。そのような児童たちの再起のために、これまで実行された指導はほとんど個人的な支援者の対応と技術をあてにしたものであり、すべての児童たちに一定の保護環境を与えるための基準や方法は法定されていない。法律の改定は一般に官僚たちの決定に基づくトップダウン方式であり、実際の児童たちや支援者の意見や体験は一切考慮されていない。児童たちに対する指導を強化することと並行して法律及び政策を継続的に見直し、指導体制を制度化し、必要なインフラの整備を法定する必要がある。なお犯罪責任年齢は8歳とされているが、主観的な成人レベルの判定により裁判所の独自の裁量で12歳まで引き延ばすことができるということも大きな懸念事項である。」 [53e]

- 24.28 2008年7月30日付 Daily Mirror (Sri Lanka) には次のような記事が掲載されている。

「The Child Protection Authority (CPA)の議長 Jagath Wellawatte は、本年上期に当局に提出された児童の権利の違反に対する申し立ては372件、および児童虐待については256件であったと述べた。2007年に当局に提出された申し立ては2240件であり相対的に一日10～12件の申し立てがあったことになる。関係当事者は人権問題について警察に調査させる必要があることを認めざるを得ない。児童の虐待と権利違反はほとんど家庭内で起きている。なお同議長は報告されていない性的嫌がらせや虐待があることも示唆している。」 [11c]

- 24.29 2008年5月16日付の Colombo、BHC の書簡には「警察は家庭内暴力および性的虐待の犠牲者に対する支援策を強化した。彼らは Police Child & Women's Bureau のメンバーの特別部隊を結成し National Child Protection Authority と協力している。また児童の搾取の問題についても対応している [15r]。児童の保護に関して、2008年度 USSD レポートには Department of Probation and Child Care Services は虐待及び性的嫌がらせを受けた児童に対して、地元 NGOs と協力して避難場所を提供するなど保護措置を講じている。観光局は児童たちが狙われる可能性のあるセックスツアーリズムの対象になりやすいリゾート地域のプログラムについて調査を行った」と報告されている。」 [2b] (Section 5)

政府および NGO による児童の保護

- 24.30 UNICEF は、Universal Periodic Review : スリランカ(2008年10月1日更新、同日アクセス)について国連に対し次のようにコメントしている。

「現在のところスリランカにおいて両親の庇護を受けることができない児童たちに対する支援としては保護施設を提供することが最も一般的な解決策である。2006年度末時点において19,000人以上の児童たちが、家族から離れそうした施設で暮らしている。なお避難した児童は女子の方が男子より8%多い。」

「児童の養育はFit Person Orderが発行されれば可能である。ただし、それは児童を親族に任せても支障のない場合にのみ発行される。また保護施設は、親の子育ての問題だけでなく、その他の家族の問題を解決するためにもしばしば利用されている。いずれの場合も児童たちは、児童を社会的に支援するDepartment of Probation and Child Care Service (DPCCS)の担当者の判断により、あるいは直接両親により、そうした保護施設へ送られる。を、解決するうえでもしばしば利用されている。」 [53e]

- 24.31 スリランカにおいて活動している児童のためのNGOの全リストはCRINのウェブサイト(Child Rights Information Network)より入手できる。 [14]

第23項「女性」も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

教育

- 24.32 2008年度USSDレポートによると「5歳から14歳の児童は法により学校に通うことが義務付けられている。政府は義務教育および医療福祉について十分な制度を提供している。教育は大学レベルまで自由である。予防接種などを含め医療福祉についても特に規制はない[2b] (Section 5)。青少年(15歳から24歳)の識字率は2000年から2007年において男子97%、女子98%となっている(UNICEF「スリランカ；統計、教育」(公表日不明)」ということである。 [53c]
- 24.33 2008年7月に発表されたEconomist Intelligence Unit (EIU)の「Country Profile 2008 Sri Lanka」には「スリランカは、その自由な教育政策のもとで、識字率および学校入学率(5歳から19歳の75.2%)が大幅に改善された。しかしながら中高生レベルの試験の合格率が低いことは、その教育の程度の低さを示している。公式には高等教育は政府が独占しているが、いくつかの民間機関による、より高度な教育も提供されていると記されている。 [75b] (p11-12)
- 24.34 2009年1月15日に発表されたThe UNICEF「世界の児童の状況；2009」には次のように報告されている。「基礎教育について、スリランカは目覚ましい進歩を遂げた。最近の国際的な評価によると、実際の小学校入学率は男女ともに97%を超えている。また15歳から27歳までの若者の識字率も男性97%、女性98%であった。」 [53f] (p21)

- 24.35 2009年1月23日のIRINによるレポートには「最近の北部の戦闘により少なくとも30,000人の生徒の教育が妨げられ、154校は閉鎖または移転に追い込まれた」と報告されている。[55e]
- 24.36 2009年12月23日のBBC Sinhalaによると何百人もの元Tamil Tiger (LTTE)の児童兵士が5月の敗北の後、政府のリハビリテーションプランの一環として、スリランカで教育を受けているということである。スリランカ政府は550人ほどの元児童兵士が保護されているが、その半数には教育を受ける機会を提供できると話している。[9j]
第4項「元LTTEメンバーに対する対応」も参照のこと。
- 24.37 Sri Lanka Department of Census and Statisticsの「Statistical Abstract 2008 ; 社会経済指標」(更新日不明、2009年6月1日アクセス)によると、2007年公立学校10,429校、私立学校93校およびPirivenas(仏教の僧侶たちのための学校)658校であり、2007年における生徒総数は約410万人である。[58c]

第23項「女性」児童に対する暴力に関する上記従属項も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

25. 人身売買

- 25.01 2009年2月25日に発表された The U.S. State Department (USSD 2008)の Human Rights Practices 2008 「Country Reports」には次のように記されている。

「人身売買は法により禁じられている。人身売買を行った場合について、2年から20年の禁固刑及び罰金などの罰則が定められている。児童の売買については、法により3年から20年の禁固刑及び罰金が科される。法律は売買された本人の出生地および売買された先の地いずれにおいても適用される。スリランカでは男女ともに、主に建設現場や工場の働き口を求めて中東、シンガポール、香港、マレーシア及び韓国に移民し、その移民先の国民として正式に登録されているケースがある。外国に渡った者の中には少数ではあるが、奴隷のような状態に置かれ、身動きできない状態で、脅され、肉体的または性的な嫌がらせを受けている者がいる。不法な人的取引をする業者が多額の前払い金と引き換えに移民を強要しているケースもある。」

「女性及び児童が、性的搾取の目的で国内で売買されているケースが報告されている。また少数だがタイ、中国およびロシア及び旧ソビエト連邦の女性も商売目的の性的搾取により国内で売られている。」 [2b] (Section 5)

- 25.02 さらに USSD レポート 2008 には次のように付け加えられている。

「NCPA は児童の売買の防止の主要担当機関である。Special Police Investigations Unit は商業的な性的搾取としての児童の売買に対応する部門として、その売買の実行者の逮捕に努めている。NCPA は児童の売買について、いくつか係争中のケースを抱えているが、それらの裁判は終了していない。国内の、その他の訴訟は判決が確定するまで10年かかる場合もある。NCPA は、Negombo 及び Kalutara において人身売買の犠牲者を含め虐待された児童たちのためのリハビリテーションセンターを運営している。二つのセンターは、そうした犠牲者にとっての避難場所であり相談所であり、法的援助を受け今後の人生を考えるための大切な場所になっている。Probation Department はそうした児童たちを親元に返す手続きを担当している。政府は、怪しげなインターネットのチャットルームの監視など、人身売買を取り締まる監視プログラムや、人身売買またはセックスツアリストの疑いのある移民手続きを継続して監視している。」 [2b] (Section 5)

- 25.03 2009年6月16日付 US Department of State 「Trafficking in Persons Report」には次のように報告されている。

「スリランカは主に強制労働および商業目的の性的搾取のための人身売買の供給国であり、規模ははるかに少ないが目的国でもある。」

「スリランカは、人身売買撲滅のための最低基準を十分に満たしていないが、満たすべく著しく努力している。政府は総体的に努力しているが違反者の逮捕及び懲罰を行ったことを示す証拠はない。そのため Watch List は同国を Tier 2 と判定している。スリランカ政府は、現在もなお、いずれの人身売買実行者に対しても有罪判決を下していないが、29名の人身売買業者を逮捕し、

売買の関係者とみられる 10 名を起訴した。これは逮捕、起訴ともにゼロであった前年から見れば大きな進歩である(2009 年 6 月 USSD 「Trafficking in Persons Report」) [2c] (スリランカ編)

25.04 さらに同レポートには次のよう付け加えられている。

「政府は、売買の被害者に対し直接必要な保護措置を提供し、また彼らが国際機関及び NGO の保護支援を確実に受けられるようにしている。さらに人身売買による児童の被害者に限定したカウンセリングやデイケアを行っている。なお、そうしたカウンセリング等は NCPA が運営する 6 つのリソースセンターにおいて提供されている。」

「スリランカ政府は、積極的に犠牲者を特定し彼らを支援者に紹介する正式な方策を定めていないが、本年、当面の措置として支援者への紹介を行った。警察は本年、児童買春の罪で逮捕された外国人女性 16 名のいずれについても人身売買の被害者と認めようとしなかった。16 名の女性は全員スリランカから出国する費用を支払うまで拘留された。政府は外国人被害者の国外退去について、自国に戻れば報復措置など困難を免れないことが予想される場合にも、法的な代替策を提供していない。当局は、そうした被害者たちに対し、人身売買業者の調査及び訴追に協力するよう呼びかけているが性犯罪の被害者は、その事実が明るみにすることで自分たちが汚されることを恐れ警察等に積極的に協力しようとはしない。スリランカの司法制度がなかなか整わないことが、事態の改善を見ない大きな要因になっている。政府は、一般に人身売買の被害者の、その売買を直接の原因とする罪については罰していない。ただし一部買春法違反で逮捕された者について、人身売買の被害者であると特定できなかつたために罰したケースもある。」 [2c] (スリランカ編)

25.05 また 2009 年 6 月の USSD 「Trafficking in Persons Report」には次のように報告されている。

「スリランカ政府は昨年度、人身売買防止のための緩やかな措置を講じた。政府は、Women and Children's Bureau of the Police によるスリランカの女性及び少女の性的目的の人身売買など女性と児童を対象とする犯罪行為にスポットをあてたテレビドキュメンタリーなど、いくつかの人身売買に対する意識改革プログラムを実施した。」 [2c] (スリランカ編)

第 23 項「女性」、第 24 項「児童」、第 29 項「国内避難民」も参照のこと

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

26. 医療問題

医療の現状

26.01 The WHO (World Health Organisation) 「Country Health System Profile Sri Lanka」 (データ更新日不明。2010年1月25日アクセス)には、スリランカの医療の現状を把握するうえで重要な情報が掲載されている。

「医療体制の地域格差は明白である。政府が派遣する医療担当者以外の、ほとんどの部門の医療提供者が Colombo 地域に集中している。2001年医療専門者の35%が Colombo 地域において医療を行っている(Section 4.1)。国民に必要な医療の大半に政府の医療部門が担当している。なお医療サービス及び資金提供している民間医療機関は少ない。最近になってようやく多くの都心部で民間医療が伸びてきた。民間医療は主に都心部で貢献している(Section 4.2)。これまで国の医療制度の整備は施設や機器など物理的な基盤を構築することに重点が置かれてきた。その結果として、全国の病院その他医療機関を結ぶ包括的なネットワークが構築されている。」 [68c] (Section 4.2)

26.02 WHO 「Mini profile 2007」 (2010年1月25日アクセス)には次のように記録されている。

「私立病院は人口の約60%に対する医療を提供し、かつ入院治療患者の95%の需要に込えている。通院患者の治療が主で、外来患者の約半数は私立病院が対応している。また私立病院の多くは都心部及び郊外の地域に集中している。なお逆症療法やアユルベーダ(Ayurveda)などの治療も行われており、またユーナニー(Unani)や シッダ(Siddha)ホメオパシーなどの医者もいる。だが住民の6割は、自分の病気の治療について基本的には伝統的な自然薬品に頼っている。」 [68b] (p14)

26.03 公立病院の詳細なリストは [Sri Lankan Ministry of Healthcare and Nutrition](#) のウェブサイトから入手できる(2010年1月25日アクセス)[67b] Colombo 地域に公立病院は次の通りである。

ティーチング・ホスピタル
 NH-Colombo General (Line Ministry Inst.)
 TH-Castle (Line Ministry Inst.)
 TH-Eye (Line Ministry Inst.)
 TH-L.R.H (Line Ministry Inst.)
 TH-Soysa (Line Ministry Inst.)
 TH-Kalubowila (Line Ministry Inst.)
 TH-Angoda Mental Hospital (Line Mini I.)
 TH-Cancer Institute (Line Ministry Inst.)
 TH-Dental Institute (Line Ministry Inst.)
 TH-Sri Jayawardenepura (Line Mini Inst)

地域基幹病院 Type A
 BHA-Avissawella
 BHA-Homagama
 BH-Fever Hos. Angoda IDH

地方病院
 DH-Moratuwa
 DH- Premadasa Memorial-Maligawatta
 DH-Wetara" [67d]

[同リストには Colombo 以外の地域の公立病院も掲載されている [67b]]

- 26.04 なお同ウェブサイトの別の項には、スリランカの総病院数は 612 件、病床数は 66,835 床と記録されている。(「スリランカの医療機関および各種病院の病床の状況：2008 年度」ウェブサイト掲載日不明、2010 年 1 月 25 日アクセス) [67c]
- 26.05 The WHO 「主要健康指標、世界健康統計 2008」(ウェブサイト 2010 年 1 月 27 日アクセス)によると 2004 年(最新データ)スリランカの医師(救急医及び専門医あわせて)は 10,479 名、看護婦及び助産婦は 33,233 名、薬剤師は 990 名であった。 [68d]
- 26.06 その他医療情報は Ministry of Health 『"Health Manpower"』(2008 年 12 月 31 日更新、2010 年 1 月 19 日アクセス)において提供されている。 [67a]
- 26.07 2010 年 1 月 21 日付 Colombo、British High Commission からの書簡には次のように報告されている。

「Jaffna 地区の地域医療部長の話では Jaffna 地区には 38 件の公立病院があり 950 床のベッドを提供している。しかしながら、実際、患者の対応に必要なだけの人員が確保できていない。同地区には特別の専門医が 19 名いるはずだが現在同地区にはひとりもないため、彼は 3 名の専門医を抱える Point Pedro Hospital のハウスチームを紹介した。また 110 名いるはずの医師は 14 名しかおらず、救急医療隊員である登録医療従事者は地区内に 58 名いるはずのところ 20 名しかいないということであった。」

「同部長は、医療機器については二つの問題がある。一つは機器が不足しているということであり、もう一つは機器を操作する人間が足りないということである。多くの病院において機器は重要な問題になっていると述べた。」

「さらに最後に次のように付け加えた。『Point Pedro Hospital では大きな手術もできるが、実際には神経外科医などの専門医がいないため手術のために Colombo の病院や Jaffna のティーチング・ホスピタルに転院させている。そうした専門医の手当てを必要とする多くの患者は Colombo の病院に移されることが多い。ICRC は患者を Colombo へ輸送するため 1 週間に 2 便提供しているが、緊急の場合は Sri Lankan Air Force が対応している。Jaffna 地区では 10 分以内に確実に対応可能な救急輸送機のサービスも提供されている。』」 [15p]

目次に戻る
 出典リストに戻る

安価で提供される薬品

- 26.08 2008年10月1日付 Colombo、British High Commission の書簡において次のように報告されている。

「我々は、State Pharmaceutical Co-operation (SPC)の議長 Mr Ranjith Maligaspe に面会し話を聞いた。彼の話によると「スリランカでは医療福祉は一般市民に十分に提供されている。通常の薬品はほとんど入手可能であり公立病院では院外処方でないかぎり薬品は無料で提供される。なお薬は SPC のほうが民間より安い。SPC は 3000 種の薬品及び手術用の道具を扱っている。私立病院からは 700 種ほど供給されている」ということである。さらに彼は、次のように付け加えた。薬品の価格は、処方及び調剤費ともに英国より安い。Healthcare and Nutrition Ministry は処方した薬品に商標名を付けることを禁じ、2008年1月1日現在の一般名を使用するように指示している。これを定めた薬品法は公立病院だけでなく私立病院にも適用される。これは故 Professor Senaka Bibile の「National Drugs Policy」を支持するものであり、民間医療機関の負担を減らしより良い医療サービスを提供するためである。State Pharmaceutical Corporation (SPC)が販売する一般名の薬品は、ほとんどの場合、銘柄品よりかなり安い。たとえば高血圧症の薬は医師が処方すれば Rs.7 から Rs.100 くらいだが、現在の規定に従えば、同じ効果と内容のものを Rs.7 で手に入れることができる。」 [15c]

第 26 項「精神衛生」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

HIV/エイズ問題-抗レトロウイルス治療

- 26.09 2008年10月1日付 Colombo、British High Commission の書簡には、National STD/AIDS Control Programme の顧問とエイズの治療薬の利用について協議した件について次のように報告されている。

「同顧問によると World Health Organisation (WHO)が推奨するすべての薬品を利用できる。政府は WHO の基準に基づき HIV 患者に対し第一級の治療を提供している。日和見感染症に対応する薬品も薬局において広く提供されており、一般に薬局の販売価格はイギリスより安い。公立の医療機関にかかれば、治療費は無料である。The World Bank は国の STD/AIDS Control Programme に対し資金提供を続けている。」 [15c]

- 26.10 2009年2月25日に発行された U.S. State Department (USSD) 「Country Reports on Human Rights Practices 2008 ; Sri Lanka」には「HIV 予防の患者も実際に HIV/AIDS に感染している要注意の患者も公式に区別はないが、現実には社会的に差別されている」と記されている。 [2b] (Section 5)

癌治療

- 26.11 British High Commission (BHC)は 2009年4月23日の書簡において、Western Province の Maharagama Cancer Institute を訪問しコンサルタント

臨床腫瘍専門医の Dr Yasantha Ariyaratne と面会した件について次のように報告している。

「Dr Yasantha Ariyaratne の話では、Cancer Institute はスリランカの癌治療を専門とする公立病院であり、癌治療にのみに特化している。ベッドは 665 床あり、815 名の患者の治療を行い 1000 人を超える患者にデイケアサービスを提供している」と説明した。なお医療チームは放射線治療の専門医 11 名、小児科医 3 名、外科医 2 名、婦人科医 2 名、血液の専門医 1 名、総合診療医 1 名、麻酔医 2 名及び 100 名を超える医官で構成されている。なお化学療法、放射線治療および外科的な処置を施し、また直線加速器も提供している。また臨床腫瘍専門医は全員がイギリス、アメリカ、またはオーストラリアに勤務し、ある程度の修行を積んだ者であり、その多くが British NHS のシステムに精通している。Kandy および Galle(双方ティーチング・ホスピタル)、ならびに Jaffna、Anuradhapura、Badulla および Kurunegala には癌治療部門のある私立病院があるということであった。」

「さらに Colombo と Kandy では、私立病院でも、化学療法、放射線治療及び外科的な治療を提供しているところがあるという。」 [15h]

26.12 2009 年 4 月 23 日の BHC の書簡にはさらに次のように記されている。

癌治療薬の利用状況について次のような説明をうけた。

「スリランカ政府は長い間、癌治療の薬をスイスから購入していた。しかしながら現在はインドの製薬会社から購入している。インドの薬は当初スイスのものほど純度が高くなかったが、次第に改善されてきて今ではほとんど同じレベルのものになっている。ただし、あいにく長期保存ができないため、政府はまとめて購入することができないので、特別な患者のための特殊な薬が必要な場合に問題が生じる可能性がある。したがって長期的な治療が必要な患者に対する薬の供給は不安定である。」 [15h]

26.13 The Ministry of Health 『National Census of Health Manpower』 (2007 年 6 月 30 日更新、ウェブサイトアクセス 2009 年 6 月 1 日)

スリランカには 6 名の癌専門医および 16 名の放射線治療技師兼癌専門医がいる。 [67a]

「安価に提供される薬品」も参照のこと。

腎臓透析

26.14 2009 年 5 月 7 日付 Colombo、British High Commission (BHC) の書簡

「スリランカには 100 台の透析装置があるが、腎臓専門医は全国に 15 名しかいない。この数字は統計的に見て島の腎臓疾患者に対応できるものではない。だが、毎年推定 3000 人以上が腎臓疾患者と診断されている。だが、その治療を求める患者数に対して装置数が極端に少ないために一部の患者しか透析を受けることができない状況にあるだけでなく、治療費の問題と島全体の水の状態が悪いことから、実際の透析治療は Colombo および Kandy の病院でしか行われていない。」 [15i]

26.15 2009年5月7日 BHC 書簡の続き

「透析治療の費用は1回 Rs 6,000 から 8,000 (£ 35 から £ 46)、1週間に3回透析して Rs 24,000 (£ 138)かかる。透析治療は私立病院で無料で行われているが、患者数があまりにも多く列になって順番待ちしている状態である。[the Kidney Patients' Welfare Society (KPWS)の会長] Mrs Gunesekera は「治療は私立病院で行われているが、患者数があまりにも多く列の最後の方だったために治療が受けられないということもある。公立病院では、主に the National Hospital in Colombo で透析が行われている。その他 the Teaching Hospital Colombo South、Sri Jayawardenepura General Hospital および Kandy General Hospital でも行われている。私立病院は、Colombo なら Navaloka Hospitals、Durdans Hospitals、Asiri Hospital、Apollo Hospital および Asha Central Hospital. で提供されている」と教えてくれた。」

「前述の病院について、Mrs Gunesekera は「公立私立ともに腎臓移植手術を行うことができる。ただしドナーが見つからないことが大きな問題になっている。臓器提供を呼びかける運動などは行われていない。患者は適切な臓器を自分で見つけなければならず、新聞にドナーを求める広告を出したりしている。」 [15i]

「安価に提供される薬品」も参照のこと。

精神衛生

26.16 The World Health Organisation (WHO) 「The New Mental Health Policy for Sri Lanka」 (ウェブ掲載日不明：2010年1月25日アクセス)

スリランカには重度の精神病と診断される者が 400,000 人近くいると推定される。また 10%は、共通の精神障害を患っているものとみられている。国民全体の鬱病の推定有病率は 9% から 25%である。 [68a]

精神医療施設

26.17 Colombo British High Commission は National Institute of Mental Health の精神科医に会いスリランカの精神病院及びその治療状況について尋ねた。(2008年8月19日付 BHC の書簡)

「National Institute of Mental Health は精神医療を提供する公立病院である。Colombo の Angoda にあり 1400 名の患者を収容できる。Hendala には男性患者 200 名まで無期限で収容可能な Long Stay Unit がある。さらに類似する施設が Mulleriyawa にもあり、こちらでは女性患者 850 名まで対応可能である。そのほか次の 9 件の病院及び収容施設があり、それぞれ 20 名から 30 名収容可能である。」 [15t]

26.18 精神的病患者に対応している NGO (2008年8月19日付 BHC 書簡)

Sahanaya - The National Council for Mental Health : Borella 及び Gorakana の 2 か所にセンターがあり、ウオークインクリニックでデイケアを提供している。

<http://www.sahanaya.org/index.php>

Sanasuma Counselling Service : Colombo を拠点に心療相談を行っている。
www.sanasuma.com

Sri Lanka Sumithrayo : Colombo を拠点に全国に 13 支部ありカウンセラーおよび専門のボランティアが対応している。

www.srilankasumithrayo.org [15t]

精神科医・精神分析医

26.19 Ministry of Health 『[National Census of Health Manpower](#)』 (ウェブサイト 2007 年 6 月 30 日更新 : 2009 年 6 月 1 日アクセス)精神科医は全国には 24 名いるが、精神分析医の数は不明である。

26.20 しかしながら、2008 年 8 月 19 日付 BHC 書簡によると「University of Colombo および Peradeniya University で教えている精神分析医が 1、2 名いるが、公立病院には一人もいない。また私立病院にも精神分析医はいない。Ministry of Health に登録されている精神科医は約 20 名、さらに 20 名が大学に登録されている。[15t]

心的外傷後ストレス障害 (PTSD)

26.21 Colombo BHC が面会した National Institute of Mental Health の心療内科医の話によると、PTSD は西洋に多い症例で、スリランカではあまり見られない。なお精神科医は私立・公立の双方の病院の患者を診察している、ということである。(2008 年 8 月 19 日付 BHC 書簡) [15t]

抗鬱薬・治療薬剤の利用

26.22 2008 年 8 月 19 日 Colombo、BHC の書簡。スリランカ政府は精神病疾患患者に対し無料で薬を提供し診察を行っている。カルバマゼピン、エトスクシミド、フェノバルビタール、フェニトインナトリウム、バルプロ酸ナトリウム、アミトリプチリン、クロルプロマジン、ジアゼパム、カルビドパおよびレボドパ、その他類似する後発医薬品はすべて無料で提供されている。我々は、どんな薬でも国内で無料で提供されていないものはインドから入手できると教わった[15t]。スリランカの State Pharmaceutical Corporation (SPC) のウェブサイトによると、カルバマゼピン、クロルプロマジン、ジアゼパム、フェノバルビタールおよびバルプロ酸ナトリウムはスリランカで提供されているということである。[13a]

目次に戻る
出典リストに戻る

27. 人道問題

- 27.01 HRW が 2008 年 12 月 23 日に公表した報告書、「*包囲、強制移転、抑留 - スリランカ Vanni 地域住民の窮状*」の所感によれば、数十万人ものタミル人が、

「スリランカ国軍と分離独立派のタミル・イーラム解放の虎(LTTE)の戦闘が、LTTE の北部拠点、Vanni ['Wanni' と綴る場合もある。Vanni は Kilinochchi (北部)、Mullaitivu (東部)、Mannar (西部)、Vavuniya (南部)の諸地区から成る。] で激化する中で捕われた。LTTE が政府軍の前進に対し形勢が不利になるにつれ、民間人は縮小しつつあった紛争地帯へ押し込まれた。侵略的戦闘は多数のホームレス、飢餓、病人を残し、彼らの生活をますます危険にさらした。Vanni を出入りする人道運動や民間人の移動がスリランカ政府当局と LTTE の双方によって大幅に制限されたため、影響下にあった地域はますます、切実に求められる人道支援の獲得は難しいと考えるようになってきた。」
[21h] (要約)

- 27.02 UNHCR が 2009 年に公表した「スリランカからの亡命希望者の国際的保護の必要性を査定するための適格性ガイドライン」によれば、

「人道主義者のアクセスは依然として、北部の紛争地域に暮らす民間人にとって深刻な懸念である。[第 4 節：「2009 年 5 月 18 日に終結した紛争の最終段階に向けた最近の進展」参照] 2008 年 9 月以降、国連及びその他ほぼ全ての国際救援機関が、戦闘の影響下にあった北部地域での活動を妨げられ、人道主義者のアクセスも厳しく制限されている。IDP 及びその他、北部の脆弱な集団は依然として食糧援助に大いに頼っており、限られた食糧供給によって重大な影響を受けてきた。戦闘地帯内に捕われた民間人は、医療や補給へのアクセスを極度に制限され、また北部全域で、紛争や強制移転に起因する健康危機は、資源不足に陥っている。」 [6h] (7-8 頁)

- 27.03 OCHA が 2009 年 5 月 27 日に公表した「スリランカ、Vanni の非常事態報告第 18 号」の記録によると、

「政府当局と人道団体の間で、Vavuniya の Menik Farm へのアクセス問題を取り上げた協議が続いている。Menik Farm 現地では延べ 225,000 人以上の IDP を収容する。」

「[2009 年] 5 月 26 日、ERC の John Holmes 氏と政治問題担当事務次長 Lynn Pasco 氏が New York で記者会見を開き、事務総長(SG)が最近スリランカを訪問した件に触れた。Holmes によると、SG は『基本的サービスの提供に関して大いに努力が為されている一方、避難所などの分野の進展はまだ通い道のりであることを自ら確認できた』『生活の基本条件は満たされている』『しかし今後進めねばならない課題が山積している』。」 [31a] [52a]

- 27.04 2009 年 5 月 29 日の UN 報道局の報告によると、

「国際連合は、多数の協力機関と共同で、スリランカ北部で先頃終結した紛争を逃れてきた人々を収容するキャンプの基本条件の改善に取り組んでいる。これは本日発表された。国連人道問題調整事務所(OCHA)によると、国内避難民(IDP)が最後にキャンプに到着して以来、救援従事者は過密化する現地の重

庄の緩和、便所の増設、国際基準を満たす給水改善に取り組んでいるとのことである。その他、優先事項として家族の再会やキャンプ内での移動の自由の改善が挙げられる。(中略) OCHA は水と衛生を継続的課題に挙げ、今のところ便所は必要数の半分しか設置が進んでおらず、また飲用と入浴に利用できる水は必要量の 75% しかない。また栄養も重要な懸案で、栄養不足や栄養失調の児童が多数いるほか、脆弱な成人の割合も高いことが背景にあるが、栄養回復施設は 30 軒のうち 10 軒しかまだ建設されていない。児童保護需要を満たすため、20,000 人以上の児童を収容できる 63 箇所の児童向け空間が設置されており、また強制徴集された児童が大半を占める元児童兵士をサポートするチームも編成されている。」 [6c]

第 24 節：「児童」も参照のこと

27.05 USAID が 2010 年 1 月 25 日に公表した「スリランカ - 複雑な非常事態概況報告書第 1 号、2010 会計年度版」の記録によれば、

「20 年以上に及ぶスリランカ政府(GoSL)と分離独立派のタミル・イーラム解放の虎(LTTE)の紛争やこれに起因する避難民が、スリランカ国内における複雑な非常事態を引き起こした。国連人道問題調整事務所(OCHA)によると、2009 年 5 月 19 日までの数ヶ月間、GoSL が LTTE に対する勝利を宣言した結果、280,000 人以上の避難民が危険な状態に陥った。」

「OCHA によれば、12 月 31 日の時点で 156,000 人近くの人々が地元地域へ戻り、他に約 29,000 人が国内避難民(IDP)キャンプから受け入れ先のファミリーや地域へ移転した。」

「住民の帰還は 2009 年 10 月後半に急増した。しかし、紛争の影響下にある家族の地元地域への帰還は引き続き、長年に及ぶ紛争の後で生計或いは復旧の見通しがごく少ないことから、様々な課題に直面することになる。」

「USAID/OFDA の主任地域顧問(PRA)が 12 月 12 日から 15 日にかけてスリランカ北部を訪れ帰還者と面会し、人道状況の評価を行った。PRA は帰還した住民の回復を認め、避難所と生計支援を最大の急務として報告した一方、復旧努力においては資源の流入を伴う市場と生計の復興を損ねることなく、帰還者が今持っている能力を基礎として構築されなければならないと注意を促した。」 [12a]

27.06 スリランカ国内の人道状況に関する詳しい情報は、下記のウェブサイトから入手可能である：[国連人道問題調整事務所\(OCHA\)](#)、[人道ポータル - スリランカ編\[52\]](#)

「[最新ニュース](#)」、[第 4 項「最近の展開](#)」、[第 17 項「人権関連の機関、団体及び活動家](#)」、[第 28 項「移動の自由](#)」、[第 29 項「国内避難民](#)」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

28. 移動の自由

- 28.01 米国国務省(USSD)が 2009 年 2 月 25 日に公表した「人権状況に関する国別報告 2008 年版、スリランカ編」(USSD 2008)によれば、

「法律では全ての市民に『移動と住居選択の自由』及び『母国へ帰国する自由』を与えている。しかし実際には政府がこの権利を様々な場面で厳しく制限してきた。LTTE との内戦は、政府が北部や東部から Colombo へ移動する旅行者に対する検査を強化する誘因となった。Colombo 警察は非常時規制 23 により義務付けられる通りに北部及び東部出身のタミル人の登録を拒否し、時には彼らを紛争影響下の地域にある自宅へ強制送還することさえあった。タミル人は Jaffna や Trincomalee での漁業に関して厄介な制限を課せられた。」

「政府はタミル人、特に Jaffna 在住のタミル人に対し、国内各地を移動する際は治安部隊発行の専用通行証を取得するよう要求した。他の市民と異なり、タミル民族の身分証明書はシンハラ語とタミル語の両方で印刷され、そのため治安部隊はタミル民族を即座に識別できた。Jaffna 市民は Jaffna を離れる際、許可証を軍の民事部門から、場合によっては EPDP から取得するよう要求された。複数の情報筋によれば、待機期間は 5 ヶ月以上とのことであった。軍から課せられた外出禁止令も、Jaffna 市民の移動を制限した。」 [2b](第 2d 項)

- 28.02 さらにこう続く。

「立入制限は、民間人が入れない軍事基地や HSZ の周辺で続いた。HSZ は大部分の軍キャンプの柵から半径最大約 2.5 マイルの範囲に及んだ。一部の観測筋は、HSZ は過剰で、タミル人の農地、特に Jaffna 市内の農地に不当に影響が及んでいると主張した。2007 年に大統領が Muttur East と Sampur に大規模な HSZ を設けると発表したが、ここはタミル人が政府治安部隊と LTTE の戦闘により逃亡を余儀なくされるまで暮らしていた土地であった。最高裁判所はこの HSZ に異議を唱える訴訟を、政府の治安措置は私的訴訟の対象となり得ないとして却下した。」 [2b](第 2d 項)

- 28.03 UNHCR が 2009 年に公表した「スリランカからの亡命希望者の国際的保護の必要性を査定するための適格性ガイドライン」によれば、

「北部の紛争地域を逃れてきた人々は、国内の他地域へ移動する能力に対する深刻な制限に直面し、また多数の人々が、家族グループを含め、Mannar、Vavuniya、Jaffna の各地区に政府が設けた厳重警備のキャンプや通過地での滞在を強制されてきた。複数の人権オブザーバーが、現地の状況は避難民の処遇に関する国際基準に適合しておらず、特に移動の自由に対する制限、キャンプにおける軍人の存在、そして逮捕や失踪に関連すると言われている LTTE 容疑者の洗い出しプロセスについて懸念を表明している。」 [6h] (6 頁)

- 28.04 UNHCR の適格性ガイドラインには続けて次のように記されている。「治安及び人権状況は、北部全域にわたり依然として劣悪なままである。政府軍が北部で LTTE メンバーの特定と LTTE の活動抑止を目的に実施した厳格な治安対策や反乱防止策は、非常警戒及び搜索活動、逮捕、拘留、そして北部地域に出入りするタミル人の移動制限が絡む頻度がますます高まってきた。」 [6h] (6 頁)

28.05 UNHCR の同文書には以下の記録もある。

「2008年3月以降、LTTE 統制地域からの避難民は、児童や高齢者を抱える多数の家族グループも含め、Mannar 地区と Vavuniya 地区のキャンプに抑留され、現地では厳しい移動制限が課せられている。複数の人権擁護者が政府の政策について、避難民が自由に移動する権利を不当に制限するものであり、(中略)道路封鎖による旅行制限、軍、治安部隊、警察部隊による治安検査や外出禁止令が課せられているほか、LTTE も民間人が戦闘地域、或いは別な形で対象が絞られた人権侵害から逃れる権利や、国内の他地域で保護を求める又は国外へ亡命する権利、そして生計を立てる活動を追求する権利にひどく干渉してきたと批判している。

「タミル民族、特に北部及び東部出身者で Colombo 市内在住者又は市内へ入ろうとする人々は、Colombo 市内での移動や居住能力に対する不当かつ差別的な制限を受けてきた。」 [6h] (17-18 頁)

COLOMBO

28.06 2009年4月29日付の書簡における在 Colombo BHC によれば、

「Colombo 市内、或いは実際のところ西部州全域で、タミル人の居住は困難と見られ、スリランカ北部又は東部の出身者であれば特にそうである。」

「不可欠なサービスは Colombo 市内でしか受けられないものが多いため、人々は医療施設、高等教育、雇用、パスポートや身分証明書の発行施設を利用するため、また海外旅行の計画を立てる目的で北部や東部からはるばるやって来る。法律の下、誰でも、警察や治安部隊へ事前に一切通知しなくても Colombo に滞在できる。しかし、「市外」からの来訪者は一律に検問所で頻繁に制止され [下記の従属項参照]、これはシンハラ語を上手く話せないタミル人にとっては特に問題となり得る。」 [15e]

28.07 FCO による 2009年8月23日～29日のスリランカ Colombo への情報収集視察に関する報告書 (2009年10月22日付、以下「FCO 報告書 2009年10月版」)には、2009年6月から8月にかけての Colombo 市内居住の実現可能性の問題に関する具体的情報が記載されている。同報告の観測によれば、

「一部の情報筋が、Colombo はシンハラ人よりタミル人の方が多いという共通の認識に言及した。タミル人は Colombo 市内の一部地域で過半数を占めるが、推定によるとその数は 300,000～500,000 人で、Colombo 地区の人口の最大 20%を占めると見られる。約 50,000 人のタミル人が Colombo の一時的居住者で、約 37,000 人が 2003年から 2008年の期間に北部州から Colombo へ移住した。」 [15m] (要旨、2009年6月以後の Colombo 市内居住実現可能性)

28.08 2009年9月10日付 BHC 書簡によれば、

「スリランカで最後に国勢調査が実施されたのは 2001年のことである。当時はまだ紛争が続いており、一部の地区でデータが集められなかったため、調査結果は信頼性を欠く。その上、当時以来、国内での移住や国外転出が著し

い。Colombo 地区に関して、2001 年情報部門センサスによれば、総人口は 2,230,612 人であった。Colombo 地区は 13 の分割事務管区(DSD)から成り、その 1 つが Colombo DSD である。Colombo DSD には Fort、Pettah、Slave Island、Dematagoda、Maradana、Hultsdorf、Kotahena、Grandpass、Mutwal の各エリアが含まれる。2001 年情報部門センサスによれば、Colombo DSD の総人口は 376,770 人であった。(中略) スリランカセンサス・統計庁は年間中期の人口推定値を発表しており、最新は 2008 年の統計である。この統計から、スリランカの人口は 20,217,000 人と推定される。Colombo 地区の推定人口は 2,488,000 人とされる。」

「加えて、Colombo 地区と Colombo DSD は紛らわしく、また問題を一層混乱させることに、幅広く作成された Colombo 市の地図を見ると、同市の境界内に Colombo と Thimbirigasyaya、2 つの DSD が含まれることが分かる。」

「Colombo DSD の南側に位置する Thimbirigasyaya DS には Thimbirigasyaya、Kollupitiya (Colpetty)、Cinnamon Gardens、Borella、Bambalapitiya、Narahenpita、Havelock Town、Wellawatte、Kirillapone の各エリアが含まれる。2001 年情報部門センサスによれば、Thimbirigasyaya DSD の総人口は 263,550 人であった。」 [15q]

第 20 項「民族集団」も参照のこと。

28.09 さらに、FCO 報告書 2009 年 10 月版の記録によれば、

「情報筋が合意したところでは、Colombo に居住を希望するが、その出身でない人々は、地元の警察署へ登録しなければならない。登録には通常、国民身分証明書又は有効なパスポートが必要で、場合によっては Grama Seveka (本人の出身地域の地元当局者)からの書簡と滞在の期間及び目的に関する詳細な計画書が求められることもある。」

「建前上、誰でも Colombo 市内滞在登録の資格があるはずだが、一部の情報筋が示唆したところでは、若いタミル人男性で国内の北部又は東部の出身者は困難に遭い、他より緊密に監視されることがある。(中略) 概して、Colombo 市内滞在が一時的であることを示せば、割と登録しやすいようである。」 [15m] (要旨、2009 年 6 月以後の Colombo 市内居住実現可能性)

28.10 情報筋は以下のように付け加えた。

「UNHCR の保護担当官は、Colombo 出身でないタミル人はそこで居住資格を得ることが極めて難しいと指摘した。北部と東部出身のタミル人は、Colombo での受け入れ先を探す正当な理由がなければならず、また家主は Colombo 出身でないタミル人に場所を貸す場合、非常に慎重にならざるを得ない。北部出身者で、自分の警察登録証明書の他に出身地の地元行政機関、つまり Grama Seveka [地元当局者] からの書簡を持っていないければ、登録は極めて難しいと言える。」 [15m] (5.12) 「(中略) 彼女は、タミル人はたとえ一時的であっても滞在は難しいと考えていた。タミル人は、人々がタミル人を怖がり、宿泊者又は賃借人として受け入れることを躊躇するという理由からも、問題に直面した。」 [15m] (5.30 項)

「CPA [政策選択研究センター]は、タミル人が Colombo から退去するよう告げられたという話は聞いたことがないが、嫌がらせを受け、市内に留まるのは安全でないと告げられたのかもしれないと述べた。確立された判例法を引き合いに出せば、人が退去を指示されることはあり得ないが、それでもなお嫌がらせを受けることはあり得る。」 [15m] (5.38 項)

「Mano Ganesan MP 曰く、人々は警察登録に適合している限り滞在できるが、その警察がいつも直接又は間接的にタミル人を脅し、それは大抵、金銭をせびることが目的である。彼は、Colombo 出身でないタミル人がそこに滞在することは賢明でないとの見解であった。」 [15m] (5.42 項)

下記の警察登録及び Colombo 市内の宿泊施設 も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

警察登録

28.11 2008 年 10 月 1 日付の在 Colombo 英国高等弁務官事務所(BHC)からの書簡によれば、

「スリランカ政府当局は世帯に全居住者の登録を要求し、特に一時的に宿泊するタミル人の登録を重視している。この名簿は後々、ある場所での居住又は旅行について、より詳しく理由を説明する必要があると警察が見なす人々を特定する目的で、非常警戒及び捜索活動を行う際に利用される。失敗に終わり帰還した亡命希望者はこれに該当する可能性があるが、非常警戒及び捜索活動の対象となる地域(通常、数ブロック)は大して多くないと思われる。未登録が確認された人は通常、警察に拘留され、さらに尋問を受ける。政府は過去に治安当局者向けに、誰かを拘留する際の責任を喚起する旨の大掛かりな広告を出したことがある。これは部分的に、非常警戒及び捜索活動の際に拘留された人々の扱いが法律に従っていないとの苦情への対応である。」 [15c]

第 8 項「非常警戒及び捜索活動」 も参照のこと。

28.12 2008 年 10 月 1 日付 BHC 書簡はさらにこう続く。

「警察登録の実施状況には統一性が全くない。現政権が 2005 年 11 月に権力の座に就いた後、警察は各世帯を訪問して回り、世帯主が記入する登録用紙を発行し、提供する情報と名簿に記載される人について全面的に責任を負うよう要求した。登録用紙には不動産の購入日及び購入価格、購入元、購入資金の調達手段、資金援助者などの情報を記載するよう求められた。この用紙は、市内や郊外のタミル人が集中する地域ではほぼ全世帯に発行された。概して、警察はタミル人世帯だけを対象としているとは言わないが、タミル人集中地域に限って、記入済みの用紙や帳簿の回収が厳格に強制される。この帳簿の主な目的は、警察が非常警戒や捜索活動を発動する際、該当区域内での訪問者や未申告者の特定に役立てることである。」

「現在、警察登録制度が実施されているが、特に対象とされるのは国内北部及び東部から Colombo 及び西部州への一時的移住者である。」 [15c]

28.13 *The Sunday Times* 紙の 2009 年 1 月 11 日の記事によれば、政府はスリランカ全国国民に対し、防衛省にオンライン登録するよう要求していた。

「この要求は、国内在住者全員の選別を推進する政府の取り組みの一環である、と Lakshman Hulugalle 国家安全保障メディアセンター局長が述べた。その目的でウェブサイト - www.citizens.lk - も開設されている。スリランカ居住者は氏名、民族、自宅住所、占有する住宅の種類(集合住宅、離れ、店舗)、最寄りの警察署を含め、詳細な個人情報の提供を要求される。一時的居住者の詳細も申告しなければならない。『登録期限はないが、一般市民からの反応が遅いと、当局は法律によって、ひょっとしたら非常時規制すら利用して、登録を強制せざるを得なくなるかもしれない』と Hulugalle 氏は述べた。インターネットにアクセスできない人々は、登録専用窓口が設けられた政府機関で登録できる。登録手続きを推進するため、移動登録所が日替わりで様々な地域に出向く予定である。」 [11m]

28.14 2009 年 4 月 29 日付 BHC 書簡によれば、

「2008 年 9 月 18 日、政府は国内北部及び東部から従前の 5 年以内に西部州へ到着していた全ての人について、2008 年 9 月 21 日までに地元の警察署、又は指定の学校、寺院又は他の公共建物にて登録する旨の要求を発表した。警察の推定によると、このカテゴリーの該当者が約 100,000 人いた。当時の治安当局者曰く、係る措置はテロリストの潜入を防止し、一般市民の保護を確保する目的で導入された。実際のところ、『避難民調査』と謳われたこの措置は専らタミル人が対象であったと見られ、多方面から批判を浴びた。また報告によると警察は特定の 5 地区、即ち Jaffna、Mullaitivu、Kilinochichi、Mannar、Vavuniya の各地区から到着していたタミル人のセンサスを行っていたとのことである。」 [15e]

28.15 同 BHC 書簡はこう続く。

「この初期登録以来、政府から追加発表があり、未登録者に出頭を求める日付が設定された。これは 2008 年 9 月 21 日以降の到着者も対象としている。この手続きに対し、登録申請者の中に登録済みである旨の受領書又は証明書を交付されなかった人がいるとの批判がとりわけ目立った。さらに、シンハラ語を話す行政官が、タミル語しか話せない登録申請者と意思の疎通を図れないために、手続きが遅れる事態も発生した。」 [15e]

28.16 2009 年 4 月 17 日に LTTE 支持派のウェブサイト TamilNet に掲載された記事によれば、

「Colombo 市内の全世帯主がスリランカ防衛省から、世帯の詳細情報を最寄りの警察署へ登録するよう指示され、登録を怠ると制裁措置を受ける結果となるおそれがある。これは木曜の夜から金曜の朝にかけて、スリランカ政府の紋章を付けた長い白塗りのバスから、拡声器を使ってシンハラ語とタミル

語で行われた発表による。警察に届け出ずに人を自宅に住ませることは処罰対象の違法行為に当たるとの発表もあった。」 [38a]

- 28.17 FCOによる2009年8月23日～29日のスリランカColomboへの情報収集視察に関する報告書(2009年10月22日付、以下「FCO報告書2009年10月版」)の記録によれば、

「諜報当局幹部曰く、彼ら[Colombo市内居住歴がなく、同市内での滞在を希望するタミル人]は、到着したことを地元の警察署へ届け出なければならない。彼らは自身の詳細情報、滞在場所及び滞在期間を申告しなければならない。Colomboに到着する人は皆、登録し、住所が変わった場合もやはり警察へ届け出なければならない。Colombo警察は当人の出身地域の警察に照会することができる。登録名簿はColombo市内各地の警察署に保管されるとのことである。」 [15m] (5.7) 「宿泊所など仮の住所でも、警察への登録に使える。」 [15m] (5.18 項)

「諜報当局幹部曰く、登録するには、自身の国民身分証明書(NIC)を提示し、登録用紙に必要事項を記入しなければならない。NICを持たない場合、Grama Seveka [地元当局者]からの書簡を提出すればよい。パスポートや臨時パスポートでも受付可能とのことである。」 [15m] (5.18 項)

- 28.18 2009年12月29日にLTTE支持派のウェブサイトTamilNetに掲載された記事によれば、

「諸外国又は国内北部及び東部から来るタミル人は、市内に30日間を超えて滞在している場合、Colombo市内のスリランカ警察に登録しなければならない、とスリランカ警察庁が報道機関向けの説明で述べた。(中略) Nimal Mediwaka 警察庁上級監察次官曰く、以前全てのタミル人に適用されていた『ルール』は、当人がColomboへ国外から或いは国内北部及び東部から来たかを問わず、Colomboに到着次第、地元の警察署へ必ず登録することとしていたが、最近、そのルールの『緩和措置』が発表された。」 [38ae]

- 29.19 2010年1月12日付の英国高等弁務官事務所の書簡によれば、

「政府当局者曰く、誰であれJaffna市内での居住に対する制限は全くない。住む場所を見つけたら、地元の警察に出頭し、NICを提示しなければならない。Jaffna地区ではHSZを除きどこでも自由に居住できる。同じく警察の某スポークスマン曰く、制限はなく、誰でもJaffnaに移住することができる。住む場所を見つけたら、地元の警察に登録しなければならない、ある人道団体が我々に話したところでは、Jaffna地区への新規到着者はトークンを渡され、住む場所を見つけたら地元の警察へ届け出なければならない、彼らの記憶では28日以内とのことであった。彼らはJaffnaへ滞在するため戻った人を1人も知らないと付け加えたが、IOMは我々に報告したところでは、英国から多数自主的に帰還し、同地区に再定住している。」 [15p]

目次に戻る
出典リストに戻る

Colombo市内の宿泊施設

28.20 2009年4月29日付の書簡における在 Colombo BHC の観測によれば、「2007年6月、世間に広く知られているように、Colombo 及び Gampaha の宿泊施設からのタミル人強制退去が行われた。延べ 374 人のタミル人が強制退去させられたが、後に最高裁判所の決定的介入に従って帰還が認められた。」 [15e]

28.21 2008年5月16日付の在 Colombo BHC からの書簡では、Colombo 市内の宿泊施設からのタミル人強制退去問題について、次のように話を膨らませている。

「2007年6月、警察の監察長官 Victor Pereira 曰く、『Colombo でたむろしていたタミル人は、市内で雇用されている旨の証明がない限り地元へ送り返された。』しかし、スリランカ国内の北部、東部及びその他の地域から来て宿泊施設に泊まっていた多数の人々は、様々な理由で Colombo に居た。多くは職探し、或いは学業に勤しむため、或いは医療処置を受けるため、或いは海外旅行を目的に来ていたし、身分証明書やパスポートなど公文書の取得に来た人々もいた。しかし重装備の武装警察官が Colombo の Wellawatte、Kotahena、Pettah、Wattala の各エリアの宿泊施設に入り、合計 376 人が強制退去させられ、うち男性が 291 人と女性が 85 人であった。(中略) 今なお、Colombo で短期間、特に集合住宅に住んでいるタミル人は、警察から集中的に監視されている。(上記の大部分の情報源は人権開発センター - CHRD のエグゼクティブディレクター、Kandaramy 氏である)。」 [15r]

28.22 FCO による 2009年8月23日～29日のスリランカ Colombo への情報収集視察に関する報告書 (2009年10月22日付、以下「FCO 報告書 2009年10月版」)の記録によれば、

「[諜報当局幹部曰く] 宿泊施設は定期的に検査され、宿泊施設所有者は自動的に、新規到着者の情報を警察から提供される(5.7 項) その人権活動家曰く、人々は好きなだけ長く滞在できるが、事実上、過度に長い滞在は妨げられる。タミル人エリア、例えば Pettah や Kotahena などの宿泊施設は定期的に警察の検査を受け、宿泊者は尋問を受けるとのことである。しかし、彼は長期滞在中についてさえ、退去を求められた人々の例を実際には知らなかった。とは言え、人々は Colombo 滞在中の正当な理由を示す必要があった(雇用、教育、海外旅行、通院、行政手続きなど)。」 (5.27 項)

「IOM 代表者曰く、一時的に宿泊施設に滞在している人々は実際のところ警察署に登録している限り長期滞在が可能である。宿泊施設所有者は宿泊者を警察署に登録し、推薦状を提出しなければならない。(5.28 項) Sarath Silva 元司法長官曰く、宿泊施設は警察に監視されるが、誰でも、警察に登録している限り、極端に言えば数ヶ月間でも滞在できる。」 [15m] (5.32 項)

検問所

28.23 Colombo/Gampaha における検問所/道路封鎖に関する詳しい情報は、FCO による 2009年8月23日～29日のスリランカ Colombo への情報収集視察に関する

する報告書 (2009年10月22日付、以下「FCO報告書2009年10月版」)から入手できる。同報告書の観測によれば、

「大部分の情報筋が合意したところでは、[Colombo/Gampaha 地区における] 検問所の数が大幅に減ったわけではない。政府筋によれば、検問所の目的はテロリスト活動の探知と防止である。非政府筋が示唆したところでは、検問所の目的は不審者の特定、タミル人の Colombo 定住の阻止、そしてスリランカがまだ非常事態にあると見せかけ続けることにもある。」

「概して、最も尋問を受けやすいのは北部及び東部出身の若いタミル人、身分証明書を持たない人々、Colombo の居住者又は被雇用者でない人々、そして最近西部から戻ってきた人々であった。しかし、大部分の情報筋曰く、検問所での逮捕は極めて稀で、2009年6月からそのような報告例は全くない。」 [15m] (要旨、Colombo/Gampaha における検問所/道路封鎖)

28.24 検問所で行われる手続きに関して、

「UNHCR の保護担当官曰く、手続きは主に身分証明書の検証と個人所有物及び乗用車の確認が中心である。また彼らは、人々は出身地と居住地を尋ねられると考えていた。タミル人の方が検問の対象とされることが多かった。北部及び東部出身のタミル人は、国民身分証明書の他に警察登録証明書の提示も求められた。」 (FCO報告書2009年10月版) [15m] (4.22項)

「Sarath Silva 元司法長官曰く、主な問題は、タミル語で書かれた身分証明書を読めない、シンハラ語を話す人が検問所に配属されていることである。常に嫌がらせのリスクがある。常に少なくとも1人、タミル語を話す担当官を配属すべきであるが、大抵、そんなことはない。タミル人はそのような検問所で嫌がらせや延々と尋問される目に遭っている。」 (FCO報告書2009年10月版) [15m] (4.24項)

28.25 検問所で対象にされるタミル人の人物像の問題に関して、FCO報告書2009年10月版の記録によれば、

「在 Colombo スイス大使館代表者曰く、身元を証明できない人々、身分証明書を持っていない、或いは Jaffna 地区又は北部地区発行の身分証明書を持っている人々は、短期間拘留され、身元確認が行われた後で解放されることになりやすい。」 [15m] (4.39項)

「UNHCR の保護担当官は、特異的なプロファイルがあるかどうか、確信が持てなかった。その担当官曰く、人々は制止された後、言葉やアクセントが大きな役割を果たす。シンハラ語を話せなければ、これが問題となる。シンハラ語を上手く話せず、自信がなければいほど、余計怪しまれる。」 [15m] (4.40項)

「[ある非政府組織の職員曰く] 警察とのコミュニケーション能力が効果を発揮する。Colombo 出身のタミル人の中には3カ国語(タミル語、シンハラ語、英語)に堪能な人もいて、シンハラ語を流暢に話すと役に立つ。北部出身のタ

ミル人は検問所で弱い立場となり、職探しの人々、及び／又は Colombo での一時的滞在を希望する人々は特にそうである。」 [15m] (4.42 項)

28.26 USSD 報告書 2008 年版の記録によれば、「Colombo 市内の軍検問所に配属された治安部隊が頻繁にタミル人に嫌がらせを働いていた。政府が東部を実効支配するようになってから、政府と TMVP 双方が検問所を運用し、居住者、特にタミル人の自由な移動を妨げた。」 [2b] (2d 項)

28.27 Jaffna 地区の検問所に関して、2010 年 1 月 12 日付の在 Colombo 英国高等弁務官事務所からの書簡の報告によれば、

「意見が一致するところ、検問所は今なおかなり目立つものの、担当官はあまり活発でなく、また大抵、人々が通り過ぎるのを見ているだけである。ここ数週間、一部のグループが、ほぼ 50%の検問所が既に撤去済みであると主張している。しかしこれは変化するものであり、舗装道路に入る検問所又は嚴重警備ゾーン(HSZ)付近の検問所では今でも人々の車両から降りるよう要求し、身分証明書又は居住地関連文書の提示を要求する。ある人道団体の話では、彼らは検問所の目的は単に一般市民に嫌がらせを働くことでしかないと考え、担当官の人物像を 18 歳から 30 歳の未婚男性と捉えていた。ある警察のスポークスマン曰く、恒久的道路封鎖はなく、また警察の検問所は配置が毎週変わるが、Jaffna の町にある一部の検問所は恒久的である。民間人は目に見えて治安部隊と良好な関係を築きつつあるようだ。」 [15p]

29.28 東部州に関して、同じ情報筋が指摘したところでは、「隣の北中部州から Trincomalee に至る幹線道路の検問所数は 12 箇所から 2 箇所に減り、沿道と Trincomalee 市街地に配備される軍人や警察官の数も、昼夜を問わず減っている。」 [15p]

第 8 項「非常警戒及び捜索活動」及び第 32 項「出入国手続き」も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

鉄道網での治安検査

28.29 2008 年 7 月 22 日付の在 Colombo BHC からの書簡によれば、

「RPF [693 人から成る強力な鉄道保護部隊] が国内全域に配備され、警察、軍、国防市民軍と共に協調的手法で鉄道網の治安に対処している。1,000 人を超える警察部隊及び軍隊の隊員が鉄道の治安に当たっているほか、自主グループの市民治安委員会にも捜索権限が与えられており、(中略) Colombo には駅、線路、車両の治安を守るための計画を別個に立てる協調的戦略がある。通勤・通学列車の捜索が駅で行われるのに加え、列車は無作為に停止させられ、捜索を受ける。駅に入る際、旅客は携帯型金属探知機を使用する当局者による全身検査又は強化検査を受ける。通行証と身分証明書が恒常的に検査される。(中略) 捜索チームは比較的長い幹線ルート全てにおいて行程全体にわたり配備されている。これらのチームは同様の捜索及び旅客検査を行う。RPF は通常は非武装であるが、必要であれば武器を携行できる。軍は恒常的

に武器を携行する。捜索チームは国内全域で列車に配備され、捜索は全ての主要駅で行われる。」 [15s]

目次に戻る
出典リストに戻る

A9 幹線道路(KANDY/COLOMBO から JAFFNA までの区間)

28.30 Economist Intelligence Unit (EIU)社が 2009 年 8 月に公表した「国別報告書、スリランカ編」によれば、

「数年経った後、A9 Jaffna-Kandy 幹線道路が [2009 年] 7 月 22 日に再開し、一般車両が通れるようになった。A9 はスリランカの首都 Colombo と、国内最北部の Jaffna 半島を結ぶ唯一の陸路である。この全長 200 マイル近くに及ぶ幹線道路は、Jaffna の軍キャンプが LTTE の攻撃を受けた後、2006 年 8 月に閉鎖された。この道路は 2001 年に政府と LTTE の間で停戦協定が交わされたことを受け、2003 年 6 月に開かれたが、反政府組織の統制下にあり、彼らは道路利用者に重税を課していた。Kilinochchi と Elephant Pass の解放により、2009 年前半に幹線道路全体が国の統制下となった。治安を確保するための作業を経て、政府はこの道路を[2009 年] 3 月に軍用交通向けに再開し、[2009 年] 7 月には商用交通向けに再開した。」 [75r] (11 頁)

28.31 2009 年 12 月 21 日、Reuters は政府が以前の北部戦闘地帯を往来する輸送に対する厳重警備を公式に緩和したと報じ、この報道によれば、

「最終的に崩壊した 2002 年から 2004 年の停戦期間を除き、南北を結ぶ A-9 道路は 1990 年から閉鎖されていたが、それは少数民族のタミル人のための分離独立国家の樹立に向けて闘っていたタミル・イーラム解放の虎(LTTE) が一部を統制下に置いていたためである。停戦期間中、LTTE は収入源をこの道路に頼り、通行車両から税金を取った。その後、北部の Jaffna 地区は事実上、スリランカの大部分との道路接続を断たれ、それが今年 1 月まで続いた。スリランカ北部の大半における LTTE の支配は、Jaffna 半島の軍事的支配を意味し、Jaffna 市は実質的に島と化し、物品の輸送手段は船又は空路のみであった。5 月に LTTE が 25 年間に及んだ内戦に敗れて以来、政府は反政府活動を抑止すべく適応した様々な厳重警備措置を緩和してきたが、一部はそのまま継続された。」 [4c]

28.32 2010 年 1 月 12 日付の在 Colombo 英国高等弁務官事務所からの書簡によれば、

「Jaffna へ位至る A9 幹線道路の再開に伴い、政府運営のバスサービスも、数十年ぶりに Jaffna から Kandy、Colombo、そして Batticaloa を結ぶルートで再開した。これらのサービスは今やバス路線網と結ばれ、事実上国内どこにでも行けるようになった。輸出信用保証庁(ECGD) からの資金拠出により、Jaffna と本土を結ぶ第 2 の陸橋建設が進められている。A9 の再開により、他の輸送形態もこの地区に流入可能となった。オートバイ、3 輪車、ミニバスが利用可能となり、台数も増えているようである。地元の取引業者はこのおかげで事業が大幅に上向いたと認め、また品不足がほとんどなくなり、消費者価格も下がるとのことである。取引業者が商品を出す能力も高まった。民営のミニバスは、公営バスより安価な代替手段である。政府筋は、こ

うした新たに導入された民営バスの多くが公営バスの時刻表を意識している上、公営バスのすぐ手前にバス停を設けて乗客を奪っていると苦情を述べた。公営バスに対する苦情は、整備が行き届いておらず、部品が不足しているというものであった。地区内のバス路線網はかなり充実していたが、ある人権団体の指摘によれば、時刻表が外出禁止令に対応しておらず、取り残されてしまう人が出るとのことである。」 [15p]

Jaffna 地区に関する下記の項も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

JAFFNA 地区：出入境

28.33 2010 年 1 月 12 日付の在 Colombo 英国高等弁務官事務所からの書簡によれば、

「2009 年 12 月のスリランカ政府の発表を受け、国民身分証明書(NIC)を所持しているスリランカ国民は自由に Jaffna へ行き来できるようになった。出入境の際に保安検査を受ける必要はない。Jaffna の島々も解放され、自由に移動できるようになった。Colombo の Rathmalana (Jaffna 行きの便が出る唯一の空港)と Jaffna の Palay、両空軍基地間を空路で移動する人々は、長時間に及ぶ保安検査と捜索を受ける羽目になる。外国人は Jaffna へ旅行する場合、防衛省に許可証を申請しなければならず、Jaffna 地区内での移動範囲も制限される。ほんの数ヶ月前、人道関連の政府機関や団体が Jaffna 半島を開かれた刑務所と評し、Jaffna を守備隊駐屯都市と評した。従って、出入境手続きの緩和は、かなり歓迎される改善と見られる。」

「定期航空便が 1 日 4 便、Colombo の Rathmalana と Jaffna の Palay、両空軍基地間に就航していた。これらはスリランカ空軍、Deccan 及び Expo Air により運行されている。人道団体は、一部の航空機の安全基準が心配だとコメントした。」 [15p]

不発弾(UXO)

28.34 SATP の 2010 年版年表では、スリランカ陸軍の地雷撤去工兵隊及び NGO により北部及び東部の Jaffna、Kilinochchi、Mullaitivu、Mannar、Vavuniya、Batticaloa、Trincomalee 各地区で実施された地雷撤去作業に言及し、その記録によれば「現在、部隊は Vedithalattivu (Mannar)、Mankulam (Kilinochchi)、Thunukkai-Amathipuram (Mullaitivu)の各エリアで地雷撤去作業を継続している。初期調査の結果、地雷や UXO の撤去を要する区域の面積が約 600 平方キロメートルにわたることが確認された。」(2010 年 1 月 4 日) [37d]

28.35 2009 年 12 月 18 日の IRIN の報告によれば、「地雷撤去作業は、スリランカの国内避難民(IDP)が帰還できる状態にまで進行しているが、撤去は最終的に無期限の長期プロセスとなるであろう、と政府機関は述べている。」 [55a]

地雷対策に関する最新情報は、Reliefweb のウェブサイトの個別セクションに繋がる[このリンク](#)から入手可能である。 [31b]

紛争当時の LTTE 統制地域と政府掌握地域間の移動

- 28.36 HRW が 2008 年 12 月 23 日に公表した報告書、「*包囲、強制移転、抑留 - スリランカ Vanni 地域住民の窮状*」によれば、

「LTTE は統制下に置いた地域の民間人が政府掌握地域へ渡ることを力づくで阻止し、LTTE 軍の後退と一緒に移動することを強制した。(中略) Vanni での戦闘から逃れようとする民間人は、今度は政府当局による処遇を危惧した。スリランカ政府は、安全を求めて LTTE 統制地域から逃れてくる民間人の拘留に関する政策を定めた。政府掌握地域へ渡る際に制止された家族や個人はほとんど、軍が運営するキャンプに無期限拘留されている。Vanni 地域住民は事実上全員が、- 志願又は強制により - LTTE に属する近親者を持つタミル民族である。」 [21h] (要約)

- 28.37 さらに、HRW の報告によれば、「当局者は、LTTE の戦闘員が紛れ込んでいないことを確保するという理由があって、新規到着者を入念に検査し」、また 2008 年 12 月の段階で、

「渡って来る者は全て、家族全体も含め、キャンプに無期限拘留されており、スリランカ国内の別な場所に居る近親者又はホストファミリーと合流できる見通しはほとんどない。(要約) 2008 年 3 月以降、スリランカ治安部隊は Vanni から逃れてきたタミル民族の民間人を、彼らが政府掌握地域へ近付こうとするのを妨害して、ほぼ全員を拘留している。A9 幹線道路周囲での激しい戦闘や膨大な数の政府及び LTTE の検問所、それに両群が広範囲にわたり敷設した地雷のおかげで、陸路での移動が極めて困難かつ危険となった。結果として、2008 年 11 月中旬に LTTE が北部の Vavuniya 地区から撤退するまで、Vanni から逃亡した民間人の大部分が海路を使い、地元の漁師に賄賂を渡して港町の Trincomalee 又は他の政府掌握地域へ船で運んでもらった。Vanni から逃亡した民間人のうち少数の人々がおも、政府の治安非常警戒を迂回して、Mannar 又は Vavuniya のタミル人が圧倒的に多い地域で暮らそうと試みているが、見つかると逮捕される羽目になる。」 [21h] (10 頁)

- 28.38 HRW が 2008 年 12 月 15 日に公表した文書「*捕捉と虐待 - Vanni 地域の民間人に対する LTTE の悪行*」によれば、

「LTTE は長期にわたり、統制下の地域から民間人が逃げないように、強制的な通行証制度を用いてきた。民間人の移動に対する厳しい規制は、遅くとも 1995 年から行われている。通常、就職年齢該当者(男女問わず 12 歳から 35 歳の範囲で、最近では上限が 45 歳に引き上げられた)が LTTE 統制地域から一時的に出ることを希望する場合、近親者を『保証人』として残すよう要求される。『保証人』とは通常、Vanni を離れる人が約束通り Vanni へ戻って来ることを保証する近親者を指す。本人が約束通りに Vanni へ戻って来ないと、『保証人』が逮捕され、大抵は強制労働を課せられる。」 [21e] (14 頁)

第 4 項「最近の展開」、第 29 項「国内避難民」、第 31 項「身分証明書及び渡航文書」 も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

29. 国内避難民(IDP)

29.01 Human Rights Watch (HRW)が2009年2月に公表した報告書「避難民に対する戦争 - Vanni の民間人に対するスリランカ陸軍とLTTE の悪行」によれば、

「戦闘の激しい地域から政府掌握地域へ逃亡を試みる民間人の状況は悲惨である。国内避難民に、国際法の下で彼らに与えられるべき援助や保護を提供するどころか、スリランカ政府は彼らの基本的権利を侵害し続けている。政府は恣意的に、選別手続きの間に人々を拘留し、全ての国内避難民を、家族全体も含め、軍が統制するキャンプに無期限で監禁し、さらに避難民に十分な医療やその他の援助を提供することを怠っている。政府は非常時のニーズに応えようとする救援機関の活動を直接制限し、また諸機関が支援の提供を拡大しようにも、間違いなく非合法と認知されるような政策を盾に、それを抑止している。」 [21k] (28 頁)

29.02 2009年3月のHRWの報告書によればさらに、「2009年初頭から、新たな避難民が政府掌握地域へ数千人規模で到着したことから、事態は一段と悪化した。政府は相変わらず、彼らを皆、既存及び新設のキャンプに即座に監禁し、キャンプの大部分は Vavuniya 地区にある。」 [21k] (28 頁) 同報告書は次のように付け加えた。

「スリランカの治安部隊は LTTE 統制地域から逃亡してきた人々に複数段階の選別を受けさせ、それは明らかに LTTE 関係者と避難民を分離することが目的であった。(中略) 軍と警察の犯罪捜査局は、Vanni からの避難民を対象に複数の選別ポイントを設けた。避難民の大部分はまず、最前線を越えた後に初めて軍部隊と遭遇した際に選別される。軍は現在、避難民を Kilinochchi にある病院のうち1つへ移送し、そこで避難民は36時間を限度に過ごし、治安部隊の尋問を受ける。Kilinochchi では、治安部隊が人々に、LTTE との関係を自発的に申し出るよう促す。複数の情報筋によれば、A9 幹線道路にある主要な避難民選別ポイントである Omanthai 検問所で、軍が一段と徹底した選別プロセスを行っている。この選別プロセスの間、軍は18歳から35歳の男女数十名のほか、10代の児童数名までも家族と引き離し、さらなる尋問を行ったとされる。選別の最初の2段階についてはほとんど情報を入手できず、またこれらの場所における拘留の発生の有無やその度合いを検証することもできない。政府は逮捕者に関する情報を一切提供しない。(中略) しかし、人々の逮捕場所が Omanthai 検問所であることは明らかである。」 [21k] (29-30 頁)

29.03 同 HRW 報告書はこう続く。

「Vavuniya に到着次第、全ての避難民が明らかに例外なく、事実上の捕虜収容所に無期限で監禁され、ここを政府は通過地、『福祉センター』、或いは『福祉村』などと称している。地元当局は避難民の大規模な流入に備えておらず、また国際機関が適切に場所を用意することを認めなかった。結果として、政府は新たに到着した避難民を学校やカレッジへ押し込み始め、数百人の学童や学生の教育プロセスを妨害し、学童や学生の多くは施設の空け渡しを余儀なくされた。同時に、救援機関は避難民が現地に連れてこられる瀬戸際で避難所、給水、衛生施設の増設に奮闘していた。

「スリランカ政府当局は、キャンプの文民性を確保するよう求める国際社会からの要望を無視してきた。現地の周囲は有刺鉄線、土嚢、さらに機関銃を隠して警備が施された。キャンプの内部と周囲に多数の軍人が配備されている。(中略) 複数の情報筋が HRW に、私服姿の軍諜報部員や民兵組織員がキャンプに居ると報告した。Vavuniya の国連担当官から HRW に寄せられた話では、彼女は同僚と共に、様々なキャンプで民兵組織員を目撃したとのことである。特に、地元職員が、タミル・イーラム人民解放戦線(PLOTE、長いこと悪行に関わってきた政府支持派のタミル人民兵組織)のメンバーが 1 箇所のキャンプに居ることを認めている。公式には文民当局がキャンプを運営していることになっているが、実際には軍が依然として全面的に統制しており、ある救援活動家が指摘したように、『誰一人出入りしない』状態を確保している。」

「キャンプに監禁された避難民は、移動の自由を一切享受できず、外の世界との接触も一切認められない。」 [21k] (31-32 頁)

29.04 UNHCR が 2009 年 4 月に公表した「スリランカからの亡命希望者の国際的保護の必要性を査定するための適格性ガイドライン」によれば、

「北部の紛争地域を逃れてきた人々は、国内の他地域へ移動する能力に対する深刻な制限に直面し、また多数の人々が、家族グループを含め、Mannar、Vavuniya、Jaffna の各地区に政府が設けた厳重警備のキャンプや通過地での滞在を強制されてきた。複数の人権オブザーバーが、現地の状況は避難民の処遇に関する国際基準に適合しておらず、特に移動の自由に対する制限、キャンプにおける軍人の存在、そして逮捕や失踪に関連すると言われている LTTE 容疑者の洗い出しプロセスについて懸念を表明している。」 [6h] (6 頁)

29.05 国連人道問題調整事務所(OCHA) 2009 年 5 月 27 日に公表した「スリランカ、Vanni の非常事態報告第 18 号」の記録によれば、2008 年 10 月 27 日から 2009 年 5 月 26 日までの期間に、

「289,915 人が紛争地帯から政府掌握地域へ渡り、(中略) 287,598 人が仮設キャンプに收容され [269,417 人が Vavuniya 各地のキャンプに收容され、これに 225,000 人以上の IDP を收容している Menik Farm の施設も含まれる]。(中略) 2009 年 5 月 18 日の時点で 23,174 人の IDP (負傷者及び介護者)が諸地区の病院に收容され、(中略) 2009 年 5 月 21 日の時点で 1,537 人が仮設キャンプから解放され、ホストファミリーや老人ホームへ移転した。これらの人々の大多数は高齢者、精神障害者及びその他の脆弱な集団である。」 [31a] [52a]

29.06 2009 年 5 月 20 日の BBC のシンハラ語放送によれば、

「スリランカのタミル人紛争による避難民向けのキャンプで多数の児童が誘拐されている、と国際人権団体が述べている。これらの団体曰く、彼らは Vavuniya エリアにおける失踪に関する報告を検証し、国際連合に調査を要請しているところである。タミルの虎の児童兵士であったと思しき児童は、民兵組織によって排除され、尋問を受けたらしい。スリランカ軍のスポークスマンは、これら団体からの嫌疑を否定した。(中略) 『児童兵士徴用廃止を目

指す連合』は、Amnesty International や Human Rights Watch を含む世界的組織の傘下団体である。同連合曰く、北部の Vavuniya 域内及び周囲のキャンプからの誘拐に関する報告を検証したとのことである。同連合は、EPDP、PLOTE、そして TMVP-Karuna 党派などの集団(全て政府支持派のタミル人民兵組織である)は、スリランカ軍が駐留しているにもかかわらず、キャンプへ自由に入出りできると主張している。(中略) [これらの集団を代表するスポークスマンが次のように述べたと報じられた] 『数名が身代金目的で誘拐され、母親が宝石類を持っていれば一定の解放交渉が為され、まさにキャンプ内で解放を交渉することができた』 『そうでない場合、児童は LTTE との関連疑惑について尋問するため連れ去られたため、以前 LTTE に属していた児童兵士と疑われている』」 [9d]

第 24 項「児童」も参照のこと

29.07 Amnesty International(AI)が 2009 年 8 月 10 日に公表した概況報告書「スリランカ：スリランカにおけるキャンプの解放：避難民の安全と尊厳の現状」によれば、

「[戦闘を逃れ、4 地区に散在する約 40 箇所のキャンプに拘留された避難民の] 大多数は Vavuniya 地区に到着し、ここでは Manik Farm が 2009 年 4 月及び 5 月における最大規模の複合キャンプである。Manik Farm は現在、6 つのゾーン又はサブキャンプ(0 から 5 の番号が付けられ、タミル人の政治的指導者の名に因んで命名されている)から成る。(中略) Manik Farm 複合キャンプだけでも現在約 230,000 人を収容している。(中略) スリランカの国内避難民(IDP) キャンプは依然として過密状態で、4 月と 5 月の初期流入からすると状況は改善されたと報じられているものの、それでも不衛生である。キャンプの管理は、軍が統括している。キャンプは武装兵に守られ、キャンプ管理者は退役士官が多く、防衛省は出入り許可対象者の決定に積極的に関与してきた。避難民は退去を許可されず、事実、告発も裁判もなしに拘留されている。」 [3a] (5 頁)

29.08 2009 年 8 月の AI 概況報告書はこう続く。

「スリランカ政府は、危機の規模を不正確に伝えた。この膨大な数の新たな避難民に限っても食糧、水、避難所に対処する準備が不十分であった上、危機への対応を支援するための NGO や国際機関の立入を無制限に許可することも拒否した。立入制限は徐々に緩和され、物資救援の提供は可能になったにせよ、国際機関は依然、避難民と対話し、その結果として例えば人々が苦しめられた可能性のある侵害行為についての面談、或いは家族の再統一の支援といった極めて重要な人権保護活動に従事することを妨げられた。独立的に監視しなければ、人権上の懸案は、恣意的な逮捕や拘留、強制的な失踪、誘拐、拷問及びその他の虐待行為に関する報告を含め、根強く残る。[2009 年] 7 月 9 日、スリランカ政府は国際赤十字委員会(ICRC)を含む救援機関に対し、スリランカ国内での活動を、まず東部から『規模縮小』するよう指示した。スリランカにおける ICRC の活発な存在はやはり、人権を保護する上で非常に重要であるが、ICRC も、当局が LTTE 関係者の洗い出しに用いる選別プロセスの監視や、紛争によって離別した家族を再統一するための追跡調査といった活動の一部を実行する際、困難に直面してきた。ICRC は、戦闘終結以来

の避難民の救済調整や、逮捕された又は当局に降伏した元戦闘員、LTTE との繋がりを疑われて拘留された民間人を含む、拘留者の拘留状態や処遇を監視するための視察に不可欠な役割を果たしてきた。」 [3a] (5-6 頁)

29.09 2009 年 8 月の AI 概況報告書はさらにこう指摘した。

「国内避難民を収容しているキャンプへの立入は、(中略) 依然制限されている。人権調査員、対立する政治家、それに報道機関は概して立入を許可されないが、救援活動家については状況が改善されつつあるとのことである。しかし人道団体でさえ、キャンプへの立入許可を得るための基準は一貫して、現地の軍人や個々のキャンプ司令官の気分次第だと述べている。」 [3a] (11 頁)

「スリランカ政府は、キャンプをかみそりの刃を付けた柵や有刺鉄線で囲み武装兵を護衛に付け、キャンプの物理的境界域から避難民が出られないよう、厳しい制限を課している。政府はこれらの施設を『福祉村』と称しているが、事実上拘留キャンプであり、あるカテゴリーの該当者全員(この場合、以前 LTTE が掌握していた地域からのタミル人避難民)が、国際法に反する形で恣意的に拘留されている。」 [3a] (13 頁)

29.10 同 AI 報告書は以下を付け加えた。

「人々が、LTTE と繋がりのある人々も含め、軍人に賄賂を渡せばキャンプから抜け出すことができたとの報告が根強くある。Amnesty International が、Vavuniya の IDP キャンプに義兄(又は義弟)が拘留されているという、ある関係者から Jaffna で聞いたところでは、LTTE と繋がりのある人々が少なくとも 15 人、1 人当たり 500,000 ルピーを払ってキャンプから抜け出すことができたとのことである。『金持ちの奴らが出て行き、貧乏な奴らは苦しむを得ない』、とその関係者は AI に語った。キャンプに近親者が居る London 在住のタミル人集団は 2009 年 7 月に、民兵組織に賄賂を渡して Manik Farm から解放された近親者の話を共有した。」 [3a] (13 頁)

29.11 2010 年 1 月 12 日付の英国高等弁務官事務所からの書簡によれば、

「2009 年 12 月 1 日、政府は全ての IDP に移動の自由を約束した。国連のデータによれば、ここ数ヶ月間に約 70,000 人の民間人が解放され、Jaffna へ帰還したが、DFID は、その数字は約 55,000 人である可能性の方が高いとの考えである。その政府職員は、これまでに Jaffna へ帰還した 70,000 人の IDP のうち、自宅へ戻れたのはわずか 8,000 人に過ぎないことを確認した。DFID の資金は彼らの支援と、大部分が現在ホストファミリーの元で暮らしている残りの人々の再定住を援助する目的で使われている。NGO は依然として、帰還者に容易に近付けないとのことである。」

「東部州における戦争と津波両方の災難による国内避難民(IDP)の再定住は引き続き行われるが、東部州各地における民族的偏見の疑念や、民族的人口動態の再構成を試みる向きが根強く残る。Batticaloa 地区から Trincomalee 地区への強制再定住について苦情が申し立てられてきたが、政府当局者はそれらを却下した。DS 曰く、約 200 人の IDP が Valaichchenai へ既に帰還し、再統合に関する問題は全く承知していないとのことであった。」 [15p]

29.12 OCHA が 2009 年に公表した「スリランカ - 人道概況」によれば、

「帰還推進プログラムは[2009年]11月に月間を通じて継続され、60,000人近くのIDPが出身地区へ帰還した模様である。(中略)帰還は継続しており、また再定住プロセスの開始以来初めて、影響下の人々のうちキャンプを脱した人数が、まだキャンプに収容されたままの人数を超えた。(中略)[2009年]12月1日を以って、Vavuniyaのキャンプに収容されたIDPに移動の自由が与えられたが、これは北部州における再定住開発及び治安に関する大統領付タスクフォースの議長を務める Basil Rajapakse 上級大統領顧問による発表を受けてのことであった。」[53b]

29.13 OCHA の 2010 年 1 月 2 – 15 日付報告書第 17 号、「スリランカの Jaffna、Kilinochchi、Mullaitivu、Mannar、Vavuniya、Trincomalee の各地区について」(2010年1月21日公表)の記録によれば、2010年1月15日の時点で106,123人が仮設キャンプに収容されていた(100,566人がVavuniya地区のキャンプ、1,950人がMannar地区のキャンプ、3,607人がJaffna地区のキャンプ)。さらに、「158,562人がJaffna、Vavuniya、Mannar、Trincomalee、Batticaloa、Mullaitivu、Kilinochchi、Ampara、Kandy、Polonnaruwaの各地区へ、8月5日から2010年8月5日にかけて帰還し」、さらに「2010年1月14日の時点で28,973人が仮設キャンプから解放されホストファミリー及び老人ホームへ移転した。これらの人々の大多数は高齢者、障害者及びその他の脆弱な集団である。」[52c]

29.14 国内避難民監視センター(IDMC)が2010年1月22日付で公表した「国別ページ、スリランカ、国別統計」の記録によれば、

- 「2009年12月31日の時点で、VanniからのIDP約108,000人が、既に閉鎖されたキャンプに残留し、12月1日から移動の自由を制限されている(通行証制度)。
- 約156,000人のIDPが2009年12月31日までに北部及び東部の出身地区(必ずしも場所とは限らない)へ帰還していた。報告によれば、これらの人々の大部分がそこでもまだ避難状態にある。
- 東部ではTrincomalee 厳重警備ゾーンがあるため、6,000人がまだ避難状態にある。
- 2009年中期までに、当時のVanniからのIDP285,000人に加え、2006年より前の期間からのIDPの取扱件数が197,925件あり、これに現在Puttalamで暮らす60,000人以上のイスラム教徒IDPも含まれ、彼らは1990年にLTTEによって北部から追い出された人々である。」[54a] (依然、400,000以上のIDPがスリランカにいる(2010年1月))

IDP 及び人道状況に関する追加情報及び最新情報は、下記のウェブサイトから入手可能である：[OCHA 人道ポータル - スリランカ編 \[52\]](#) 及び [IDMC ウェブサイト国別ページ - スリランカ編\[54\]](#)

[「最新ニュース」](#)、[第4項「最近の展開」](#)、[第10項「非政府軍、武装徴兵」](#)、[第17項「人権関連の機関、団体及び活動家」](#)、[第27項「人道問題」](#)、[第28項「移動の自由」](#)も参照のこと。

IDP 向け文書類

29.15 2009年5月14日のスリランカ政府公式広報ポータル¹の発表によれば、

「政府は現在 Vavuniya、Mannar、Jaffna 各地の福祉センターに収容されている国内避難民(IDP)向けに、出生、死亡、婚姻の証明書を交付するための措置を取った、と居住者登録局が述べた。これらの情報筋によれば、Vavuniya、Mannar、Mullaitivu、Kilinochchi 各地区の地区書記官は生、死亡、婚姻の証明書を必要とする IDP へ係る文書を交付するための手続きについて既に通知を受けている。該当者の大多数は、LTTE から逃れる際にこれらの重要文書を置き忘れてしまっていた。」 [10f]

29.16 2009年6月1日の同じ情報筋の報告によれば、政府は紛争地域から到着した IDP へ身分証明を交付するための措置を取った。「新しい身分証明書が交付され、これは偽造防止のための保安対策が組み込まれ、さらには指紋もカードに入れ込まれることとなる。(中略) 身分証明書を避難民へ提供するため、担当省が警察及び大統領書記官と共同で、諸々の措置を取った。」 [10b]

29.17 2009年9月18日のスリランカ政府公式ウェブサイトでの発表によれば、

「国際連合開発計画(UNDP)は、民族紛争又は津波により避難民が喪失した重要な法的文書を提供するためのプログラムを開始した。このプログラムは UNDP の平等司法アクセスプロジェクトの一環として移動クリニックを実施し、そこに避難民が集まり、身分証明書、出生証明書、土地譲渡証書など、避難民が喪失してしまった文書を全て、1箇所²で当日取得できる。身分証明書やその他の法的文書がないと、国内避難民(IDP)の出身地再定住や家族再統一が著しく阻害される。移動クリニックは、全ての文書を当日取得できるワンストップショップを提供するもので、避難民は市役所へ赴く交通費を節約できる。」 [44c]

身分証明書に関する情報については、[第 31 項「身分証明書及び渡航文書」](#)も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

30. 外国人難民

30.01 米国国務省(USSD)が 2009 年 2 月 25 日に公表した「人権状況に関する国別報告 2008 年版、スリランカ編」(USSD 2008)によれば、

「同法に 1951 年難民の地位に関する条約及び同条約に関する 1967 年議定書に従って亡命者又は難民の地位を認める規定はなく、また政府は難民に保護を提供するための制度を制定していない。実際のところ政府は難民が排除されること、或いは彼らの生活又は自由が脅かされるおそれのある国へ送還されることのないよう、保護を提供してきた。政府は UNHCR 及びその他の人道団体による IDP や難民の援助に協力してきた。10 月 31 日の時点で、2,394 人のスリランカ国民がインドへ逃れていた。同国とインド間の Palk 海峡で難民を載せた船がスリランカ海軍に攻撃された結果、子供も大人も殺されてしまった。」 [2fb] (2d 項)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

31. 市民権及び国籍

- 31.01 生殖権センターの「世界の女性：南アジア、スリランカの章」(日付不詳、2010年1月27日にウェブサイトへアクセス)の記録によれば、

「1948年市民権法は、市民権に関する最も中心的な法制である。同法は2003年に改正され、両親が子供に市民権を与えることが認められるようになった。この改正以前は、父親しか自分の子供にスリランカの市民権を与えることができなかった。(中略) 同法の下での規制の変更も最近、内閣により承認されたところで、この変更は、スリランカ人女性の外国人配偶者が、スリランカ人男性の外国人配偶者と同じ根拠で市民権を取得することを認める内容である。」 [32] (220頁)

- 31.02 移民局のウェブサイトにも明記されている通り(2009年6月1日にアクセス)、別な国の市民権を保有するスリランカ民族、又はある外国の市民権を付与される資格を認められたスリランカ人であって、スリランカの社会経済的発展に貢献した実績のある者は、市民権を得る資格を有する。「1948年の市民権法第18号に、外国の市民権を付与される資格を認められた元スリランカ人/現スリランカ人によるスリランカの二重市民権の回復/保持に関する1987年の市民権(改正)法第45号による諸規定が導入された。」 [71a]

- 31.03 米国国務省(USSD)が2009年2月25日に公表した「人権状況に関する国別報告2008年版、スリランカ編」(USSD 2008)の記録によれば、

「インド出身者への市民権付与に関する2003年の法律では、それまで国籍のなかった人、特に山岳タミル人のスリランカ国籍を認めた。政府は無国籍者の帰化及び市民権関連文書の提供に向けた措置を取った。しかし今年初め、文書提供の努力は推定70,000人の山岳タミル人に届いておらず、彼らは依然として恣意的な逮捕及び拘留に対し脆弱な状態にあった。山岳タミル人を代表する政党に属する政府閣僚は、適切な文書類を持たない人々へ国民身分証明書及びその他の市民権関連文書を提供するための取り組みが進められていると述べた。」 [2b] (2d項)

- 31.04 2009年1月9日のスリランカ政府公式広報ポータル¹の発表によれば、その前日、インド出身で無国籍のタミル人28,500人以上へスリランカの市民権を付与する旨の法制を議会が可決した。 [10g]

第20項「内陸部のタミル人」も参照のこと。

身分証明書

- 31.05 国民登録局のウェブサイト(2009年6月1日にアクセス)には、身分証明書を初めて申請する際の必要事項が以下のように明記されている。

「申請人はスリランカの合法的居住者であり、かつ16歳に達していること。初回の身分証明書申請書に添付しなければならない書類は、正式に作成された出生証明書、若しくは推定年齢証明書である。出生証明書又は推定年齢証明書を用意できない場合、無記入の出生登録明細書及び宣誓供述書を、下記の文書の中で提出可能なものと併せて提出すること。

学校卒業証書。洗礼証明書。申請人の出生を示す子供の出生証明書の写し。出生抜粋証明書。市民権証明書(生年月日が記載されたもの)。遺産相続証明書(生年月日が記載されたもの)。パスポートの該当頁の公認謄本。出生記録又は遺産管理人発行の登録カード。(中略) カラー写真の複製 5 枚(1 3/8" x 7/8")。証印料。(中略) 住所を証明するために提出しなければならない文書(以下の通り)。Grama Niladhari 発行の住所証明書。係る証明書がない場合は以下に挙げる文書のうち 1 つ又は複数を出し提出すること。選挙人名簿の公認抄本。銀行口座の月次明細書の公認謄本。電話料金請求書の公認謄本。電気料金請求書の公認謄本。土地又は家屋の所有権に関する証書の公認謄本。自宅が賃貸借の場合、賃借料の支払に関する契約書及び受領書。一時的居住者は、上記文書と併せて、警察に情報を提供した際の書簡の謄本を提出すること。」 [48a]

- 31.06 国民登録局のウェブサイト(2009 年 6 月 1 日にアクセス)には、身分証明書を紛失した場合の複製の申請書に添付しなければならない文書についても、以下の通り詳しく記載してある。

「身分証明書の紛失に関して警察へ提出した申立書の公認謄本。前節に記載の出生証明書又は代わりの文書類[前項参照]。3 ヶ月以内に取得した雇用証明書(雇用されている場合)。紛失した身分証明書の番号。証印料 15.00 ルピー。前節に記載の住所証明書等の文書[前項参照]。カラー写真の複製 5 枚(1 3/8" x 7/8")。当該番号が使用されていたことを証明する文書。(中略) 紛失した身分証明書の複製を申請する場合、その紛失した身分証明書と全く同じ詳細事項が申請書に記載されていること。」 [48b]

- 31.07 国民身分証明書(NIC)に関する追加情報は、保安上の特徴やカードの表裏の説明を含め、2008 年 4 月 8 日付の情報請求に対するカナダ移民局(IRB)の回答に関して、[このウェブリンク](#)から閲覧可能である。 [42a]

- 31.08 2008 年 8 月 18 日付の在 Colombo 英国高等弁務官事務所(BHC)からの書簡によれば、

「私は個人的に国民登録局を訪ね、そこで A.G.Dharmadasa 局長及び部下の方々より、身分証明書申請手続きについて説明いただいた。続く情報は全て、係る情報筋からのもので、或いはそうでない場合、該当する情報源を引用する。同局はスリランカ全国を対象とする中心的発行機関で、1 日当たり最大 3,000 件の身分証明書発行申請を受ける。また Jaffna、Kandy、Nugegoda にも地域別出先事務所があり、申請を処理できる。申請は本人が直接行わなければならない。申請形態は以下の 3 通りである。

- 初回申請：通常は 16 歳に達した子供が対象
- 身分証明書の変更、例えば氏名、住所、婚姻状態の変更を要する人
- 紛失した身分証明書の代替を求める人

失敗に終わり帰還した亡命希望者は、多くの場合、最後のカテゴリーに該当する。紛失した身分証明書の複製発行手続きについては、国民登録局のウェブサイト、www.rpd.gov.lk に完全な説明が記載されている。

「係る申請の補助に必要な文書は以下の通りである。

- 従前の身分証明書の紛失に関する警察への報告書又は公認謄本。
- 出生証明書又は下記のリストからの代替文書
推定年齢証明書、学校卒業証書、洗礼証明書、出生抜粋証明書、市民権証明書、パスポートの該当頁の公認謄本
- 住所を証明する文書 - **Grama Seveka**(下記参照) 発行の住所証明書
これがない場合は以下に挙げるうち 1 つ又は複数の文書又は公認謄本を提出すること：選挙人名簿の公認抄本、所有権譲渡証書、家屋の賃貸借関連文書、公共料金の請求書。
- 3 ヶ月以内に取得した雇用証明書(雇用されている場合)
- 紛失した身分証明書の番号を示し、かつこの番号が使用されていたことを証明する文書。
- カラー写真の複製 5 枚」 [15g]

31.09 2008年8月18日付のBHC書簡によれば、

「スリランカ政府は、身分証明文書に関して国内に抱える問題を十分承知している。RPDのウェブサイトに記載しているように、国民身分証明書は『21世紀の課題に対応すべく国内の法と秩序を維持する上で役立つよう、人々の身元を立証する唯一の文書』である。それは今なお、国民のパスポートを交付する際の基礎文書である。国民登録局と登録総局の双方が、全国を巡回する移動サービスを導入したが、その目的は以前に身分証明書や出生/婚姻/死亡の証明書の登録又は申請をし損ねていた、或いは代替を必要とする人々へ、係る文書を交付することである。」

「またスリランカ政府は、国際移住機関と密接に協力して、統合型のコンピュータデータベースの導入にも取り組んでいる。従来の紙による、登録所の記録、**Grama Seveka**の記録、身分証明書及びパスポートの申請書、移民局の記録に関連するデータベースをコンピュータへ入力する作業が現在進められており、これは手続きを簡略化し検証を容易にすることが目的である。スリランカ政府はさらに、新たな生体認証型身分証明書の導入も発表した。スリランカ政府はこの文書の作成を検討している企業からの入札を募集しており、我々はその結果が待ち遠しいところであるが、新型カードは写真データと指紋データの双方を保持するという構想である。」 [15g]

31.10 2008年8月のBHC書簡では、2008年4月7日にUNHCRの問い合わせた上で、UNHCRは身分証明書を持たないスリランカ国民に身分証明書を交付する意向はなく、『それはUNHCRの付託事項の範囲外である』ということも確認した。 [15g]

31.11 米国国務省(USSD)が2009年2月25日に公表した「人権状況に関する国別報告2008年版、スリランカ編」(USSD 2008)の観測によれば、「他の市民と異なり、タミル民族の身分証明書はシンハラ語とタミル語の両方で印刷され、そのため治安部隊はタミル民族を即座に識別できた。」 [2b] (2d 項)

31.12 これはFCOによる2009年8月23日～29日のスリランカColomboへの情報収集視察に関する報告書(2009年10月22日付、以下「FCO報告書2009年10月版」)でも確認され、その記録によれば、「[その人権活動家曰く] 全ての身分証明書の表に州を特定する番号が大きく記載されていた。その上、タミ

ル人用の身分証明書は(シンハラ人用のものと異なり)、タミル語とシンハラ語の両方で書かれていた。」 [15m] (4.38)

第 29 項「国内避難民」、第 31 項「身分証明書及び渡航文書」、第 32 項「出入国手続き、従属項：失敗に終わり帰還した亡命希望者の処遇」も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

渡航文書

31.13 スリランカ移民局のウェブサイト(2009年6月1日にアクセス)に記載の通り、スリランカには 5 種類の渡航文書、即ち外交官パスポート、公務員パスポート及び通常パスポート(全ての国で有効なものとして指定された国で有効なもの)、緊急証明書(インド及びネパールで有効なものとしてサウジアラビアでメッカ巡礼に限り有効なもの)、スリランカ在住者で国籍が確立していない人へ交付される、全ての国で有効な身分証明書、そして特別な状況下でスリランカの在外公館から交付される非機械読み取り式パスポートがある。「渡航文書を紛失した場合、最寄りの警察署へ届け出を行い、記載項目の公認謄本を添えて交付機関へ通知しなければならない。この文書は、紛失したものに代わる新しい渡航文書を申請する際に必要となる。」 [71b]

31.14 スリランカ移民局のウェブサイト(2009年6月2日にアクセス)によれば、

「以下は処罰対象の違法行為に当たる。訴追の上で有罪と認められれば、6 ヶ月間ないし 5 年間の懲役及び 50,000 ルピーないし 200,000 ルピーの罰金が科せられることがある。渡航文書の取得を目的とする改ざん又は偽造した文書の提出。渡航文書を所持しながら係る文書を申請すること及び/又は有効な渡航文書を同時に複数所持すること。スリランカの渡航文書を会計監査官の事前許可なくスリランカから又はスリランカへ郵便、配達業者又は別な人を介して発送すること。承認を得るには、請求書面[2部]、送り状[2部]及び当該パスポートを、3rd floor #41 Ananda Rajakaruna Mw Colombo 10 Sri Lanka 宛に送付すること。」 [71b]

第 18 項「汚職」、第 29 項「国内避難民」、第 32 項「出入国手続き」も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

32. 文書の偽造及び不正取得

32.01 2008年8月18日付の英国高等弁務官事務所の書簡によれば、

「言及しておくべき点は、スリランカにおける汚職度の高さと、あらゆるレベルにおける政府当局者の悪徳行為である。人々は自分が望む身元情報の身分証明書又はパスポートを、正式な窓口で取得できることが常識としてまかり通っている。本事務所の査証課は日常的に、偽造された教育証明書、銀行明細書、雇用照会状などを目にしてはいるが、それでも偽造のスリランカのパスポート又は身分証明書はまだ見たことがない。これは、本物の文書を不正取得がいとやすいため、偽造する必要がないわけである。スリランカでは、実際の総人口よりずっと多くの身分証明書が出回っているのではと疑われる。」 [15g]

32.02 2008年10月1日付の在 Colombo BHC からの追伸によれば、

「スリランカにおける多数のサービスの基礎文書は出生証明書であり、また特に国の教育を受けるにはこの文書の提出が必要である。この文書は、国民の身分証明書やパスポートの申請時の補助資料にもなる。英国高等弁務官事務所が把握しているところでは偽造出生証明書が仲介人を通じて容易に入手可能で、費用は 2,500 LKA ルピー(約 12.50 ポンド)程度とのことである。こうした偽造文書は大抵、管轄当局の精査をくぐり抜け、身分証明書やパスポートの不正交付を成功裏に補助することになる。全国至るところに多数の仲介人がおり、国外での就職や留学を宣伝し、パスポート及び/又は査証の申請時の補助となる偽造文書を一揃いのパッケージとして提供する。出生証明書の他に、こうした文書の例として偽造のパスポート、身分証明書、教育証明書、雇用照会状、銀行明細書、推薦状などが挙げられる。」 [15c]

第 19 項「汚職」、第 31 項「身分証明書及び渡航文書」、第 33 項「失敗に終わり帰還した亡命希望者の処遇」も参照のこと。

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

33. 出国及び帰国

33.01 2008年8月28日付の在 Colombo 英国高等弁務官事務所(BHC)からの書簡によれば、

「指摘しておくべき点として、あらゆる治安対策が Colombo Bandaranaike 空港で取られていることや、スリランカの全般的な治安情勢をよそに、空港でのセキュリティ違反は日常茶飯事であり、在外公館にとって尽きない懸案でもある。空港の設計上、配置を知っている人であれば入国審査を完全に迂回して、検査等を全く受けずにランドサイドからエアサイドへ、又はその逆を通過できる。私は何度か、空港職員証を身に付けていない人が単身で、入国審査職員通路を咎められもせず通過するところを目撃したことがある。あらゆるレベルの職員に蔓延する汚職や、検査・選別・捜索担当職員の資質、そして彼らが受ける訓練の量が懸念される。」 [15u]

出国手続き

33.02 2008年8月28日付の BHC 書簡の記録によれば、

「出発便の乗客、空港の職員及び訪問者を対象に、スリランカ空軍の要員が配置された検問所がターミナルビルへ続く空港道路に常設されている。(中略) 出発便乗客は大抵、チケット及びパスポートの確認を受けなければならない。(中略) 警備が強化されると、空港へ続く道路、特に Colombo からの A3 幹線道路沿線の検問所が増えることがある。警察又は軍がこれらの検問所に要員を配置できる。」

「空港は2つのメインターミナルビル、つまり出発エリアと到着エリアに分かれている。出発エリアは出発便乗客、職員、それに近くのチケット販売所発行の『1日通行証』を持った訪問者のみ立入できる。『1日通行証』を取得するには、本人の身分証明書又はパスポート又は運転免許証の写しを提出し、同時に原本を提示しなければならない。詳細は登録簿に手書きで記録される。出発ターミナルへ入る前に、警備員が航空会社の発券の証拠(場合によってはパスポートも)、職員証、又は1日通行証の提示を要求する。これらの文書を所持していない人は、出発ターミナルへ入れない。出発エリアからは2つの防犯ゲートを通して搭乗手続きエリアへ入る。警備員が職員証又は発券の証拠いずれかの提示を求め、これらの文書を提示した人だけが通過を認められる。『1日通行証』所持者は搭乗手続きエリアには入れない。」 [15u]

33.03 2008年8月28日付の BHC 書簡はこう続く。

「搭乗手続き窓口で、乗客は航空会社職員にパスポートを提示の上、搭乗手続きを済ませなければならない。搭乗手続きを済ませた乗客は、また別の防犯ゲートへ進み、そこでパスポートと搭乗券を提示して移民局のエリアに入る。乗客は全員、出国カードに必要事項を記入の上、出入国管理官の窓口には並ばなければならない。出入国管理官はパスポートを機械に通し、IED [移民局] 国境管理システムデータベースに照会する。(中略) 出入国管理を通過した後、乗客は出発ラウンジへ進む。乗客が搭乗口へ来ると、さらに保安検査が実施される。(中略) 次いで搭乗券を航空会社職員が確認した上で、待合ラウ

ンジに入れる。欧州方面行きの多数の便、また欧州/北米への乗り継ぎ便の一部では、様々な国の在外公館所属の航空会社連絡担当官及び/又は訓練を受けた航空会社文書確認係官が乗客のパスポートを確認し、目的地国で入国を許可されそうかどうか確認する。」 [15u]

33.04 2008年8月28日付のBHC書簡の記録によれば、

「搭乗券のすり替えが行われていることを示唆する証拠があり、また何に極めて当惑するかと言えば、乗客でない人々が多数、出発ゲートに現れることである。こうした人々は非番の職員、軍及び警察の隊員が日常的に含まれるが、同伴者の有無を問わず、訪問者が含まれることも多い。乗り継ぎ客は保安検査等を受けずに空港で数時間/数日過ごすこともあり、また国境管理当局を完全に避けられる。2007年10月に派手な治安侵害事件が空港で発生して以来、職員は防犯ゲートや出入国管理ゲートを通る人々に付き添わないよう指導されてきたが、ターミナル内で乗り継ぎ便の乗客に平然と付き添う職員が相変わらずいる。さらに、搭乗橋へ向かうピアで到着便の乗客と出発便の乗客を分離する扉が施錠されておらず、治安検査をまんまと通り越して航空機へ乗り込める状態にあることも多い。」 [15u]

33.05 2008年10月1日付の在Colombo BHCからの追伸によれば、

「これまでに確認できた範囲では、出入国管理官は[保釈/状況報告について]裁判所が被疑者のパスポートの押収又は逮捕状の発行を決定し、かつ出入国管理官が当該事案を承知していることを確保するための手段が他にない場合しか通知を受けない。こうした裁判所の権限以外に、出入国管理官は人々の搭乗を防止する法的権限を持たない。別な方法として、ただし稀で、個々の事例に応じてということになるが、国家諜報局(SIS)はテロリスト活動容疑者及び指名手配リスト該当者の情報を出入国管理官へ提供できる。裁判所の許可がなければ、出入国管理官は、ある個人がスリランカへ入国又はスリランカに居住する権利を有することを別段に納得しても、当人を拘留する権限を持たない。」 [15c]

33.06 追加情報は、FCOによる2009年8月23日～29日のスリランカColomboへの情報収集視察に関する報告書(2009年10月22日付、以下「FCO報告書2009年10月版」)から入手可能である。 [15m]

目次に戻る
出典リストに戻る

入国手続き

33.07 2008年8月28日付のBHC書簡によれば、

「到着便の乗客は、移民局の到着カードを搭乗便の航空会社から提供されるはずである。(中略)スリランカへ入国予定であれば、必要事項を記入した到着カードを入国管理窓口へ提出することになる。(中略)スリランカ入国を希望する乗客は出入国管理官の処へ行き、パスポートと到着カードを手渡すよう求められる。出入国管理官はパスポートを機械に通し、するとパスポートから読み取った基本的な詳細事項が自分のデスク上の画面に表示される。この情報には氏名、生年月日、国籍、パスポート番号が含まれる。個々の乗客

の状況に応じて、出入国管理官は訪問の目的を確かめる趣旨の質問をすることがある。私は到着の様子を数え切れないほど目にし、そして出入国管理官が乗客に質問し、パスポートの読み取りに集中し、詳細事項を確認し、データの照合を確かめ、推薦状/査証に目を通す、ということが極めて稀であることに気付いた。各出入国管理官のデスクには、IED 国境管理システムに接続された端末がある。このシステムに出入国、市民権、パスポートの記録が収められており、Colombo にある IED の事務所とネットワークで繋がっている。」 [15u]

第 32 項「失敗に終わり帰還した亡命希望者の処遇」も参照のこと。

33.08 同じく 2008 年 8 月 28 日付の BHC 書簡によれば、

「通過を許可されれば、出入国管理官はパスポート及び/又は緊急渡航文書を承認して到着スタンプを押し、乗客本人へ返す。(中略) 空港から先の移動手段は道路輸送しかない。(中略) 空港から A3 幹線道路を結ぶ空港連絡道路の沿線に、空港を出た人向けの常設検問所はない。Colombo 市内へ移動する人々が大抵最初に出くわす常設検問所は、市境の Peliyagoda の橋にある。検問所の数や配置は、その時々治安情勢次第で変わることがある。」 [15u]

33.09 2009 年 8 月 1 日 LTTE 支持派のウェブサイト TamilNet に掲載された記事によれば、

「22 歳のタミル人の若者が、水曜日に南アフリカから [Colombo の] Katunayake 国際空港(KIA)に到着した際、スリランカ警察の国家諜報局(NIB)に逮捕された。現在、彼はさらなる尋問のため犯罪捜査局の 4 階に拘留中で、近親者が人権団体に宛てた訴状によれば、ある外国の雇用仲介人がその若者を欧州某国へ南アフリカ経由で送った。しかし彼は南アフリカに置き去りにされた。そこで彼は南アフリカ当局に逮捕され、この 2 年間拘留されていた。先週、彼はスリランカへ本国送還された。(中略) 現地の NIB 当局者は直ちに、そのタミル人の若者の身柄を確保した。」 [38u]

33.10 2009 年 9 月 16 日に *Daily Mirror* 紙(スリランカ版) が報じたところでは、LTTE と繋がりががあるとされた 4 名の容疑者が、Colombo 治安判事長官により再拘留されていた。

「容疑者を裁判の場に出させた CID 曰く、容疑者らは就職のためフィジー諸島へ移住したが、フィジー諸島当局は彼らを追放した。CID は LTTE と繋がりがあるとの容疑で彼らを Katunayake 空港で逮捕した。CID はさらに、これら容疑者に関する書簡がフィジー諸島当局から送られてくることになっていると述べ、(中略) 捜査が進行中であるため容疑者の保釈を認めない旨の動議を申し出た。彼らは防衛長官からの拘留命令に従って 90 日間拘留された。」 [11g]

33.11 2009 年 9 月 21 日に LTTE 支持派のウェブサイト TamilNet に掲載された記事によれば、スリランカの国家諜報局(SIS) があるタミル人技師 - Jaffna 地区 Point Pedro の住民と確認 - がシンガポールから Katunayake 国際空港(KIA)に到着したところを逮捕した。

「彼が予備捜査中に警察に語ったところでは、彼は Colombo 在住の近親者のうち 1 人を訪ねる目的であった。しかし、SIS の情報筋がメディアに語ったところでは、その技師が Kumaran Pathmanathan、通称 KP と密接な関係にあり、現在軍に拘束されている KP が個人所有する船舶で働いていたとの情報を根拠に彼を逮捕したとのことであった。」 [38s]

第 31 項「市民権及び国籍」従属項「身分証明書及び渡航文書」も参照のこと。

目次に戻る
出典リストに戻る

失敗に終わり帰還した亡命希望者の処遇

33.12 2008 年 8 月 28 日付の BHC 書簡によれば、

「出入国管理官から詳しく質問を受ける人は決まって 2 つのカテゴリーの該当し、即ち偽造のパスポート及び/又は査証の所持者、そして海外からスリランカへの帰還者/送還者である。後者には英国への亡命を希望したが失敗に終わり帰還した人々、特に在 London スリランカ高等弁務官事務所から緊急渡航文書の交付を受けた旅行者も含まれることになる。彼らが真正なスリランカのパスポート原本を所持して旅行していたと仮定して、果たして出入国管理官が実際に英国からの帰還者を特定するかどうかについては、疑問が残る。上記のカテゴリーいずれにおいても、IED [移民局、DIE と呼ばれることもある] 当局者にとって適正な手続きは、これらの人々の到着について、近くの主任出入国管理官の事務所に保管されている記録簿に手書きで記録することである。氏名、到着日時及び到着便の詳細が、記録簿に記載される。記録簿には到着者本人を管理官が留意するに至った理由や、当該事案の対処方法が記録される。私は記録簿を見る機会を得たのだが、対処方法は CID [犯罪捜査局] へ引き渡す、若しくは通過を許可する、2 通りしかないようである。」

「国家諜報局[SIS] の事務所は到着ロビーの入国審査区画にあり、SIS 所属の担当官は通常、到着便が到着する都度、到着エリアを巡回する。決まって、逮捕対象者に気付くと彼らは IED に申し入れを行い、当人が関心の対象となり得るかどうか確認するため、詳しい状況を尋ねる。彼らの事務所にはコンピュータ端末が 3 台あり、1 台は空港の備品でフライト情報を収録し、2 台はスタンドアロンの端末である。逮捕者は CID へ引き渡すべきと見なされれば、付き添われてターミナルビルを横切って CID の事務所へ連れて行かれる。CID 当局者はその後、当人の到着に関する記録を、事務所に保管されている記録簿に手書きで記載するはずである。私自身、英国の ALO [空港連絡担当官]、それに他国の在外公館所属の ALO の経験で言えば、IED の記録簿で CID へ引き渡されたとされる人々が実際、CID の記録簿に引き受けられたと記録されることは決してない。考えられるのは、CID がこれらの人々の通過を許可し、何ら措置が取られていないということである。私が CID から助言を受けたところでは、事案の種類にもよるが、彼らは容疑者を CID の密入国防止捜査局(AHSIB)やテロリスト捜査局(TID)など他の警察部門へ照会することもあるとのことである。」 [15u]

33.13 2008 年 8 月 28 日付の BHC 書簡はこう続く。

「[Colombo Bandaranaike 空港の] CID の事務所には 2 台のコンピュータがあり、1 台はスタンドアロンのデスクトップ、もう 1 台はスタンドアロンのノート型である。(中略) 拘留又は逮捕された人に関する確認は、Colombo の本部にいる同僚と電話越しに行われる。私は、これらの 2 台のコンピュータに簡単なスプレッドシート形式で保存された記録を見せてもらったことがある。デスクトップには、スリランカへ強制送還されて Colombo に到着した人の記録が収められている。別のファイルにこれら強制送還者の写真が収められている。(中略) ノート型には、違法行為のかどで逮捕及び起訴された容疑者の記録と裁判所の照会番号が収められている。CID の某 Sergeant が私に語ったところでは、彼女の部下はコンピュータの使い方の訓練を十分に受けておらず、その証拠に事務所にはタイプライターがあった。」

「指紋の記録に関して、CID 当局者が私に語ったところでは、存在する指紋記録に限り、Colombo の犯罪記録事務所に保管されているとのことであった。電子的な指紋データベース、或いは指紋を読み取るための IT 設備などない。データは当人の犯罪記録の一部として利用されるだけで、保管されている指紋は有罪判決を受けた者の分だけである。これは身元情報管理問題に関して現在スリランカ政府と協力している国際移住機関により確認された。彼らは、紙形式の記録が 1980 年代にまで遡って 500,000 件ある、と付け加えた。」
[15u]

32.14 2008 年 8 月 18 日付の在 Colombo BHC からの書簡によれば、

「私が承知しているところでは、いわゆる『キャッチ 22』の状況に、亡命に失敗して帰還した人々が言及している。国民身分証明書を持たずに Colombo へ到着した人々は、代わりの身分証明書を申請するための補助文書を入手するために、出身地への移動を可能にする文書が必要であるとの主張が為されている。さらに、身分証明書がなければ、検問所で、或いは警察による非常警戒や捜索活動の一環として問題視されるか逮捕される重大なリスクを負う羽目になるとも言われている。法務長官局によれば、国民登録法の下、検査官又は規定の当局者から要求された場合に身分証明書を提示することは法的義務である。正当な理由なく身分証明書を提示できないと、非常時権限法の下で逮捕される結果となり得る。Colombo/Gampaha 地域には検問所が多数あり、そこで警察又は軍が身分証明書の提示を要求する。(中略) スリランカ国内で身分証明書を持たずに移動できるかどうかは、経由地、移動手段、その時々治安情勢によって変わってくる。」 [15g]

33.15 2008 年 8 月 18 日付の BHC 書簡はこう続く。

「Colombo 空港へ到着するスリランカ国民が英国から排除又は強制送還されたものである場合、当人は有効なスリランカのパスポート、又は In London スリランカ高等弁務官事務所から交付された渡航文書/臨時パスポート(ETD) いずれかを所持していることになる。有効なパスポートの所持者は、到着時にその文書に出入国管理官へ提出して承認を受け、返してもらうことになる。国民のパスポートには、ラミネート式の詳細頁に国民身分証明書番号が記載されている。私は Colombo 空港の移民局と、空港で特定の帰還者と面会した国際移住機関に問い合わせたところ、いずれも緊急渡航文書での旅行者についても扱いは同様との回答であった。この場合も、出入国管理官へ文書を提

出して承認を受け、返してもらうことになる。緊急渡航文書を交付する前に、在 London スリランカ高等弁務官事務所が申請人の詳細事項を Colombo で保管されている記録と照合し、所持者の国籍と身元情報を納得のいく形で確認する。後に帰還者が国民身分証明書の取得を希望する場合、上記の手続きに従って、かつ上記に挙げた文書を提出せねばならないことになる。」 [15g]

33.16 2008年8月18日付の BHC 書簡は確認の趣旨でこう続く。

「Colombo 空港の移民局が私に追認したところでは、パスポート及び ETD は、検問所及び警察へ提示して身元を確認してもらう手段として認められている。国際移住機関が私に語ったところでは、経験上、帰還者が検問所又は警察署いずれかでパスポート又は ETD を提示して、何か問題が生じた例はないとのことであった。それまで国外に居て出生証明書が必要な人は、Colombo の登録長官局へ代わりとなる出生証明書を申請することができる。申請人は申請書に必要な事項を記入するよう求められる一方、元来の出生証明書番号又は登録日が分かれば、追加料金(25 ルピー)を同局へ支払えば記録を十分に調べてもらえる。申請書はウェブサイトからダウンロード可能で、また申請書の提出は郵送でもよい。これらの手続きについては、www.rgd.gov.lk で確認できる。」 [15g]

33.17 同 BHC 書簡はさらにこう続く。

「国民登録局[DRP] のウェブサイト、www.rpd.gov.uk の『Birth Certificates or alternative documents』(出生証明書又は代替文書)のセクションには、『パスポートの該当頁の公認謄本』があれば十分に、身分証明書を申請できると特記されている。このウェブサイトでは特に ETD に言及しているわけではないが、私が本日 DRP に確認したところでは、ETD の該当頁の公認謄本でも問題ないとのことであった。帰還者はいずれにせよ、パスポート/ETD の原本を所持していることになる。これは従前の身分証明書の番号や使用歴の有無に関して、それがパスポート/ETD に記録されているため、上記に挙げた他の基準も満たすことになる。」

「身分証明書の再発行申請の補助に必要な文書として、Grama Seveka から交付される居住証明書も含まれる。私が DRP を訪ねた際に受けた助言によれば、身分証明書交付手続きにおける Grama Seveka の役割は専ら居住地の確認だけで、係る証明書は Grama Seveka の公式スタンプが押された書簡形式を取るとのことであった。彼らは身元まで確認しない。例えば数年間海外に居住していた人は、理論的には Grama Seveka に申し出ることができ、証明書が交付されるか否かは個別の面談の結果次第ということになる。現在は Colombo に居るが、英国へ行く前は元々島の北部又は東部に居住していた人の場合、出身地へ行ってその Grama Seveka から証明書を取得するよう指示される場合がある。私は DRP 訪問時にこの特異的問題について協議し、またそれ以来、英国高等弁務官事務所に現地採用された同僚や、IOM 及び他の在外公館の同僚とも話し合ったが、確固たるルールはないようである。居住証明書を Grama Seveka へ申請する場合、その都度、個別に対応される。当人が一定期間、Colombo 市内の定まった住所に滞在していた場合、現地の Grama Seveka との関係にもよるが、証明書を取得できる場合がある。いずれにせよ、私が確証を得たところでは、パスポートを所持していれば出身地

へ赴くことができ、また必要に応じて必要な書類を取得できるが、特定の時期における治安情勢に左右される可能性はある。」

「身分証明書の申請は、Colombo の国民登録局、又は上記の地域出先事務所で、本人が直接行うことができる。RPD 本部を個人的に訪問した結果、確かな点は、RPD は身元確認書類が必要な人々にかかなり迅速なサービスを提供してくれるということで、それは全国から多数の人々がこの目的で Colombo へ来ることを RPD が認識しているからである。失敗に終わって帰還した亡命希望者が利用できる特別な援助や支援については、全く承知していない。申請人が出生証明書を持たない場合について、懸念が表明されているようである。」 [15g]

33.18 2009年1月22日付の在 Colombo BHC の書簡によれば、

「2008年8月28日付の書簡の後も、スリランカの亡命希望者が失敗に終わり英国から帰還した例を目にしてきた。2009年1月15日、私は Colombo 空港で数時間過ごし、定期便とチャーター便双方で到着した帰還者グループに施された手続きの様子を綿密に観察した。これらの帰還者は皆、タミル語を話し、また全員、在 London スリランカ高等弁務官事務所から交付された緊急渡航文書を所持していた。」

「定期便で到着した帰還者のうち1人が、付き添われず入国ロビーへ入り、上陸カードに記入し、出入国管理官の処へ行った。その出入国管理官は緊急渡航文書を取って当人を移民局副長官の事務所へ連れて行き、そこで当人は着席を求められた。チャーター便で到着した帰還者は、付き添われて入国ロビーへ入り、付き添っていた人は数分後に立ち去った。移民局(DIE) は彼らが到着間近であったことを承知しており、主任出入国管理官事務所の外で待機するよう彼らに求めた。数分後、帰還者全員がメイン入国ロビーに隣接する待合室に入らされた。主任出入国管理官のうち1人が彼らに、スリランカ国民であることを確かめるため、面談を行うと説明した。彼らは皆、在 London スリランカ高等弁務官事務所から緊急渡航文書を交付されていたという事実は、何ら効果がなかったようであった。彼はさらに、面談後、国家諜報局(SIS)及び犯罪捜査局(CID)の当局者から話があると説明した。」 [15d]

33.19 BHC 書簡はこう続く。

「DIE 当局者が続いて待合室に入り、成人の帰還者と個別に面談したが、他の人々から丸見えで、声も聞こえる範囲であった。面談の内容は紙に記録され、質問は国籍と身元を確認する趣旨であった。面談は1人当たり10分から15分程度で終わり、帰還者それぞれについて上陸カードが作成された。帰還者の写真撮影も指紋採取も行われず、またコンピュータ記録の確認や更新も行われなかったようである。」

「DIE が面談を完了すると、今度は SIS 当局者が待合室に入り、成人帰還者の面談を始めた。これもやはり個別であったが、他の帰還者の面前で行われた。小型デジタルカメラで帰還者1人1人の写真を撮り、面談内容を形式的に記録した。面談は基本的に DIE 当局者が身元に関して訪ねた通りの内容をカバーしていたが、この面談では各帰還者に英国への渡航の経路と手段を尋

ねた。面談は1人当たり15分から20分程度で終わり、延べ2時間以上掛かった。指紋は採取されず、コンピュータ記録の確認や更新も行われなかったようである。」

「その後、帰還者はターミナル地上階にあるCIDの事務所へ連れて行かれた。ここで彼らは事務所内に座らされ、再びCID当局者の時と実質的に同じ面談を受け、個別ではあったが他の帰還者の面前であった。面談内容は筆記帳に記録され、写真も、デジタル写真ではなかったようであるが、再び個別に撮影された。上記同様、個々の面談は15分から20分程度で終わり、同じく全員の面談終了に2時間掛かった。指紋は採取されず、コンピュータ記録の確認や更新も行われなかったようである。」

「その後、帰還者は入国ロビーへ連れ戻され、そこで出入国管理官の到着承認スタンプが押された各自の緊急渡航文書を渡された。」 [15d]

33.20 2009年1月のBHC書簡は続いてこう指摘した。

「手続き全体に数時間掛かったが、終始非常に和やかな雰囲気で行われた。帰還者に含まれた子供たちは空港ターミナルで遊び回っていた。大人は自由に起き上がって歩き回り、浴室を使い、仲間内で或いは係官と談笑していた。

私があらためて強調したい点は以下である。

- いずれの国境管轄当局者も帰還者の詳細をコンピュータに記録した、或いはコンピュータで確認した様子はなかった。
- 帰還者の面談内容は全て紙に記録された。
- SISとCIDの当局者が帰還者の写真を撮影した。
- 帰還者は誰も指紋を採取されなかった。
- 追跡装置の類を取り付けられた帰還者はいなかった。」 [15d]

33.21 Colombo 空港でのタミル人の処遇については、FCOによる2009年8月23日～29日のスリランカColomboへの情報収集視察に関する報告書(2009年10月22日付、以下「FCO報告書2009年10月版」)に広範な情報が記載されている。同報告書によれば、

「面談を受けた情報筋は、空港[Gampaha地区KatunayakeにあるBandaranaike国際空港(BIA)]で国境管理に従事する移民局(DIE)当局者が踏まえた手続きと、国家諜報局(SIS)、犯罪捜査局(CID)、そしてテロリスト捜査局(TID)の関与が予想される状況についてコメントした。」 [15m] (1.1項)

33.22 FCO報告書2009年10月版によれば、

「情報筋が合意したところでは、強制送還者は(どの民族でも)全員、空港で犯罪捜査局に照会され国籍と犯罪記録の確認を受け、これに24時間以上掛かることもあった。強制送還者は全員、指紋を採取された。事案にもよるが、国家諜報局(SIS)及び又はテロリスト捜査局(TID)に尋問のため照会される者もいた。」

「違法行為による指名手配者は逮捕されることになる。犯罪歴又はLTTEとの繋がりがある者はさらに尋問を受け、拘留される可能性がある。概して、

非政府及び国際的な情報筋が合意したところでは、国内北部及び東部出身のタミル人は他より厳しく監視される可能性がたかく、また以下に挙げる要素があると、拘留の可能性も含め、当局との間で厄介な目に遭うリスクが増大すると見られる。

- 未解決の逮捕令状
- 犯罪記録
- LTTE との繋がり
- スリランカからの不法出国
- 報道機関又は NGO との関わり
- 身分証明書又は他の文書類の不所持」 [15m] (要旨、Colombo 空港でのタミル人の処遇)

33.23 特に、失敗に終わって帰還した亡命希望者や指名手配者を空港で洗い出すために取られていた手続きの内容に関する質問への回答によれば、

「DIE のスポークスマン曰く、DIE は全帰還者の詳細を登録簿(記録簿)に記録した。帰還者は後に犯罪捜査局(CID)、場合によっては国家諜報局(SIS)に照会されたが、嫌がらせを受けることはなかった。パスポートがあれば、DIE は当人の詳細をデータベースで確認できたが、緊急渡航文書(ETD)の場合は確認不能であった。身分証明書番号があれば、パスポート原本を照会して確認可能であった。不法出国していたかどうかについては、パスポートを見て承認スタンプが押されていないければ立証可能であったが、ETD ではそうもいかなかった。ETD はスリランカ当局から交付された完全な公文書と見なされた。ETD は身元の証明であり、検問所の通過に有効であった。ETD はスタンプを押され、帰還者に返された。DIE の役目は、帰還者を CID へ引き渡した時点で終わりであった。」 (FCO 報告書 2009 年 10 月版) [15m] (1.4 項)

「DIE は警戒リストを閲覧することができた。このリストには裁判所の命令、逮捕令状、保釈中の行方不明、拘留からの逃亡のほか、国際刑事警察機構や SIS コンピュータシステムからの情報も収められていた。DIE のコンピュータシステムには警戒リストに関連する独自の警戒システムがあったが、その警戒について正確な理由まで示すものではなかった。(中略) 警戒に従って、DIE は該当者を CID 又は SIS に照会して立場を確立させることになる。」 [15m] (1.5 項)

「SIS の記録は 60 年前に遡り、それをコンピュータへ入力する作業が進められていた。SIS のコンピュータ記録は空港で SIS と(要請に応じて)CID 双方の当局者が閲覧可能であった。他方、警察の記録の保管期間はたった 5 年間で、しかもコンピュータには時々記録される程度で、大抵は紙の記録だけであった。」 [15m] (1.6 項)

「[在 Colombo] オーストラリア高等弁務官事務所の係官の見解では、失敗に終わった亡命希望者を特定するための手続きは全く定められていなかった。(中略) DIE のコンピュータには要注意人物の『ブラックリスト』があったが、氏名の綴り、生年月日及びパスポート番号が当該の帰還者/送還者のものとぴったり一致しない限り、当人が制止されることはなかった。結果的に、当局が容疑者や前科者を取り逃がす可能性があった。」 [15m] (1.10 項)

「在 Colombo スイス大使館代表者の見解によれば、DIE 及び CID の当局者は有意義なコミュニケーションを行っていない。その代表者は、特定の便、例えばインド発、マレーシア発、シンガポール発などの便から降りてくる乗客を TID の機動部隊が確認していた、と付け加えた。」 [15m] (1.10 項)

「民主人民戦線(野党)党首 Mano Ganesan MP 曰く、空港では正式な手続きが全くなかった。彼が言うには、テロリスト捜査局(TID)は私服で出入国エリアや税関エリア内で職務に当たっていた。彼らは自分の裁量で、身分を明かさず、単に人々を連れ去るばかりであった。」 [15m] (1.13 項)

33.24 帰還者に対しどのような確認が行われていたかという問題に関して、FCO 報告書 2009 年 10 月版によれば、

「Bandaranaike 国際空港の犯罪捜査局(CID)担当警視曰く、2009 年 8 月 5 日、彼らは逮捕令状未解決者の帰国を許してしまったという事例が数件発生したことを受け、送還者に対処するための新たな一連の手続きを導入した。スリランカ国内で未解決の犯罪について、また送還者の出身地の地元警察署に照会して確認が行われた。」 [15m] (1.24 項)

「警視曰く、CID は現在全ての送還者の写真を撮り、指紋を採取している。写真は空港の事務所にあるスタンドアロンのコンピュータに保管されている。指紋も記録用紙に取って空港の事務所で保管してある。彼が補足したところでは、帰還者は当人の出身地で確認作業が行われている間、拘束される。(中略) CID は全ての確認が完了し、地元警察から許可が下りるまで当人を解放できない。何らかの犯罪の証拠があれば、当人は拘留されることになる。」 [15m] (1.25-1.26 項)

33.25 Colombo 空港到着時に拘留及び/又は尋問されるタミル人の人物像に関する質問に対する回答の中で、「在 Colombo スイス大使館代表者曰く、数名の帰還者が逮捕され、数時間で釈放された者もいれば、より長期間に及んだ者もいる。彼らが補足したところでは、昨年、スイスからスリランカへの強制送還が 9 件あった。彼らは『laissez-passer』(自由通行許可証)を持って移動していた。尋問を受けた者も中にはいたが、受けなかった者が多かった。」(FCO 報告書 2009 年 10 月版) [15m] (1.36 項)

「法務次官代理 Kapila Waidyaratne 曰く、犯罪歴又は LTTE との繋がりがあると認められた者は、CID 及び TID の捜査対象となる。しかし、彼の見解では、彼らが必ずしも逮捕されるとは限らない。逮捕状が出された者、又は保釈中に行方不明になった、或いは拘留中に逃亡した者は逮捕される。」(FCO 報告書 2009 年 10 月版) [15m] (1.36 項)

「災害管理・人権省(スリランカ国内の人権保護を担当する政府部門)秘書官の Rajiv Wijesinha 教授曰く、空港での拘留は全く承知していないが、そのような拘留について通知があった場合に限り把握することになる。(中略) そうした帰還が、たとえよく知られる LTTE の資金調達拠点からの帰還であっても、特別に配慮が為された、或いは虐待を受けたという痕跡はない。」(FCO 報告書 2009 年 10 月版) [15m] (1.37 項)

33.26 FCO 報告書 2009 年 10 月版ではさらに、特定の要素が空港での個人の処遇に影響するかどうかについても報告した。特に、同報告書の記録によれば、

「Bandaranaike 国際空港の犯罪捜査局(CID)担当警視曰く、LTTE との関連を疑われた人は、SIS によりテロリスト捜査局(TID)へ引き渡される。場合によっては Colombo 拘留局本部、或いは CID へ照会されることもある。そうした場合、90 日間の拘留命令が出されることもあり得る。」 [15m] (1.48 項)

「諜報当局幹部曰く、ある人が未解決の逮捕令状対象者であれば、逮捕されることになる。過去に犯罪歴があるかどうかは、面談時の供述内容次第である。SIS はおそらく当人の出身地の地元警察に確認を取り、指名手配者であれば拘留され、そうでなければ解放されることになる。」 [15m] (1.54 項)

「犯罪捜査局(CID)担当警視曰く、指名手配者であるかどうか確認が行われる。指名手配者であれば逮捕され、Negombo の治安判事裁判所へ付託される。政策選択研究センター(CPA)代表者曰く、そのような人は間違いなく制止される。」 [15m] (1.55-1.56 項)

保釈中に行方をくらました者、或いは拘留中に逃亡した者について、「諜報当局幹部曰く、当人は裁判所に付託されることになる。犯罪捜査局(CID)担当警視も同意した。政策選択研究センター(CPA)代表者曰く、そのような人は間違いなく制止される。」 [15m] (1.57-1.59 項)

「IOM 代表者曰く、身分証明書を持たない人々は国内を移動中に困難な事態に遭遇する。治安検査を受けるが、身元を証明できる文書は国民身分証明書だけである。緊急渡航文書でもよいが、有効期間は 3 ヶ月間しかなく、期限が切れたら NIC を申請しなければならない。これが原因で問題となるおそれがあり、それは当人が Jaffna、Kilinochchi、Mannar、Mullaitivu、Vavuniya 出身者であれば Grama Seveka [地元当局者]の認可を得なければならないことから、Colombo で NIC を申請できないためである。」 [15m] (1.57-1.59 項)

第 12 項「保釈/状況報告」及び第 31 項「身分証明書及び渡航文書」及び第 32 項「文書の偽造及び不正取得」も参照のこと。

身体検査/傷跡

33.27 2008 年 10 月 1 日付の在 Colombo 英国高等弁務官事務所(BHC)からの書簡によれば、

「過去においては傷跡が容疑者の特定に用いられていたことを示す、強固な事例証拠がある。以前の警察や報道機関での対話において当局は公然と、容疑者が軍の様式の訓練を受けた経験の有無を特定するために用いられた身体検査に言及していた。最近になって政府省庁の関係者から聞いた話では、この慣行は廃止されたか頻度が少なくなったとのことである。少なくとも、治安部隊は個人を疑う理由が別にある場合に限り身体検査を実行し、また特定の傷跡自体を探すわけではないが、容疑者が戦闘及び/又は軍事訓練に参加した経験を示唆し得る何かを探すものと見られる。最近では、こうした検査が

帰還者の入国時に日常的に行われていることを示唆する証拠は見当たらない。」 [15c]

33.28 この問題について、FCO 報告書 2009 年 10 月版の記録によれば、

「諜報当局幹部曰く、[ある個人に目立った傷跡があれば] SIS は当然、当人に尋問し、説明を求め、個々の事例におけるメリットを評価することになる。SIS は地元警察を介して背景調査を行う場合もある。傷跡が軍事訓練と直接関連する度合いが濃くなれば、具体的質問の誘因となり、また当人の出身地次第で具体的な調査を実施する必要性が生じることになる。」 [15m] (1.76 項)

「犯罪捜査局(CID)担当警視は確信が持てないとのことであった。LTTE との繋がりを疑う場合、傷跡は質問の誘因となり得るが、被疑者を裸にして検査することは全くなかったとのことである。」 [15m] (1.77 項)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

34. 雇用の権利

34.01 米国国務省(USSD)が2009年2月25日に公表した「人権状況に関する国別報告2008年版、スリランカ編」(USSD 2008)によれば、

「法律では、労働者が事前の認可がなくても自らの選択で労働組合を結成し加入することを認めているが、軍隊の隊員及び警察官は例外で、これらの者は組合を結成する資格を与えられない。労働者が7名集まれば、組合を結成し、憲章を採択し、指導者を選出し、自らの見解を公にすることができる。雇用主に組合を認めさせるには、事業所の40%が同じ組合に所属していなければならない。実際のところ、そうした権利は、各工場の経営陣の抵抗に遭い、組合登録の行政手続きの遅れが足かせになっている。全国で700万人いる労働者の約20%、そして農園労働者の70%以上が組合を結成している。合計すると、組合員数は100万人を超える。民間部門では農業以外の労働者の約15~20%が組合を結成している。組合は大企業では大部分の労働者を代表するが、小規模農業や小企業の労働者は組合に加入していないのがむしろ普通である。公務員は組合加入率が極めて高い。」 [2b] (6a 項)

34.02 同報告書の補足によれば、「大規模な組合はほとんど、政党に加盟しており、政治的プロセスにおいて顕著な役割を果たすが、主要な公務員組合の中には政治的に独立したところもある。労働関係・人的資源省は法律により、年次報告書を提出しない組合の登録を抹消する権限を付与され、これが唯一の、登録抹消の根拠である。」 [2b] (6a 項)

34.03 同報告書はこう続く。

「法律により全ての労働者が、ただし警察、軍隊、刑務官、不可欠なサービスの従事者を除き、ストライキを行う権利を有するが、政府はこの法律を一様に執行しなかった。労働者は労働長官、労働仲裁機関、又は最高裁判所へ、自らの権利を保護するための申し立てを行うことができる。大統領の判断により『公益事業に当たるサービス、又は国家安全保障上不可欠、或いは公共の秩序の維持又は地域社会の生活に不可欠であり、政府省庁又はそれらの出先機関を含む』領域においては、ストライキが禁止されている。これまでのところ不可欠と宣言されたサービスはまだない。法律では、不可欠でない部門におけるストライキ実行者に対する懲罰を禁じているが、実際にはストライキを理由に解雇された被雇用者がいる。(中略) 最高裁判所は時折、公共部門の労働組合が事業又は政府の業務を脅かす行動を取った場合、介入してそれを止めさせた。公共部門の組合は連盟の結成を法的に認められていないが、法律は概して執行されていない。」 [2b] (6a 項)

「法律では団体交渉権について規定しているが、政府はそれを執行しなかった。(中略) 反組合的差別を理由に有罪と認められた雇用主は、組合活動を理由に解雇された労働者を復職させなければならないが、当該労働者を異動させることはできる。反組合的差別は処罰対象の違法行為であり、20,000ルピー(177米ドル)の罰金が科せられる。」 [2b] (6a 項)

「国が定めた最低賃金はないが、労働関係・人的資源省により設置された43の賃金審議会が組合及び雇用主と協議の上で部門及び産業別の賃金及び労働

条件の最低基準を定めた。賃金審議会対象部門における最低賃金は[2008年]7月に5,750ルピー(51米ドル)に引き上げられた。最低賃金に加え、賃金審議会の対象とされた労働者は2005年に月額1,000ルピー(9米ドル)の手当を支給され、これで実質的に最低賃金は月に総額6,750ルピー(60米ドル)となった。(中略)しかし、この最低賃金が必ずしも労働者と家族にとって適当な生活水準をもたらしたわけではない。(中略)賃金審議会の対象でない部門の労働者は、インフォーマル部門の労働者も含め、いかなる最低賃金基準の対象にもならない。法律では大部分の常勤労働者について週45時間(週5.5日の労働)を超える通常勤務を禁止している。加えて、法律では1日1時間の休憩時間を設けるよう規定している。規制では超過勤務の上限を週15時間に制限している。(中略)安全衛生規制は国際基準を満たしていない。労働者は危険な状況を自ら脱する制定法上の権利を有するが、多くの労働者がそうした権利を知らない又は無頓着で、労働環境から身を脱することで職を失うことを恐れている。」 [2b] (6e 項)

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

付録

付録 A: 主な出来事年表

特に記載がない限り、下記の情報は 2010 年 1 月 23 日に更新された『スリランカの BBC 年代記』 [9i] を出典とする。

付録 B 「年代記」も参照のこと。

- 1948** セイロン、イギリスから独立する。
- 1956** スリランカ自由党、総選挙で勝利。Solomon Bandaranaike が首相となる。
- 1959** Bandaranaike 首相が暗殺される。同夫人、Sirimavo Bandaranaike が SLFP 党首兼首相として政権を引き継ぐ。
- 1972** 国はスリランカという名称になる。
- 1976** タミル・イーラム解放の虎(LTTE)が結成される。
- 1978** スリランカ民主社会主義共和国の新憲法を制定。 [1a]
Jayawardene がスリランカ初の大統領に就任。憲法でタミル語が認められる。
- 1983** LTTE の奇襲により 13 名の兵士が殺される。その後の反タミル暴動により、数百人のタミル人が逃亡生活を余儀なくされる。「第一次イーラム戦争」勃発。
- 1985** 政府と LTTE 間の初の平和会議の試みが失敗に終わる。
- 1987** インド・スリランカ平和協定が締結される。インド平和維持軍(IPKF)がスリランカに配置される。
- 1990** IPKF、スリランカから撤退する。政府と LTTE 敵対勢力との対立が高まる。
- 1991** インドの Rajiv Gandhi 首相の暗殺に LTTE が関与する。
- 1993** Premadasa 大統領が LTTE 爆弾襲撃で暗殺される。
- 1994** Chandrika Bandaranaike Kumaratunga が勢力を握る。
- 1995-2001**
北部及び東部全域で戦争が激化する。タミル・イーラム解放の虎がスリランカの神聖な仏教地を爆撃する。Kumaratunga 大統領が爆破襲撃で負傷する。国際空港における自爆攻撃でスリランカ空港の航空隊の半数が破壊される。

- 2002** ノルウェーの仲介により、スリランカ政府と LTTE が停戦協定を結ぶ。武装解除が始まる。Jaffna 半島をスリランカの残りの陸地とつなぐ A9 道路が 12 年後に再開通する。Jaffna への旅客機運行が再開される。政府、タミル・イーラム解放の虎の解散を命じる。反政府側、独立要求を取り下げる。
- 2003** LTTE、平和協議への参加を延期するが停戦は維持される。
- 2004** 3 月：Karuna 大佐で知られる反乱軍タミルの虎総指揮者が反政府運動の分裂を導き、支持者と共に身を隠す。短期間の攻撃で LTTE は東部を再び支配する。
7 月：2001 年以来、初めて自爆爆破による攻撃がコロンボで発生する。
12 月：津波で 3 万人を超える住民が死亡。
- 2005** 6 月：シンハラ人、タミル人、ムーア人の間で 30 億ドル近い津波助成金を分配することに関し、タミルの虎反政府勢力と協定をめぐる論争が落ち着く。
8 月：Lakshman Kadirgamar 外務大臣が暗殺された後、非常事態宣言が敷かれる。
11 月：当時の首相、Mahinda Rajapakse が大統領選で当選する。
- 2006** 2 月：政府とタミルの虎反政府勢力が 2002 年の停戦に向けて敬意を表した。
4 月：Trincomalee において爆発及び暴動が起こる。コロンボの主要軍事基地が自爆攻撃犯により襲撃された(少なくとも 8 人が死亡)。陸軍はタミルの虎を標的にした空爆を開始する。
6 月：Anuradhapura 地区で起こったバスの地雷襲撃により 64 人が殺される。数日後、Mannar 地区において、政府軍とタミルの虎反政府勢力との戦闘で 30 人超が殺される。
8 月：北東部におけるタミルの虎反政府勢力と政府軍との衝突は、2002 年の停戦以来、最悪の戦闘と考えられる。何百人もの人々が命を落とし、国連は何万人もが逃亡したと述べる。
9 月：政府は、タミルの虎反政府勢力が戦略的に重要な Trincomalee 港の河口から追い出されたと述べる。これは、2002 年の停戦以来、最初の主要な敵の領土獲得と考えられる。
10 月：自爆犯が軍部を襲撃、90 人以上の船員が命を落とす。
12 月：緊急規定を経て、政府は改訂を発表する。 [76c]
- 2007** 1 月：激戦から数週間後に、軍は Vakarai のタミルの虎を東部でとらえた。何万という市民がその地域から逃げた。25 名の反対派の国会議員 MP がその職位から離脱した後、Rajapakse 大統領政権が議会の過半数を確保する。
3 月：政府軍が東部の沿岸地域におけるタミルの虎反政府勢力に対して継続的に成功していると主張する。何千人もの市民が戦いを逃れる。タミルの虎が最初の空襲を開始し、Katunayake コロンボ国際空港に隣接する軍部基地を襲撃する。
6 月：警察はコロンボの宿泊施設から何百人ものタミル人を強制退去させ、安全保障上の問題に言及するが、最高裁判所は爆発を終結させるよう命令する。
7 月：政府が LTTE の東部における最後の密林の拠点である Thoppigala を制御したと宣言する。

10月：Anuradhapura 空軍基地へのタミルの虎の襲撃で8機の航空機が破壊され、30人が殺戮される。

11月2日：タミルの虎反政府勢力正統派 S.P.党首、Thamilselvan がスリランカ空軍の襲撃により殺害される。

2008 1月：政府は2002年の停戦協定から離脱する。

政府大臣、DM Dassanayake がコロンボにおける自分の部隊で道端に仕掛けられた爆弾襲撃で命を失う。

3月：人権侵害容疑の調査をするため政府が招いた国際パネルが、国外退去すると発表する。

4月：高速道路大臣、J. Fernandopulle が、タミルの虎反政府勢力によるコロンボ近辺の爆発で殺された。

極東部におけるタミルの虎との戦闘において、何十人という兵士が殺害されたと報告された。

7月：スリランカ軍部は、島の北部において Vidattativu の重要なタミルの虎の海軍基地を占領したという。

政府軍と LTTE との戦闘は、Jaffna、Mannar、Trincomalee、Vavunia で報告された。[51a]

8月：Trincomalee の他、戦闘は Kilinochchi 及び Mullaitivu 地区まで拡がり、多くの人々の大移動を引き起こす。[51a]

11月：Kilinochchi 地区における戦闘が激化する。[51a]

2009 1月：政府軍が1998年以来、タミルの虎がその管理本部として掌握していた Kilinochchi 市北部を占領する。

LTTE の追放が再強化される。[44b]

政府軍が A-9 高速道路を再度掌握し、Jaffna 半島全体を占領する。また、後の段階では LTTE の東部沿岸部における拠点である Mullaitivu 市を占領する。[37b]

2月：戦闘地区に閉じ込められた何千人という市民の人的状況に関する国際的な懸念に促された暫定停戦に対する要求が政府に拒絶される。
タミルの虎の航空機がコロンボに対して自爆襲撃を行う。

3月：反政府勢力の前党首、Karuna が国内統治・調停大臣に就任する。

5月：政府はタミルの虎に対する勝利を宣言する。軍は反勢力党首、Velupillai Prabhakaran が戦闘において死んだと述べる。タミルの虎は声明文でその武器を明け渡すと発言する。

8月：新たなタミルの虎の党首 Selvarasa Pathmanathan がスリランカ当局に拘束される。
北部において戦後最初の地方選挙が行われる。

10月：政府が早期大統領選及び議会選挙を発表する。

11月：野党が選挙で戦うため連立政党を結成する。新たな連立政党にはムスリム党及びタミル党が含まれる。

2010 1月 : Mahinda Rajapaksa 大統領が再選される。[4e]

[Return to Contents](#)
[Go to list of sources](#)

付録 B: 年代記

SATP (南アジア・テロリズム・ポータル)2009年12月14日から
2010年1月15日までのスリランカ年代記)

下記の南アジア・テロリズム・ポータル(SATP)スリランカ年代記の項は、2009年12月14日から2010年1月15日までの期間を網羅する。[37b] [37d] 2009年12月14日以前の出来事に関しては、[SATP ウェブサイト](#)、年代記を参照のこと。[37i]

- 12月14日 TNAの国会議員は2010年1月に行われる大統領選で戦う予定である。選挙事務局によると、TNA Jaffna 国会議員、M. K. Sivajilingam は自分の貯金を使って、無所属候補として選挙に出る予定だと発言した。Sivajilingam は、TNA が大統領候補者をたてないなら、自分が無所属候補として出馬すると早い段階において発言した。Jaffna の国会議員は現職大統領、Mahinda Rajapakse 及び前防衛省参謀長官、Sarath Fonseka の両候補者に反対する。しかしTNAでは、2人の主要な候補者を支持するか、又は党内から候補者をたてるべきか、その決断において意見が分かれている。TELOの幹部、Sivajilingam は、敗者となったLITTEのテロ組織の熱心な支持者であった。戦争の真ただ中で、彼は2008年10月にスリランカ議会から休暇を取った後、Chennai(インド)にいた。
- 12月18日 スリランカ交通評議会は、26年経過後、KandyとJaffna間に通勤交通機関を推奨したとColombo Pageは報告した。A-9高速道路が開通した後にJaffna行きの最初のバスがKandy停留所を3am(SLST)に発つたと中部州首相、Sarath Ekanayakaが述べた。2都市間の通勤輸送は北部におけるLTTEテロ活動のため、26年間、中断されていた。通勤客にはKandy-Jaffna間のバスの早期座席予約が利用できる。
- 12月19日 カナダ全土の31拠点で行われた世論調査では、48,583票のうちの99.82パーセントが無所属で最高権力を有するタミル・イーラムに統治を委任した。
- 12月21日 海軍は以前、LTTEが所有していた貨物船、Princess Chrisantaを入手した。外国に保有されていたが、Mahinda Rajapakse 大統領及びGothabaya Rajapakse 国防長官の命により、国の情報局を介して得られた情報をたどって獲得したものだ。船は12月21日にコロンボ湾に護衛されながら入港した。港までは海軍のタグボートNandimitraとVijayabahuが曳航した。元海軍メディア長官、K.P.K. Dassanayake率いる6人の海軍要員がそれを実行した。
- 船は戦闘中、LTTEが大きな痛手を受けた後、党首の逃亡を助けるのに使われたと考えられている。軽量のヘリコプター機を運ぶこともできるものだ。これは、これまで海軍が発見又は獲得したLTTEの8隊の船のうち最も大きいものである。長さ90メートル、高さ16メートルの船は、5,000トンという巨大な貨物積載能力を有する。

現在はスリランカ海軍の所有物となっている船は、将来は海軍により使用されると同時に国の発展プロセスに用いられることとなる。現在、船は完全に運航可能な状態で、調整が必要なだけである。海軍指揮官中將、**Thisara Samarasinghe** は、**LTTE** は強力な国際船舶ネットワークをもっており、海外から多大な支援を受けていたと強調した。しかし、テロがらみの戦闘に続き、次第にスリランカ軍に味方する国が増えていき、この状況は今後も続くと同氏は発言した。

2009年12月13日に **Sunday Leader** へのインタビューで、**Sarath Fonseka** が戦闘の最終段階で白旗を掲げて降伏していた3人の **LTTE** の主導者が地上部隊に撃たれて死んだと話したことに、英雄的軍隊に対する戦争犯罪の可能性を国連(**UN**)が追求する糸口が開けた。超法規的、即決あるいは恣意的処刑に関する国連の特別報告者、**Philip Alston** は、**Mahinda Rajapakse** 大統領に宛てた書簡において、国防長官がスリランカ軍の第58部隊の指揮官に降伏している者を撃つように指示したとの **Fonseka** の主張に関して説明を要求した。

国連は特に、「**LTTE** の3人の主導者、**Balasingham Nadeshan**、**Seevaratnam Pulidevan** 及び **Ramesh** 並びにその家族の死に関する状況」を2009年5月17日夜から18日にかけて尋問している。その書簡において、**Alston** は、自分が受け取った情報は上述したインタビューにおいて **Sarath Fonseka** が発言した主張に基づいているものだという。彼はまた、「**SLA** 第58部隊に従軍したジャーナリストたちの説明により、**Nadeshan**、**Pulidevan** 及び **Ramesh** とその家族の死に関するいくつかの疑惑の状況を確認できる」と発言する。「国際人道法及び人権法の下に、すべての武装紛争に適用される基本的法規制」、特に1949年のジュネーブ条約第5条に言及しながら、同特別報告者は嫌疑の正確性について尋問し、その告発が間違っている場合には情報及び文書化された証拠物を要求した。また、書簡は **Nadeshan**、**Pulidevan** 及び **Ramesh** の家族に関する情報も求める。

大統領官房は発表において、国連特別報告者の書簡を慎重に調査してから正式な回答をし、必要な措置をとると述べた。

オーストラリアのメルボルンにいる3人のスリランカ、タミル人が **LTTE** に資金提供していた罪を認めている。ニューサウスウェールズ の35歳の **Aruran Vinayagamoorthy**、38歳の **Sivarajah Yathavan**、及び43歳の **Arumugam Rajeevan** は、**LTTE** へ単独で資金提供したと罪を認めているが、彼らの弁護士は12月21日にオーストラリア最高裁判所を告訴した。

スリランカ政府は、**Kevin Rudd** からインドネシア大統領へ個人的に懇願した後に捕えられた船上において、オーストラリアへの亡命を求める3人の元 **LTTE** 戦闘組織員を特定したと述べた。

10月、255人のタミル人のオーストラリアへの亡命希望者を乗せた船がインドネシアの海軍に止められた。

- 12月23-24日 VavuniyaのPoonthotam仮収容所の当局者、Weerasekera少佐は12月23日、収容所に拘束されている35人を超える元幹部が12月24日に解放されると述べた。彼らはPoonthotamの報道陣に対し、209人の抑留者のうち、35人は12月24日に解放されると語った。収容所にいる一部の抑留者はLTTEにいたのはわずか3日間だったものがいる一方で、数か月間だったものもある。しかし、他の更生収容所においては、24年間もLTTEと一緒に行動してきた元LTTE戦闘員がいる。軍によると、その何人かはLTTEの「中佐」だった。12月23日にジャーナリストが訪問した抑留者は、美容術、洋服仕立業、フリーメイソン業、裁縫などの職業活動訓練を受けている。
- 12月25日 シンガポールの野党党員は米国に送還されていたが、そこでLTTEへ武器を提供しようとしたかどで告発されている。47歳の事業化で改革党の共同創業者であるBaldev Naiduは、12月18日に送還されたと、Straits Times誌は内務大臣に言及した。
- 最近、スリランカ海軍に捕えられ、コロンボに連れてこられたLTTEの船は、第4次イーラム戦争中、同組織が獲得したものであるが、それは武器の密輸には一度も用いられなかった。
- 12月27日 政府はVavuniyaのMenik Farm難民キャンプをできる限り早く閉鎖する予定だと災害管理・人権大臣、Mahinda Samarasingheは発言し、更に、北部地域のIDP(国内避難民)はすべて1月31日までに故郷へ戻ると加えた。「我々は180日間の期限に間に合うように、1月31日までにすべての避難民を再定住させることに全力を尽くしている。現在、難民キャンプにいるのはわずか80,000人ほどである。」と彼は付け加えた。Samarasinghe大臣は国家のことに言及し、12月17日までに約120,000の避難民が移転の自由の恩恵を受けたと述べた。そのうちの80,000余人が難民キャンプに戻っていた。大臣によると、数字は12月26日までに次第に下がってきており、キャンプに留まっているのはわずか80,000人で、そのうち72,000人は親戚などを訪問した後、戻っていった。「我々は期限が来る前に難民キャンプの閉鎖を確実にするための再定住プロセスを促進させている。同時に、地雷除去の作業も進んでいる」と大臣は述べた。彼は、国内避難民が自発的にキャンプに戻っていることに言及し、「これは避難民がキャンプの状態に満足していることを示し、これとは反対にメディアにはうそをついている。我々は12月1日から戻るために移動の自由を利用する者を奨励するよう提案してはいない。彼らは同日に戻ってきてよい。また、キャンプを去る前に提出しなければならない申請書に申告した日付に戻る必要はない。彼らは好きなところへ留まることができる」と付け加えた。
- 12月29日 Mahinda Rajapakse大統領は、自分が権力を掌握したときに人々にわかりやすいマニフェスト、Mahinda Chinthanaを紹介したと述べ、それがうまく実行されたら世界中に恩恵を与えるだろう、と公衆に語ったとDaily Newsは報道した。「人々はそれを容認し、新たな活力で我々の回りに再結集した。我々は決して選挙公約を忘れない。

今日、私は自分の公約の 98 パーセントを完成させた後に再選に向けて前進する」と彼は加えた。

政府は、173,000 人超の国内避難民(IDP)を 5 か月以内に再定住させると述べた。Wanni 治安部隊(SF)部隊本部においてメディアへの説明に取り組みながら、Wanni SF 指揮官及び IDP の有能な権力者、Kamal Gunarathne 少将は、治安部隊により受領された 280,000 超の強制退去させられた市民のうち、12 月 23 日時点で難民村に残っているのは、わずか 108,573 人の避難民だけであると述べた。同指揮官は、再定住は容易なことではないと述べた。政府は、その地域が地雷を撤去したら、ただちに自分たちの村に一日 1,000 人の避難民を再定住させる。彼は、危険な被抑留者を分離し、国連規定に従って、通常の避難民から離れた収容所に送られると述べた。

一方、地雷除去員は、LTTE が避難民の 1 月末の期限までに再定住ができないよう阻む予測できない方法で地雷を埋めたので、北部地方における地雷除去プロセスは難しいという。「LTTE の地雷により落とされた地雷には何らの定まったパターンはなく、我々は様々な課題に直面している」とスイス地雷除去財団(FSD)の専門家、K. Raju 少将は最近になってインドの報道者に語った。北西 Mannar 地区で自分の部隊が地雷除去活動に関わる Raju 少将によると、予測できない地雷パターン、その領域の密林のため視界がよくない状況により、地雷除去作業はなかなか進まない。

2010 年 1 月末までに強制撤去された人々をすべて再定住させるという誓約を与えたにも関わらず、政府は Vavuniya キャンプにいた国内避難民(IDP)の再定住には期限はなかったと述べた。Samarasinghe 災害管理・人権大臣は、*Daily Mirror* オンラインに、係る補償は当初からなかったと語った。「我々は特定の期日に再定住プロセスを完了するとは約束していない。しかし、政府はできる限り早く作業を終えるよう全力を尽くしている」と大臣は述べた。約 10 万の避難民がキャンプに依然としてとどまっている一方で、2 万人がキャンプから移動する自由を認可されたと大臣は述べた。また、政府は避難民が自分たちの故郷を訪ねてから故郷の町に残りたいかどうか決められるように、「下見訪問」を主催したと大臣は述べた。「彼らが故郷に戻りたいなら、そうすることができる。しかし、そうでない場合、我々は他の方法を手配する」と付け加えた。Samarasinghe 大臣は、すべての避難民が再定住したら、キャンプはどうなるかに関するコメントを避けたが、空きができた永久構造物は活用できる可能性が高いと述べた。

2 月 31 日

スリランカ当局は、Jaffna における夜間外出禁止令を取り下げることにした。北部州知事である G. A. Chandrasiri 少将は、人々の生活に正常が戻ったため Jaffna の外出禁止令を解除し、A-9 上の移動を許可すると述べた。外出禁止令は、Gotabhaya Rajapakse 国防長官及び Uthuru Wasanthaya タスクフォースの議長、大統領上級補佐官及び議会議員 Basil Rajapakse の勧告において解除された。[37b]

- 1月4日 スリランカ陸軍地雷除去フィーイルドエンジニア部隊は2002年から1月4日までに、東北地区の Jaffna、Kilinochchi、Mullaitivu、Mannar、Vavuniya、Batticaloa 及び Trincomalee から LTTE が埋めた爆破装置、対人・対戦車地雷及び不発弾(UXO)を、合計 450.41 平方キロメートル(450,402,744 平米)の範囲にわたり一掃した。
- 非政府組織(NGO)は、個別に同じ地区で地雷除去作業に従事した。こうした NGO 地雷除去者たちにより撤去された地域の範囲は、上記に挙げられた地理範囲には含まれていない。
- 現在、部隊は Vedithalattivu (Mannar)、Mankulam (Kilinochchi)及び Thunukkai-Amathipuram (Mullaitivu)地域において、地雷除去作業を続けている。最初の調査により、約 600 平方キロメートルの地域がまだ地雷及び不発弾を除去できないでいることが確認された。
- タミル民族同盟(TNA)は、反対派の大多数で合意された大統領候補、Sarath Fonseka(退役)将軍を支持することに決めたと、同将軍を支持するに当たり、同同盟を率いる統一国民党(UNP)による発表があった。
- TNA の過半数が 1月26日の世論調査で Fonseka に戻ったという兆しがあった一方で、元陸軍参謀長との関わり合いに関し、これまで TNA から何の正式な言葉もない。
- 来たる大統領選挙における TNA の支持を求めて、Fonseka は自分が選ばれたら抑留されている LTTE 幹部全員に恩赦を与えると申し出た。
- 1月5日 Mahinda Rajapakse 大統領が、自分の政権下では北部と東部を合併させないことを強調した。
- 下院院内幹事長兼都市開発・聖地開発大臣、Dinesh Gunawardena は 1月5日、第17条の憲法改正は現在、機能しておらず、その規定を取り上げる意味はないと語った。
- スリランカ議会は国内の非常事態宣言をもう一か月延ばすことに投じた。
- 1月6-7日 殺害された LTTE の長官、Velupillai Prabhakaran の父親、Thiruvengadam Velupillai が 1月6日に亡くなった。
- 総数 16,989 人の国内避難民(IDP)が再定住し、約 82,940 人の戦争抑留者が Vavuniya の 8ヶ所の IDP センター及び Jaffna 他の 2ヶ所のキャンプに居住している。
- 1月7日 国連人権専門家は、タミル人捕虜がスリランカの兵士に処刑された疑いのあることを映した執行ビデオが、本物であり、政府軍と LTTE

の過激派との紛争の最終戦の最中に戦争犯罪が起こった可能性について尋問することを要求すると述べた。

タミル人の熱望を満たそうとする政府の姿勢は、**R. Sampanthan** が率いる **TNA** が追うものと大きく異なると、事業開発投資促進大臣、**Anura Priyadharshana Yapa** は閣僚ブリーフィングの報道陣に語った。彼は、北部においてタミル人は徐々に民主的な方法に慣れていくと述べた。戦時中、**Jaffna** において設けられた高いセキュリティゾーンは次第に撤廃される。

外国人雇用福祉大臣、**Keheliya Rambukwelle** は、**LTTE** と **TNA** が異なる手法でイーラムの目標を達成しようとした同じチームの本質的部分であり、**TNA** とチームを組んだ **Sarath Fonseka**(退役)将軍部隊で5月18日に打ち勝った後に、新たな生活を獲得したと述べた。

1月9日 TNA の議会議員、**K. Thurairatnasingam** は、**Sarath Fonseka** に数多くの条件に同意させた後に、大統領選で彼の支援を行うと述べた。軍部広報担当官、**Brigadier Udaya Nanayakkara** は、元 **LTTE** 戦闘員712人の解放後、11,000を超える **LTTE** の容疑者が拘留されていると **BBC** シンハラに述べた。

1月10日 政府の拘置所にいる何千人もの **LTTE** 容疑者はすぐには解放されないと、電力エネルギー大臣、**W. D. J. Seneviratne** は発言した。

1月12日 **Mahinda Rajapakse** 大統領は、タミル人が地方への権限移譲により統治問題において発言を増すことができ、憲法改正を提示することにより、議会に上院を創設することを約束したと述べた。

1月13日 スリランカ政府は、**LTTE** 幹部の残党及びその海外支持者が征服されたテロ集団を復活させようとする試みを阻止する対策をとっていると外務大臣は述べた。

外務大臣は、過去4年間に海外交渉団が海外の **LTTE** テロ組織網を解体し、政府に対する誤った情報のプロパガンダに反論する一方で、並行して継続される開発作業に向けた海外投資及び技術援助をひきつけるよう模索することに焦点を当てていると述べた。

Mahinda Rajapakse 大統領は、自分の2期目に北部及び東部の人々の問題に対して独自の解決法を提示すると述べた。

1月14日 ノルウェー・イーラム・タミル委員会(**NCET**)は、タミル豊穡祭の日に3つの国際委員会の創業を発表した。タミル・イーラムを委任統治する投票並びに様々な国において人民評議会に向けた選挙を伴う憲法を援助し調整する監視委員会、人民評議会を代表するため、オスロに外交センターを設立する可能性を検証するための調査委員会、及び頂点の調整又は国家の考えで出現するその他の構成概念との統一機能を議論するための代表委員会である。

1月15日

政府はテロ行為防止法(PTA)及び有事規制に基づき拘留されている LTTE 容疑者に関する法的手続きを迅速に進める。

LTTE は軍事的に鎮圧され、スリランカの国は 30 年戦争後に統一されたが、Mahinda Rajapakse 大統領は、国は未だ、分離主義者からの深刻な脅しに直面していると述べた。

大統領は更に、LTTE がもはや従来の軍事的脅威を与えることはないため、政府は北部と東部地方並びに国のその他の地域に課されたセキュリティ制限を緩和すると述べた。

大統領は、国の民族問題に対する政治的解決法を見出すためにこれまで為された取り組みのすべてを棄却し、来たる選挙後に独自の解決法を提示すると述べた。 [37d]

2000-2010 年及び 1931-1999 年の(若干概略化したもの)の SATP の全年代記は、以下のリンク先から閲覧できる。
<http://www.satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/timeline/index.html>
[37i]

目次に戻る
出典リストに戻る

付録 C: 政治組織

名称、認証マーク、秘書の氏名を記載した認識された政治政党の全リストは以下のリンク先で閲覧できる。[スリランカ、選挙部門、政党のウェブサイト。](#)

Akhila Illankai タミル統一戦線 (AITUK)

2006年に設立。タミル人、民族紛争に対する国の解決策を提唱する。 [1a]

全セイロン・タミル議会 (ACTC)

1944年に設立。TNAの一部として2001年12月及び2004年4月の選挙で候補者をたてた。 [8] (p563) (TNAも参照のこと)

セイロン労働者会議 (CWC)

CWCは労働組合(主に茶のプランテーションに従事するインド系タミル労働者に強い)であり、インド人の子孫の共同体を表す政党でもある。 [8] (p437)

スリランカ共産党 (CPSL)

1943年に設立され、社会主義社会の設立を提唱する。スリランカの国家統一を支持する。同党はUPFA(統一人民自由連合)と連立政権の一端として2004年の選挙に出たが、1議席だけしか獲得できなかった。 [8] (p560)

民主人民戦線 (前西部人民戦線)

党首: Mano Ganesan。2008年11月26日に、西武人民戦線(WPF)が民主人民戦線(DPF)に名称変更した。WPFは現在、一議席だけを保有する。 [45a]

民主人民解放戦線 (DPLF)

1988年以来、国内政党として運営している。タミル・イーラム人民解放機構(PLOTE)の政治部門である。 [8] (p560)

民主統一国民戦線 (DUNF)

UNP政治家の反体制派組織により1992年に設立した。人民連合の連立を支持する。 [8] (p561)

民主労働者会議 (DWC)

1939年に労働組合として結成され、1978年に政党として設立される。近年のインド系タミル語を話すスリランカ人に対する差別を撤廃することを目指す。 [1a]

Deshapriya Janatha Viyaparaya (DJV)

(愛国的人民の運動) 過激派シンハラ組織はJVPに關与する。 [1a]

Desha Vimukthi Janatha 党 (DVJP)

(民族解放人民党)1988年以来、国内政党として運営されてきた。 [1a]

Eelavar 民主戦線 (EDF)

LTTEに加わったイーラム革命組織(EROS)の過半数により1989年に設立された。 [56]

イーラム民族民主解放戦線 (ENDLF)

タミル人。1987年のインド・スリランカ平和協定を支持する。1988年9月以来、国内政党として運営している。 [1a]

イーラム人民民主党 (EPDP)

<http://www.epdpnews.com/index.php?lng=eng> [59]

EPRLF から分離して 1986 年に結成されたタミル人の組織。[56] 同党は 2004 年 4 月 2 日の国会の選挙で 1 議席を獲得し、続いて UPFA が結成した政府を支持した。[8]

「Douglas Devananda により率いられ、イーラム人民民主党(EPDP)は 1988 年頃にイーラム人民革命解放戦線(EPRLF)から分かれた。1990 以降、タミル・イーラム解放の虎(LTTE)に対し、スリランカ軍と共に戦った。投票率は非常に低いが、1994 年以降、EPDP は Jaffna の選挙政治において最も大きい影響力をもつ。EPDP は一般に、戦争平和プロセスにおいて人民連合/UPFA の政策に協力的である。EPDP の武装幹部はわずか数百強であるが、彼らは人権侵害で悪名高い。Devananda は閣内におり、現在、社会サービス・社会福祉大臣である。しかし、彼の公的プロフィールは、LTTE の暗殺リストで非常に頻繁に出てくるといふ事実により限定される。」(ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリランカ (2010 年 1 月 27 日に閲覧)[5a] (内務省、2007 年 12 月 4 日))

イーラム人民革命解放戦線 (EPRLF)

EPRLF は現在、2 つの組織として機能する。Suresh 派(TNA リスト)と Varatharaja 派(EPDP リスト)である。[8] (TNA も参照のこと)

イーラム革命組織 (EROS)

Shankar Raji が率いる初代の EROS の少数派により 1990 年に設立された。同党は 2004 年 4 月 2 日の議会選挙で EPDP を支持した。[56]

「EROS は合法的なタミル組織のうち、最も過激な民族主義者であるが、軍事的に活発ではない。」(ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリランカ (2010 年 1 月 27 日に閲覧)[5a] (内務省、2007 年 12 月 4 日))

Illankai Tamil Arasu Kachchi (ITAK) TNA を参照のこと**Jathika Hela Urumaya (JHU)**

「JHU は仏教僧侶が率いる仏教・シンハラ政党であり、2004 年 2 月にその年の議会選挙で争うため特定の意図をもって結成された。当初は宗教に関係ないシンハラ国民党、Sihala Urumaya が結成したものだが、JHU の議会議員はすべて仏教僧侶である。

「JHU の創設及び前代未聞のサフラン色の衣服を身にまとった僧侶の参入は、僧侶が党内外の両方で政治に介入すべきか否かという議論を引き起こした。しかし、同党は 2004 年の選挙において圧倒的な支持を得たことにより、スリランカにおける仏教徒及びシンハラ人問題に対する選挙運動を続行することが促された。」(ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリランカ、(2010 年 1 月 27 日に閲覧) [5a] (内務省、2007 年 12 月 4 日))

Jathika Nidahas Peramuna (JVN) 下記を参照のこと**Janatha Vimukthi Peramuna (JVP)**

(人民解放戦線)

1964 年に設立。1971 年のクーデター未遂の後、解散させられた。1977 年に再び法的地位を回復し、1983 年に再び却下されたが、1994 年に法的地位を取り戻した。マルクス主義者、シンハラ人が支持。[1a] 2004 年 4 月の選挙に向けて、JVP は Kumaratunga 大統領が党員となっている統一人民自由連合(UPFA)と連立を組み、40 議席を獲得した。[8] 「JVP は UPFA 内で、混成のマルキスト・シンハラ国家主義者プ

ラットフォームに次ぐ2番目に大きい政党だった。そのようなものとして、JVPは連立与党において最も強力な地位につき、それは2005年6月に当時大統領だったKumaratungaのLTTEとの津波後の事業運営構造に関する覚書(P-TOMS)に合意する方針への抗議として一時的に連立を去る党内の決議により十分に示されている。2005年11月の大統領選前のキャンペーン中の平和プロセスの将来の路線を巡るRajapakseとの合意により、JVPはRajapakseの勝利に続き反対派に留まったが、それは政府に対する条件付き支持を伴う。2005年11月の同氏の選挙以来、RajapakseはJVPと不安定な関係になり、議会において彼らへの政治的依存性を低減させるよう地道に取り組んだ。JVPはそれ以来、Rajapakseとの結束を乱しているが、LTTEとの民族紛争に向けた軍事政策を強力に支援している。」(ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリランカ、(2010年1月27日に閲覧)[5a](内務省、2007年12月4日) 2008年5月12日、「反体制派Janatha Vimukthi Peramuna (JVP) 議会議員、Nandana Gunatillakeは、月曜日、Jathika Nidahas Peramuna(国民自由戦線)という名の下に、新たな政党の細目をスリランカ選挙管理委員長に渡した。元JVPの広報秘書、Wimal Weerawansaは、先月、残り10の議会議員で党を離れたが、JNPの委員長となるであろう。」(TamilNet、2008年5月12日)[38ag]

タミル・イーラム解放の虎(LTTE)

Velupillai Prabhakaranのリーダーシップの下、1976年5月5日に結成され、1983年に個別のタミル祖国のためにスリランカにおいて武装キャンペーンを開始した。[37a]

「虎は女性及び子供を含む1万人の兵士から数が右肩上がりである並外れた戦力となった。1990年の終わりと過去10年間の初期の年にその権力は最高に達し、LTTEはスリランカの3分の1を支配した。」(BBCニュース、2009年5月18日)[9v][地図は2005年11月以前のLTTE支配下にあった地域の詳細を示し、係る地域の段階的侵略はこのウェブリンクより入手できる。本報告書の第3項及び第4項も参照のこと。(ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリランカ、(2010年1月27日に閲覧)「組織の勢力は[2007年に]8,000から10,000と推定された。」と記録されている。[5a](反体制武装組織、2007年11月14日)

「スリランカ軍との戦いにおいて54歳で殺害されたVelupillai Prabhakaranのリーダーシップの下、タミル・イーラム解放の虎(LTTE)は世界最悪の反政府組織の一つに成形され、洗練されたが、厳格な規律は彼の私的な例を介して植えつけられた。スリランカのLTTE、「タミルの虎」は近代の自爆の先駆者となった。また、彼らは国際化した、冷戦後の世界において武装調達を巧みに操るにつれ、独自の海軍力及び空軍力を発展させた。

Prabhakaranにとって、「イーラム」(尊い地)、すなわち主にシンハラ仏教徒の島にあるタミル州という目的にはどんな犠牲もいとわないものだった。これは特にスリランカのMahinda Rajapaksa大統領が日曜日[2009年5月17日]に正式に勝利宣言する前の過去4か月間に歴然としてきたものである。この期間、国連推計によると、LTTEが北部の領土から数キロメートルにわたる沿岸北東部の「安全地帯」に押しやられたときに6,000人を超える市民が殺された。政府は、LTTEの指導者がそこに閉じ込められた何千人もの市民を人間の盾として利用したと非難した。

「最初のLTTE自爆攻撃は1987年7月にNelliady市北部で起きた。Prabhakaranは、男女混成の自爆攻撃部隊「ブラックタイガー」を結成した。その爆発物が装備されたベルトは後にパレスチナ人、チェチェン人及びイラク人の組織に模倣された。その使

命は何ヶ月にもわたる機密情報収集より始まり、Prabhakaran は彼らが目標物に向かって出発する前に秘密の会合を設けた。

「1990年から1995年の間に、タイガーはPrabhakaranを絶対的支配者とし、Jaffna半島北部を小国家として統治した。1995年終わりごろ、スリランカ軍は反政府軍が抑えた北部を奪還するために壮大な軍事作戦を開始した。LTTEはJaffnaから追放されたが、タイガーはVanniの大部分の地域及び東部地方を占領したため、以後数年間にわたり、6万の政府軍はそこに閉じ込められた。南部も多発する残忍なブラックタイガーの攻撃に襲撃された・・・[2006年に]4年近く不安定な平和が続いた後、政府とLTTE間で再び戦いが勃発した。インドの介入[1990年]から何年か後、Prabhakaranはタイガーを典型的なゲリラ集団から従来型の軍隊に転換させるのに成功した。しかし、最終的にはこれは彼の失脚であったといえる。2006年半ばに再び戦いが勃発したとき、タイガーは、今度は自分たちの思うままにスリランカ軍と戦わざるを得なくなった。2007年夏までに、政府はLTTEの北部領域全体を奪回し、彼らをVanniの中心地へ撤退させた。2008年1月2日、スリランカは正式にノルウェーが仲介する停戦地域から撤退し、まさに1年後、事実上のタイガーの「核」であるKillinochchiは政府により奪回された。介入の何ヶ月かの間、LTTEは島全土にわたり無数の爆撃を実行した。これは未だ、彼らが今あるように常備軍として敗北した場合でさえ、隠れた戦争を続けるだろうという不安をかきたてている。」 [20a]

南アジアテロリズムポータル(SATP)の日付未記載の項により(ウェブサイトには2009年5月27日に閲覧)LTTEに関する付加的情報が提供される。

“「インドにおける2002年のテロ行為防止法(POTA)の下に、LTTEは禁止された組織である。2003年10月4日に、米国は、米国移民・国籍法の第219項に準じて、再びLTTEを海外テロ組織(FTO)と指定した。LTTEはプロパガンダの普及、基金の収集、スリランカにおいてテロ運動を支援するための供給物の調達及び輸送のための多大なテロインフラをもつ国-インド、マレーシア、米国、カナダ、イギリス、オーストラリアなど、数多くの政府により排斥され、テログループとして指定又は禁止された。LTTEの指導は2段階構造で構成される。軍事組織と政治下位組織である。両方を見守るのがLTTEの長官、Velupillai Prabhakaranが統率する中央統治委員会である。この組織は複数の特定の下位部門を指示・支配する役割を担う。陸海空軍共同部門(Soosaiが率いるシータイガー)、空挺部隊(エアタイガーとして知られる)、エリート戦闘部門(Prabhakaranと親密な関係をもつAnthonyにちなんで名づけられたCharles Anthony連隊でBalrajが率いる)、自爆攻撃特殊部隊(Pottu Ammanが率いるブラックタイガー)、LTTEの政治的助言者及びイデオロギー信奉者として広く知られるThamilselvamとAnton Balasinghamが統率する機密性の高い知的部隊及び行政事務所である。[Thamilselvanは2007年11月に殺害され、Balasinghamは2006年にロンドンで死亡した]中央統治委員会も国際事務局をもち、同集団の世界ネットワークを担っている。

LTTE戦闘員は全員、厳しい訓練プログラムを経験する。通常の訓練計画は4ヶ月間にわたり、武器の扱い方、戦闘及び屋外作業、通信、爆発物及び機密情報収集の訓練、並びに体力を消耗する肉体療法及び厳格な洗脳を受ける。

また、LTTEは警察部隊、裁判所、郵便局、銀行、行政事務所、テレビ・ラジオ放送局、等の組織を確立して、その領土内に並列市民行政を設立する。」 [37a] (LTTE) [この情報は背景として提供されているだけで、本報告書の他の部分と併せて読むべきであることを了知すること]

SATP のウェブサイトも 2008 年から 2009 年のスリランカにおける治安部隊との衝突で殺された LTTE 主導者たちの一覧を提供する。それはこのウェブリンク並びにタミル・イーラム解放の虎(LTTE)に関する出来事に関する包括的な一覧において閲覧できる。

イギリスにおいて、LTTE は反テロ法 2000 の下に排斥された組織の一つである。「追放されたテロ組織」の一覧(日付不詳)は内務省のウェブサイトより閲覧できる(2010 年 1 月 13 日に閲覧)。[35a]

2009 年 1 月、スリランカ政府はタミル・イーラム解放の虎(LTTE)を再度追放した。「Mahinda Rajapaksa 大統領により提示された覚書に従って、内閣府により満場一致の決断が下された。LTTE は最初、1998 年に禁止された。禁止は停戦協定に続く平和会談を前に 2002 年 9 月に解除された。」(スリランカ政府の公式ウェブサイト、2009 年 1 月 8 日) [44b] 同日、スリランカ大統領によりは発布された声明がこのウェブリンクより入手できる。 [10e]

最新のニュース、第 4 項「最近の展開」、第 10 項「非政府軍による虐待」、「強制徴集」、第 24 項「児童兵士」も参照のこと。

Karuna 党派に関しては、TMVP の項を参照のこと。

付録 B も参照のこと。

Mahajana Eksath Peramuna (MEP)

1956 年に設立。シンハラ人と仏教徒が支持する。左翼。経済的な自立を提唱する。[1a]

Nava Sama Samaja 党 (NSSP)

(新平等社会党)1977 年に設立されたトロツキー主義者の党。[1a]

人民連合 (PA) aka Podujana Eksath Peramuna (PEP)

1993 年に左翼連合として結成された。LSSP、SLFP(Kumaratunga 大統領の党)及び SLMP を含む。[8] (p438) 1994 年 8 月から 2001 年 12 月までスリランカの与党だった。(UPFA も参照のこと)

タミル・イーラム人民解放機構 (PLOTE)

1979 年に LTTE から分かれて結成された。[56] (導入) その政党派は民主人民解放戦線(上記参照)である。[8] (p560)

ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリランカ(2010 年 1 月 27 日にアクセスされる)に記録されているように、「PLOTE は LTTE の分離組織として設立されたが、武装が成功したことはなく、その軍事活動は控えめである。時間を経て、内部抗争及びインド人出資者との関係悪化により、PLOTE の緩やかな低迷は一気に煽られ、同組織は 1986 年に LTTE により一掃された。[1987 年] インド・ランカ自由貿易協定の後、PLOTE はスリランカ政府に対する武装反撃を放棄したが、今日まで武装組織を維持している。」 [5a] (内務省、2007 年 12 月 4 日、議会外タミル党)

スリランカ自由党 (SLFP)

「1951 年に設立された SLFP は、1972 年の憲法の採択前にスリランカに共和主義を達成するために選挙運動を行った。民主社会の位置づけで、同党は、中立の海外政策、

国及び民間部門双方における産業の発展、及び国内の少数派の保護を提唱した。ある家族は先祖代々、同党を率いた。S.W.R.D. Bandaranaike (元々は、統一国民党における主導者)は、同党の設立者であり、1956年から1959年9月の暗殺時までの最初の首相だった。彼の未亡人、Sirimavo Bandaranaike は、1960年に世界初の女性首相となり、同地位を1965年まで保持し、1970年から1977年まで再び返り咲いた。1994年8月の選挙において17年後に同党が政権に復帰した後、彼女は1994年11月から2000年10月の亡くなる年まで再び首相となった(同地位は現在、大方象徴的なものになってきている)。S.W.R.D.及びSirimavoの娘であるChandrika Bandaranaike Kumaratunga は、1994年8月から11月までの間、首相となり、現在、SLFPの党首である。SLFPは1994年8月に政権に復帰し、人民連合(PA)連立を率いる。PAは2000年10月の総選挙において再び勝利を確保したが、2001年12月の総選挙では権力を失った。」 [8] (p561-562)

「2004年4月、SLFPとマルクス主義者、Janatha Vimukthi Peramuna (JVP)との間との新たな選挙協力は勝利を収めたUPFAの政権連立の基盤となり、UNFの28ヶ月にわたる政権を終わらせた。SLFPのMahinda Rajapakse首相は、2005年11月の選挙で、JVP及強硬派のシンハラ・仏教党、Jathika Hela Urumaya (JHU)の強力な支持を得て、UPFAの大統領候補となった。Rajapakseは熟練のSLFP党首であり、スリランカ南部のHambantota地区の名高い政治家出身である。同氏の父親は、1951年のSLFPの創始者メンバーだった。しかし、Rajapakseの権力掌握は、Bandaranaike-Kumaratunga一族の実質的に途絶えることのなかったリーダーシップからのSLFPの歴史的好機を表す。Rajapakseは党内において人気があり、個性が強く、自分の兄弟2人を権限のある要職につかせた。」(ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリランカ、2010年1月27日に閲覧)[5a] (内務省、2007年12月4日)

スリランカ自由党 – Mahajana 派 (SLFP – M)

「前外務大臣及び前港湾開発大臣のリーダーシップの下、スリランカ自由党の離脱派として2007年に設立された。大統領権限の改正を含む憲法改正を提唱する。2007年7月に統一国民党と覚書を締結したが、それにより同2党は広範な連合として今後の選挙で打ち勝つと約束した(「国民会議」)。創始者・党首、Mangala Samaraweera。」 [1a]

スリランカ・ムスリム会議 (SLMC)

SLMCは東部地方におけるタミル語を話すムスリム人を代表するために結成され、1986年に全島政党として組成された。Rauf Hakeemにより率えられる。2004年4月2日、国会に向けた選挙は5議席を勝ち取った。 [8] (p562)

タミル・イーラム解放組織 (TELO) <http://www.telo.org/> [69]

1974年に結成された。TNA 目録に掲載されている。 [56] 1988年以降、国民政党として運営される。 [1a] 「TELOは現在、3人の議会議員を有し、LTTEが支援するタミル民族同盟において2番目の党である。」(ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリランカ、2010年1月27日に閲覧)[5a] (内務省、2007年12月4日) (TNAも参照のこと)

タミル民族同盟 (TNA)

「タミル民族同盟(TNA)又はスリランカ・タミル政党(Illankai Tamil Arasu Kachchi)は2001年の選挙直前に結成された複数のタミル政党による政治連盟である。同連盟は、全セイロン・タミル会議、イーラム人民革命解放戦線(Suresh)、タミル・イーラム解放機構、及びタミル統一解放戦線(前連邦党)により結成された。その結成以来、TNA

は反政府組織 LTTE と密接な協力において活動し、たびたび議会においてその支持者及び政党派として振る舞ってきた。2004 年 4 月の選挙において、Kumaratunga 大統領が率いる SLFP 及び JVP 連盟が権力を握ったが、R Sampanthan が率いる TNA が一般と表の 6.9 パーセントを獲得し、スリランカ議会において 225 議席のうちの 22 議席を得た。」(ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリランカ、2010 年 1 月 27 日に閲覧)[5a] (内務省、2007 年 12 月 4 日)

Tamileela Makkal Viduthalai Pulikal (タミル人民解放党) (TMVP)/Karuna 派

「TamilEela Makkal Viduthalai Pulikal (TMVP : タミル・イーラム人民解放の虎)は、元々、「Karuna 組織」と呼ばれる議会組織の政党派である。2004 年に LTTE においてスリランカの東部地方において組織のかなりの部分の離脱を導き、分裂を導いた離脱 LTTE 党首、V. Muralitharan (別名「Karuna 大佐」)により結成された。多くの離脱組織は一扫され、主流を行く LTTE による軍の逆襲の中で 2004 年に解散となった。しかし、スリランカ軍の支援の下に、2004 年から 2005 年までに Karuna と同氏に近い関係者により再建された。2006 年の終わりころから 2007 年の始めまで、Karuna 組織は東部地方の LTTE に対し、スリランカ武装勢力と共に戦った。2007 年の人権報告書は、Karuna 組織は未成年を兵士として募集し、更に、これらの兵士が拉致され、参戦を強要されていると提示した。Karuna 組織は 2006 年半ば以降、コロンボにおいて裕福なタミル人の多発する誘拐の手助けをしたことも提示されている。2007 年半ば、報道は Karuna 自身と同氏の最高補佐官の一人とで、Karuna 組織内で分裂したことを示唆した。2007 年 10 月、Karuna が TMVP から追放され、海外に避難せざるを得なくなったことが報道で明らかになった。Karuna はその後、再び 2007 年 11 月にイギリスに現れたが、入国法違反で逮捕された。」(ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリランカ、2010 年 1 月 27 日に閲覧)[5a] (内務省、2007 年 12 月 4 日)

EIU カントリーレポート、スリランカ、2008 年 10 月、以下が記録される。

「Karuna は政府に協力するために LTTE を離脱すると、TMVP を率いたが、最近になって偽造文書を用いてイギリスへ入国したため、逮捕され、投獄された。[2008 年]7 月にイギリスから戻ってからは、Karuna と同氏の元代議士、Sivanesathurai Chandrakanthan (別名 Pillayan)との張り合いが再現した。こうした衝突は、Pillayan が Karuna を組織からの資金を不正流用したことを非難した 2007 年 6 月まで遡る。論争は暴力まで発展し、Karuna は自分の支持者たちに Pillayan と彼の支持者を追跡して殺害するよう命令したといわれている。9 月末に向けて、現在、東部地方の首相である Pillayan は、TMVP 内部から増大する反対派に直面した。[2008 年]10 月 28 日、Batticaloa の Karuna キャンプが襲撃され、4 人の TMVP メンバーが殺害され、残りのメンバーは行方不明となっている。これが Pillayan グループによる襲撃か、LTTE 自体による襲撃かははっきりしないままである。ある者は、Pillayan と Karuna の間に生じた亀裂は、[2008 年]10 月 21 日の東部地方評議会が警察力を必要としないとの後者の声明に続き、噴出した。」 [75h] (p10)

HRW は 2008 年 11 月 24 日に発行された文書「スリランカ：東部で悪化している人権状況」は、「TMVP 内部における緊張及び激しい内部抗争、特に創設者である Karuna Amman を信奉する派閥と、Pillayan として知られており、[2008 年]5 月に東部地方の首相に任命された Sivanesathurai Chandrakanthan との関係を深刻化していること」に言及した。」 [21]

IISS 武力紛争データベース、スリランカ、政治的傾向(日付不詳、2009年12月14日にウェブサイトを開覧)は、「Karuna が[2008年]7月3日にコロンボに戻ってきたことにより、Karuna と Pillayan の派閥間における深刻な党内の対立が導かれた。[2008年]12月21日に Karuna がタミル人民解放連盟と称する新党を結成したとき、緊張はその頂点に達した。10月5日、コロンボは与党の統一人民自由連合を代表する議会議員として Karuna を任命することにより、起こり得る政治不安を鎮めようと試みた。」ことを了知した。” [51d]

ICG(国際危機管理グループ)の2009年4月16日の文書、「スリランカにおける開発援助と紛争：東部地方から得たこと、アジアレポート N°165」は、「現在、東部地方首相である S. Chandrakanthan(別名 Pillayan)が率いる Tamil Makkal Viduthalai Puligal (TMVP)のメンバーと TMVP 創設者の支持者で現在、政府大臣である V. Muralitharan (別名 Karuna)とのますます激化する紛争」に言及した。[76a] (p3) 同 ICG 文書はまた、「中央政府の明らかに優勢である何ヶ月か後、Karuna は正式に TMVP を去り、3月9日に大統領と共にコロンボにて公の行事で与党スリランカ自由党(SLFP)に加わったが、そこで Karuna は国民統合・和解大臣に指名された。・・・Ampara 地域の TMVP 及び大統領の特別区調整役である Inyabarathy も SLFP に加わった。多くが SLFP に加わることを知らされず、Karuna の命令で Colombo にバスで向かったその他の 1500 人の人々もそうした。Karuna 派の支配下にある TMVP 事務所は、現在 SLFP の事務所になりつつある。同氏の組織は武装したままである。」と報告した。” [76a] (p3, 脚注 23)

第10項「非政府軍による虐待」及び付録D「著名人」も参照のこと。

タミル統一解放戦線 (TULF)

全セイロン・タミル会議及び連邦党との合併後に1976年に設立された。[1a] ITNA の一部として2004年4月の総選挙で候補者を立てた。(TNA も参照のこと)

統一国民党 (UNP) <http://www.unp.lk/portal/> [28]

保守的な UNP は1947年に設立された。自由な取引及びコミュニティ間の協力を通じて国の発展を提唱する。UNP は1947年から1956年までと1965年から1970年までの間、政府を発足させた。1977年に J.R. Jayawardene の下に圧倒的勝利を確保し、以後17年間事務所を維持する。同党は1994年に勢力を失ったが、2001年の選挙で再び政権を握った。2004年4月の総選挙で2位(82議席)となった。[8] (p563)

統一人民自由連合 (UPFA)／人民連合

2003年に設立された、スリランカ自由党(SLFP)、JVP、LSSP、CPSL、SLMP、DVJP、MEP 及び国民統一同盟(NUA)の連合組織である。2004年4月の総選挙で105議席を得る。[56] 2007年4月に人民連合の初期の設立名に戻った。大統領：Ratnasiri Wickremanayake. [1a] (政治組織)

「UPFA はスリランカ議会内で単独で最も大きい議席数をもつ連合である。・・・しかし、政府議会席の構成は選挙から3年を経た間に大幅な変化を遂げた。2つの最も重要な動きは、2番目に大きい有権者である Janatha Vimukthi Peramuna (JVP)の2007年初頭までの退去、及び反対派 UNP から離脱してきた新たなメンバーの到来である。」(ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリランカ、2010年1月27日に閲覧)[5a] (内務省、2007年12月4日)

高地人民解放戦線

主にインド系タミル人の茶のプランテーションに携わる労働者の利益を代表する。[1a]
2004年4月2日の国会に向けた選挙において、1議席を獲得した。[39a]

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

付録 D: 著名人

BOGOLLAGAMA Rohitha

外務大臣 [44a]

FONSEKA Sarah

LTTE に対して軍事行動を率いた元軍司令官。2010 年 1 月の大統領選挙において主要な反対派候補者。 [4e] [75d]

[2010 年 1 月 4 日の大統領選挙に関する第 4 項も参照のこと。](#)

KARUNA 大佐(nom de guerre of Vinayagamoorthis Muralitharan, aka Karuna Amman)

Tamil Makkal Viduthalai Pulikal (TMVP)の元党首。From October 2008 年 10 月から統一人民自由連合の議会議員。2009 年 3 月から国民統合・和解大臣。

スリランカの公式政府ニュースポータルは、2008 年 10 月 7 日に「Vinayagamoorthis Muralitharan は 1966 年に Batticaloa 地区の Kiran で生まれた。同氏は 1983 年に LTTE に参加し、最高司令官となった。同氏は 2002 年に停戦協定が締結された後、LTTE のメンバーとして複数回の平和協議に参加した。」と報告した。 [10i]

ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリランカ(2010 年 1 月 27 日にアクセスされた)に記録される。V. Muralitharan (別名「Karuna 大佐」)は：

「スリランカ東部地方において組織の大部分の離脱を誘導し、2004 年に LTTE における分裂を導いた。分離したグループの多くが主流派の LTTE による軍の反撃で 2004 年に一掃され、解体した。しかし、2004 年から 05 年にかけて、スリランカ軍の支援の下、Karuna とその近い関係者により再建した。2006 年の終わり頃から 2007 年始めまでに、Karuna グループは東部地方の LTTE に対し、スリランカ武装勢力と共に戦った。2007 年 10 月に、Karuna が TMVP から追放され、外国に避難することを余儀なくされたことが明るみになった。Karuna はその後、イギリスで再び浮上したが、そこで入国法違反により逮捕された。」 [5a] (内務省、2007 年 12 月 4 日)

「[2008 年 1 月 25 日] 反逆者で LTTE の党首である Vinayagamoorthis Muralitharan、別名 Karuna 「大佐」が身分詐称による罪でイギリスの裁判所に 9 ヶ月の投獄を宣告された。同氏は偽名の下に発行された明らかに本物のスリランカ外交官用旅券を携帯していた容疑で、2007 年 11 月 2 日にロンドンで逮捕された。Karuna は West London の Isleworth Crown 裁判所で、スリランカ政府から偽の外交官用旅券を受け取ったと語った。同氏は Mahinda Rajapakse 大統領の兄弟でもある Gotabaya Rajapakse 国務長官が自分のために書類を用意したと述べた。Tamil Makkal Viduthalai Pullikal (TMVP)を築いた Karuna は、罪を認めた後、身分証法に基づき懲役 9 ヶ月の刑を宣告された。」 (SATP 年代記、2008 年)[37c]

2008 年 5 月 9 日付けの所感に記され、2008 年 5 月 12 日に Colombo の英国高等弁務団のウェブサイト投稿されたように、

「英国高等弁務団のスポークスマンは「Vinayagamoorthis Muralitharan (aka Karuna Amman)が昨日[2008 年 5 月 8 日]、偽装文書を所有していたかどで[英国で]懲役を終えた後、2005 年の身分証明(違反)法の第 25 項に反して解放されたと語った。同氏は現在、移民局の拘置所にいる。我々は Karuna が英国に移動した状況における懸念事項

を明らかにした。我々は Karuna とその派閥が殺人及び誘拐の容疑がかけられ、脅迫や子供兵士の募集に未だに関わっていることに深い懸念を示す。イギリス検察庁は首都警察に、英国におけるいずれかの犯罪に対して有罪判決という現実的予測をするには証拠不十分であると助言した。」 [15l]

2008年7月、EIU カントリーレポート、スリランカは、「TMVP の元党首、Vinayagamoorthy Muralitharan、別名 Karuna 大佐が、偽造パスポートを使って英国に入国した罪に対する刑期を同国で終え、[2008年]7月4日にスリランカに戻った」と記録した。 [75a] (p10)

2008年10月7日、スリランカの公式政府ニュースポータルは、「Tamil Makkal Viduthalai Pulikal (TMVP)、Vinayagamoorthy Muralidaran が統一人民自由連合の議会メンバーとして誓った。・・・ Muralidaran は TMVP の設立当時のメンバーである。」と発表した。 [10i]

2008年2月、Karuna はタミール人民解放同盟と称される新党を結成した。(IISS 武装紛争データベース、スリランカ、政治的傾向(日付不詳、2009年12月14日にウェブサイトを開覧)[51d]

2009年3月上旬、Vinayagamoorthy Muralitharan は同氏の多くの支持者と共に与党スリランカ自由党(SLFP)に参加し、国民統合・和解大臣として政府閣外の職位を与えられた。(EIU、カントリーレポート スリランカ、2009年4月) [75k] (p10)

第3項「歴史」、付録 C (TMVP) も参照のこと。

PILLAYAN [PILLEYAN] (Sivanesathurai Chandrakanthan)

TMVP 指導者(IISS 武装紛争データベース、スリランカ、政治的傾向(日付不詳、2009年5月27日にウェブサイトを開覧) [51d]

2008年5月16日、Pilleyan は地方議会選挙において、Batticaloa 地区で最大数の投票を得た後、東部地方議会の州首相として就任の宣誓をした。(スリランカ政府の公式ウェブサイト、2008年5月16日) [10a]

付録 C も参照のこと。

PRABHAKARAN (PIRAPAHARAN) Velupillai (1954年11月26日－2009年5月18日)

タミル・イーラム解放の虎(LTTE)の指導者。同氏の死は2009年5月18日に公表された。

「彼の信奉者、Vellupillai Prabhakaran はタミルの解放に向けて戦った闘士だった。自分の対戦相手に対し、彼は人間の命を完全に軽視する秘密主義の誇大妄想狂だった。彼のリーダーシップの下、タミルの虎は世界で最も高い規律をもち、モチベーションの高いゲリラ戦略の一つである。しかし、この数ヶ月、彼らは、スリランカ軍が次々に彼らを打ち負かせ、北部及び東部における分離した母国のという彼らの夢を終わらせると、絶望的な延命工作で戦った。

「Prabhakaran は1973年又は1974年にタミルの新たな虎を設立したと考えられている。しかし正確な日付はわからない。それは、植民地時代後のスリランカのタミル人に関して社会的疎外として彼らは見たものに対して抗議する一連の圧力団体及び組織の例であった。1975年に彼は Jaffna 市長を殺害したかどで告発された。同市長はヒ

ンズー教の寺に入ろうとしたところ、至近距離で撃たれた。…一年後、Prabhakaranの組織はタミル・イーラム解放の虎(LTTE)、通称タミルの虎と名称を変えた。虎は女性や子供を含む1万人の兵士から右肩上がり、圧倒的勢力となった。…彼は通常の攻撃形式として自爆攻撃を最初に用いることになった彼の信奉者の中に殉死という儀式を奨励したが、たびたび市民が標的となる。

「彼のリーダーシップの下、LTTEは多くの国にテロ組織とレッテルを貼られ、インターポール(国際刑事警察機構)、殺人・テロ・組織犯罪・陰謀に対する国際警察ネットワークに追われた。彼は絶えず、逮捕又は暗殺に脅かされている謎の人物だった。…Vilupillai Prabhakaranはその一生の間、謎に包まれたままであり、密林の様々なアジト間を移動することで、捕獲又は暗殺を避けるよう慎重に計画した。【9v】
[付録 C](#)も参照のこと。

RAJAPAKSE Basil

スリランカ大統領、Mahinda Rajapakseの相談役及びMahinda Rajapakseの兄弟【37b】(p15)

RAJAPAKSE Gothabaya

国務長官及びMahinda Rajapakse大統領の兄弟。(EIU、カントリーレポート、スリランカ、2009年5月)【75n】(p12)

RAJAPAKSE Mahinda

大統領。2010年1月の大統領選挙で、Fonsekaの40.2パーセントに対し57.8パーセントを獲得して再選された。【4e】

[2010年1月4日の大統領選挙](#)も参照のこと

2005年11月17日に行われた前回の大統領選で、「Mahinda Rajapakseは好敵手のRanil Wickremasingheを僅差で破った。同氏の票はWickremasingheの48.43%に対し、50.29%を確保した。」(Europa World オンライン)【1a】(近代史)

ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリラン(2010年1月27日に閲覧)記録によると、

「Mahendra Percy 'Mahinda' Rajapakseは1945年11月18日にスリランカ南部のHambantota地区に生まれた。…彼は法律家としての教育を受けており、成人してからはほとんどを政治活動家として過ごした。Rajapakseはスリランカ南部の知名度が高く、影響力のある家の出身であり、彼の親族は政界で重要な地位を占める。彼の父親はスリランカ自由党(SLFP)の創設メンバーであり、元首相、故Sirimavo Bandaranaikeに近い間柄であった。Rajapakseは父親が1947年から1960年までに代表を務めたHambantota地区の議会選挙区の代表として、25歳の1970年に議会に初参加した。」

「2004年4月の選挙後、Rajapakseは首相の地位を想定するために幅広い支持を集めた。彼の任命により、2005年の大統領選に向けてKumaratungaの後継者として、党内で自分の立場が強化された。2005年8月までに、Kumaratungaが彼に対して明瞭に敵対心に向けたにもかかわらず、Rajapakseは党の支持を得た。2005年11月の大統領選でRajapakseは敵の候補者、Ranil Wickremasingheに僅差で勝った。Rajapakseの勝利は大方、タミル・イーラム解放の虎(LTTE)により強いられるタミル人の票を選挙ボイコットのおかげである。圧倒的多数のタミル人は、Rajapakseのシ

ンハラ国民運動連盟に敵対するため、LTTE のボイコットは彼を勝利に導くことになる Wickremasinghe の票を効果的に奪い取った。

Rajapakse の議会の過半数における稀薄さは常に、ストレス、離脱のリスク、及び未熟な選挙の脅威にさらされている。同政権は 2007 年 12 月の予算案の議決において、かろうじて離脱の脅威から脱した。

Rajapakse 政権は権力を握って以来、スリランカのメディアの取扱いに対して、国内世論及び国際人権団体から幅広い批判に直面している。検閲にさらされて久しいメディアは、2006 年半ばの市民戦争の再開以来、暴力、脅迫などの極端な脅しに直面している。」 [5a](政権のリーダーシップ、2009 年 6 月 10 日、Mahinda Rajapakse 大統領)

SAMARAWEERA Mangala

SLFP 「Mahajana 派」の指導者 (SLFP –M)

[付録 C も参照のこと。](#)

WICKREMASINGHE Ranil

主たる野党、統一国民党(UNP)の指導者及び元 PM

「[彼は]2001 年 12 月の議会選挙で勝利を収めた後、2 回目の首相として復権した。この後、Wickremasinghe は党首としての地位を固め、裏をかかれた反対者による主張にもかかわらず、LTTE との継続的平和取り組みへの確約を示した。しかし、Wickremasinghe は、その 5 年間の任期のうちたった 2 年間しか生き残らなかった。同政権が解散させられ、2004 年 4 月に新たな選挙が命令され、その後敗北したからである。この選挙敗北にも関わらず、Wickremasinghe は Kumaratunga の統治が終わった後に、スリランカ大統領選で最も目立つ UNP 候補者となった。彼は 2005 年の大統領選において僅差で敗北したが、2006 年の終わり頃から 2007 年の始めまでに、ほとんどすべての強力な国内ライバルが政府側に寝返ったときにも UNP の党首に留まっている。ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリランカ(2010 年 1 月 27 日に閲覧)[5a] (政権のリーダーシップ、2009 年 6 月 10 日(政権のリーダーシップ、2009 年 6 月 10 日、Ranil Wickremasinghe 反対派党首)

WRIKEMANAYAKE Ratnasiri

首相 [1a]

「Ratnasiri Wickremanayake は 1933 年 5 月 5 日に生まれた熟達した政治家である。彼は、2005 年 11 月 21 日に第 14 代首相として宣誓就任した。Wickremanayake を任命する決断は、任命の夜まで可能性を秘めた候補者という背景においてその名が現れなかったため、ぎりぎりまでわからなかった様子だった。彼は一度、その職位を有していたことがあり、与党スリランカ自由党(SLFP)の上級副大統領でもある。…SLFP が 2004 年の議会選挙で勝利した後、Wickremanayake は仏教関連・国防・公安・法と秩序大臣兼防衛副大臣に任命された。彼は Mahinda Rajapakse 大統領選で 2005 年に首相になるまで両職位に就いていた。Wickremanayake は多くの人々に、スリランカにおける民族紛争に関し強硬路線を取っているとみられている。前の首相としての任期中、彼はタミル軍部組織、タミル・イーラム解放の虎(LTTE)がテロリズムを明らかに放棄するまで、彼らの主要人との協議を拒絶した。」(ジェーンズ・カントリーリスク評価、カントリーレポート、スリランカ(2010 年 1 月 27 日に閲覧)[5a] (政権のリーダーシップ、2009 年 6 月 10 日、Ranil Wickremasinghe 首相)

[目次に戻る](#)

[出典リストに戻る](#)

付録 E: 略語リスト

AHRC	アジア人権委員会
AI	アムネスティ・インターナショナル
BHC	英国高等弁務団
CEDAW	女性差別撤廃条約
CID	犯罪調査部門
CPA	政策代替案センター
CPJ	ジャーナリスト保護委員会
ERs	有事規制
EU	欧州連合
FCO	外務連邦省(英国)
FH	被害者家族会
GDP	国内総生産
GOSL	スリランカ政府
HIV/AIDS	エイズ・ウイルス/後天性免疫不全症候群
HRC	人権委員会
HRW	ヒューマン・ライツ・ウォッチ(人権擁護団体)
ICRC	国際赤十字委員会
IDP	国内避難民
IMF	国際通貨基金
IOM	国際移住機関
MSF	国境なき医師団
NGO	非政府組織
NPC	国家警察委員会
NCPA	全国子供保護当局
OCHA	人道問題調整事務所
OHCHR	人権高等弁務官事務所
PTA	テロ防止法
RSF/RWB	国境なき記者団
SCOPP	スリランカ政府和平プロセス調整事務局
SLA	スリランカ軍
SLAF	スリランカ空軍
SLMM	スリランカ監視使節団
STC	子供の救済
STD	性感染症
STF	スペシャル・タスクフォース
TI	トランスペアレンシー・インターナショナル
TID	テロリスト調査局
UN	国際連合
UNAIDS	国際連合エイズ合同計画
UNHCHR	国際連合人権高等弁務官
UNHCR	国際連合難民高等弁務官事務所
UNICEF	国際連合児童基金
USAID	米国国際開発庁
USSD	米国国務省

WFP 世界食糧計画
WHO 世界保健機関

[目次に戻る](#)
[出典リストに戻る](#)

ANNEX F: REFERENCES TO SOURCE MATERIAL

The Home Office is not responsible for the content of external websites.

Numbering of source documents is not always consecutive because some older sources have been removed in the course of updating this document.

- [1] **Europa**
- a Europa World Online, Sri Lanka
http://www.europaworld.com/entry?id=lk&go_country=GO
Date accessed 13 January 2010
- [2] **US Department of State** <http://www.state.gov/>
- a International Religious Freedom Report 2009, issued 26 October 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2009/127371.htm>
Date accessed: 9 December 2009
 - b Country Reports on Human Rights Practices 2008, Sri Lanka, issued 25 February 2009
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/sca/119140.htm>
Date accessed 28 April 2009
 - c Trafficking in Persons Report 2009, 16 June 2009
<http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2009/123139.htm>
Date accessed: 9 December 2009
 - e Country Reports on Terrorism, Chapter 2 -- Country Reports: South and Central Asia Overview, Sri Lanka, 30 April 2009
<http://www.state.gov/s/ct/rls/crt/2008/122434.htm>
Date accessed: 2 June 2009
- [3] **Amnesty International** <http://www.amnesty.org/>
- a Sri Lanka: Unlock the Camps in Sri Lanka: Safety and dignity for the displaced now - a briefing paper: 10 August 2009
<http://www.amnesty.org/en/library/info/ASA37/016/2009/en>
Date accessed 16 December 2009
 - b Tens of thousands at risk in Sri Lanka as fighting escalates: 19 August 2008
<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/news/tens-of-thousands-at-risk-in-sri-lanka-as-fighting-escalates-20080819>
Date accessed: 26 August 2008
 - c Report 2009, on Sri Lanka (covering events from January – December 2008): undated, released on 28 May 2009
<http://report2009.amnesty.org/en/regions/asia-pacific/sri-lanka>
Date accessed 1 June 2009
 - d Sexual Minorities and the Law: A World Survey, updated July 2006 (accessed by via asylumlaw.org)
<http://www.asylumlaw.org/docs/sexualminorities/World%20SurveyAlhomosexuality.pdf>
Date accessed 1 June 2009
 - f Sri Lanka: Twenty years of make-believe. Sri Lanka's Commissions of Inquiry [ASA 37/005/2009], 11 June 2009
<http://www.amnesty.org/en/library/info/ASA37/005/2009/ta>
Date accessed 7 January 2010
 - g Sri Lanka jails journalist for 20 years for exercising his right to freedom of expression: 1 September 2009
<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/news/sri-lanka-jails-journalist-20-years-exercising-right-freedom-expression-20090901>
Date accessed 5 January 2010

- h Sri Lanka's displaced face uncertain future as government begins to unlock the camps: 11 September 2009
<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/news/sri-lanka-displaced-uncertain-future-government-unlock-camps-20090911>
Date accessed 5 January 2010
- i Sri Lankan army clashes with detainees: 24 September 2009
<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/news/sri-lankan-army-clashes-detainees-20090924>
Date accessed 24 September 2009
- j Sri Lanka: Presidential Commission of Inquiry fails citizens: 16 June 2009
<http://www.amnesty.org/en/for-media/press-releases/sri-lanka-presidential-commission-inquiry-fails-citizens-20090617>
Date accessed 7 January 2010

[4] Thompson Reuters Foundation - AlertNet

- a Lankan war displaced register on police order: 21 September 2008
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/COL330644.htm>
Date accessed 25 September 2008
- b Interview - World may never know Sri Lanka death toll – UN: 29 May 2009
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/N29443707.htm>
Date accessed 3 June 2009
- c Sri Lanka says opening road to former war zone: 21 December 2009
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/SGE5BK0FL.htm>
Date accessed 21 January 2010
- e Sri Lanka president wins first post-war national poll: 27 January 2010
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/SGE60P0F7.htm>
Date accessed 28 January 2010
- f Pressure on to free people trapped in Sri Lanka war: 30 January 2009
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/COL358910.htm>
Date accessed 6 January 2009
- g Sri Lanka hospital shelled, at least 9 dead – ICRC: 2 February 2009
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/SP417491.htm>
Date accessed 2 February 2009
- h Sri Lanka government wins key election in east: 11 May 2008
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/COL217735.htm>
Date accessed 12 May 2008
- i Suicide blast kills S.Lanka minister, 14 others: 6 April 2008
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/SP90754.htm>
Date accessed 7 April 2008
- j Last phase of Sri Lanka war killed 6,200 troops – govt: 22 May 2009
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/SP463682.htm>
Date accessed 29 May 2009

[5] Jane's Sentinel Country Risk Assessments

- <http://sentinel.janes.com/public/sentinel/index.shtml>
- a Country Report, Sri Lanka: 10 June 2009
http://www4.janes.com/subscribe/sentinel/SASS_doc_view.jsp?Sent_Country=Sri%20Lanka&Prod_Name=SASS&K2DocKey=/content1/janesdata/sent/sassu/sriils020.htm@current
Date accessed 27 January 2010

[6] United Nations/UNHCR

- a Map of Sri Lanka (Map No. 4172 Rev.1): January 2004
<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/srilanka.pdf>
Date accessed 3 October 2008

- b UN News Service, Civilian casualties in Sri Lanka conflict 'unacceptably high' – Ban: 1 June 2009
<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=30984&Cr=sri+lanka&Cr1>
Date accessed on 2 June 2009
- c UN News Service, UN, partners step up efforts to help uprooted in Sri Lanka: 29 May 2009
<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=30968&Cr=sri+lanka&Cr1>
Date accessed on 2 June 2009
- d United Nations Population Division, Department of Economic and Social Affairs, Abortion Policies, Country profiles: Sri Lanka: undated (last modified 23 November 2005)
<http://www.un.org/esa/population/publications/abortion/doc/srilanka.doc>
Date accessed 27 January 2010
- e Report of the Secretary-General on children and armed conflict in Sri Lanka: 25 June 2009
<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4a5316c22.pdf>
Date accessed 27 January 2010
- f World Abortion Policies 2007: undated
http://www.un.org/esa/population/publications/2007_Abortion_Policies_Chart/2007_WallChart.pdf
Date accessed 27 January 2010
- g UNHCR Treaty Body Database, Ratifications and Reservations, Status by Country, undated
<http://www.unhcr.ch/tbs/doc.nsf/Statusfrset?OpenFrameSet>
Date accessed on 16 May 2008
- h UNHCR Eligibility Guidelines for Assessing the International Protection Needs of Asylum-Seekers from Sri Lanka: April 2009
<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/49de0b6b2.pdf>
Date accessed on 17 April 2009
- i Note on the Applicability of the 2009 Sri Lanka Guidelines: July 2009
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,LKA,,4a6817e22,0.html>
Date accessed 16 December 2009

[7] Sri Lanka Police Service <http://www.police.lk>

- a Divisions, Special Task Force, undated
<http://www.police.lk/divisions/stf.asp>
Date accessed 17 September 2008

[8] Political Parties of the World, 6th edition, John Harper Publishing 2005

[9] BBC News OnLine/BBC Sinhala.com

- a LTTE women leader further detained: 5 August 2009
http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2009/08/090805_tamilini_court.shtml
Date accessed 5 January 2010
- b Sri Lankan journalist assaulted: 1 June 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8077794.stm
Date accessed 3 June 2009
- c Deadly strike on S Lanka hospital: 2 February 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7863538.stm
Date accessed 2 February 2009
- d Tamil children 'being abducted': 20 May 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8060564.stm
Date accessed 3 June 2009
- e Living in fear: 15 September 2008

- http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2008/09/080915_kilinochchi_civilians.shtml
Date accessed 15 September 2008
- f Two key Tamil Tigers given bail: 11 September 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8251587.stm
Date accessed 22 September 2009
- g Sri Lanka's Tamil Tiger suspects 'won't be freed soon': 10 January 2010
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8450914.stm
Date accessed 13 January 2010
- h Sri Lankan editor is granted bail: 13 January 2010
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8456151.stm
Date accessed 20 January 2010
- i Timeline: Sri Lanka: updated 23 January 2010
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1166237.stm
Date accessed 21 January 2010
- j Second chance for Tamil former child soldiers: 23 December 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8400366.stm
Date accessed 25 January 2010
- k Sri Lanka activist's home is hit by petrol bomb: 22 January 2010
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8473929.stm
Date accessed 13 January 2010
- m UN to help Sri Lanka's displaced: 29 September 2008
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7642111.stm
Date accessed 30 September 2008
- n Sri Lanka renews Tamil Tiger ban: 7 January 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7816585.stm
Date accessed 2 February 2009
- o Relief efforts in North: 3 December 2008
http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2008/12/081203_unjaffna.shtml
Date accessed 5 December 2008
- s S Lanka tells civilians to leave: 2 February 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7865190.stm
Date accessed 3 February 2009
- v Obituary: Velupillai Prabhakaran: 18 May 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7885473.stm
Date accessed 27 May 2009
- w Colombo to 'rehabilitate' rebels: 27 May 2009
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8069469.stm
Date accessed 29 May 2009

[10] Department of Government Information/The Official Government News Portal of Sri Lanka <http://www.news.lk>

- a Pilleyan sworn in as Chief Minister: 16 May 2008
http://www.news.lk/index.php?option=com_content&task=view&id=5871&Itemid=44
Date accessed 17 September 2008
- b New Identity Cards to IDPs by Friday: 1 June 2009
http://www.news.lk/index.php?option=com_content&task=view&id=9923&Itemid=44
Date accessed: 1 June 2009
- e LTTE is banned by the SL Govt with immediate effect - A proclamation by his Excellency the President of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka: 8 January 2009
http://www.news.lk/index.php?option=com_content&task=view&id=7968&Itemid=44
Date accessed 8 January 2009
- g Legislation granting citizenship passed: 9 January 2009

- http://www.news.lk/index.php?option=com_content&task=view&id=7985&Itemid=44
Date accessed 9 January 2009
- i Vinayagamoothi Muralidaran sworn in as Member of Parliament: 7 October 2008
http://www.news.lk/index.php?option=com_content&task=view&id=7215&Itemid=44
Date accessed 8 October 2008
- l Birth, Marriage and Death certificates for IDPs: 14 May 2009
http://www.news.lk/index.php?option=com_content&task=view&id=9625&Itemid=44
Date accessed: 29 May 2009
- [11] **Daily Mirror (Sri Lanka)** <http://www.dailymirror.lk/> and **The Sunday Times** <http://www.sundaytimes.lk/>
- a TMVP hands over 15 children to CPA: 23 January 2009
http://www.dailymirror.lk/DM_BLOG/Sections/frmNewsDetailView.aspx?ARTID=38567
Date accessed 5 January 2009
- b Over 18,400 Army and Navy deserters given amnesty: 15 September 2009
http://www.dailymirror.lk/DM_BLOG/Sections/frmNewsDetailView.aspx?ARTID=61515
Date accessed 24 September 2009
- c 628 child right violations, abuse cases reported: CPA: 30 July 2008
http://www.dailymirror.lk/DM_BLOG/Sections/frmNewsDetailView.aspx?ARTID=21886
Date accessed 31 July 2008
- d Over 2000 deserted soldiers arrested: 3 October 2008
http://www.dailymirror.lk/DM_BLOG/Sections/frmNewsDetailView.aspx?ARTID=28140
Date accessed 3 October 2008
- e two Bills to grant citizenship to persons of Indian origin: 24 September 2008
http://www.dailymirror.lk/DM_BLOG/Sections/frmNewsDetailView.aspx?ARTID=27209
Date accessed 25 September 2008
- f Wannu battle victory: 22 May 2009
http://www.dailymirror.lk/DM_BLOG/Sections/frmNewsDetailView.aspx?ARTID=49593
Date accessed: 29 May 2009
- g Four LTTE suspects further remanded: 16 September 2009
http://www.dailymirror.lk/DM_BLOG/Sections/frmNewsDetailView.aspx?ARTID=61630
Date accessed 24 September 2009
- h 36 LTTE suspects released: 21 January 2010
<http://www.dailymirror.lk/print/index.php/component/content/article/129-front-page/1786-36-ltte-suspects-released-.html>
Date accessed 21 January 2010
- i Police using registration details to arrest Tamils: 17 October 2008
http://www.dailymirror.lk/DM_BLOG/Sections/frmNewsDetailView.aspx?ARTID=29433
Date accessed 17 October 2008
- j TELO splits into two: 19 February 2008
http://www.dailymirror.lk/DM_BLOG/Sections/frmNewsDetailView.aspx?ARTID=6992
Date accessed 20 February 2008
- k Over 100 LTTE suspects released: 22 January 2010

- <http://www.dailymirror.lk/index.php/news/1056-over-100-ltte-suspects-released-.html>
Date accessed 27 January 2010
- l LTTE calls up 'reserves' as Security Forces close in: 24 August 2008
http://www.sundaytimes.lk/080824/News/sundaytimesnews_01.html
Date accessed 5 January 2009
- m Online registration for all citizens: 11 January 2009
http://www.sundaytimes.lk/090111/News/sundaytimesnews_02.html
Date accessed 21 January 2009
- n AG recalls indictment against Tiran Alles: 20 January 2009
http://www.dailymirror.lk/DM_BLOG/Sections/frmNewsDetailView.aspx?ARTID=38234
Date accessed 21 January 2009
- o 60 LTTE suspects to be released: 5 January 2010
<http://www.dailymirror.lk/index.php/news/645-60-ltte-suspects-to-be-released-.html>
Date accessed 27 January 2010
- p Govt. continues rehabilitation: 19 November 2009
http://archives.dailymirror.lk/DM_BLOG/Sections/frmNewsDetailView.aspx?ARTID=68343
Date accessed 27 January 2010
- [12] **United States Agency for International Development (USAID)**
a Sri Lanka – Complex Emergency Fact Sheet #1, Fiscal Year (FY) 2010: 25 January 2010
<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900SID/AMMF-822SJZ?OpenDocument> (accessed via Reliefweb)
Date accessed 27 January 2010
- [13] **State Pharmaceutical Corporation (SPC) of Sri Lanka** <http://www.spc.lk/>
a Product search, undated
<http://www.spc.lk/>
Date accessed 4 August 2008
- [14] **CRIN (Child Rights Information Network) Sri Lanka**
<http://www.crin.org/reg/country.asp?ctryID=203&subregID=11>
Date accessed 25 January 2010
a Child Rights Review for the second session of the UPR: 28 April 2008
<http://www.crin.org/resources/infoDetail.asp?ID=17138&flag=report>
Date accessed 25 January 2010
- [15] **Foreign & Commonwealth Office/Information from British High Commission, Colombo**
a Letter dated 24 January 2009
b Letter dated 23 March 2009
c Letter dated 1 October 2008
d Letter dated 22 January 2009
e Letter dated 29 April 2009
f Letter dated 9 April 2009
g Letter dated 18 August 2008
h Letter dated 23 April 2009
i Letter dated 7 May 2009
j Country Profiles, Sri Lanka: undated (last reviewed 27 August 2009)
<http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/sri-lanka?profile=all>
Date accessed 17 April 2009

- k UK Supports the Rehabilitation of Ex-combatants: 4 September 2009
<http://ukinsrilanka.fco.gov.uk/en/newsroom/?view=News&id=20815306>
Date accessed 28 September 2009
- l British High Commission Comments on Vinayagamoorthi Muralitharan Aka Karuna Amman: 12 May 2008
<http://www.britishhighcommission.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1026318566273&a=KArticle&aid=1209224549774> (no longer available from the website of the British High Commission, Colombo but accessible from
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=25586>)
Date accessed 16 May 2008
- m Report of the FCO information gathering visit to Colombo, Sri Lanka 23-29 August 2009: 22 October 2009
<http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs/09/igcolombo-0809.doc>
Date accessed 6 January 2010
- p Letter dated 12 January 2010
- q Letter dated 10 September 2009
- r Letter dated 16 May 2008
- s Letter dated 22 July 2008
- t Letter dated 19 August 2008
- u Letter dated 28 August 2008

[16] **Daily News** www.dailynews.lk and **Sunday Observer** www.sundayobserver.lk
(state-owned, pro-government newspapers)

- a People endorse humanitarian mission: 27 April 2009
<http://www.dailynews.lk/2009/04/27/pol01.asp>
Date accessed 29 May 2009
- b Deserters released under special pardon: 4 November 2009
<http://www.dailynews.lk/2009/11/04/news39.asp>
Date accessed 27 January 2010
- c Bambalapitiya incident : Police to consult Attorney General: 1 November 2009
<http://www.sundayobserver.lk/2009/11/01/new23.asp>
Date accessed 8 February 2010
- e Kilinochchi a 'ghost town': 28 September 2008
<http://www.sundayobserver.lk/2008/09/28/sec01.asp>
Date accessed 29 September 2008

[17] **SAWNET** <http://www.sawnet.org/orgns/>
<http://www.sawnet.org/orgns/#SriLanka>
Date accessed 27 January 2010

[18] **International Federation of Journalists (IFJ) – Asia & Pacific**
<http://asiapacific.ifj.org/en>

- a Under Fire Press Freedom in South Asia 2008-2009, 3 May 2009
<http://asiapacific.ifj.org/assets/docs/155/069/f7e389b-13d6045.pdf>
Date accessed 20 May 2009
- b Annex Incidents of Press Freedom Violations by Country, May 2008-April 2009, 3 May 2009
<http://asiapacific.ifj.org/assets/docs/236/151/a0107ec-516e497.pdf>
Date accessed 20 May 2009
- c IFJ Welcomes Release of Tamil Editor in Sri Lanka, 27 April 2009
<http://asiapacific.ifj.org/en/articles/ifj-welcomes-release-of-tamil-editor-in-sri-lanka>
Date accessed 20 May 2009

- d Reactivation of Discredited Press Council Law a Step Backward for Sri Lanka: 25 June 2009
<http://asiapacific.ifj.org/en/articles/reactivation-of-discredited-press-council-law-a-step-backward-for-sri-lanka>
 Date accessed 27 January 2010

[19] **Gay Times**

- a Gay Guide, Sri Lanka, undated
<http://www.gaytimes.co.uk/Hotspots/GayGuide-action-Country-countryid-884.html>
 Date accessed 27 January 2010

[20] **The Guardian** <http://www.guardian.co.uk/>

- a Obituary - Velupillai Prabhakaran: 18 May 2009
<http://www.guardian.co.uk/world/2009/may/19/obituary-velupillai-parbhakaran-sri-lanka>
 Date accessed 27 May 2009
- b Sri Lankans divided by war: Tamils trapped in internment camps tell of desperate hunt for loved ones: 26 May 2009
<http://www.guardian.co.uk/world/2009/may/26/sri-lanka-tamil-tigers-camps>
 Date accessed 27 May 2009
- c 'I'm only 16. They gave me a rifle. It was heavy. They said we had to go forward. If we came back, they would shoot us': 31 May 2009
<http://www.guardian.co.uk/world/2009/may/31/sri-lanka-children-tamil-tigers>
 Date accessed 7 June 2009

[21] **Human Rights Watch** <http://hrw.org>

- b World Report 2010, Sri Lanka, Events of 2009, 20 January 2010
<http://www.hrw.org/en/node/87402>
 Date accessed 20 January 2010
- c Sri Lanka: Free Civilians From Detention Camps: 28 July 2009
<http://www.hrw.org/en/news/2009/07/28/sri-lanka-free-civilians-detention-camps>
 Date accessed 5 January 2010
- d Sri Lanka: World Leaders Should Demand End to Detention Camps: 22 September 2009
<http://www.hrw.org/en/news/2009/09/22/sri-lanka-world-leaders-should-demand-end-detention-camps>
 Date accessed 5 January 2010
- e Trapped and Mistreated - LTTE Abuses Against Civilians in the Vanni: 15 December 2008
http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/ltte1208web_0.pdf
 Date accessed 31 December 2008
- h Besieged, Displaced, and Detained -The Plight of Civilians in Sri Lanka's Vanni Region: 23 December 2008
<http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/srilanka1208web.pdf>
 Date accessed 31 December 2008
- i Letter to President Mahinda Rajapakse of Sri Lanka to Free Journalists Unfairly Held: 22 January 2009
<http://www.hrw.org/en/news/2009/01/22/letter-president-mahinda-rajapakse-sri-lanka-free-journalists-unfairly-held>
 Date accessed 2 February 2009
- j Sri Lanka: Human Rights Situation Deteriorating in the East: 24 November 2008
<http://www.hrw.org/en/news/2008/11/24/sri-lanka-human-rights-situation-deteriorating-east>

- Date accessed 25 November 2008
- k War on the Displaced - Sri Lankan Army and LTTE Abuses against Civilians in the Vanni: February 2009
http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/srilanka0209webwcover_0.pdf
 Date accessed 15 May 2009
- [22] **UN Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR), Sri Lanka** <http://www.ohchr.org/EN/Countries/AsiaRegion/Pages/LKIndex.aspx>
 a Status of Ratifications: undated
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/ratification/index.htm>
 Date accessed 2 September 2008
- [23] **PeaceWomen (Women's International League for Peace and Freedom)** <http://www.peacewomen.org/frame/contactus.html>
 a Sri Lanka (undated)
http://www.peacewomen.org/contacts/asia/sri%20lanka/sri_index.html
 Date accessed: 27 January 2010
- [24] **EU Delegation to Sri Lanka and The Maldives**
 a Commission of the European Communities, Report on the findings of the investigation with respect to the effective implementation of certain human rights conventions in Sri Lanka: 19 October 2009
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/october/tradoc_145152.pdf
 Date accessed: 11 January 2010
- [25] **Hands off Cain** <http://www.handsoffcain.info/>
 a Country status on the death penalty (updated 31 July 2009)
<http://www.handsoffcain.info/bancadati/index.php?tipotema=arg&idtema=13000554>
 Date accessed 20 January 2010
- [26] **Home for Human Rights (HHR)** <http://www.hhr-srilanka.org>
 a Women's Desk: undated
<http://www.hhr-srilanka.org/hhr/women.php>
 Date accessed: 4 January 2010
- [27] **Reporters Without Borders (Reporters Sans Frontières)** <http://www.rsf.org>
 a Sri Lanka - Annual report 2009: February 2009
http://www.rsf.org/print.php3?id_article=31004
 Date accessed 20 May 2009
 b Outrage at fatal shooting of newspaper editor in Colombo: 8 January 2009
http://www.rsf.org/print.php3?id_article=29916
 Date accessed 8 January 2009
 c Global media rights groups condemn "culture of impunity and indifference" in Sri Lanka: 21 January 2009
http://www.rsf.org/print.php3?id_article=30048
 Date accessed 21 January 2009
- [28] **United National Party (UNP)** <http://www.unp.lk/portal/>
 Date accessed 7 June 2009

- [29] **The International Lesbian and Gay Association (ILGA)** www.ilga.org
State-sponsored Homophobia - A world survey of laws prohibiting same sex activity between consenting adults: May 2009
[http://ilga.org/Statehomophobia/ILGA State Sponsored Homophobia 2009.pdf](http://ilga.org/Statehomophobia/ILGA%20State%20Sponsored%20Homophobia%202009.pdf)
Date accessed 27 January 2010
- [30] **CIA - The World Factbook – Sri Lanka**
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html>
Date accessed 14 January 2010
- [31] **Reliefweb [the online gateway on humanitarian emergencies and disasters administered by the UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA)]** <http://www.reliefweb.int/rw/dbc.nsf/doc100?OpenForm>
a Sri Lanka: Vanni Emergency OCHA Situation Report No. 18: 27 May 2009
<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900sid/MYAI-7SG2CK?OpenDocument>
Date accessed 4 June 2009
b Latest updates: mine action: undated
<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/doc116?OpenForm&rc=3&cc=lka&secid=7>
Date accessed 25 January 2010
- [32] **Centre for Reproductive Rights** <http://www.crlp.org>
Women of the World: South Asia, Sri Lanka chapter, undated
http://reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/pdf_wows_a_srilanka.pdf
Date accessed 27 January 2010
- [33] **xe.com Universal Currency Converter website**
<http://www.xe.com/ucc/convert.cgi>
Date accessed 14 January 2010
- [34] **International Committee of the Red Cross in Sri Lanka**
http://www.icrc.org/Web/eng/siteeng0.nsf/htmlall/sri_lanka?OpenDocument
b Sri Lanka: displaced people anxious for news from families: 29 May 2009
<http://www.icrc.org/Web/eng/siteeng0.nsf/html/sri-lanka-interview-270509>
Date accessed 3 June 2009
c The ICRC in Sri Lanka (undated)
http://www.icrc.org/Web/eng/siteeng0.nsf/htmlall/sri_lanka?OpenDocument
Date accessed 1 June 2009
d ICRC Annual Report 2008: 27 May 2009
[http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/7S7HWV/\\$FILE/icrc_ar_08_sri_lanka.pdf?OpenElement](http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/7S7HWV/$FILE/icrc_ar_08_sri_lanka.pdf?OpenElement)
Date accessed 1 June 2009
g Operational update, Sri Lanka: massive displacement of civilians amid escalating conflict: 15 January 2009
<http://www.icrc.org/Web/eng/siteeng0.nsf/html/sri-lanka-update-150108!OpenDocument>
Date accessed 15 January 2009
- [35] **Home Office**
a Proscribed Terrorist groups, undated
<http://security.homeoffice.gov.uk/legislation/current-legislation/terrorism-act-2000/proscribed-groups.html>
Date accessed 13 January 2010

- [36] **HelplineLaw.com** <http://www.helplineLaw.com>
 a Family laws - Sri Lanka: undated
<http://www.helplineLaw.com/law/sri%20lanka/family%20laws/family%20laws.php>
Date accessed: 24 September 2008
 (currently accessible from
<http://web.archive.org/web/20080224053730/http://www.helplineLaw.com/law/sri+lanka/family+laws/family+laws.php>
- [37] **South Asia Terrorism Portal** <http://www.satp.org>
 a Liberation Tigers of Tamil Eelam (LTTE): undated
<http://www.satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/terroristoutfits/LTTE.HTM>
Date accessed 27 May 2009
 b Sri Lanka Timeline - Year 2009
<http://satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/timeline/index.html>
Date accessed 21 January 2010
 c Sri Lanka Timeline - Year 2008
<http://satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/timeline/2008.htm>
Date accessed 30 January 2009
 d Sri Lanka Timeline - Year 2010
<http://www.satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/timeline/index.html>
Date accessed 21 January 2010
 e LTTE leaders killed during encounters with security forces in Sri Lanka, 2001-2009: undated
<http://www.satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/database/ltteleaderkilled.htm>
Date accessed 29 May 2009
 i Sri Lanka Timelines
<http://www.satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/timeline/index.html>
Date accessed 21 January 2010
- [38] **TamilNet** (pro-LTTE website) <http://www.tamilnet.com>
 a Colombo householders asked to register particulars with police: 17 April 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=29070>
Date accessed 2 June 2009
 b 2500 SLA deserters jailed, 4000 to face trial- Prison Commissioner: 11 January 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=27989#>
Date accessed 21 January 2009
 c Tamil prisoners stripped naked, beaten by Sinhala Guards: 20 January 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=28067>
Date accessed 21 January 2009
 i SLA enters Magazine prison, abuse Tamil prisoners – MP: 15 October 2008
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=27197>
Date accessed 15 October 2008
 j Welikade Tamil prisoners continue hunger strike: 20 September 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=30277>
Date accessed 16 December 2009
 n 2 Tamil civilians arrested in Wellawatte: 8 August 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=29955>
Date accessed 16 December 2009
 o 4 Tamil civilians arrested in Katunayake HSZ: 31 August 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=30128>

- Date accessed 27 September 2009**
- q SLA, Police arrest 75 Tamil civilians in Colombo: 8 May 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=29294>
Date accessed 5 June 2009
- r Court directs CID to expedite inquiry against detained Tamil civilians : 19 September 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=30267>
Date accessed 22 September 2009
- s Tamil engineer arrested in Katunayake: 21 September 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=30280>
Date accessed 24 September 2009
- t 2 Tamils arrested in Colombo: 9 August 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=29969>
Date accessed 16 December 2009
- u Tamil youth arrested in Katunayake airport: 1 August 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=29902>
Date accessed 16 December 2009
- v 8 Tamil youths arrested in Colombo: 28 July 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=29878>
Date accessed 16 December 2009
- w 3 Tamil youths, travel agent arrested in Colombo: 20 July 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=29816>
Date accessed 16 December 2009
- x Tamil political prisoners in CRP, Magazine prisons on hunger strike: 5 January 2010
<http://www.tamilnet.com/search.html?string=welikada>
Date accessed 20 January 2010
- y Welikade Tamil prisoners continue hunger strike: 20 September 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=30277>
Date accessed 20 January 2010
- z 33 Tamil detainees held without inquiry for 13 years: 5 July 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=29722>
Date accessed 16 December 2009
- aa 3 Tamil civilians arrested in Colombo: 1 July 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=29696>
Date accessed 16 December 2009
- ab 87 Welikada Tamil prisoners on hunger strike: 15 November 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=30606>
Date accessed 20 January 2010
- ac Sri Lanka parliament extends emergency: 9 September 2008
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=26883>
Date accessed 11 September 2008
- ad Tamil political prisoners' fast continues for the 4th day: 31 July 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=29901>
Date accessed 20 January 2010
- ae Tamils staying beyond 30 days in Colombo should report: SL Police: 29 December 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=30872#>
Date accessed 26 January 2010
- af 6 police personnel remanded in Angulana killings: 15 August 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=30010>
Date accessed 26 January 2010
- ag 11 police personnel remanded in assault case: SSP'son in hospital: 17 August 2009
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=30023>
Date accessed 26 January 2010

- ah 1200 Tamils languishing under custody in Western Province - SL Minister:
2 September 2008
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=26811>
Date accessed: 25 September 2008
- aj 43 Tamils arrested in Wellawatte, Wattala, Katunayake: 30 September
2008
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=27065>
Date accessed: 30 September 2008
- [39] **Sri Lanka – Department of Elections** <http://www.slections.gov.lk/>
- a Result of Parliamentary General Election April 2004
<http://www.slections.gov.lk/general.html>
Date accessed: 17 September 2008
- b Political Parties: 24 December 2008
<http://www.slections.gov.lk/pp.html>
Date accessed 2 January 2009
- c Provincial Council Elections – 2009 - Final Results, Western Province: 25
April 2009
<http://www.slections.gov.lk/Provincial/2009/Western/districts1.html>
Date accessed 29 May 2009
- d Presidential Election – 2010, Official Results, All Island Final Result: 27
January 2010
<http://www.slections.gov.lk/presidential2010/AIVOT.html>
Date accessed 28 January 2010
- [40] **Medical Foundation for the Care of Victims of Torture**
<http://www.torturecare.org.uk/>
- b Victims of Sri Lankan conflict arriving with increasingly severe scars: 9 April
2009
http://www.torturecare.org.uk/news/latest_news/2434
Date accessed 5 June 2009
- [41] **Campaign for Free and Fair Elections (CaFFE)** <http://www.caffe.lk/Home-0.html>
- a Election Day Monitoring Report: 26 January 2010
http://www.caffe.lk/Election_Day_Monitoring_Report-5-1700.html
Date accessed 28 January 2010
- [42] **Immigration and Refugee Board of Canada**
<http://www.irb-cisr.gc.ca/eng/pages/index.aspx>
- a Response to information request, LKA102742.E, Sri Lanka: The National
Identity Card (NIC); its issuance, cost, validity period, security features and
description of front and back of card, dated 8 April 2008
[http://www2.irb-
cisr.gc.ca/en/research/ndp/index_e.htm?id=878&version=printable&disclai
mer=show](http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/index_e.htm?id=878&version=printable&disclaimer=show)
Date accessed: 2 June 2009
- [43] **Ministry of Justice and Law Reforms** <http://www.justiceministry.gov.lk/>
- b Legislation passed by Parliament in 2005 (Current position - as at
December 16th, 2005)
[http://www.justiceministry.gov.lk/NEW%20LEGISLATION/vm.htm#Preventi
on%20of%20Domestic%20Violence](http://www.justiceministry.gov.lk/NEW%20LEGISLATION/vm.htm#Prevention%20of%20Domestic%20Violence)
Date accessed 5 June 2009

- [44] **Government of Sri Lanka (GOSL)** <http://www.priu.gov.lk>
- a Government Ministers: undated (last modified 12 March 2009)
http://www.priu.gov.lk/Govt_Ministers/Indexministers.html
Date accessed 27 May 2009
 - b Govt bans LTTE: 8 January 2009
http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca200901/20090108govt_bans_ltte.htm
Date accessed 8 January 2009
 - c UNDP gives identification documents to IDPs: 18 September 2009
http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca200909/20090918undp_gives_identification_documents.htm
Date accessed 22 September 2009
 - d Rehabilitation of LTTE cadres program achieve results: 25 July 2009
http://www.news.lk/index.php?option=com_content&task=view&id=10784&Itemid=44
Date accessed 5 January 2010
 - i The Constitution: undated (last updated 19 November 2003)
<http://www.priu.gov.lk/Cons/1978Constitution/Introduction.htm>
Date accessed 5 June 2009
- [45] **Colombopage** <http://www.colombopage.com/>
- a Sri Lanka's Western People's Front changes name: 26 November 2008
http://www.colombopage.com/archive_08/November2651524KA.html
Date accessed 21 January 2009
- [46] **Freedom House** <http://www.freedomhouse.org>
- a Freedom of the Press 2009, Country Reports, Sri Lanka: 1 May 2009
http://www.freedomhouse.org/inc/content/pubs/pfs/inc_country_detail.cfm?country=7707&year=2009&pf
Date accessed: 7 January 2010
 - b Freedom of The Press 2009, Table of Global Press Freedom Rankings: 1 May 2009
http://www.freedomhouse.org/uploads/fop/2009/FreedomofthePress2009_tables.pdf
Date accessed: 20 May 2009
 - c Freedom in the World 2009, Country report, Sri Lanka, 16 July 2009
http://www.freedomhouse.org/inc/content/pubs/fiw/inc_country_detail.cfm?year=2009&country=7707&pf
Date accessed: 7 January 2010
- [47] **Asian Human Rights Commission** <http://www.ahrchk.net>
- a Sri Lanka: Another complainant in a torture case shot dead, 20 September 2008
<http://www.ahrchk.net/statements/mainfile.php/2008statements/1697>
Date accessed: 25 September 2008
- [48] **Registration of Persons Department** <http://www.rpd.gov.lk>
- a Applications for identity cards for the first time: 6 May 2008
<http://www.rpd.gov.lk/answer.php?id=2>
Date accessed 2 June 2009
 - b Applications for duplicates of lost identity cards: 6 May 2008
<http://www.rpd.gov.lk/answer.php?id=3>
Date accessed 2 June 2009

- [49] **Media Centre for National Security (MCNS)/Defence News**
<http://www.nationalsecurity.lk/>
 a Convicted Army Deserters Sentenced & Imprisoned: 2 September 2008
<http://202.124.172.166/fullnews.php?id=14874>
 Date accessed 2 September 2008
- [50] **The Times**
 a The hidden massacre: Sri Lanka's final offensive against Tamil Tigers: 29 May 2009
<http://www.timesonline.co.uk/tol/news/world/asia/article6383449.ece>
 Date accessed 29 May 2009
- [51] **The International Institute for Strategic Studies (IISS)** <http://www.iiss.org/>
 [subscription only]
 a Timeline 2008: undated
http://acd.iiss.org/armedconflict/MainPages/dsp_ConflictTimeline.asp?ConflictID=174&YearID=1113&DisplayYear=2008
 Date accessed 6 January 2009
 b Latest Timelines, 2009: undated
http://acd.iiss.org/armedconflict/MainPages/dsp_ConflictTimeline.asp?ConflictID=174&YearID=1148
 Date accessed 5 January 2009
 d Political trends, undated
http://acd.iiss.org/armedconflict/MainPages/dsp_AnnualUpdate.asp?ConflictID=174&YearID=0
 Date accessed 14 December 2009
- [52] **United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA), Humanitarian Portal - Sri Lanka**
http://www.humanitarianinfo.org/srilanka_hpsl/
 a 'Sri Lanka, Vanni Emergency Situation Report #18': 27 May 2009
http://www.humanitarianinfo.org/srilanka_hpsl/Files/Situation%20Reports/Emergency%20Situation%20Report/LKRV018_OCHASituationReport_18SriLanka27May2009.pdf [also accessible from
<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900sid/MYAI-7SG2CK?OpenDocument>]
 Date accessed 29 May 2009
 b Sri Lanka - Humanitarian Snapshot: December 2009
<http://www.humanitarianinfo.org/srilanka%5Fhpsl/>
 Date accessed 26 January 2010
 c Sri Lanka: Jaffna, Kilinochchi, Mullaitivu, Mannar, Vavuniya and Trincomalee districts Situation Report # 17: 21 January 2010
http://www.humanitarianinfo.org/srilanka_hpsl/Files/Situation%20Reports/Joint%20Humanitarian%20Update/LKRN036_100102-100115-SL-IA-Sitreps-External-Joint_Humanitarian_Update-17.pdf [also accessible from
<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900SID/EGUA-7ZVPKZ?OpenDocument>]
 Date accessed 27 January 2010
- [53] **UNICEF** <http://www.unicef.org>
 a Monitoring of underage recruitment: March 2009 update, undated
http://www.unicef.org/srilanka/Monitoring_and_Reporting_June_2009.pdf
 Date accessed 4 December 2009
 b 'Child marriage and the Law': January 2008
http://www.unicef.org/policyanalysis/files/Child_Marriage_and_the_Law.pdf
 Date accessed 21 January 2009

- c Statistics, undated
http://www.unicef.org/infobycountry/sri_lanka_statistics.html
Date accessed: 4 June 2009
- d Humanitarian Action Plan 2008, undated
http://www.unicef.org/har08/files/har08_Sri-Lanka_countrychapter.pdf
Date accessed: 20 October 2008
- e Comments to the UN's Universal Periodic Review of Sri Lanka: undated
http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session2/LK/UNICEF_LKA_UPR_2008_UnitedNationsChildrensFund_uprsubmission.pdf
Date accessed: 20 October 2008
- f The state of the world's children 2009, January 2009
<http://www.unicef.org/sowc09/report/report.php>
Date accessed 16 January 2009
- g The State of the World's Children, Special Edition, Statistical Tables dated 20 November 2009, <http://www.unicef.org/rightsite/sowc/statistics.php> Date accessed 4 January 2010

[54] Internal Displacement Monitoring Centre (IDMC)/Norwegian Refugee Council <http://www.internal-displacement.org/>

- a Still over 400,000 IDPs in Sri Lanka (January 2010): 22 January 2010
[http://www.internal-displacement.org/idmc/website/countries.nsf/\(httpEnvelopes\)/1BA99DE6D29D5AE7C12575A6005CFC35?OpenDocument#44.2.1](http://www.internal-displacement.org/idmc/website/countries.nsf/(httpEnvelopes)/1BA99DE6D29D5AE7C12575A6005CFC35?OpenDocument#44.2.1)
Date accessed 27 January 2010

[55] IRIN (UN Integrated Regional Information Networks)

- <http://www.irinnews.org/>
- a Sri Lanka: Landmine clearance a long-haul effort
<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=87491>
Date accessed 26 January 2010
 - e Sri Lanka: UNICEF urges Tigers to ensure free movement out of conflict areas: 23 January 2009
<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=82529>
Date accessed 23 January 2009
 - g Sri Lanka: UN completes relocation from Tamil Tiger areas: 16 September 2008
<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=80394>
Date accessed 22 September 2008
 - h Sri Lanka: Rising concerns over thousands trapped in conflict areas: 19 January 2009
<http://www.irinnews.org/PrintReport.aspx?ReportId=82449>
Date accessed 20 January 2009

[56] Leftist Parties of the World Sri Lanka (undated, last update: 22 June 2004)

- <http://www.broadleft.org/lk.htm>
Date accessed 27 January 2010

[57] Committee to Protect Journalists (CPJ) <http://www.cpj.org>

- a Attacks on the press in 2008, Asia, Sri Lanka: 10 February 2009
<http://cpj.org/2009/02/attacks-on-the-press-in-2008-sri-lanka.php>
Date accessed 20 May 2009

- [58] **Department of Census and Statistics Sri Lanka**
<http://www.statistics.gov.lk/index.asp>
- a Statistical Abstract 2008 – Chapter II (Population)
http://www.statistics.gov.lk/Abstract_2008_PDF/abstract2008/pagesPdf/cha-pter2.htm
 Date accessed 1 June 2009
 - c Socio Economic Indicators: undated
http://www.statistics.gov.lk/Abstract_2008_PDF/abstract2008/pagesPdf/indi-cators.htm
 Date accessed 1 June 2009
 - d Statistical Abstract 2008 – Chapter XIII - Social Conditions, Grave crimes by type of crime, 2003 – 2007: undated
http://www.statistics.gov.lk/Abstract_2008_PDF/abstract2008/table%202008/Chap%2013/AB13-13.pdf
 Date accessed 1 June 2009
 - e Statistical Abstract 2008 – Chapter XIII - Social Conditions, Convicted/Unconvicted persons by ethnic group and sex , 2000 - 2007: undated
http://www.statistics.gov.lk/Abstract_2008_PDF/abstract2008/table%202008/Chap%2013/AB13-9.pdf
 Date accessed 1 June 2009
 - f Poverty Indicators, Household Income and Expenditure Information 2006/07: undated
http://www.statistics.gov.lk/HIES/Perssrel/PressConf_HISE_Poverty_Indica-tors_English.pdf
 Date accessed 1 June 2009
 - g Updated District official poverty lines (Minimum Expenditure per person per month to fulfil the basic needs)
http://www.statistics.gov.lk/poverty/monthly_poverty/index.htm
 Date accessed 27 January 2010
- [59] **EPDP News** <http://www.epdpnews.com/index.php?lng=eng>
 Date accessed 8 June 2009
- [60] **United Nations Development Programme (UNDP)**
<http://www.undp.org/>
- a Human Development Report 2009, Country Fact Sheet – Sri Lanka, undated
http://hdrstats.undp.org/en/countries/country_fact_sheets/cty_fs_LKA.html
 Date accessed 27 January 2010
- [61] **Coalition to Stop the Use of Child Soldiers** <http://www.child-soldiers.org/home>
- a Child Soldiers Global Report 2008, Sri Lanka, undated, released on 20 May 2008
<http://www.child-soldiers.org/document/get?id=1453>
 Date accessed 7 June 2009
- [62] **Minority Rights Group International (MRG)** <http://www.minorityrights.org/>
- a Overview Sri Lanka: undated
<http://www.minorityrights.org/3998/sri-lanka/sri-lanka-overview.html>
 Date accessed 1 June 2009
- [63] **Transparency International + Transparency International Sri Lanka**
<http://www.tisrilanka.org/index.php>

- a Mega Cabinets in Sri Lanka (Report No 1) Perceptions and Implications: undated
<http://www.tisirilanka.org/wp-content/uploads/megacabengpospaper.pdf>
Date accessed 1 May 2008
- b 2009 Corruption Perceptions Index: 17 November 2009
http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2009/cpi_2009_table
Date accessed 22 January 2010
- [64] **Avert** <http://www.avert.org/>
a Worldwide age of consent, undated
<http://www.avert.org/aofconsent.htm>
Date accessed 27 January 2010
- [65] **The International Centre for Prison Studies** <http://www.prisonstudies.org/>
The Prison Brief for Sri Lanka: undated (last modified 7 September 2009)
http://www.kcl.ac.uk/depsta/law/research/icps/worldbrief/wpb_country.php?country=111
Date accessed 9 September 2009
- [66] **UNIFEM (Women's fund at the United Nations)**
<http://www.womenwarpeace.org/>
a Gender Profile of the Conflict in Sri Lanka: 1 February 2008
http://www.womenwarpeace.org/webfm_send/1400
Date accessed 27 January 2010
- [67] **Ministry of Healthcare and Nutrition** <http://www.health.gov.lk>
a Health Manpower, updated on 31 December 2008
<http://203.94.76.60/nihs/BEDS/Manpower-Summary2008.pdf>
Date accessed 19 January 2010
b Beds Information: undated
<http://www.health.gov.lk/beds-information.htm>
Date accessed 25 January 2010
c Medical Institutions and Bed Strength In Sri Lanka by Hospital Type - Year 2008: undated
<http://203.94.76.60/nihs/BEDS/2008Bedsummary.pdf>
Date accessed 25 January 2010
d Western Province, Health Institutions & Bed Strength by District, Colombo District: undated
<http://203.94.76.60/nihs/BEDS/western.pdf>
Date accessed 25 January 2010
- [68] **World Health Organisation (WHO)** <http://www.whosrilanka.org/EN/Index.htm>
a The New Mental Health Policy for Sri Lanka', undated
http://www.whosrilanka.org/LinkFiles/Press_Releases_New_Mental_Health_Policy.pdf
Date accessed 25 January 2010
b Mini profile 2007, Sri Lanka, undated
http://www.searo.who.int/LinkFiles/Country_Health_System_Profile_9-Sri-Lanka.pdf
Date accessed 25 January 2010
c Country Health System Profile, Sri Lanka: undated
http://www.searo.who.int/EN/Section313/Section1524_10878.htm
Date accessed 25 January 2010
d Core Health Indicators, World health statistics 2008: undated

http://apps.who.int/whosis/database/core/core_select_process.cfm?country=lka&indicators=healthpersonnel#
Date accessed 25 January 2010

- [69] **Tamil Eelam Liberation Organisation (TELO)** <http://www.telo.org/>
Date accessed 7 June 2009
- [70] **Disability Information Resources (DINF)**
Sri Lanka (undated)
http://www.dinf.ne.jp/doc/english/intl/02rnn/srilanka_e.html
Date accessed 27 January 2010
- [71] **Department of Immigration and Emigration – Sri Lanka**
<http://www.immigration.gov.lk/index.html>
- a Citizenship (undated)
<http://www.immigration.gov.lk/html/citizenship/info.html>
Date accessed 2 June 2009
 - b General Information on Travel Documents (undated)
<http://www.immigration.gov.lk/html/passports/info.html>
Date accessed 2 June 2009
- [72] **Utopia-Asia.com** <http://www.utopia-asia.com/utopias.htm>
- a Country Listings, Sri Lanka: undated
<http://www.utopia-asia.com/tipsri.htm>
Date accessed 27 January 2010
- [73] **Equal Ground** <http://www.equal-ground.org/>
Date accessed 27 January 2010
- [74] **Women's Support Group** <http://www.wsglanka.com/index.html>
- a Introduction (undated)
<http://www.wsglanka.com/index.html>
Date accessed 27 January 2010
- [75] **Economist Intelligence Unit (EIU)** <http://db.eiu.com/> [subscription only]
- a Country Report Sri Lanka, Main report: July 2008
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=663555251&mode=pdf
Date accessed 6 August 2008
 - b Country Profile 2008, Sri Lanka, July 2008
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=633615448&mode=pdf
Date accessed 6 August 2008
 - c Country Report Sri Lanka, Main report June 2008
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=1453482730&mode=pdf
Date accessed 3 September 2008
 - d Country Report Sri Lanka, Main report January 2010
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=1955133380&mode=pdf
Date accessed 20 January 2010
 - f Country Report Sri Lanka, Main report September 2008
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=1713755556&mode=pdf
Date accessed 16 September 2008
 - g Country Report Sri Lanka, Main report October 2008
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=103874595&mode=pdf
Date accessed 6 January 2009
 - h Country Report Sri Lanka, Main report November 2008
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=743973059&mode=pdf&rf=0
Date accessed 6 January 2009
 - i Country Report Sri Lanka, Main report December 2008

- http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=1714076356&mode=pdf
Date accessed 6 January 2009
- j Country Report Sri Lanka, Main report January 2009
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=194169804&mode=pdf
Date accessed 23 January 2009
- k Country Report Sri Lanka, Main report April 2009
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=1394445324&mode=pdf
Date accessed 12 May 2009
- l Country Report Sri Lanka, Main report March 2009
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=24359587&mode=pdf
Date accessed 12 May 2009
- m Country Report Sri Lanka, Main report February 2009
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=864261871&mode=pdf&rf=0
Date accessed 12 May 2009
- n Country Report Sri Lanka, Main report May 2009
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=994506684&mode=pdf
Date accessed 27 May 2009
- o Country Report Sri Lanka, Main report November 2009
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=1455002530&mode=pdf
Date accessed 9 December 2009
- q Country Report Sri Lanka, Main report September 2009
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=744800459&mode=pdf
Date accessed 16 December 2009
- r Country Report Sri Lanka, Main report: August 2009
http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=1334749718&mode=pdf
Date accessed 16 December 2009
- [76] **International Crisis Group** <http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm>
- a Development assistance and conflict In Sri Lanka: Lessons From The Eastern Province, Asia Report N°165:16 April 2009
http://www.crisisgroup.org/library/documents/asia/south_asia/sri_lanka/ance_and_conflict_in_sri_lanka_lessons_from_the_eastern_province.pdf
Date accessed 4 June 2009
- b Sri Lanka: A Bitter Peace, Asia Briefing N°99: 11 January 2010
http://www.crisisgroup.org/library/documents/asia/south_asia/sri_lanka/b99_sri_lanka_a_bitter_peace.pdf
Date accessed 13 January 2010
- c Sri Lanka's Judiciary: Politicised courts, compromised rights, Asia Report N°172: 30 June 2009
http://www.crisisgroup.org/library/documents/asia/south_asia/sri_lanka/172_sri_lankas_judiciary_politicised_courts_compromised_rights.pdf
Date accessed 15 January 2010
- [77] **US Committee on International Religious Freedom** <http://www.uscirf.gov/>
Annual Report 2009: 1 May 2009,
<http://www.uscirf.gov/images/AR2009/additionally%20monitored%20countries.pdf>
Date accessed 1 June 2009
- [78] **PAFFREL (People's Action For Free & Fair Elections)** <http://www.paffrel.lk/>
- a Election Day report on the Provincial Council Elections for Uva Province and Local Government Elections for Jaffna Municipal Council and Vavuniya Urban Council: 8 August 2009
<http://www.paffrel.lk/pdf/PAFFREL%20Election%20Day%20Report080809.doc>
Date accessed 16 December 2009

- b Election Day Report, Elections for the Southern Provincial Council: 10 October 2009
<http://www.paffrel.lk/pdf/PAFFREL%20Election%20Day%20Report%20on%20Monitoring%20of%20Southern%20Provincial%20Council%20Elections%20,10th%20October%202009.doc>
Date accessed 20 January 2010
- c Election Day Report: 26 January 2010
<http://www.paffrel.lk/pdf/Paffrel%20Election%20Day%20Report%20,%2026th%20January%202010.doc>
Date accessed 28 January 2010

[79] International Commission of Jurists (ICJ)

- a Briefing Paper: Sri Lanka's Emergency Laws: March 2009
<http://www.icj.org/IMG/SriLanka-BriefingPaper-Mar09-FINAL.pdf>
Date accessed 16 December 2009

[80] House of Commons Library

- http://www.parliament.uk/parliamentary_publications_and_archives/research_papers.cfm
War and peace in Sri Lanka, Research Paper 09/51, 5 June 2009
<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/rp2009/rp09-051.pdf>
Date accessed 13 January 2010

[81] Centre for Monitoring Election Violence (CMEV) <http://cmev.wordpress.com/>

- a Presidential Election – 2010, Statement on Election Day: 27 January 2010
http://cmev.files.wordpress.com/2010/01/statement-on-election-day_27_01_2010_english_final.pdf
Date accessed 28 January 2010

[Return to Contents](#)